

自治体施設・インフラの
老朽化対策・防災対策のための
地方債活用の手引き
(全体版)

令和7年12月

総務省自治財政局 調整課・地方債課・財務調査課
消防庁 消防・救急課

— 目 次 —

1. 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進	…	1頁
2. 地方債活用のあらまし	…	5頁
3. 具体的な事業例	…	24頁
4. 活用可能な資金	…	69頁
5. 参考資料	…	75頁

1. 自治体施設・インフラの老朽化対策・ 防災対策の推進

自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進

1. 公共施設等の適正管理の必要性

我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設等が建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれます。

公共施設等の老朽化対策については、平成24年12月の 笹子トンネル事故を契機に、国・地方公共団体・民間事業者を挙げた喫緊の課題として強く認識されるようになり、平成25年11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

同計画において、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、インフラ長寿命化計画である「行動計画」を策定すること、さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画である「個別施設計画」を策定することとされました。

地方公共団体は、住民の生活に密着したインフラや公共施設を数多く整備・管理しており、その老朽化対策は極めて重要な課題となります。このため、総務省では、地方公共団体において行動計画の策定が進められるよう、平成26年4月に総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、各地方公共団体に対し、平成28年度末までに行動計画に相当するものとして「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

2. 公共施設等総合管理計画の策定・充実

公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにするとともに、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるものです。総合管理計画に記載すべき事項や策定にあたっての留意事項など、計画策定に際しての指針については、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(平成26年4月22日付総務省自治財政局財務調査課長通知)により示しています。

総合管理計画を策定することにより、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、公共施設等の計画的な集約化・複合化や立地適正化、長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、維持管理・更新等にかかる財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な配置を実現することを目指すものであります。

各地方公共団体における総合管理計画の策定状況をみると、令和7年3月末時点の調査結果では、全団体において策定済みとなっています。総合管理計画については、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代:『Society5.0』への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)や「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知。)等を踏まえ、各地方公共団体において、令和3年度中(新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず総合管理計画の見直しの完了が令和4年度以降となる地方公共団体については、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了)の見直しを進めていただいたところであり、令和7年3月末時点で、ほとんどの団体において見直しが完了しています。

また、見直し後の総合管理計画に基づき、令和4年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を行いました。

このような状況も踏まえ、令和4年度以降も、各地方公共団体において、見直し後の総合管理計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26年4月22日策定(令和5年10月10日最終改訂))について、必要な見直しを行い、改訂したところです。改訂後の指針を踏まえ各地方公共団体における公共施設等の脱炭素化の推進方針や、総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施する点検・診断の結果を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていく必要があります。

なお、総合管理計画の見直し・充実に当たっての参考となるよう、各地方公共団体が策定した総合管理計画については、総務省ホームページにおいて、その主たる記載内容等を他団体と比較可能な形で公表しています。

3. 公共施設等の適正管理に対する地方財政措置

総務省では、各地方公共団体において、総合管理計画・個別施設計画に基づいて推進する公共施設等の適正管理の取組に対する地方財政措置として、公共施設の集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事業等を対象とした「公共施設等適正管理推進事業債」を平成29年度に創設しました。

平成30年度以降は、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、「ユニバーサルデザイン化事業」を対象に追加しました。あわせて、財政力の弱い団体においても、これらの事業を着実に実施できるよう、長寿命化、転用、立地適正化及びユニバーサルデザイン化事業については、地方債の元利償還金に対する交付税措置率をこれまでの一率30%から、財政力に応じて最大50%まで引き上げています。

さらに、令和2年度は、複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、実施主体を拡充するとともに、長寿命化事業の対象をさらに拡充しています。

令和4年度は、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長し、長寿命化事業の対象施設に空港施設及びダム(本体、放流設備等)を追加しています。

各地方公共団体においては、予防保全の観点も含めて、老朽化対策のための基金も活用しながら、公共施設等の統廃合、長寿命化、転用等の具体的な対策に着実に取り組んでいただきたいと考えています。

4. 防災・減災対策の推進

近年、地震や豪雨・台風など、災害が大規模化・頻発化し、各自治体における防災・減災対策の重要性が一層高まっていることから、各団体におかれでは、「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」を積極的に活用いただきたいと考えています。

「緊急防災・減災事業債」については、東日本大震災を教訓として、喫緊の課題である防災・減災対策のための地方単独事業を全国レベルで早急に進めることができるよう創設したものであり、令和7年度より、消防・防災力を一層強化するため、緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備や災害応急対策を継続するための可搬式の燃料給油機の整備を追加するなど対象事業を拡充しています。

「緊急自然災害防止対策事業債」については、国の防災・減災、国土強靭化対策と連携して、地方団体が単独で防災インフラの整備を実施できるよう創設したものであり、河川の護岸整備や改修、道路の法面防護対策、急傾斜地の法面対策など、非常に幅広い防災インフラの整備に活用できるものとなっています。

「緊急浚渫推進事業債」については、通常であれば、一般財源で実施しなければならない河川等の土砂撤去や樹木の伐採を、特例的に地方債で対応できるようにしたものであり、財源の不安なく、一気に事業を行うことができるものとなっています。

これらの地方債は、いずれも、充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率が70%と、手厚い財政措置となっていますが、期限が設けられており、「緊急防災・減災事業債」と「緊急自然災害防止対策事業債」は令和7年度まで、「緊急浚渫推進事業債」は令和11年度までの時限措置となっています。

災害はいつ来るか分からないものであり、この期限内に、できるだけ早く、必要な事業に取り組んでいただけるようお願いしたいと考えております。

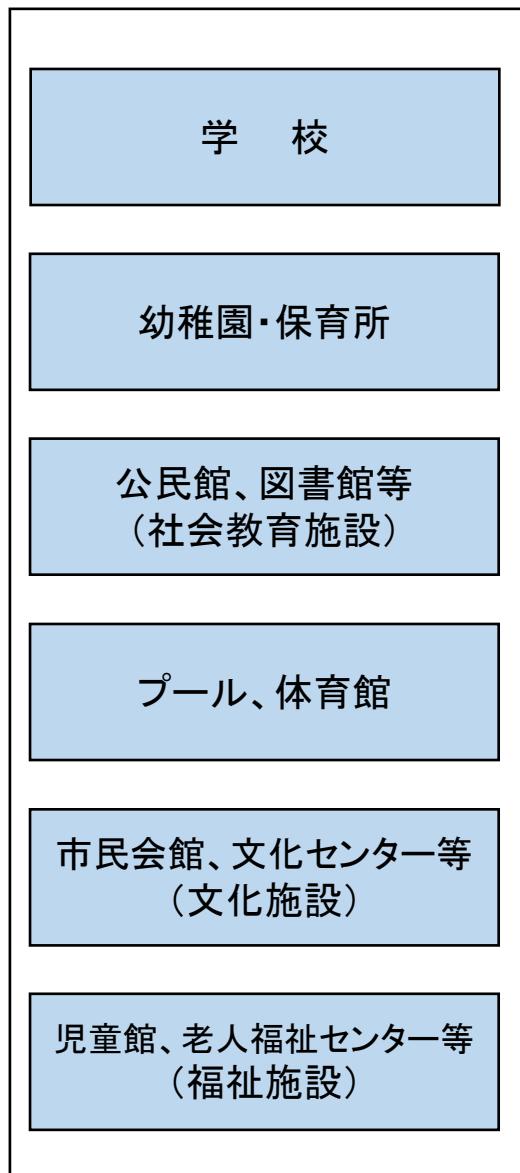
5. 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きの作成

各地方公共団体において具体的な対策を検討するに当たって参考となるよう、総務省ホームページにおいて、公共施設等適正管理推進事業債等を活用した先進事例を紹介しています。さらに各団体からは、老朽化対策や防災・減災対策を実施するに当たって、どのような地方債措置が活用できるのかをわかりやすく示していただきたいとの声を多くいただいています。

このため、今般、公共施設・インフラの老朽化対策のための地方債の活用例について、公用施設・社会基盤施設・公用施設ごとに、老朽化対策や防災・減災対策を実施する場合に、どのような地方債が活用できるかについて、わかりやすく紹介した手引きを作成しました。この手引きを首長はじめ関係者と共有いただき、積極的に活用いただき、各団体における公共施設の適正管理をより一層推進していただきますようお願いいたします。

2. 地方債活用のあらまし

地方債活用のあらまし(公共施設)



適正管理

一つの施設に集約する・
異なる種類の施設を統合する

耐用年数を延ばす

施設を他の目的に転用する

コンパクトシティを目指し
施設の機能を中心部に集める

段差を解消したり
洋式トイレを設置したりする

施設を取り壊す

①集約化・複合化事業(P10)

②長寿命化事業(P12)

③転用事業(P14)

④立地適正化事業(P15)

⑤ユニバーサルデザイン化事業
(P16)

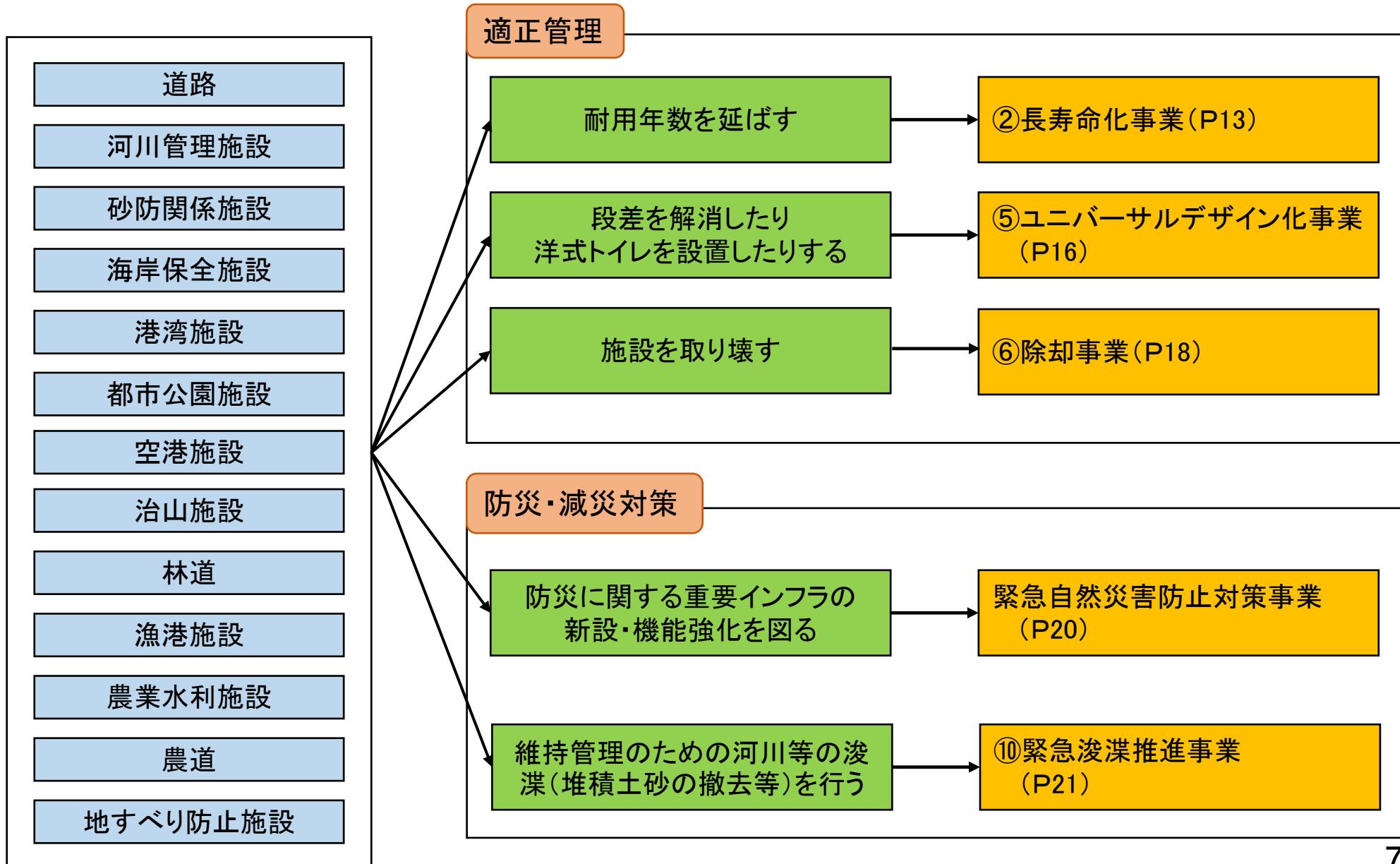
⑥除却事業(P18)

防災・減災対策

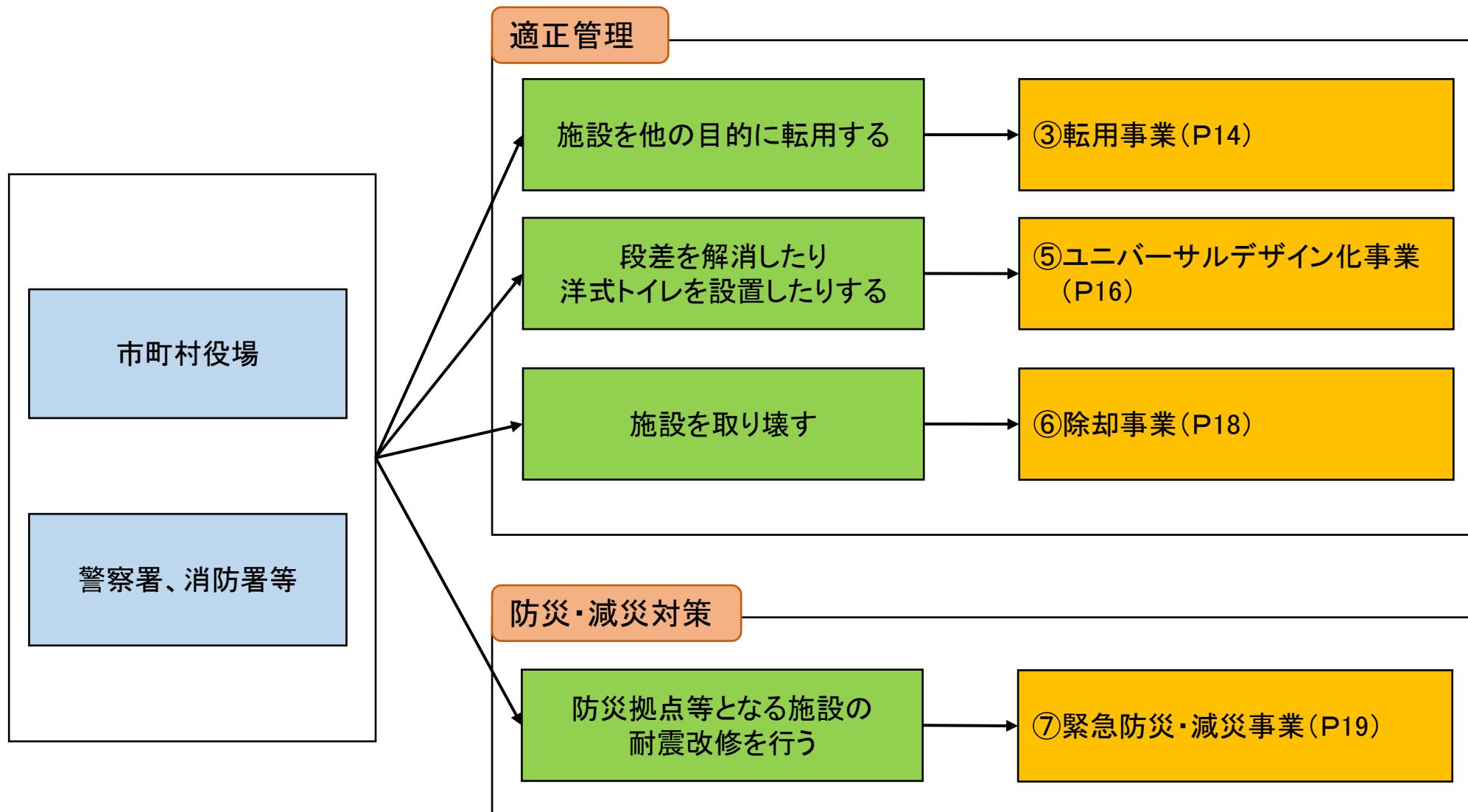
防災拠点等となる施設の
耐震改修を行う

⑧緊急防災・減災事業(P19)

地方債活用のあらまし(社会基盤施設)



地方債活用のあらまし(公用施設)



地方債活用のあらまし(参考)

区分	事業名	対象施設 ※1			参考	地方債措置	
		公共施設 ※2	社会基盤施設	公用施設		充当率	交付税措置率
適正管理	①集約化・複合化	○			・複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象 ・グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等が減少すると認められる場合は対象	90%	50%
	②長寿命化	○	○		令和4年度から空港施設、ダム(本体、放流設備)を対象に追加		財政力に応じて 30%～50%
	③転用	○ 他の公共施設への転用		○ 公共施設への転用	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能		
	④立地適正化	○			・国庫補助事業を補完する事業 ・国庫補助事業と一体的に実施する事業		
	⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象		
	⑥除却	○	○	○			—
防災・減災対策	⑦緊急防災・減災	○		○	社会基盤施設のうち、不特定多数の者が利用する施設の耐震化について対象	100%	70%
	⑧緊急自然災害防止対策		○		「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」と連携して行う単独事業		
	⑨緊急浚渫推進事業		○		各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に基づき緊急的に実施する単独事業		

(期間)①～⑥は令和8年度まで、⑦、⑧は令和7年度まで、⑨は令和11年度まで

※1 公営企業施設は対象外。

※2 公営住宅は対象外。

(留意点)適正管理の①～⑥全ては公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

①-1 集約化・複合化事業(集約化・複合化施設整備事業)

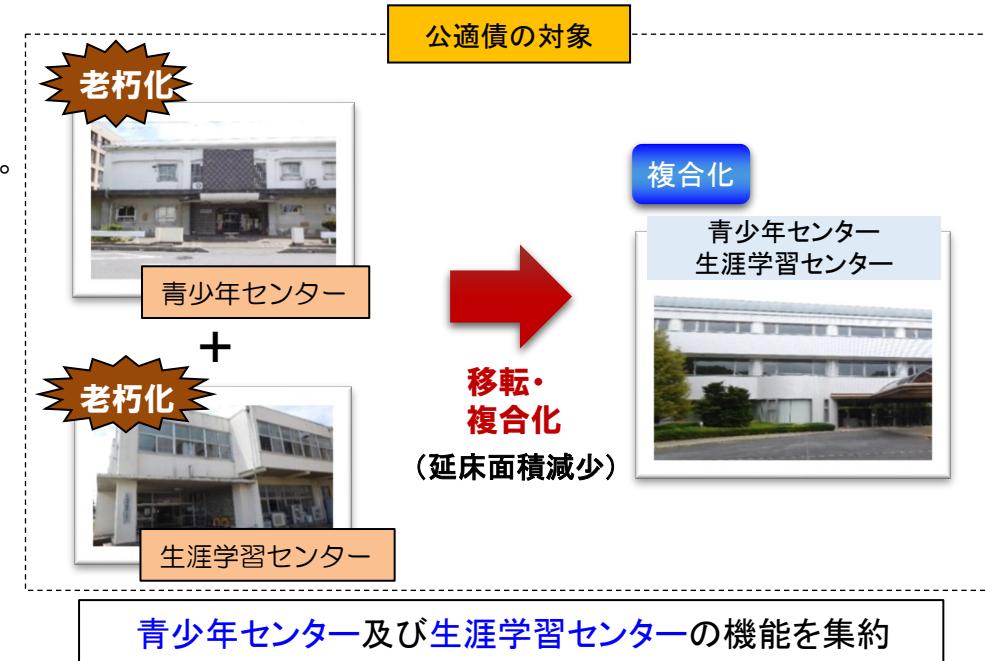
対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業(公用施設、公営住宅、公営企業施設は対象外)
- 建築物(公民館等) : 延床面積の減少を伴うもの
- 非建築物(グラウンド等) : 施設の数及び維持管理経費が減少すると認められるもの

留意事項

事業期間 : 令和4年度～令和8年度

- 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
 - 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
 - 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
 - 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
 - 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。
- (共用部分がある場合は面積按分等)



充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

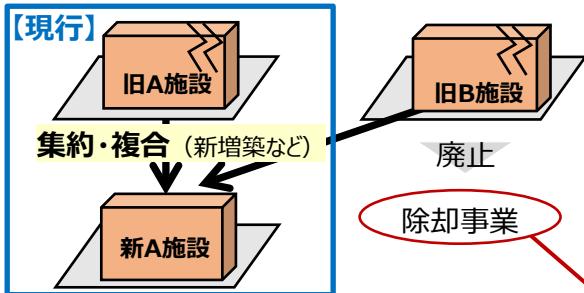
①-2 集約化・複合化事業(集約化・複合化等に伴う除却事業)

概要

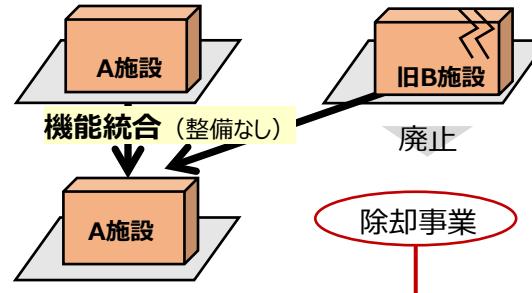
地方公共団体が公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施する、公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業について、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業:充当率90%、交付税措置率50%、令和8年度まで)の対象に追加

対象事業

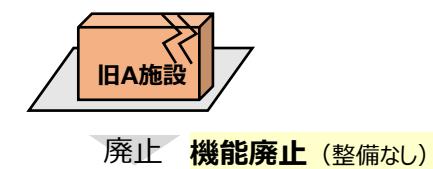
(1)施設の整備及び複数施設の統合をする場合



(2)複数施設の機能統合をする場合



(3)施設の機能廃止をする場合



※ 国庫補助や他の事業債を活用して施設整備し、統合する場合も対象

【R7拡充】集約化・複合化事業の対象に追加

要件

以下の要件をすべて満たす事業

- ① 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施するものであること
- ② (1)の場合:集約化・複合化を行った施設の供用開始から5年以内に実施するものであること
(2)及び(3)の場合:除却予定の施設の供用廃止から5年以内に実施するものであること
- ③ 集約化・複合化を行う前と比較して、施設の延床面積(非建築物の場合は維持管理費等)が減少すること ※(1)に限る

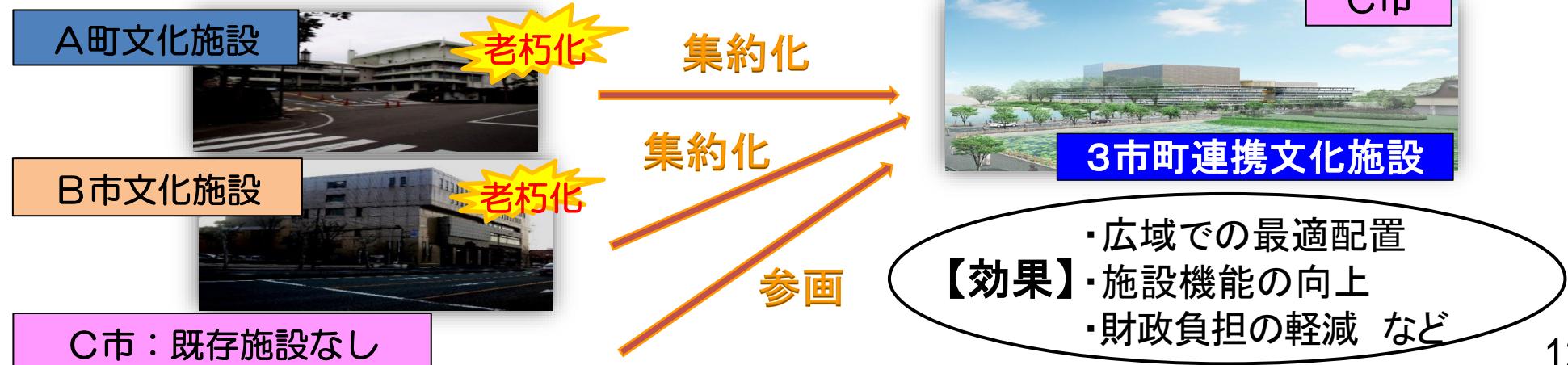
留意事項

- 経過措置として、令和6年度以前に集約化・複合化等した施設については、5年超経過したものも対象とする。
- 公用施設や公営住宅、公営企業施設等の除却事業については対象外。
- 国庫補助や他の事業債を活用した集約化・複合化事業に伴って実施する除却事業も対象とする。
- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化等に伴う除却事業も対象とする。
- 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象とする。

広域的に実施する公共施設等の集約化・複合化の推進

- 全国的に人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、公共施設等の集約化・複合化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが重要。
- 近年においては、団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、今後は、複数団体の連携による取組も積極的に推進する必要。
 - ※ H27年度に公共施設最適化事業債を創設。H29年度から公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）に移行。
(いずれも充当率 90%、交付税措置率 50%*)
 - *R7年度から追加された集約化・複合化等に伴う除却事業については、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象。
- 令和2年度から、複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組において、集約化・複合化する施設を有しない団体が当該事業による施設整備の実施主体となる場合も公共施設等適正管理推進事業債を活用可能としている。
- 令和7年度から、複数の団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費及び集約化等の円滑化のための経費について、特別交付税措置を講じている。
 - ※ 調査検討経費 : 1団体あたりの措置上限額 500万円（実際に要した経費の0.5を上限）
円滑化のための経費 : 集約化等 1件・1団体あたりの措置上限額 5,000万円
(実際に要した経費の0.8を上限、集約化等完了年度を初年度とする5年度間)

【複数団体の連携による集約化・複合化のイメージ】



複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進

- 特に取組が進んでいない複数団体による公共施設の集約化等を推進するため、集約化等に向けた調査検討及び集約化等の円滑化に係る経費に対する特別交付税措置を令和7年度より創設。
- 集約化等に伴う施設の除却事業を「公共施設等適正管理推進事業債」の対象に追加し、国土交通省と連携して集約化の取組を促進するほか、専門アドバイザーの派遣を実施。

協議の場の設定 (調査・検討)	新施設の整備	旧施設の除却	集約化等の円滑化
<p>【新規】特別交付税措置 措置率: 0.5 措置上限額: 500万円</p> <p>＜対象経費＞ 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費 ・施設の利用実態や立地等の調査・分析 ・協議会の開催、有識者の招聘 等</p> <p>※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、広域的な協議の場の設定を促進</p>	<p>公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50%</p> <p>＜対象＞ ・複数の施設を集約化・複合化する際に実施する整備事業</p> <p>＜主な要件＞ ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p>	<p>【拡充】公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50%</p> <p>※ただし、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象</p> <p>＜対象＞ ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業</p> <p>＜主な要件＞ ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p>	<p>【新規】特別交付税措置 措置率: 0.8 措置上限額: 集約等完了年度(*)を初年度として5年度間で合計5,000万円</p> <p>＜対象経費＞ 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費 ・住民への広報・説明会の開催 ・集約元施設からの移転 ・利用者増を踏まえた備品の整備 ・集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等</p> <p>* 新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)</p>
<p>【新規】専門アドバイザーの派遣 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)に広域連携分野(公共施設の集約化等)を追加 ・施設の適正配置の調査・検討、関係市町村との合意形成のノウハウ等に係る助言を実施</p>			13

②-1 公公用の建築物の長寿命化事業

対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた公用用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公用用の建築物を使用するために行う改修事業

(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

〔改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする〕

【事業イメージ】

○長寿命化例1(図書館)



法定耐用年数50年

外壁、建具、
屋根防水
の改修等

長寿命化



目標使用年数80年

○長寿命化例2(高校校舎附帯施設(格技場))



法定耐用年数47年

外壁、屋根
の改修等

長寿命化



目標使用年数60年

充当率・元利償還金に対する交付税措置

長寿命化事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%*を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

②－2 社会基盤施設の長寿命化事業

対象事業

- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等)
〔道路(舗装、小規模構造物等)、河川管理施設、砂防関係施設(昭和53年以降の技術基準で設計された砂防施設を含む。)、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設〕

留意事項 事業期間:令和4年度～令和8年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

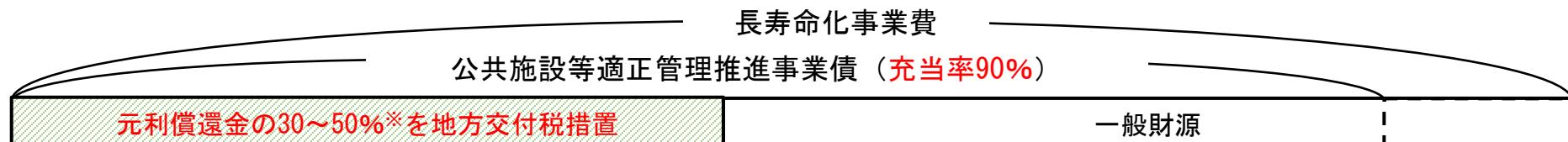
○道路 (舗装の表層に係る補修)



○都市公園施設 (テニスコートの改修) ○農業水利施設 (頭首工の補修)



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

③ 転用事業

対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。
- （転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）
- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置

【事業イメージ】

- 転用例1



転用



- 転用例2



転用



転用事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%*を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

④ 立地適正化事業

対象事業

- 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

＜事業例＞・【補完】国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

(国庫補助事業の対象とされているが国費の不足により単独で実施するもの)

・【一体】国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

(都市構造再編集中支援事業の要件を一部満たさない事業)

① 同種の誘導施設を複数整備する場合の2件目以降の事業(補助要件:同種の誘導施設は1市町村一つまで)

(都市・地域交通戦略推進事業の要件を一部満たさない事業)

② 事業規模1億円未満の事業(補助要件:1億円以上)

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間:令和4年度～令和8年度

- ・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。
(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】

公共施設を
まちなかで
適切に配置



充当率・元利償還金に対する交付税措置

立地適正化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%*を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

○ ①又は②に該当する事業

① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業

i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業

ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)

例)車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

例)授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した公共施設等総合管理計画に基づく事業であること。
- ① ii)及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費: 数十万元～数百万円(1台)



多目的トイレの整備
事業費: 400万円程度



出入口の段差解消
事業費: 30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置

ユニバーサルデザイン化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%*を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

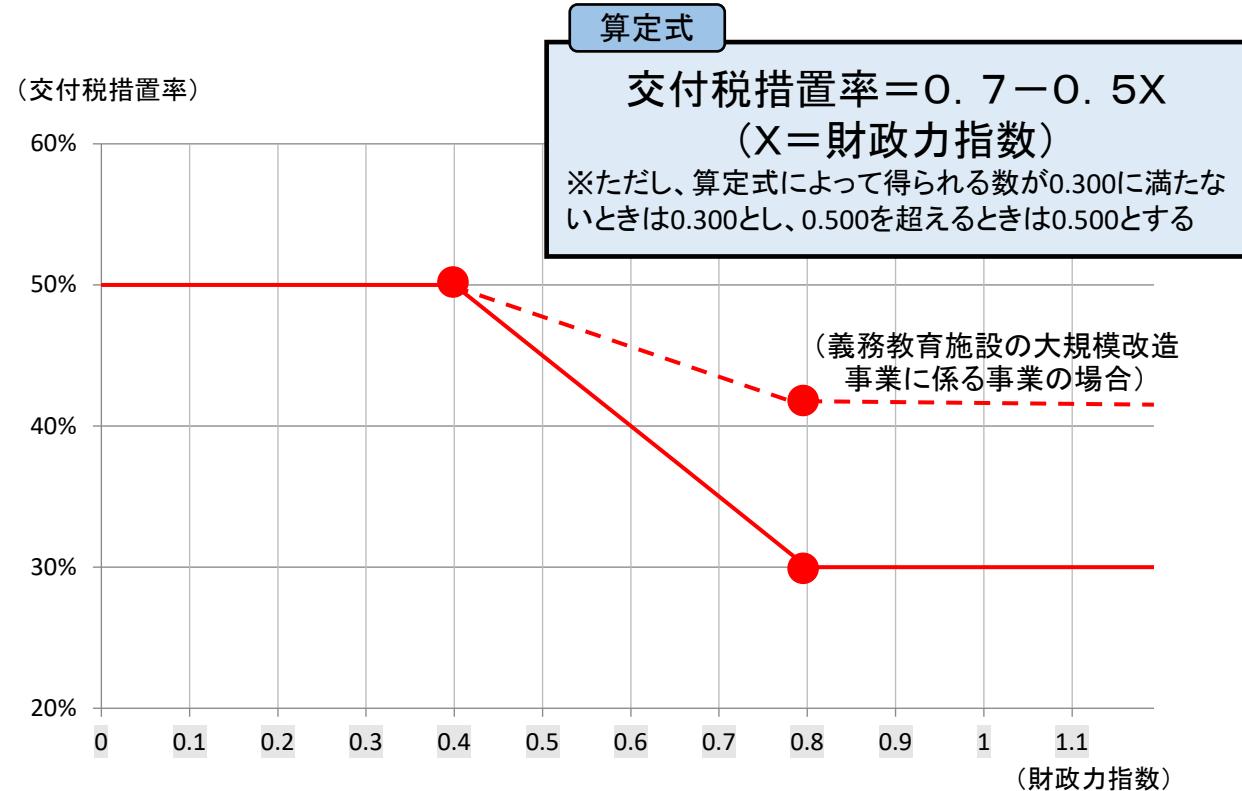
公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち、
長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る
元利償還金の普通交付税の措置率について財政力に応じて30～50%とする取扱い。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）



※ 長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

⑥ 除却事業

対象事業

- 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却
- ※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

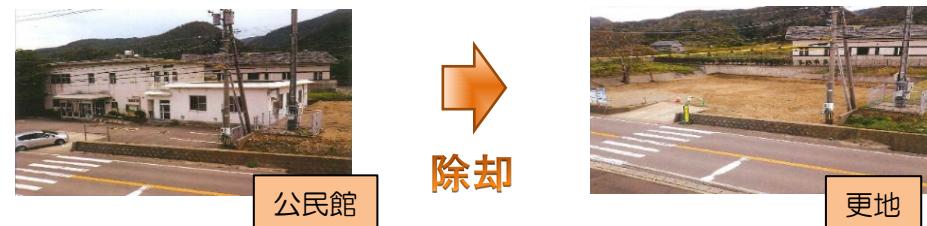
事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置

【事業イメージ】

○除却例1



○除却例2



除却事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

一般財源

※交付税措置なし

<参考>地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

⑦ 緊急防災・減災事業

- 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業（事業期間は令和7年度まで）

対象事業 ※事業費 5,000億円（令和7年度）

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備など）
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化など）
- ③ 浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設
- ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備など）
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 令和7年度は、新たに、次の事業を対象事業に追加

緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備、災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備、応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備、新型Jアラート受信機の整備

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



避難階段の整備



防災行政無線のデジタル化



公共施設の耐震化

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急防災・減災事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

※ 令和7年度までに建設工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

事業期間終了後の在り方については、地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

⑧ 緊急自然災害防止対策事業

- 国の防災・減災、国土強靭化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業（事業期間は令和7年度まで）

対象事業 ※事業費 4,000億円（令和7年度）

- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業

【対象施設】治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災、下水道

※ 令和7年度は、新たに、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策（基層及び路盤を含む対策）を対象事業に追加

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

※ 令和7年度までに建設工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる
事業期間終了後の在り方については、地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

⑨ 緊急浚渫推進事業

- 河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、地方団体が単独で実施する浚渫事業（事業期間は令和11年度まで（地方財政法を改正））

対象事業 ※事業費 1,100億円（令和7年度）

- 地方団体が、各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫（地方単独事業）

※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象

※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※3 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

※4 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を指す

※5 令和7年度は、新たに、農業用排水路に係る浚渫を対象事業に追加

【事業イメージ（河川の浚渫）】

（浚渫前）



（浚渫後）



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急浚渫推進事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

3. 具体的な事業例

・集約化・複合化施設整備事業	… 25頁
・集約化・複合化等に伴う除却事業	… 36頁
・集約化・複合化事業＋転用事業	… 37頁
・長寿命化事業	… 38頁
・長寿命化事業＋ユニバーサルデザイン化事業	… 43頁
・転用事業	… 44頁
・立地適正化事業	… 47頁
・ユニバーサルデザイン化事業	… 50頁
・緊急防災・減災事業	… 52頁
・緊急自然災害防止対策事業	… 60頁
・緊急浚渫推進事業	… 66頁

集約化・複合化施設整備事業 ①

茨城県鹿嶋市(人口6.7万人)「屋内温水プール整備事業」

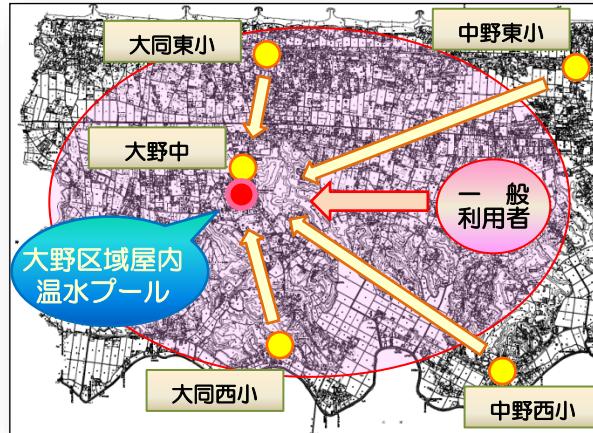
事業の概要

築40年が経過し老朽化が著しく、修繕費や維持管理が負担となっている5つの小・中学校の屋外プールの機能を集約した上で、一般の方も通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールとして整備する。

事業のポイント



集約化



小・中学校の学校プールと市民プールとしての機能を併せ持つ、効率性・利便性の高い施設へ



住民との連携

施設の集約化にあたり、市、学校関係者、地域住民等による検討組織を立ち上げたほか、地区公民館、プール統合対象学校の児童・生徒・担任等にアンケート調査を実施し、住民や利用者との連携や協働を図った。

集約化

5つの学校プールを1つの屋内温水プールとして整備することで、清掃やメンテナンスなどの維持管理も容易になり、負担軽減。※プール延床面積 $4,228.8\text{m}^2 \rightarrow 771.56\text{m}^2$ に集約。

事業の効果

- 学校のみの利用であったプールを通年利用の屋内温水プールとすることで利便性が向上する。
- 施設の老朽化により不安のあった維持管理がなくなり、学校及び市の負担が軽減される。
- 幼児から高齢者がプールを通して交流できる施設となり、地域のにぎわいを創出する。

集約化・複合化施設整備事業②

愛知県岡崎市(人口38.7万人)「額田センター整備事業」

事業の概要

額田支所周辺の老朽化した5つの公共施設について、規模の適正化、複合化を図り、機能の拡充をした上で複合施設「額田センター」として整備。

事業のポイント

【課題】

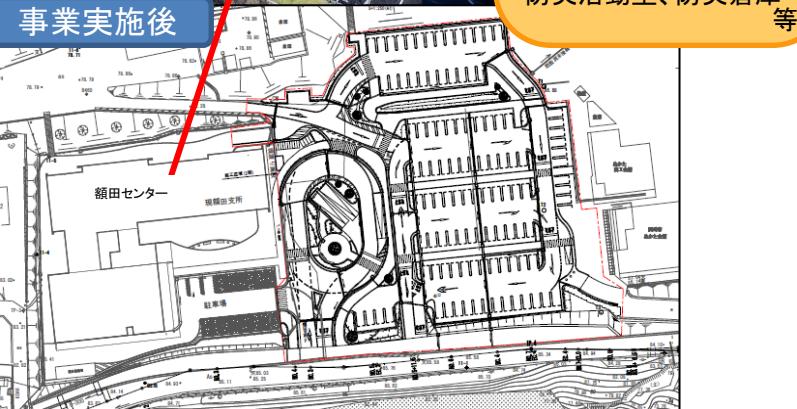
- ・老朽化した施設、耐震性のない施設の存在
- ・他地域の施設量や利用状況と比較して施設規模が全体的に過大
- ・5施設の利用動線が悪い

施設名	延床面積(m ²)
旧額田支所(未利用)	1,362.74
額田支所	784.72
額田図書館	562.35
森の総合駅	505.42
ぬかた会館	718.16
合計	3,933.39

複合化
(延床面積を約50%縮減)

施設名	延床面積(m ²)
額田センター	1,975.77

※ぬかた会館は学区住民の
コミュニティー活動の拠点施
設に転用予定



- 新施設機能
〈行政関係機能〉
支所、福祉総合相談窓口等
〈市民交流機能〉
集会室、和室等
〈社会教育機能〉
図書館、森の駅情報コーナー
〈地域防災拠点機能〉
防災活動室、防災倉庫等

事業実施前



事業実施後

事業の効果

- 利用者の動線や機能の集約によって、施設の利便性が高まり、効率性が図られ、一体的な利用が可能となる。
- 地域住民が一箇所に集まることで、ふれあいや交流が生まれ、地域の市民活動が促進される。
- 当センターを中心とした地域自治・生活拠点、防災拠点が整備され、ランドマークとしての重要性が高まる。

集約化・複合化施設整備事業③

茨城県ひたちなか市(人口15万人)「子育て支援・多世代交流施設整備事業」

事業の概要

中心市街地に立地している民間企業の遊休施設を市が取得し、老朽化した青少年センター及び生涯学習センターの機能を移転するとともに、新たに子育て支援機能及び地域交流機能を加え、複合施設として整備する。

事業のポイント

老朽化



青少年センター

+

老朽化



生涯学習センター

移転・
複合化

○ 民間企業の遊休施設を取得し整備

複合化

青少年センター
生涯学習センター

追加

子育て支援機能
地域交流機能

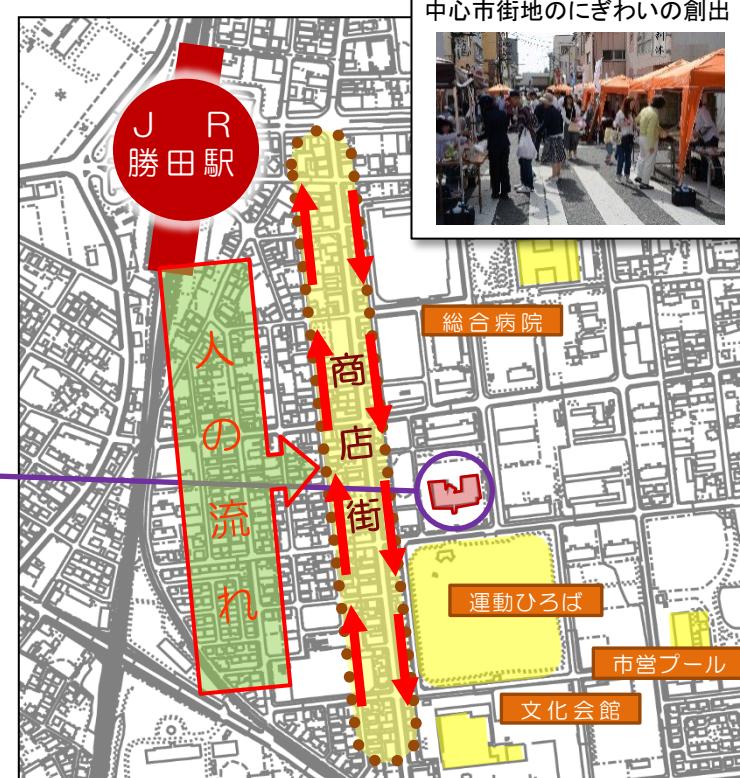


複合化

青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約
公共施設最適化事業債を活用(床面積1,628m²→1,621m²)

追 加

子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等)
及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加



事業の効果

- 商店街に隣接する遊休施設を有効活用することにより、利用者の利便性が向上する。
- 利用者の異なる機能を1か所に集め、複合施設として整備することにより、多世代の交流を促進する。
- これらによって、コミュニティの活性化を図るとともに、中心市街地のにぎわいを創出する。

集約化・複合化施設整備事業④

大阪府岸和田市(人口19.5万人)「新福祉センター整備事業」

事業の概要

市の中心駅近くに立地している高齢者関連施設の建替えに合わせて、市内に分散している障害者支援施設や児童福祉施設の機能を「都市中枢ゾーン」内に移転し、複合施設として整備する。

事業のポイント

- 総合計画及び公共施設等総合管理計画を連携させることで、まちづくり関係施策を連携させた事業を構築する。

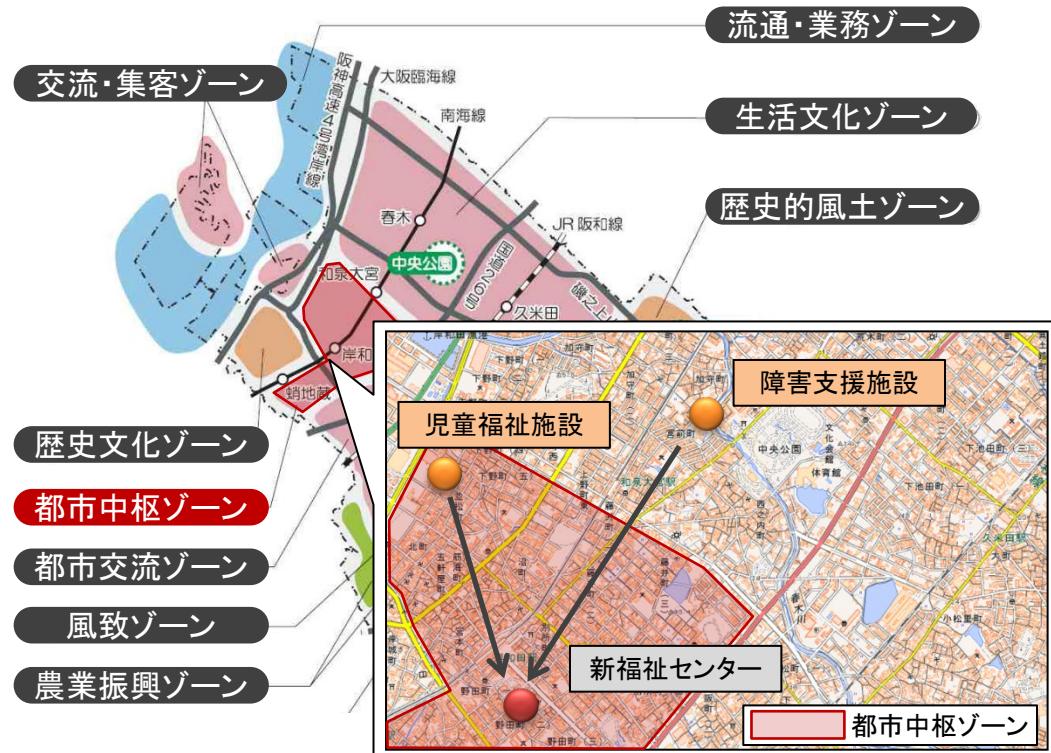
総合計画

岸和田駅周辺を「**都市中枢ゾーン**」として位置づけ、中心市街地の一角として、商業・業務など**都市機能の集積**を図るとともに、**地域福祉**を考慮し、市の中枢拠点としてにぎわいの創出を図る。

公共施設等総合管理計画

長期的な視点で人口動向や財政状況を見据え、適正な保有量を検討するとともに、地域のニーズや利用状況等を鑑み、**集約化**や**複合化**等、施設の再配置により**公共施設等の適正化**を図る。

岸和田市総合計画におけるまちづくりゾーン図



事業の効果

- 分散している福祉施設機能を1か所に集めることにより、人が集まる都市の拠点をつくり、市の玄関口にふさわしいにぎわいの創出に寄与する。
- 将来的には、市庁舎移転の第一候補地として検討しており、今後の一層の都市機能の強化も見込まれる。28

集約化・複合化施設整備事業⑤

福岡県飯塚市(人口13万人)「小中一貫校建設事業(幸袋中学校区小中一貫校)」

事業の概要

学校施設の老朽化が進行するとともに、人口(児童・生徒)が減少することを踏まえ、2つの小学校及び1つの中学校を施設一体型の小中一貫校として集約する。(小学校に併設されている児童館も同時に移転し、統合。)

事業のポイント

小中一貫校の施設整備に当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートや意見交換を行った。

○学校再編整備等に関するアンケート

市全体における学校の再編整備計画を策定するに当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートを実施した。

アンケートの内容

- ・小規模な学級編成(1学年1学級など)が存在していることに対する考え方
- ・小中一貫教育の効果
- ・老朽化による建替えの是非
- ・小学校及び中学校の通学方法及び通学距離

アンケートを踏まえ、「**飯塚市立小学校・中学校再編整備計画**」を策定した。

計画では、12の中学校区それぞれについて再編の方針が定められ、幸袋中学校区においては、幸袋小学校、目尾小学校及び幸袋中学校を施設一体型の**小中一貫校**として**統合**することとされた。

※併設されている児童館も同時に移転し、統合

○建設適地の比較検討

「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」に基づき新たな学校を建設するため、保護者や地域住民を中心に建設適地を検討した。

市が提示した3つの候補地について、保護者全員を対象に実施した候補地選定に関するアンケートを参考に、周辺環境や通学路の安全性等、**10項目(49細項目)**の評点を行った。

保護者及び**地域住民**により構成される「**小中一貫校建設基本構想検討会**」において、上記の評点等を参考に、それぞれの候補地について意見交換したうえで、**投票による選定**を行った。

自治会長、PTA及び**有識者**で構成される「**建設適地検討協議会**」にて**①安全性、②周辺環境、③通学距離**の観点から再度選定を行い、教育委員会に建議した。

事業の効果

- 建設する小中一貫校の整備方針及び建設適地について、保護者や地域住民が主体となって検討したこと、今後導入される小中一貫教育を地域全体で支えることが期待される。

集約化・複合化施設整備事業 ⑥

事業の概要

千葉県習志野市(人口17.3万人)「大久保地区公共施設再生事業」

京成大久保駅周辺1km圏内にある4つの施設(公民館、図書館、児童館等)と、同駅前に立地する3つの同種の施設の機能を統合し、PFI事業により、同駅に隣接する中央公園内に2つの新たな生涯学習施設を整備する。

事業のポイント



習志野市の公共施設再生のモデル事業



事業の効果

- 駅前に立地する公共施設としての利便性を確保するとともに、都市公園の有効活用ができる。
 - 民間活力を導入した公共施設の複合化によって、整備費と維持管理・運営コストの削減が図られる。
 - 生涯学習施設整備事業と民間付帯事業(カフェ及び若者向け賃貸住宅)を一体的に実施することにより、多世代が交流する賑わいの場の創出と、定住人口の増加が期待できる。

集約化・複合化施設整備事業 ⑦

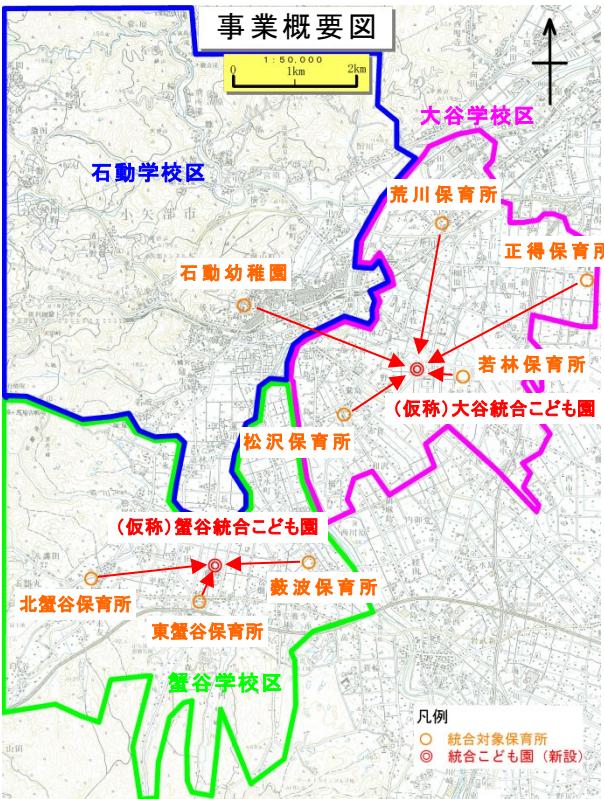
事業の概要

富山県小矢部市(人口3.0万人)「統合こども園整備事業」

いするぎ おおたに

児童数の推移や新たな保育サービスの要望に対応するため、石動・大谷学校区に存在する5保育所等を1つに、蟹谷学校区に存在する3保育所を1つに統合し、子育て支援センターを併設したこども園を整備する。

事業のポイント



(仮称)大谷統合こども園



- 松沢保育所
- 正得保育所
- 荒川保育所
- 若林保育所
- 石動幼稚園

集約化

(仮称)大谷統合こども園

延床面積: 3,073m² → 2,633m²

(仮称)蟹谷統合こども園



- 北蟹谷保育所
- 薮波保育所
- 東蟹谷保育所

集約化

(仮称)蟹谷統合こども園

延床面積: 1,879m² → 1,826m²

機能追加・・・新統合こども園に子育て支援センターを新たに併設

延長保育、土曜保育、休日保育、病児保育(体調不良児対応型)の保育サービスを拡充

住民理解・・・「小矢部市立幼稚園及び保育所統廃合・民営化等推進委員会の最終答申」を踏まえ、

既存施設では対応困難だった保護者ニーズについて、統合により開園日の追加等保育サービス等の拡充が可能となることを、住民・保護者への説明会等を通じ理解を得て実施

事業の効果

- 新たに子育て支援センターを併設するとともに、多様な保護者ニーズに応えられる保育サービスを提供する。
- 複数地区に分散していた施設の集約により、維持管理・更新費用を抑えることができる。

集約化・複合化施設整備事業⑧

事業の概要

北海道東神楽町(人口1.0万人)「複合施設整備事業」

昭和40年代頃から中心市街地に建設されている公共施設のうち、老朽化し、または現行の耐震基準を満たしていない施設について、よりコンパクトなまちづくりのため、各機能を集約して複合化する。

事業のポイント

- 中心市街地において、特に、老朽化し耐震性の確保が必要となる公共施設について、複合化を実施。
- この検討に当たっては、20名の町民で構成する検討委員会を設置し、基本構想や基本計画の策定に際して同委員会から意見を聞くなど、住民との連携を重視した。



青年会館

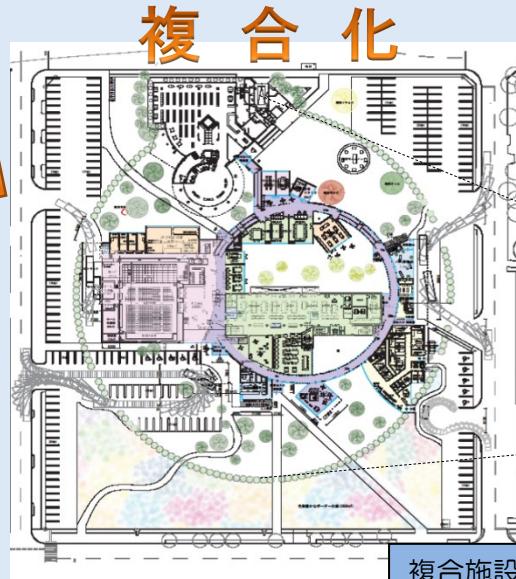
事業実施期間: R元～R3年度
総事業費18.0億円



総合福祉会館



交通指導会館



複合施設

※ 複合施設には、この4施設のほか、役場庁舎の一部機能や文化ホール、診療所等も含まれる予定(公適債非充当)



完成イメージ図



バスセンター

事業の効果

- 町のシンボル(顔)として、施設整備と併せ、隣接の公園や沿道と一体の空間整備を行うことで、街並みをリードする景観を形成する。また、バスセンターの複合化により、交通拠点としての機能も加えることで、にぎわいの創出を図る。
- 町では、複数施設を複合化することで、整備費や今後60年間の維持管理費も含めたコストが約5.7億円削減されるものと試算している。

集約化・複合化施設整備事業 ⑨

事業の概要

兵庫県伊丹市(人口19.7万人)「総合ミュージアム等複合化事業」

老朽化が進む、美術館や工芸センター等からなる市立複合施設「みやのまえ文化の郷」と市立博物館を、伊丹市の歴史・芸術・文化を発信する新たな拠点複合施設「総合ミュージアム」として再整備する。また、併せて、有効に活用されていなかったスペースを活用し、市立博物館の歴史収蔵庫の移転整備を行う。

事業のポイント

- ①各施設の一体利用
- ②施設の魅力向上・まちのにぎわい
- ③ユニバーサルデザイン
- ④機能回復・向上、老朽改修



老朽化

市立博物館

+

 複合化

老朽化

みやのまえ文化の郷

歴史収蔵庫を移転

完成イメージ図



総合ミュージアム

再編前

施設名	延床面積
みやのまえ文化の郷 (美術館、工芸センター、伊丹郷町館、柿衛文庫)	5,332m ²
博物館	1,857m ²
平松自転車駐車場	1,604m ²
合計	8,793m ²

再編後

事業名	延床面積
(新)総合ミュージアム	5,948m ²
(新)総合ミュージアム(歴史収蔵庫)	383m ²
平松自転車駐車場	1,221m ²
合計	7,552m ²



歴史収蔵庫

複合化 + スペースを有効活用



自転車駐車場

事業の効果

- 歴史・芸術・文化施設を「総合ミュージアム」として一体的に整備することで、各分野の連携による新たな魅力や価値を創出するとともに、観光分野の強化にもつながる。
- 老朽化した博物館を除却し、既存施設に複合化することで、維持管理経費が削減できる。また、設備(照明、空調、エレベーター等)の改修・更新を行うことで、施設の長寿命化や利用効率化が図られる。

集約化・複合化施設整備事業⑩（県市連携）

事業の概要

秋田県（人口97.7万人）、秋田市（人口30.8万人）「県・市連携文化施設整備事業」

県と市が文化施設の整備に関する基本協定を締結し、老朽化により施設利用者のニーズに対応することが難しくなった秋田県民会館と秋田市文化会館の両施設の機能を集約した、県・市連携文化施設を整備する。

事業のポイント



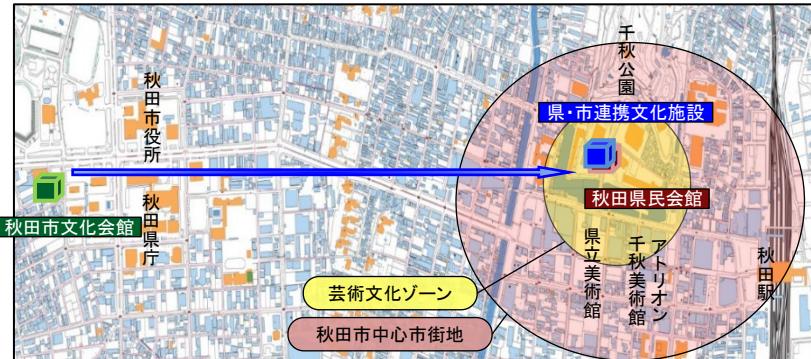
県・市連携協定締結の経緯

■平成25年度

知事と市長が、老朽化が進む両施設について、「県市連携による再編整備の検討」を表明（H25.4）

■平成28年度

県・市連携文化施設の整備に関する基本協定締結（H29.1）



県・市連携協定締結＋集約化

県・市連携協定締結のポイント

- ◎業務分担…施設を連携して整備するため、県・市双方の職員による推進体制を構築
- ◎負担のあり方…ホール面積割合を基本とし、県・市双方が負担



集約化

事業年度：平成29～令和3年度
県民会館と市文化会館を廃止し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県と市が共同整備

（延床面積）
計： $23,588\text{m}^2 \rightarrow 22,653\text{m}^2$
〔県： $9,304\text{m}^2$ 〕
〔市： $14,284\text{m}^2$ 〕
※約4%減少

事業の効果

- 県と市の共同整備により、それぞれ単独の建替えよりも、整備費と運営管理コストの縮減が図られる。
- 秋田市中心部という立地を活かし、日常的に人が集い交流できる施設となり、まちの賑わいが創出される。
- ホールの一体的・広範な利用が可能となり、これまで実施することができなかつた規模・種類の公演が実施できるようになるなど、発表・鑑賞機会の充実が図られる。

集約化・複合化施設整備事業 ⑪ (市町村連携)

事業の概要

福井県越前市(人口8.0万人)、南越前町(人口0.9万人)「新斎場整備事業」

隣接している越前市と南越前町が「新斎場整備事業に係る連携協約」を締結し、火葬炉の入れ替え時期を迎えた越前市斎場の建替えに併せて、南越前町の斎場を集約化する。

事業のポイント



連携協約締結の経緯

■令和5年度
南越前町から越前市に、「今庄地域住民の越前市斎場受入についての要望書」提出(R5.10)
今庄地域住民のほとんどが越前市で葬儀を行っており、利便性の向上を図るため

■令和6年度
「越前市と南越前町との新斎場整備事業に係る連携協約」締結(R6.7)

連携協約締結+集約化

連携協約締結のポイント

- ◎業務分担: 越前市が中心となり、南越前町と連携して取り組む
- ◎費用負担: 負担割合は人口按分による



※同敷地内での建替え



集約化

■事業年度: 令和5~11年度
■越前市斎場と今庄斎場を集約した新斎場を整備。
新斎場供用開始後、両既存斎場を除却。
■延床面積
計: $1,019.46m^2 \rightarrow 945.96m^2$ ※約7.2%減少
(市: $689.57m^2$)
(町: $329.89m^2$)

事業の効果

- 単独での建替えよりも、延床面積や火葬炉数を抑えることができ、整備費の縮減が図られる。
- 建設後についても、越前市及び南越前町の双方において施設維持管理費・修繕費・改修費の削減が見込める。

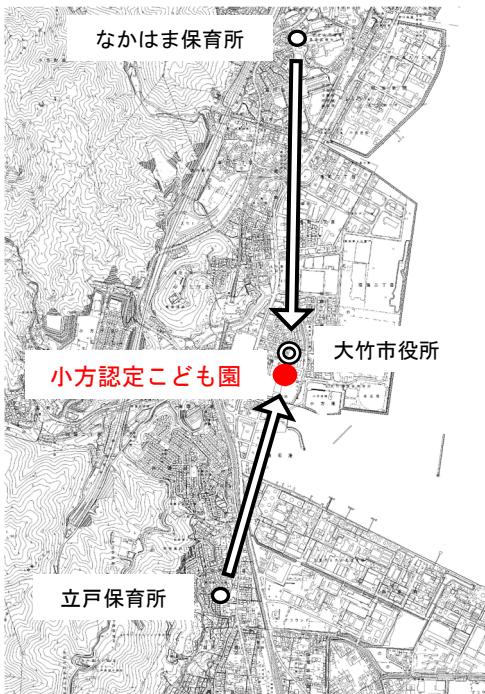
集約化・複合化等に伴う除却事業

事業の概要

広島県大竹市(人口2.5万人)「なかはま保育所、立戸保育所集約化に伴う除却事業」

駐車場の狭さを要因とする送迎時の道路渋滞の解消と、土砂災害警戒区域からの移転を目的に、2つの保育所を認定こども園に統合したことに伴い、統合前の保育所を除却するもの。

事業のポイント



総合的な子育て支援の充実を図るため、機能を追加するとともに、関係機関と連絡調整しやすい市役所敷地内に建設



集約化

R2~3年度 建設工事
R4.4 供用開始
延床面積: 1,936m² → 1,765m²

R7~8年度
除却

- 追加機能（別財源で整備）
 - ・子育て世代包括支援センター機能
 - ・母子保健事業実施機能
 - ・就学前～小学校低学年の児童を対象とした児童館機能

事業の効果

- 統合移転新設により年齢別の保育室が整備でき、待機児童が解消された。
- 一定の広さの駐車場が整備できたことにより、送迎時の道路渋滞等が解消された。
- 施設の集約により、維持管理経費が減少した。
- 財源不足により除却できなかった施設を除却することで、跡地の有効活用を推進できる。

集約化・複合化事業 + 転用事業

事業の概要

岐阜県瑞浪市(人口3.7万人)「瑞浪北中学校施設整備事業」

老朽化している瑞陵中学校、釜戸中学校、日吉中学校の3校を統合し、瑞浪北中学校を新たに整備するとともに、統合前の日吉中学校を転用し、日吉小学校を整備する。

事業のポイント

<事業の背景>

- 瑞浪市内の児童生徒数の減少及び小学校、中学校の老朽化
- 将来的な維持管理コストの削減

旧瑞陵中学校

除却

旧釜戸中学校

充当国庫補助金: 1272.6百万円

- 公立学校施設整備費負担金
- 学校施設環境改善交付金
- サステナブル建築物等先導事業補助金

中学校機能を集約化

瑞浪北中学校



旧日吉中学校

売却

小学校に転用

旧日吉小学校

除却

新日吉小学校

事業の効果

- 3校を1校に統合することにより、長寿命化改修、建替えを行う場合と比較して約15億円の費用削減になる。
※ 長寿命化改修、建替え: 約56億円 → 3校を1校に統合: 約41億円
- 中学校を小学校に転用することにより、転用しない場合と比較して約7億円の費用削減になる。
※ 転用しない場合(旧日吉小の改修): 約10億円 → 転用する場合(旧日吉小の除却、旧日吉中の転用): 約3億円
- 釜戸中学校については、売却による売却費用効果(約3億円)も見込まれている。

事業の概要

岐阜県瑞浪市(人口3.7万人)「稻津幼稚園大規模改修事業」

老朽化した稻津幼稚園の長寿命化改修事業を行う。

事業のポイント

＜事業の背景＞

- ・現稻津幼稚園の老朽化（築後30年経過）
- ・若者世代の転入増加と、これにともなう保育室の不足
- ・地域が一体となった保育支援の必要性



長寿命化

稻津幼稚園



稻津幼稚園



- ・地域の実情に沿った保育環境の充実が必要
- ・より費用対効果の高い施設整備が求められている。

長寿命化事業

- ・外壁改修
- ・屋根防水工事
- ・空調設備改修
- ・保育室の増設

→法定耐用年数**47年**を超えて
使用目標年数**60年**に設定

事業の効果

- 施設の長寿命化を図ることにより、建替えによる場合と比較して約1.1億円のコスト削減になる。
※幼稚園の建替え:約4.0億円 → 長寿命化:約2.9億円

長寿命化事業（公共施設）②

事業の概要

福島県須賀川市(人口7.7万人)「須賀川市文化センター耐震補強改修工事」

開館以来約40年を経過し老朽化した文化センターについて、耐震補強と劣化改修を実施することで長寿命化を図る。

事業のポイント

- 開館後約40年を経過した施設の耐震補強や、特定天井の改修を行うとともに、老朽化が著しい内外装や設備機器等の劣化改修を行い長寿命化を図った。



老朽化

須賀川市文化センター【改修前】

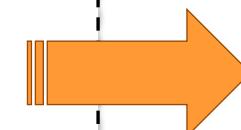
長寿命化



須賀川市文化センター【改修後】

事業実施期間:H30～R2年度
総事業費25.4億円

- 施設の耐震補強
- 特定天井の改修
- 内外装の劣化改修
- 設備機器等の劣化改修



建替えと比較し
約65億円の
事業費の削減

事業の効果

- 公共施設等適正管理推進事業債を活用することで、耐震補強と国費の対象にならない設備等の改修工事を一体的、効率的に実施することができる。
- 本施設は今後30年間の利活用を目指すものであるが、本件の耐震補強と施設改修の費用は約25億円である一方、建替え費用の想定額は90億円以上であり、事業費の削減につながっている。

長寿命化事業（社会基盤施設）①

滋賀県（人口141万人）「大津信楽線舗装補修事業」

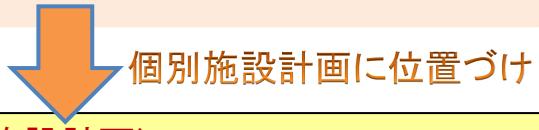
事業の概要

供用後、約40年以上が経過し、老朽化した大津信楽線における舗装の修繕工事（H30年に実施）

事業のポイント

【課題】

- ・道路施設の高齢化や更新時期の集中等により、維持管理に要する費用が増加し、財政の圧迫が懸念されている。
- ・舗装の劣化によるひび割れや剥離が見られ、安全な通行に支障を生じるおそれがあった。



滋賀県 舗装修繕計画（個別施設計画）

- （目的）客観的な指標に基づく修繕を行うことで、県内の路面状態の改善を図る
（対応）舗装状態を評価する指標として全国的に用いられているMCI※を用いて目標を設定し、優先順位付け

※MCI（Maintenance Control Index:維持管理指數）

「ひび割れ率」、「わだち掘れ量」、「平たん性」の3つの要因を組み合わせ、舗装の破損の程度を総合評価した指數。



事業の効果

- 今回の工事により、10～15年長寿命化することが見込まれる。
- 交付金の対象とならないが補修の必要があるものについて、公共施設等適正管理推進事業債を活用することで県の負担が軽減され、より多くの箇所の修繕を行うことができる。

長寿命化事業（社会基盤施設）②

神奈川県相模原市(人口72.2万人) 準用河川姥川河床洗堀対策事業(護岸)

事業の概要

河川の流水作用による河床洗堀から、護岸の損傷を予防するため、床固めの設置等による河床洗堀対策事業を実施する。

事業のポイント

【課題】

頻発する大雨等による河床洗堀の進行により、基礎天端や基礎全体が露出し、対策が必要となっている。



(個別施設計画)

相模原市河川維持管理計画

事業実施期間: H30～R2年度
総事業費1.2億円

事業の効果

- 交付税措置のある長寿命化事業に係る事業債の拡充により、市の財政負担の軽減が図られ、早期に対策が必要な重点箇所の積極的な事業実施が進められている。
- 長寿命化計画に基づく予防保全型対策を計画的に実施することにより、河床洗堀における10年以上の長寿命化の効果と30年間で約5億円の事業費の軽減が見込まれる。

長寿命化事業（社会基盤施設）③

島根県（人口67.1万人）半場川県単砂防修繕事業

事業の概要

砂防えん堤に損傷等が見られ、施設機能に支障が生じる可能性があるため、修繕を実施し長寿命化を図る。

事業のポイント

- ・完成後、50年以上が経過した砂防えん堤の施設点検を実施した結果、堰堤本体に多数のひび割れや断面欠損が確認された。
- ・今後の豪雨等により土石流が発生した際に、施設機能の低下により下流の保全対象に被害をもたらす危険性があるため、砂防えん堤の修繕を実施し、土石流災害を防止する必要がある。



事業の効果

- 修繕を実施することで施設の健全度が改善され、下流の保全対象に対し、土石流災害を防止することができる。
- 長寿命化対策により修繕を実施するものについて、公共施設等適正管理推進事業債を活用することで、県の負担が軽減され、より多くの箇所の対策が行うことができる。

長寿命化事業 + ユニバーサルデザイン化事業

事業の概要

滋賀県(人口141.3万人)「滋賀県立近代美術館老朽化対策(リニューアル)事業」

滋賀県立近代美術館を「人と作品の安全を守る」「みんなにやさしく使いやすい」等の観点から再開館するための整備を行う。

事業のポイント

補助事業、起債事業を効果的に活用しながら、リニューアルオープンにふさわしい施設の改善を行う。

「人と作品の安全を守る」

- 空調機器更新、屋根の一部改修

(長寿命化事業、耐用年数:50年→65年)

「みんなにやさしく使いやすい」

- トイレの洋式化、授乳室、ファミリートイレ整備(ユニバーサルデザイン化事業)

※ このほか、展示室内装の張り替えやLED照明の導入、ガス消火設備の導入等を予定(公適債非充当)

事業実施期間:R元～R2年度
総事業費1.5億円

事業の効果

- 屋根の一部改修、空調機器の更新、ガス消火設備の導入等により、人と作品の安全を守るとともに、施設の長寿命化を図る。
- トイレ等のユニバーサルデザイン化により、だれもが使いやすい施設となる。
- 展示室やエントランスロビー等の改修を伴うリニューアルオープンにより、「美の滋賀」の拠点として地域の活性化に寄与する。43



滋賀県立近代美術館

ユニバーサルデザイン化事業

- 各トイレの全面改修(洋式化)

- 授乳室や親子で使えるファミリートイレの新設

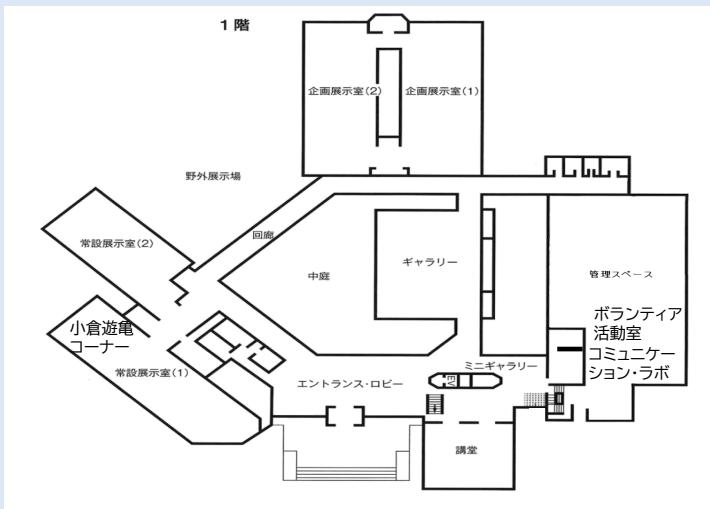


新設する授乳室

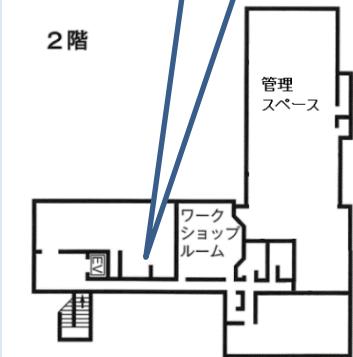
長寿命化事業

- 老朽化した空調機器の更新

- エントランス・ロビートンネルの耐震化



2階



事業の概要

大阪府(人口881.4万人)「ITステーション転用事業」

夕陽丘高等職業技術専門校の一部を大阪府ITステーション(障がい者就労支援施設)に転用し、障がい者等の就労支援拠点を整備する。

事業のポイント

＜事業の背景＞

- ・夕陽丘高等職業技術専門校において、障がい者等への職業訓練を実施
- ・大阪府ITステーションにおいて、障がい者へのIT講習等を通じた就労支援を実施
- ・障がい者等の新たなニーズに対応した職業訓練や多様な障がい者への就労支援の必要性の高まり



- ・夕陽丘高等職業技術専門校の一部を、転用債を活用して大阪府ITステーションに転用
(現ITステーション跡地は売却予定)

転用イメージ

【転用前】



【転用後】



夕陽丘高等職業技術専門校

現大阪府 ITステーション

売却予定

1階の一部と2階を
新ITステーションに転用

事業の効果

- 大阪府ITステーションと夕陽丘校の連携により、あらゆる障がい者への就労支援拠点として、障がい者への職業訓練や就労支援を効果的に行う。
- 施設間の連携を深めることにより、障がい者のニーズ把握をはじめ、職業訓練や就労支援を効果的に行うことができる。 44

転用事業②

事業の概要

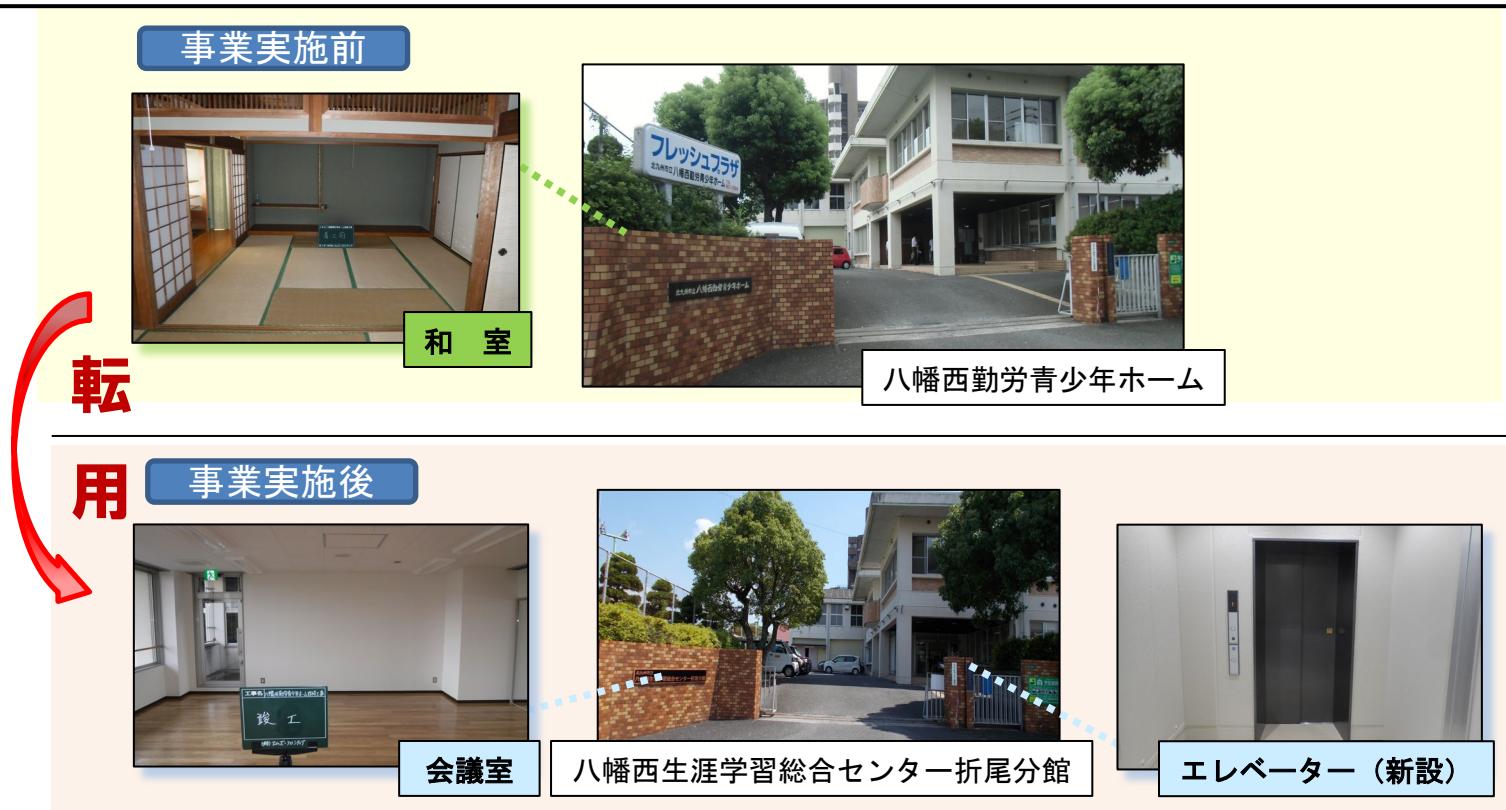
福岡県北九州市(人口96.1万人)「八幡西生涯学習総合センター折尾分館移転事業」

八幡西生涯学習総合センター折尾分館が入居している施設の解体撤去に伴い、用途廃止される予定であった近隣施設(勤労青少年ホーム)を改修し、生涯学習総合センターに転用する。

事業のポイント

- 八幡西生涯学習総合センター折尾分館の入居施設が、地区整備を理由に解体撤去されることとなつたため、移転先の施設を確保する必要があった。
- そこで、勤労青少年の利用率の低下等により用途廃止される予定だった勤労青少年ホームの施設を改修し、生涯学習センターとして転用することとした。

事業実施期間:R元年度
総事業費0.6億円



事業の効果

- 転用事業を活用することで、代替地の確保や新たな施設の新築等を行うことなく、施設の有効活用が可能となった。
- また、移転先の施設について、エレベーターの設置など用途に応じた改修工事を併せて行うことで、行政サービスの質を保つことができた。

転用事業③

事業の概要

市役所の支所の一部を、乳幼児健診等の会場及び子育て中の保護者が交流できる場に転用する。

事業のポイント

- ・乳幼児健診等の専用会場がなく、検診ごとに別の会場（公共施設）で実施していたため、①会場が毎回変わりわかりづらい、②会場の安全や衛生面の確保に課題がある、といった問題があった。
- ・そのため、市役所の支所庁舎の改修の際に、庁舎の執務室を整理してスペースを確保し、健診専用の会場及び保護者の交流の場を整備。

事業実施期間:H30～R2年度
総事業費1.3億円

事業実施前



支所（一部）



支所（一部）

転用

事業実施後



検診スペース



菊池市役所泗水支所



つどいの広場

事業の効果

- 乳幼児健診等の専用会場を整備することで、安全や衛生面に配慮した検診が可能となり、また、交流の場を併設することで、子育て支援の充実にもつながった。
- 泗水支所庁舎の空き部屋、空きスペースについて、有効活用することができた。

立地適正化事業 ①

和歌山県和歌山市(人口35.7万人)「市立認定こども園整備事業」

事業の概要

※国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

少子化に伴う利用園児・児童の減少や行財政運営における経費削減のため、本町幼稚園、中之島保育所、四箇郷保育所及びこども総合支援センターを再編。都市再生整備計画に基づき、中心拠点区域内に認定こども園とこども総合支援センターの複合施設(教育文化施設)を整備

事業のポイント

【課題】

- ・少子高齢化に加え、若年層の流出による定住人口の減少
- ・少子化に伴う行財政運営におけるコストの増



策定

○ 和歌山市立地適正化計画

(平成29年3月1日策定)

- ・都市機能の立地を適正化するとともに、公共交通の充実により、賑わいのあるコンパクトな拠点を中心にさまざまな世代が連携・交流し活力あるまちを形成していくためのマスタープランとして策定



事業の効果

- 本町認定こども園及びこども総合支援センターの複合施設の整備により、子育て、教育環境が向上し、まちなか居住が促進される。

立地適正化事業 ②

長野県小諸市(人口4.2万人)「地域医療体制整備事業」

事業の概要

郊外に位置する老朽化の進んだ総合病院を、市庁舎・図書館等とともに市庁舎敷地一帯に再構築することで都市機能の集約化を図り、利便性の高いまちづくりを実現

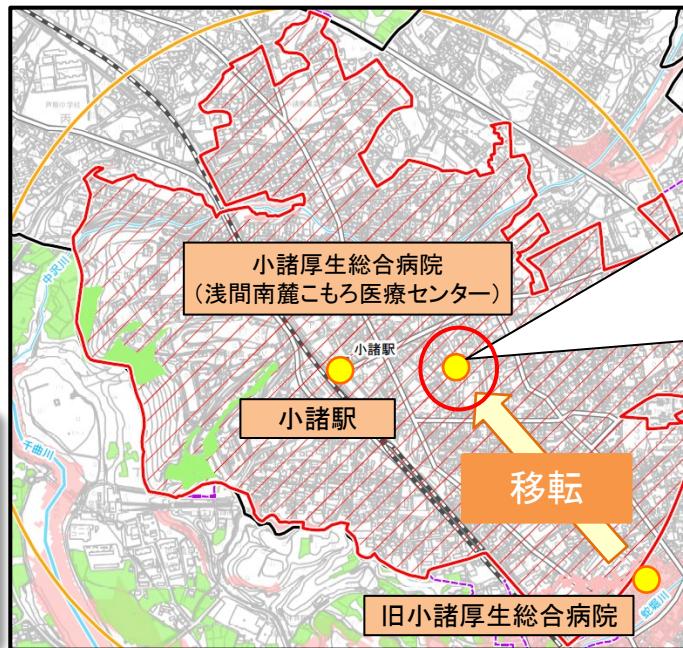
事業のポイント

旧小諸厚生総合病院



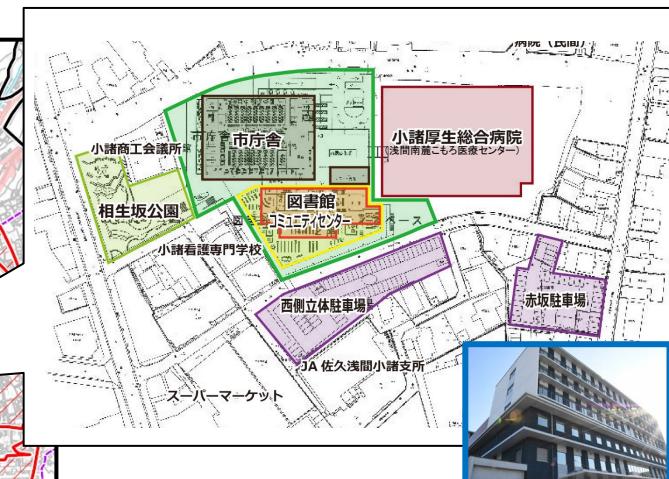
老朽化

都市機能の
集約化



【課題】

- ・人口の減少による中心市街地における郊外化や空洞化
- ・公共施設における老朽化や未耐震化
- ・自家用車の利用により排出される二酸化炭素



◎小諸市立地適正化計画(平成29年3月策定)

- ・市庁舎敷地一帯を様々な都市機能が集積した賑わいのある拠点として位置づけ。
- ・病院の整備に先立ち、平成25年度に商工会議所、平成27年度に市立図書館を整備。

事業の効果

- 都市機能の集約化が図られることで、一度の外出で用事の済む利便性の高いまちづくりが実現される。
- 二次救急を担う総合病院の再整備により、地域住民が必要とする診療を維持し、安全・安心なまちづくりが実現される。
- 市庁舎等、施設間でのエネルギーの相互利用を行うことができる。

立地適正化事業 ③

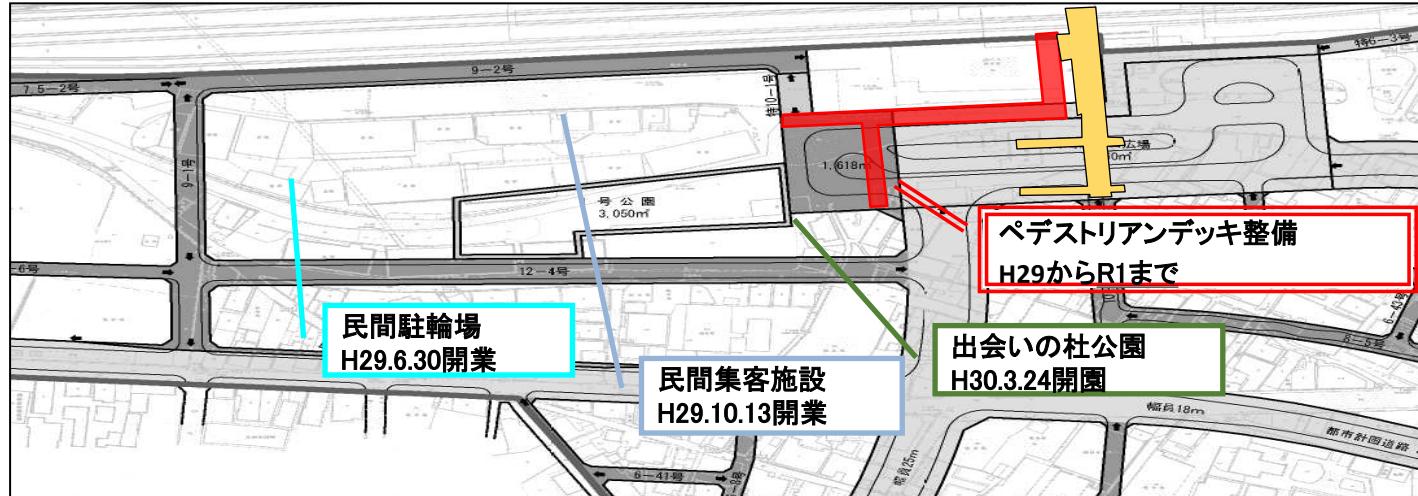
愛知県岡崎市(人口38.7万人) 岡崎市シビックコア地区駅前広場ペデストリアンデッキ整備事業

事業の概要

駅周辺にある市有地を活用し、民間事業者の提案を受けて新たに交流拠点の整備等を行い、岡崎駅前の魅力あるまちづくりを促進するもの。

事業のポイント

【課題】岡崎駅東地区は、交通拠点として明治・大正時代から発展してきた既成市街地だが、近年は都市機能の低下などが問題となっていた。



(個別施設計画)
岡崎市立地適正化計画

事業実施期間:H29～R2年度
総事業費12.3億円

令和元年度完成



ペデストリアンデッキ整備



民間集客施設・駐輪場出会いの杜公園

事業の効果

- 国庫補助事業と一体となって実施する地方単独事業に対して、充当率の高い地方債を活用することで、事業を着実に実施するとともに、財政負担の平準化を図ることができるようになった。
- ペデストリアンデッキ整備により、駅前広場及び周辺の利便性向上、駅前広場での歩行者の安全確保と渋滞対策を図る。

ユニバーサルデザイン化事業①

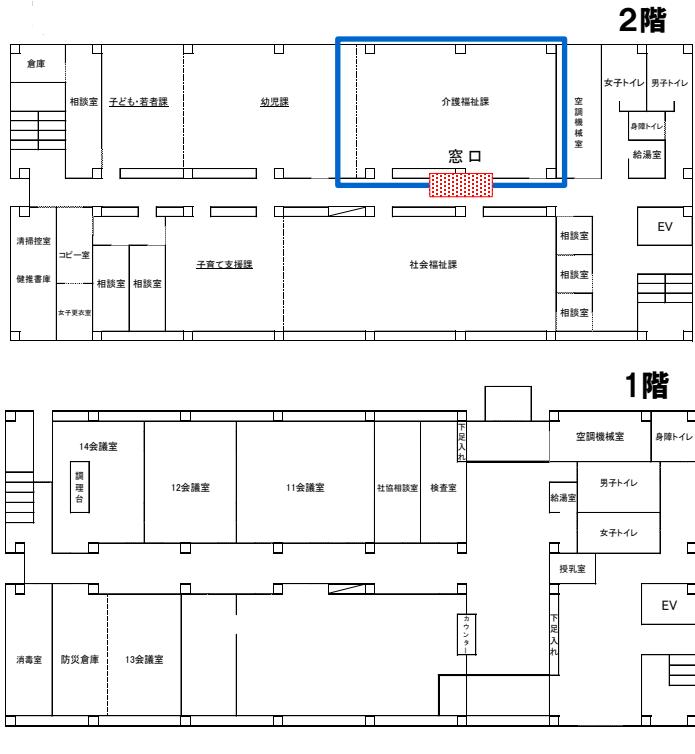
事業の概要

滋賀県彦根市(人口11.3万人)「彦根福祉センターユニバーサルデザイン化事業」

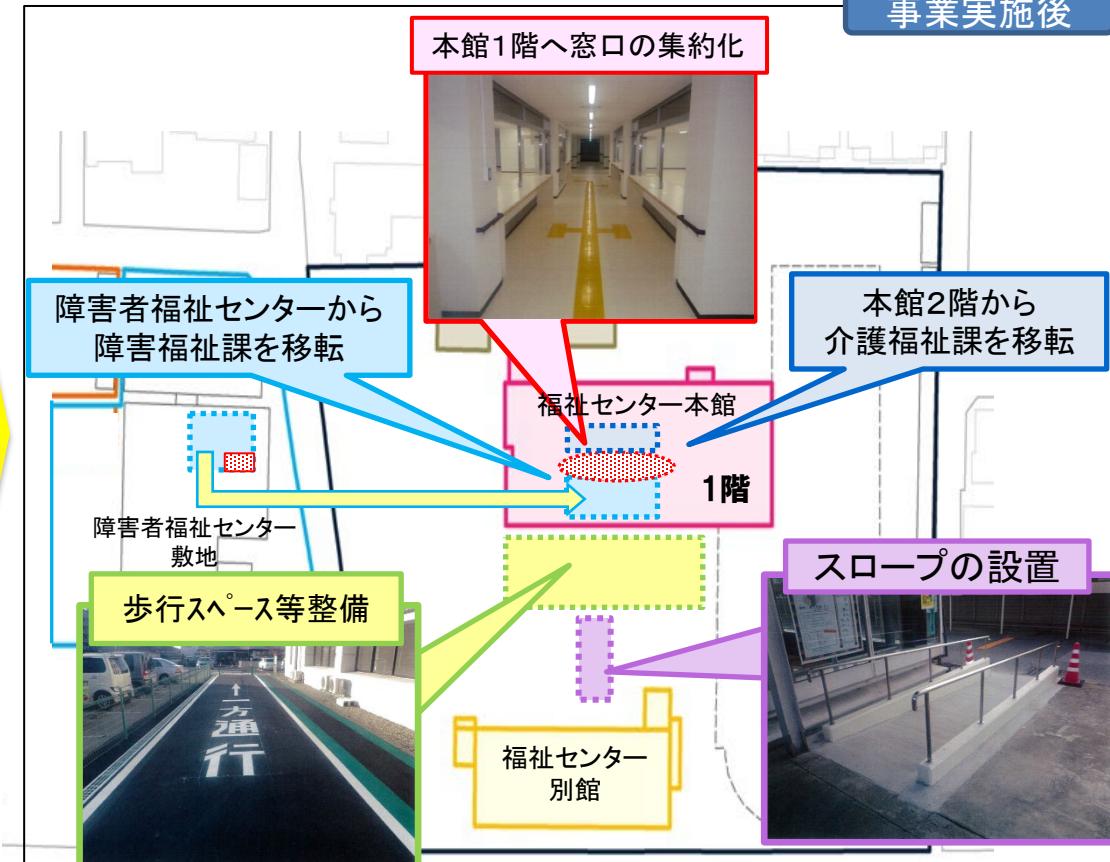
昭和56年に建設された福祉センターは、段差や駐車場からの動線、窓口の配置などが利用者にとって不便な配置・構造となっていたため、これらを解消すべく、本館1階への窓口の集約化や段差解消、点字ブロックの設置等の整備を行った。

事業のポイント

事業実施前



事業実施後



事業の効果

- ハンディキャップを持った方でも利用しやすい施設となった。
- 利用者の動線を意識することで、効率的かつ利便性の高い機能配置となった。

ユニバーサルデザイン化事業 ②

事業の概要

福島県福島市(人口29.4万人)「福島駅周辺バリアフリー推進事業」

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の福島市開催を契機に、障がいのある方や外国人を含め、だれもが安心して訪れることのできるまちづくりを推進するため、玄関口となる福島駅前広場の段差の解消や案内看板の多言語表記化等を行う。

事業のポイント

- 福島駅周辺エリアの面的なバリアフリー化を行った。
 - ・広場の案内サインの多言語表記、ピクトグラム表記、点字案内板の設置
 - ・広場内の段差解消
 - ・地下歩道の照明改修(LED化)

事業実施期間: R元～R2年度
総事業費0.2億円

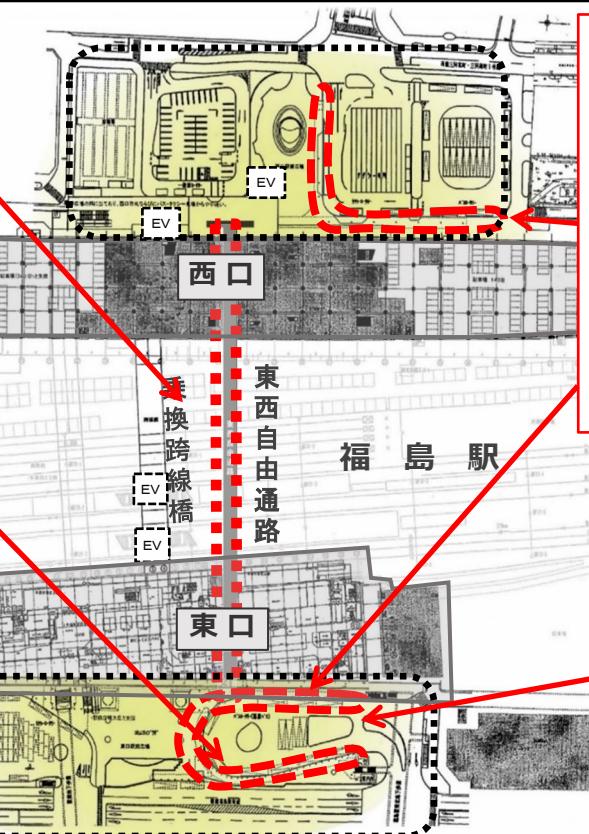
東西連絡自由通路照明灯改修

・照度を高めるためのLED化



広場段差改修

・バス乗り場への通路の段差を解消



広場案内サイン整備

- ・多言語表記
- ・ピクトグラム表記



広場案内サイン整備

- ・点字案内板



事業の効果

- ユニバーサルデザイン化事業を活用することで、市の「顔」となる駅前広場が、障害のある方や外国人を含めて、安心して利用できるエリアとなった。

和歌山県那智勝浦町(人口1.5万人)「湊地区津波避難タワー整備事業」

事業の概要

- ・ 湊地区（最大3メートルの浸水が想定）の住民が避難するための施設整備
- ・ 那智勝浦町地域防災計画（平成27年度改訂）に位置付け

整備の必要性・効果

- ・ 平成26年10月に和歌山県より巨大地震等に対する対策案が発表され、町内の海岸部分の多くが津波避難困難地域に指定されており、まずは発生確率の高い三連動地震での津波避難困難地域の解消を10年間で完了させることを目標に対策を進めている。
- ・ 津波避難タワーの整備にあたっては、三連動地震による津波避難困難地域を優先し、構造については巨大地震を基準とした仕様としている。
- ・ 湊地区の沿岸部は、巨大地震発生の際には最大約3.0mの津波が予想され、津波避難困難地域となる。
- ・ 周囲には高台はあるものの、津波到達時間が早いため（巨大地震で約8分）、住民の避難が困難になることも想定されることから、津波避難タワーを建設することにより、住民の安全・安心を確保。

施設の概要

総事業費：0.5億円

うち緊防債：0.5億円

高さ：7m、延床面積：54.0m²、RC構造

その他：100名収容可能

防災物資収納BOX 3基設置

ソーラー照明灯内蔵非常用コンセント



緊急防災・減災事業 ②

北海道士幌町(人口0.6万人)「指定避難所Wi-Fi整備事業」

事業の概要

- 町内最大の指定避難所である総合研修センターに固定回線をベースとする公衆Wi-Fiを整備し、災害時に連絡・情報収集が可能な環境を強化するもの。
- 町の地域防災計画（H30.8改訂）に位置付け。

整備の必要性・効果

- 携帯電話のインフラ網が整備され、スマートフォンやタブレット端末が活用されているなか、災害発生時の通信手段の確保が課題となっていた。
- とりわけ大規模な災害発生時には、携帯電話回線の混雑によるトラブルなど、避難者が利用不能な状態が発生する恐れがあることから、多数同時使用が可能なWi-Fiを整備。

外観



収納機器



施設の概要

- 総事業費 : 1.7百万円
- うち緊防債 : 1.7百万円
- Wi-Fi設置か所数 : 収納機器 1か所、アクセスポイント 4か所。アクセスポイントには、合計で最大200台の端末が同時接続可能。
- 指定避難所は最大4,000名収容可能。総合研修センターは、体育館、武道館、ホール、和室、会議室を備えた複合施設。

アクセスポイント



広島県呉市(人口21.5万人)「指定避難所多目的トイレ整備事業」

事業の概要

- ・ 指定避難所に指定されている呉市つばき会館（生涯学習センター）の多目的トイレのバリアフリー化
- ・ 呉市地域防災計画(R4年度改訂)に位置付け

整備の必要性・効果

- ・ 平成30年7月豪雨災害と同等の大規模災害の発生時に備え、指定避難所の多目的トイレのバリアフリー化を行うことにより、障害者を含む避難者の良好な生活環境の確保を図った。

設備の概要

- ・ 総事業費 : 9.4百万円
- ・ うち緊防債 : 9.4百万円
- ・ 設置箇所 : 本施設 1階、2階の2箇所
- ・ 整備内容 : オストメイト対応流し、温水対応洗面器、フィッティングボード
- ・ 発災時、本施設には最大約250名の避難者が見込まれる。



和歌山県有田市(人口2.9万人)「指定避難所ブロック塀改修事業」

事業の概要

- 市の地域防災計画と整合を図りつつ、指定避難所である保育所（計4か所）に設置されている危険ブロック塀を撤去し、メッシュフェンスを設置することで、機能強化を図る。

整備の必要性・効果

- 災害時に近隣住民が多く避難する施設となるため、ブロック塀を改修し、避難者の安全確保を図った。

整備の概要

- 総事業費：9.1百万円
(4か所分)
- うち緊防債：9.1百万円
(4か所分)
- 最大2m程度の高さがあつたブロック塀を、高さを低くしてメッシュフェンスに改修。
- 各避難所には100名～300名の避難者が想定されることから、避難者滞留スペースの安全確保を図るために改修したもの。



三重県亀山市(人口4.9万人)「指定避難所(体育館アリーナ)の空調設備整備事業」

事業の概要

- ・ 体育館（指定避難所）の空調整備
- ・ 亀山市地域防災計画（H30年度改訂）に位置付け

整備の必要性・効果

- ・ 指定避難所である西野公園体育館アリーナ等に空調設備を整備することにより、東南海・南海トラフ地震等による大規模地震災害の発生時に備え、避難者の良好な生活環境の確保を図った。

施設の概要

- ・ 総事業費 : 1.2億円
- ・ うち緊防債 : 1.2億円
- ・ 面積 : 体育館 4,010m²、アリーナ1,312m²
- ・ 発災時、本体育館には最大約300名の避難者が見込まれる。



緊急防災・減災事業 ⑥

高知県黒潮町(人口1.1万人)「備蓄倉庫設置事業(H30～R元年度計16か所)」

事業の概要

- ・ 災害時における防災拠点の安全化を図り、防災・減災を加速化させるため、想定津波高よりも高所の津波避難場所に備蓄倉庫を整備して備蓄を進める。
- ・ 黒潮町地域防災計画 (H27.3策定) に位置付け。

整備の必要性・効果

- ・ 黒潮町は、南海トラフ巨大地震の被害想定で津波高が最大34メートルとなっている。
- ・ 津波災害時には各地域が孤立することが予想されるため、それぞれで独立して活動できる体制を構築する必要がある。
- ・ 被害想定に基づいて避難場所の見直しや協議を住民を行い、整備箇所を決定。

施設の概要

- ・ 総事業費 : 0.2億円
- ・ うち緊防債 : 0.2億円
- ・ 規格:間口4.4m、奥行2.3m、高さ2.6m
- ・ 計16か所の津波避難場所に備蓄倉庫を設置
- ・ 倉庫内には、炊き出し用資機材や担架、簡易トイレ、発電機、災害用テント等を備蓄



和歌山県有田市(人口2.8万人)「庁舎電源設備等移設事業」

事業の概要

- 有田市役所の自家発電・受電設備が浸水区域にあるため、電源嵩上げのための3階建て管理棟を整備し、自家発電・受電設備を移設する。

整備の必要性・効果

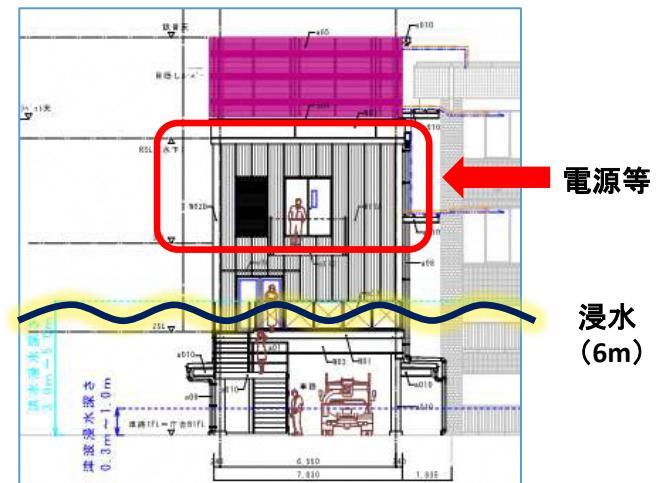
- 有田市役所は洪水時、最大6m程度の浸水が予想されており、現在の自家発電設備・受電設備の位置では浸水の危険性が高い。
- 災害対策本部が設置されるなど災害時の拠点となる有田市役所の電源を確保することで、大規模災害時における役場の機能を強化する。

施設の概要

市役所北側のスペースを活用し、電源嵩上げのための管理棟を整備。3階部分に電源設備等を移設する。

- 事業費：2.6億円
- うち緊防債：2.6億円
- 事業年度：令和2年度

完成イメージ



愛媛県今治市(人口15万人)「消防ドローン(無人航空機)等整備事業」

事業の概要

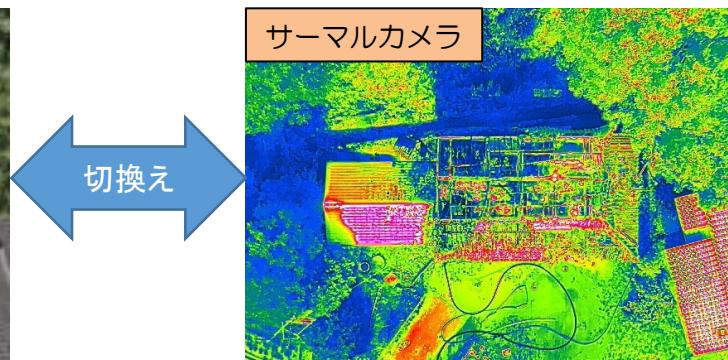
- ・ 大規模災害時等における情報収集のための消防ドローン整備（2機）

整備の必要性・効果

- ・ 市内中心市街地を管轄する消防の拠点となる中央消防署と、島しょ部の中心で消防の拠点となる北消防署に配備
- ・ 大規模災害発生時において、被害状況を広範囲に、かつ俯瞰的に収集することを容易にするとともに、火災等の災害時においても、消防職員が立ち入ることが困難な地域や現場の情報を早期に収集し、迅速・的確な人命救助につなげる。

設備の概要

- ・ 総事業費 : 8.2百万円
- ・ うち緊防債 : 8.2百万円
- ・ ドローン2機
- ・ ズームカメラ、広角カメラ、サーマルカメラ
- ・ レーザー距離計
- ・ スピーカー
- ・ 測量用ソフトウェア及び地図画像作成システム



切換え

ドローンに備えつけられた、温度を可視化するカメラ(サーマルカメラ)で、火災現場や要救助者の様子を確認可能。

熊本県(人口174.8万人)「白川・緑川圏域河川整備事業」

事業の概要

- ・護岸、排水機場、水門の再整備
- ・H31年4月着手、R3年3月完成

整備の必要性・効果

- ・白川・緑川圏域においては、護岸について老朽化等により亀裂や洗掘等の損傷が生じており、また、排水機場や水門についてゲートの水密ゴムの欠損・劣化等による発錆が生じているため、洪水時に適切な機能を十分に発揮できない可能性がある。
- ・今後の大雨や洪水等による河川の氾濫、家屋の浸水被害を防止するため、緊急に護岸、排水機場、水門の機能向上を図るための再整備を行うものである。

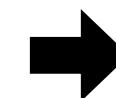
整備の概要

総事業費 : 3.0億円
うち緊自債 : 3.0億円
河川の長さ : 1,960m 護岸の高さ : 5.0m
その他 : 排水機場の性能 (ポンプ : 2台、排水能力 : 5.0m³/秒)

護岸整備：施工前



護岸整備：施工後



北海道上川郡和寒町(人口0.3万人)「農業用水路整備事業」

事業の概要

- ・農業用水路の改修
- ・H31年4月着手、R2年10月完成

整備の必要性・効果

- ・整備対象の農業用水路はコンクリート等で補強されておらず、大雨等の増水に際し、土砂堆積等を原因とした農地等への越水が頻繁に発生している。
- ・今後の大雨や洪水等に伴う越水による農地等への浸水被害の発生を防止するため、緊急に農業用水路についてコンクリートによる補強を行うとともに、勾配を急にするための工事を実施するもの。

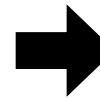
整備の概要

総事業費 : 0.2億円
うち緊自債 : 0.2億円
水路の長さ : 360m 護岸の高さ : 0.6m

水路整備：施工前



水路整備：施工後



宮城県大崎市(人口13万人)「松山地区ため池整備事業」

事業の概要

- ため池の堤体の補強工事
- Ｒ1年9月着手、Ｒ3年2月完成

整備の必要性・効果

- H30年度に実施した緊急点検において、ため池の堤体の内側に設置されている遮水シートに損傷が発見され、このまま放置した場合、法面崩壊と洗掘が進み、最終的に決壊する危険性がある。
- ため池が決壊した場合の農用地や沿道の浸水被害等を防止するため、緊急にため池の堤体の補強を行うものである。

整備の概要

総事業費 : 0.6億円
うち緊自債 : 0.5億円 (0.1億円は県補助金)
ため池貯水量 : 23,100m³ 受益面積 : 16ha
堤体の高さ : 6.7m

ため池堤体整備：施工前



ため池堤体整備：施工後



兵庫県太子町(人口3.4万人)「町道丸山線法面防護事業」

事業の概要

- ・法面防護事業
- ・R1年11月着手、R2年3月完成

整備の必要性・効果

- ・法面より落石及び浮石が確認され、上部においても風化が進んでおり、今後同様の落石事故発生の危険性が高い状況であった。
- ・事業箇所は、人や車両の往来が多い幹線道路と鉄道高架が交差する場所であり、官民の安全パトロール等で危険を察知していたが、当該事業債の活用により早期事業化が実現し、通行者の安全確保に寄与した。

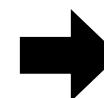
整備の概要

総事業費 : 6.6百万円
うち緊自債 : 6.6百万円
施工範囲 : 落石防護策 : 185m²

法面防護：施工前



法面防護：施工後



愛媛県今治市(人口15.8万人)「波止浜公園法面崩落防止対策事業」

事業の概要

- ・急傾斜地の法面対策工事
- ・H30年6月着手、R2年3月完成

整備の必要性・効果

- ・急傾斜地の表土質が脆く、イノシシの獣害もあり、頻繁に土が民家等に落なし被害を及ぼしている箇所について、更なる被害を防止するため行うもの。
- ・法面直下への土砂流入を予防することができ、周辺民家等への被害抑制、また法面上部にある公園内通路の崩壊を防止でき、公園施設の安全な利用促進の効果あり。

整備の概要

総事業費 : 0.2億円
うち緊自債 : 0.1億円
施工延長 : L = 30.1m

急傾斜地法面対策：施工前



急傾斜地法面対策：施工後



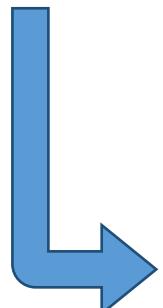
緊急自然災害防止対策事業債 ⑥ (流域治水対策)

雨水貯留施設

(例:公園貯留施設、校庭貯留施設の整備)

- 公園や校庭の地下に、浸透槽用貯留材等を設置することにより、雨水を貯留する施設を整備し、周辺地域の浸水・冠水等による被害を防止。

施工中



施工後



移動式排水施設

(例:排水ポンプ車の整備)

- 豪雨等により流れが悪くなり、氾濫のおそれのある支流から、本流へ雨水を排水することで、周辺地域の浸水・冠水被害を防止。



情報基盤整備

(例:災害監視設備、情報通信機器、災害監視システムの整備)

- 現場の監視設備、本部への情報通信設備及びサーバ等を含む災害監視システムを一体的に整備可能。

河川監視カメラ



水位計



現場
(子局)

本部
(親局)

本部
(親局)

本部サーバ



緊急浚渫推進事業債 ①

山口県防府市(人口11.6万人)「河川浚渫事業」

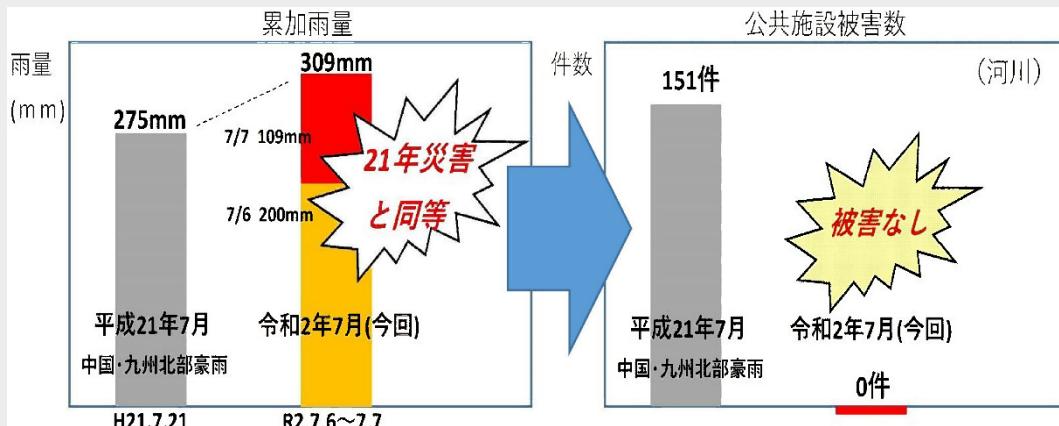
国・県・市の河道掘削・浚渫箇所

平成30年度から令和2年度まで 合計 1, 650, 000千円

■ 国管理一級河川	箇所数： 5箇所	855, 000千円
■ 県管理一級・二級河川	箇所数： 14箇所	300, 000千円
■ 市管理準用・普通河川	箇所数： 35箇所	500, 000千円

国・県・市が
一体的に取り組んだ結果

事業の効果



実施箇所(例)

県事業



中小河川



一級河川 剣川

山口県防府土木建築事務所提供写真

市事業



中小河川



準用河川 大谷川

緊急浚渫推進事業債 ②

【岡山県井原市 竜王川(準用河川)】

- 緊急浚渫推進事業債を活用して、令和2年5月実施

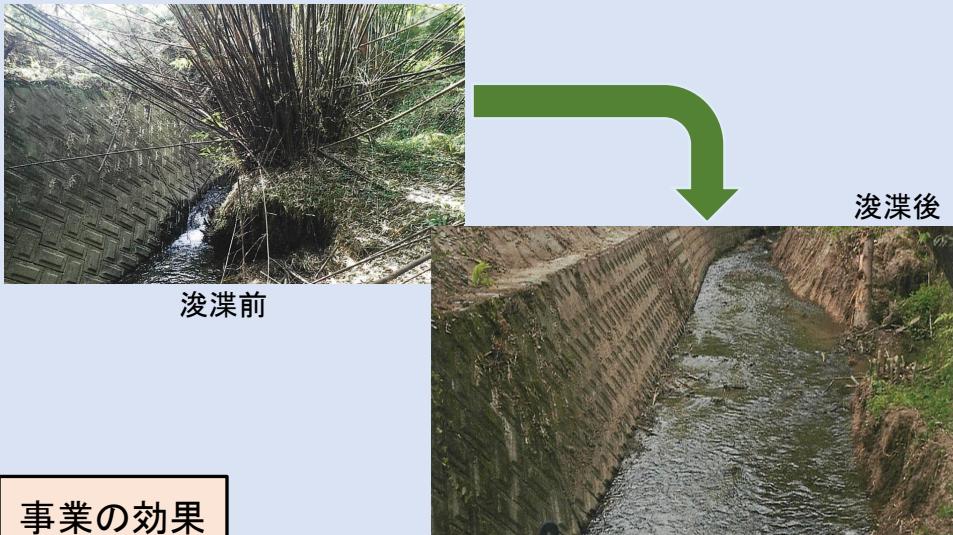


事業の効果

平成30年豪雨時に、竜王川が氾濫し近隣に浸水被害があつたが、同程度の雨量の令和2年7月豪雨では氾濫・浸水被害が発生しなかつた。

【宮崎県日南市 水ヶ谷川(普通河川)】

- 緊急浚渫推進事業債を活用して、令和2年6月実施



事業の効果

浚渫事業実施後、令和2年度7月豪雨では冠水の危険性が発生せず、道路の冠水および農地への被害を防ぐことができた。

【鹿児島県龍郷町 秋名川(普通河川)】

- 緊急浚渫推進事業債を活用して、令和2年9月実施

事業の効果

堆積した土砂の流入により、下流の県管理河川(2級河川)の水位が豪雨時に氾濫危険水位となつたり、集落排水が逆流し浸水被害が発生するリスクを低減した。



緊急浚渫推進事業債 ③

農業用ため池の浚渫

【石川県中能登町】



【福島県天栄村】



農業用ダムの浚渫

【長野県上田市】



クリークの浚渫

【福岡県みやま市】



緊急浚渫推進事業債については、創設から令和5年度で4年目を迎え、全国の地方公共団体の多くの箇所で活用されています。当事業債の更なる活用を目的に、活用事例を以下のURLに掲載しておりますので、そちらもご参考にしてください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000856054.pdf

4. 活用可能な資金

起債時に活用可能な資金について

- ・ ①集約化・複合化事業、②長寿命化事業、③転用事業、④立地適正化事業、⑤ユニバーサルデザイン化事業、⑦緊急防災・減災事業、⑧緊急自然災害防止対策事業については、地方公共団体金融機関資金、銀行等引受資金及び市場公募資金の活用が可能。
- ※ ①集約化・複合化事業のうち国庫補助事業として実施される事業については、財政融資資金（国が国債を発行し市場から調達したもの）の活用が可能
- ※ ⑧緊急自然災害防止対策事業債のうち、流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき都道府県又は指定都市が行う一級河川又は二級河川に係る事業（河川改修及びダムを除く。）については、財政融資資金（国が国債を発行し市場から調達したもの）の活用が可能。
- ・ ⑥除却事業、⑨緊急浚渫推進事業債については、銀行等引受資金及び市場公募資金の活用が可能。

地方公共団体 金融機関資金	すべての都道府県、市区町村が共同で設立した機構が市場で債券を発行して調達したもの
銀行等引受資金	指定金融機関やそれ以外の銀行・信用金庫・信用組合・農協あるいは共済組合等から借り入れるもの
市場公募資金	債券発行市場において公募により借り入れるもの

地方公共団体金融機構資金について

地方公共団体金融機構



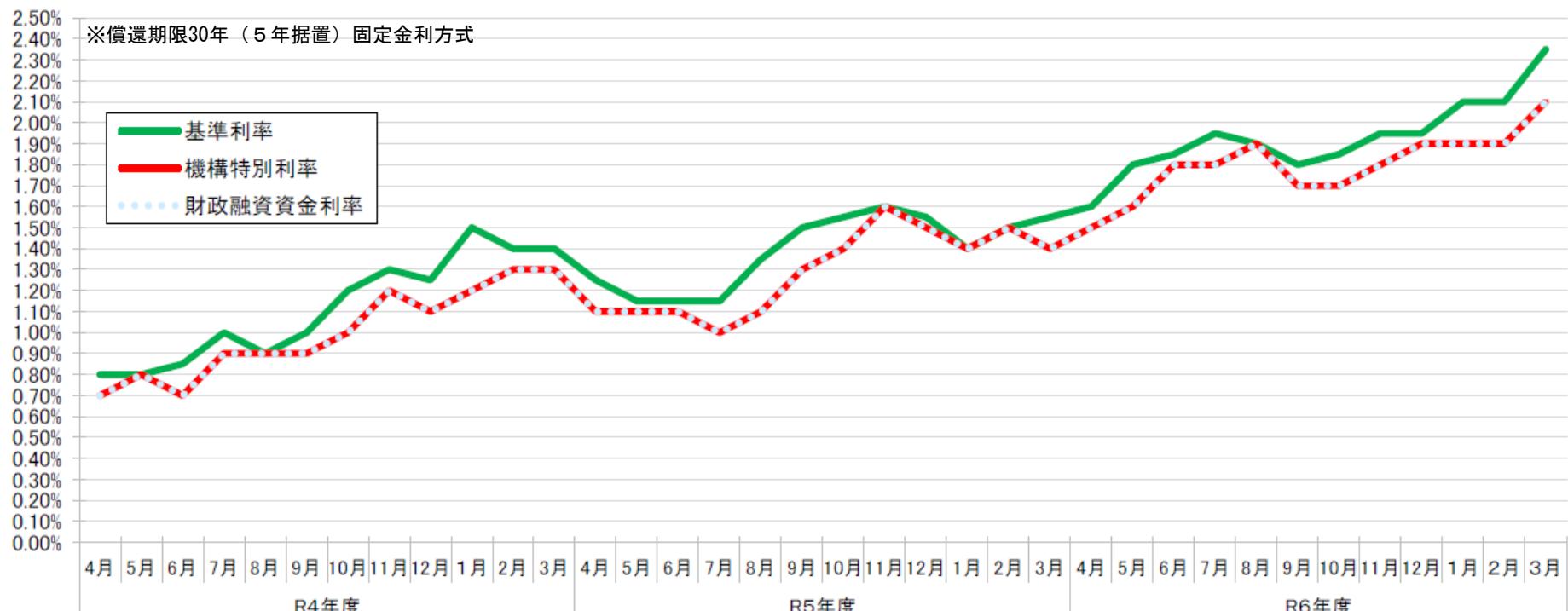
- 地方公共団体金融機構は、**全ての都道府県、市区町村の出資**により設立された地方債資金の共同調達機関である地方共同法人です。
- 資本市場から資金を調達し、地方公共団体に**最長40年**におよぶ長期・低利の資金を安定的に供給しています。
- 機構に設置されている地方公共団体健全化基金の運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行うことにより、「**機構特別利率**」を適用し低利による資金融資を実現しています。
- 「**借入条件セルフチェックシート**」や総支払額の試算ができる「**償還年次表シミュレーション**」機能の提供により、地方公共団体の資金調達をサポートしています。
- 借入の申込書類は、**電子申請**で作成・提出することができ、借入申込手続の省力化・効率化を図っています。

公共施設などの整備事業に最長30年の長期資金を低利で融資しています

事業名		償還年限	適用利率	R7地方債計画額
適正管理推進	公共施設等適正管理推進事業			1,728億円
防災・減災対策	緊急防災・減災事業	30年	機構特別 利 率	2,000億円
	緊急自然災害防止対策事業			1,007億円

長期・低利資金の貸付

- ◆ 公共施設等適正管理推進事業債等(上記3事業)については、**償還期限30年(5年据置)の長期貸付**を実施しています。
 - ◆ 基準利率(資金調達コストを基礎として算定)より低い**機構特別利率を適用し、低利での貸付**を行っています。(同一償還条件における財政融資資金利率が下限となります。)



最適な借入れ条件での資金調達をサポート

金利方式は、
○固定金利
○利率見直し「5年ごと」「10年ごと」「15年ごと」「20年後」「30年後」
のなかから選択できます。

償還方法は、
○元利均等償還
○元金均等償還

を選択できます。

多様な金利方式や償還方法から最適な借入れ条件を選択

借入条件セルフチェックシート

金利方式・償還方法等、借入条件に関する簡単な5つの設問(選択式)に回答することで、その借入条件の特徴と留意事項が整理できるようになっています。回答結果に続く参考資料で起債に関する知識を深めることができます。

取得方法: 機構内HP>融資のご案内>様式ダウンロード

または 電子申請・通知システム>その他>ダウンロード>その他

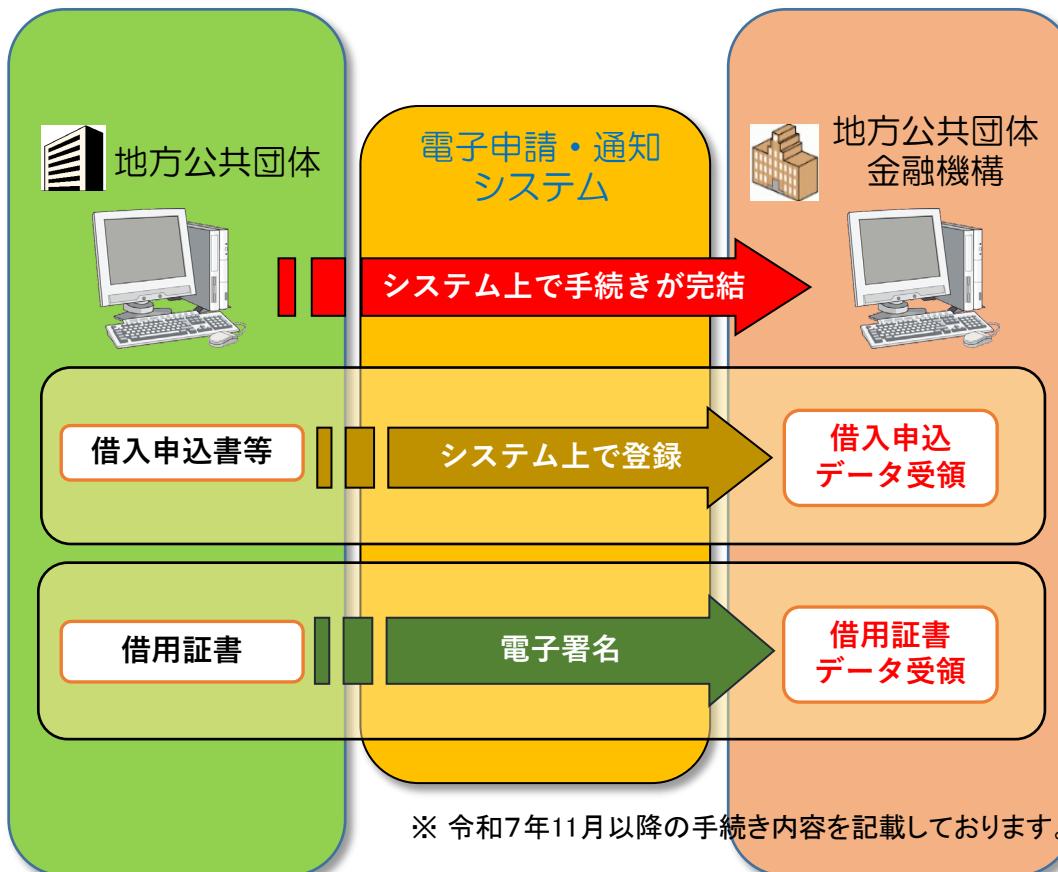
償還年次表シミュレーション

金利方式・償還方法・借入金額・想定利率等、借入条件を入力することで、総支払額の試算ができます。

取得方法: 電子申請・通知システム>情報提供>シミュレーション

最小限の書類、電子申請による簡便な借入申込み

- ◆ 借入申込みに必要な書類は、**3枚**(①借入申込書、②借入申込調書、③起債計画書等の写し)のみです。
- ◆ 電子申請(電子署名方式)により、**システム上で借入申込手続きが完結します。**



電子申請によるメリット

● 借入申込書の作成時

電子申請・通知システムに金利方式、償還方法等の入力・登録した情報が、借入申込書に自動反映されます。

借入申込書の郵送が不要となります。

● 借入申込調書の作成時

同意額、実起債額、借入額、不用額等のエラーチェックにより誤入力を防ぐことができます。

事業費や実起債額から充当率のチェックが行われ、過充当となることを防ぐことができます。

借入申込調書の郵送が不要となります。

● 借用証書の作成時

借用証書の電子化により、借用証書の郵送が不要となります。

5. 參 考 資 料

関係通知等①

【適正管理関係】

- ・「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議) ... 81頁
- ・「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付け総財務第74号総務大臣通知) ... 92頁
- ・「公共施設等の適正管理の更なる推進について」(平成30年4月25日付け総務省自治財政局財務調査課事務連絡) ... 94頁
- ・「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総財務6号総務省自治財政局財務調査課長通知) ... 95頁
- ・「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」(令和4年4月1日付け総財務第43号総務省自治財政局財務調査課長通知) ... 97頁
- ・「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」(令和5年10月10日付け総財務第152号総務省自治財政局財務調査課長通知) ... 99頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における河川管理施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省水管・国土保全局治水課、河川環境課流水管理室、総務省自治財政局調整課事務連絡) ... 103頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における砂防関係施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省水管・国土保全局 砂防部 保全課 土砂災害対策室、総務省自治財政局調整課事務連絡) ... 105頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における海岸保全施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け農林水産省農村振興局整備部 防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課、国土交通省水管・国土保全局 海岸室、国土交通省港湾局 海岸・防災課、総務省自治財政局調整課事務連絡) ... 107頁

関係通知等②

- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における港湾施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省港湾局計画課、技術企画課、総務省自治財政局調整課事務連絡) … 110頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における治山施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け林野庁森林整備部治山課、森林利用課、総務省自治財政局調整課事務連絡) … 112頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における漁港施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け水産庁漁港漁場整備部計画課、整備課、総務省自治財政局調整課事務連絡) … 114頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における農業水利施設等に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け農林水産省農村振興局設計課、総務省自治財政局調整課事務連絡) … 115頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における林道に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け林野庁森林整備部整備課、森林利用課、総務省自治財政局調整課事務連絡) … 117頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における都市公園施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課、総務省自治財政局調整課事務連絡) … 118頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における道路事業の取り扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省道路局総務課、企画課、環境安全・防災課、総務省自治財政局調整課事務連絡) … 120頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(立地適正化事業)の取扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省都市局都市計画課、総務省自治財政局調整課事務連絡) … 123頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における空港施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課、空港技術課、総務省自治財政局調整課事務連絡) … 124頁 77

関係通知等③

【防災・減災対策関係】

- ・「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について(通知)」(平成26年3月28日付け消防災第122号消防庁国民保護・防災部防災課長通知) … 125頁
- ・「消防学校における実践的訓練施設の整備の推進について」(令和3年3月9日付け消防消第53号消防庁消防・救急課長通知) … 127頁
- ・「市町村防災行政無線(同報系)等の戸別受信機の整備に係る財政措置の拡充について」(平成29年4月3日付け消防情第106号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知) … 132頁
- ・「防災行政無線の機能強化に関する緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について」(平成31年2月19日付け消防情第29号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知) … 133頁
- ・「全国瞬時警報システムと連携する情報伝達手段の多重化の推進について(通知)」(令和6年3月27日付け消防国第33号消防庁国民保護室長、消防運第17号消防庁国民保護運用室長、消防情第102号消防庁防災情報室長通知) … 134頁
- ・「消防救急デジタル無線の更新・維持について」(令和4年1月24日付け消防情第36号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知) … 135頁
- ・「消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について」(令和4年3月31日付け消防消第99号消防庁消防・救急課長通知) … 136頁
- ・「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項について」(令和4年3月31日付け消防消第102号消防庁消防・救急課長通知) … 137頁
- ・「「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」の一部改正について」(令和4年4月1日付け消防情第176号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知) … 138頁

関係通知等④

- ・「緊急防災・減災事業債における地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ローンに係る事業の取扱いについて（周知）」（令和7年4月1日付け消防庁国民保護・防災部防災課、総務省自治財政局地方債課事務連絡） … 143頁
- ・「緊急防災・減災事業債における高機能消防指令センターの整備に係る事業の取扱いについて（周知）」（令和7年4月1日付け消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室、消防庁消防・救急課、総務省自治財政局地方債課事務連絡） … 145頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における治山施設に係る事業の取扱いについて（周知）」（令和7年4月1日付け林野庁森林整備部治山課、林野庁森林整備部森林利用課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡） … 146頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における砂防関係施設に係る事業の取扱いについて（周知）」（令和7年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡） … 148頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における農業水利防災に係る事業の取扱いについて（周知）」（令和7年4月1日付け農林水産省農村振興局整備部設計課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡） … 150頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における河川に係る事業の取扱いについて（周知）」（令和7年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局治水課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水企画室、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡） … 153頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における林地崩壊防止事業等の取扱いについて（周知）」（令和7年4月1日付け林野庁森林整備部治山課、林野庁森林整備部森林利用課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡） … 155頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における海岸保全施設に係る事業の取扱いについて（周知）」（令和7年4月1日付け農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡） … 157頁

関係通知等⑤

- ・「緊急自然災害防止対策事業債における道路防災に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省道路局総務課、国土交通省道路局企画課、国土交通省道路局環境安全・防災課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) … 159頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における港湾防災に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省港湾局計画課、国土交通省港湾局海岸・防災課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) … 160頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における漁港防災に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) … 162頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における林道防災に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和7年7月1日付け林野庁森林整備部整備課、林野庁森林整備部森林利用課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) … 164頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における都市公園防災に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) … 166頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における下水道に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課、総務省自治財政局準公営企業室事務連絡) … 168頁
- ・「緊急浚渫推進事業債に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和7年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室、農林水産省農村振興局整備部設計課、林野庁森林整備部治山課、林野庁森林整備部森林利用課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) … 170頁

インフラ長寿命化基本計画

目 次

I . はじめに	1
II . 目指すべき姿	2
III . 基本的な考え方	3
IV . インフラ長寿命化計画等の策定	5
V . 必要施策の方向性	8
VI . 国と地方公共団体の役割	16
VII . 産学界の役割	17
VIII . その他	18
(別添) ロードマップ	19

平成25年11月

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

I. はじめに

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられている。

我が国では、昭和39年に開催された東京オリンピックと同時期に整備された首都高速1号線など、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に高齢化する。例えば、今後20年で、建設後50年以上経過する道路橋（橋長2m以上）の割合は現在の約16%から約65%となるなど、高齢化の割合は加速度的に増加する。

これらのインフラの中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在している。また、維持管理に係る基準やマニュアル等は管理者間でばらつきが存在するほか、国・地方を通じ職員定数の削減が進む中、地方公共団体の中には維持管理を担当する技術職員が不在、若しくは不足している団体も存在するなど、制度や体制についても、我が国全体として十分とは言えないという指摘もある。このような現状に至った背景には、戦後、短期間で集中的にインフラ整備を進める必要があったことや、経年劣化や疲労等に伴う損傷はその進行速度が遅く、問題が顕在化するまでに長期間を要するため必要な措置が講じられてこなかったことなどが考えられ、一刻も早く取組を開始する必要がある。

一方、インフラ長寿命化に資する新技術の研究開発・実証やその導入も重要であり、国として戦略的に推進していく必要がある。センサーやロボット、非破壊検査技術等、劣化や損傷状況等の様々な情報を把握・蓄積・活用する技術は、研究機関や産業界を中心に開発が進められており、これらを維持管理に活用することで、インフラの安全性・信頼性や業務の効率性の向上等が図られることが期待される。

今後、約800兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、成長著しいアジアの新興国との競争に打ち勝ちながら世界の先進国として存り続けるためには、国土、都市や農山漁村を形成するあらゆる基盤を広く「インフラ」として捉え、これまで以上に戦略的に取組を進めることが重要である。

このため、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する。

II. 目指すべき姿

戦略的な維持管理・更新等が行われた将来の目指すべき姿を示すとともに、年次目標等を設定し、その達成に向けたロードマップを明らかにする。

（ロードマップは別添）

（1）安全で強靭なインフラシステムの構築

我が国は、戦後の厳しい社会経済情勢の中、度重なる大規模災害等の経験を踏まえつつ、困難な地形条件を克服し、多様な気象条件に適応するための取組を進めてきた。その過程において、必要なインフラ整備を推進し、新技術を開発・導入することで、安全性や利便性に係るインフラの機能や建設技術の高度化が図られてきた。

今後は、これまでに整備したインフラの老朽化や、切迫する首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応し、国民の安全・安心を確保することが求められる。

未成熟の維持管理・更新に係る技術（メンテナンス技術）の基盤強化を図り、建設から維持管理・更新に至る一連のサイクルにおいて世界最先端の技術を開発・導入するなど、将来にわたって安全で強靭なインフラを維持・確保するためのシステムを構築することで、国土の脆弱性に対応する。

〔目標〕

- ・国内の重要なインフラ・老朽インフラの20%でセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高度化（2020年頃）*
- ・新材料の実用化に目途（2020年頃）*
- ・国内の重要なインフラ・老朽インフラの全てでセンサー、ロボット、非破壊検査技術等を活用した高度で効率的な点検・補修を実施（2030年）*
- ・老朽化に起因する重要なインフラの重大事故ゼロ（2030年）*

（2）総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

変化のスピードが速く、複雑化した社会経済システムの下では、既存のインフラを安全に安心して利用し続けられるようにするための取組はもとより、時代とともに変化する社会の要請に的確に対応していくことが必要である。

一方、厳しい財政状況下において人口減少や少子高齢化が進展する将来を見据えると、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新等を行うことが重要である。

アイデアやビジョンにとどまることなく、必要な人材の確保・育成も含め、総合的かつ一体的にインフラをマネジメントすることにより、トータルコストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある未来を実現する。

〔目標〕

- ・行動計画で対象とした全ての施設について個別施設毎の長寿命化計画を策定（2020年頃）
- ・適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）

(3) メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

インフラの老朽化への対応は万国共通の課題である。今後、アジアの新興国などで整備されているインフラが一斉に老朽化していくことに鑑みると、その重要性は一層高まるものと考えられる。

今後は、世界最先端の技術に支えられた安全で強靭なインフラを維持・確保するシステムをインフラビジネスの柱の一つとして位置付け、メンテナンス産業として発展させることが重要である。

研究開発の推進によるイノベーションの創出や市場の整備、国際展開等の取組を通じ、メンテナンス産業において世界のフロントランナーとしての地位を築き、我が国のインフラビジネスの競争力強化を実現する。

〔目標〕

- ・点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）*
- * 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に記載されている目標値

III. 基本的な考え方

1. インフラ機能の確実かつ効率的な確保

(1) 安全・安心の確保

国民生活や社会経済活動の基盤であるインフラは、時代とともに変化する社会の要請を踏まえつつ、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、そのために必要な取組を確実に推進する。

① メンテナンスサイクルの構築

インフラは、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なり、その状態は日々刻々と変化する。現状では、これらの変化を正確に捉え、インフラの寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要である。

このため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていく。

② 多段階の対策

維持管理・更新に係る技術的知見やノウハウは、未だ蓄積途上である。このため、新たに得られた知見やノウハウを確実に蓄積し、それらを基に、管理水準を向上させる取組を継続していく。

一方、修繕や更新の実施時期等の判断には限界があることを考慮する必要がある。このため、劣化や損傷が直ちに利用者や第三者の被害につながることがないよう、施設の特性に応じて必要な多段階の対策（フェイルセーフ）を講じていく。

(2) 中長期的視点に立ったコスト管理

厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持していくためには、様々な工夫を凝らし、的確に維持管理・更新等を行うことで中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要がある。これらを確実に実行することにより、インフラ投資の持続可能性を確保する。

① 予防保全型維持管理の導入

中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化していくためには、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要である。このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進する。

② 維持管理の容易な構造の選択等

維持管理コストは、管理水準や採用する構造・技術等によって大きく変化する。このため、新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用するほか、修繕時には、利用条件や設置環境等の各施設の特性を考慮するなど、合理的な対策を選択する。

③ 社会構造の変化や新たなニーズへの対応

今後、グローバルな都市間競争や、人口減少、少子高齢化、地球温暖化等の進展が見込まれる中、インフラに求められる役割や機能も変化していくものと考えられる。このため、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討する。

その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

2. メンテナンス産業の育成

一連のメンテナンスサイクルを継続し、発展させていくためには、インフラの安全性・信頼性の向上や、維持管理・更新業務の効率性の向上を図るための新技術の開発・導入が極めて重要である。このため、

産学官の連携の下、研究開発を推進し、生み出される新技術を積極的に活用することで、メンテナンス産業に係る市場の創出・拡大を図る。

これらを通じ、民間開発を活性化させ、我が国のメンテナンス技術を世界の最先端へと導くことで、世界をリードする輸出産業へと発展させる。

3. 多様な施策・主体との連携

インフラは、社会経済活動の基盤であり、インフラ相互はもとより、ソフト施策とも相まって、様々な機能を發揮する。このため、多様な施策や主体との連携により維持管理・更新等の効率化を図りつつ、その機能を最大限発揮させていく。

(1) 防災・減災対策等との連携

インフラがその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、地震動等の災害外力にも耐える必要がある。このため、修繕等の機会を捉え、インフラの防災・耐震性能や、事故に対する安全性能についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策を推進する。

(2) 様々な主体との連携

限られた予算や人材で、安全性や利便性を維持・向上していくためには、新技術の開発・活用や、多様な主体との積極的な連携が重要である。このため、適切な役割分担の下、政府内や地方公共団体の連携はもとより、国と地方公共団体、都道府県と市町村、官と民、地域社会等の相互連携を強化し、各々が責任を持って取組を推進する。

IV. インフラ長寿命化計画等の策定

各インフラの管理者（管理者以外の者が法令等の規定によりそのインフラの維持管理・更新等を行う場合にあっては、その者。以下同じ。）及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関（以下「各インフラを管理・所管する者」という。）は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定する。

さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定する。

1. インフラ長寿命化計画

必要なインフラの機能を維持していくためには、メンテナンスサイクルを構築するとともに、それらを支える技術、予算、体制、制度を一体的に

整備することが必要である。

このため、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえた上で、以下に示す記載事項を基本として行動計画をできるだけ早期に策定する。

なお、各インフラを管理・所管する者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、行動計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラを管理・所管する者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に必要な見直しを行うよう努める。

〔記載事項〕

① 対象施設

自らが管理者である又は所管する立場にあるインフラを構成する各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる全ての施設について、行動計画の対象とする。

② 計画期間

後述の「IV. 1. ④中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し」を踏まえつつ、「IV. 1. ⑤必要施策に係る取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮の上、計画期間を設定する。

なお、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、適宜、計画の更新を実施することで、取組を継続し、発展させていくものとする。

③ 対象施設の現状と課題

対象施設について、維持管理・更新等に係る取組状況（点検・診断、修繕・更新等の措置の進捗状況、維持管理・更新等に係る情報や組織体制、基準等の整備状況等）や、行動計画の策定時点で把握可能な施設の状態（建設年度、利用状況、点検・診断の結果等）等を踏まえ、維持管理・更新等に係る課題を整理する。

④ 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

行動計画の策定時点で把握可能な情報に基づき、対象施設の維持管理・更新等に係る中長期的なコストの見通しを明示する。

なお、行動計画の策定時点で把握可能な情報が限定的であるなど、中長期的なコストの見通しに一定の精度が確保されず、必要施策に係る取組を検討する上で参考とすることが困難と判断される場合にあっては、必要な情報が蓄積できた段階で実施することとする。

⑤ 必要施策に係る取組の方向性

後述の「V. 必要施策の方向性」に掲げる施策のうち、「IV. 1. ③ 対象施設の現状と課題」や「IV. 1. ④ 中長期的な維持管理・更新等コストの見通し」に照らして必要性が高いと判断されるものについて、自らの取組の方向性を明確化する。

その際、「IV. 2. 個別施設毎の長寿命化計画」に基づく個別施設計画の策定方針についても明らかにする。

⑥ フォローアップ計画

「IV. 1. ⑤ 必要施策に係る取組の方向性」で明確にした取組について進捗状況を定期的に把握するなど、行動計画を継続し、発展させるための取組について明記する。

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。

〔記載事項〕

① 対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「IV. 2. ③ 対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「IV. 2. ③ 対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④ 個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

V. 必要施策の方向性

「II. 目指すべき姿」の実現に向け、各インフラを管理・所管する者は、維持管理・更新等に係る取組状況や、把握している施設の状態等を踏まえ、以下に示す取組の具体化を図るとともに、それらを行動計画や個別施設計画としてとりまとめ、必要な取組を確実に実行する。

（1）点検・診断、修繕・更新等

〔点検・診断〕

各インフラの管理者は、行動計画や個別施設計画に基づき、できるだけ早期に必要な体制を整備し、定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因等を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価（診断）を実施する。

一方、点検・診断に必要な知見やノウハウは蓄積途上であることから、維持管理・更新等に係る基準等を自ら有していない管理者は、当分の間、国が定めた基準等を参考に点検・診断を実施するものとする。その取組を継続する中で、知見やノウハウを蓄積し、必要な基準等の整備や、

一定の技術力を持った人材の確保・育成に取り組むことで、点検・診断の精度向上を図る。

また、実施に当たっては、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用することで、有用な新技術の開発・導入・普及を後押しする。

〔修繕・更新等〕

各インフラの管理者は、各施設の健全性や行動計画等の策定時点で果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確にした上で、行動計画や個別施設計画に基づき、必要な修繕・更新等を効率的かつ効果的に実施する。

その際、各施設の必要性自体についても再検討し、検討の結果、必要性が認められない施設については廃止や撤去を進めるほか、必要性が認められる施設にあっては、更新等の機会を捉え、社会経済情勢の変化に応じた用途変更や集約化なども含めて対応を検討する。また、維持管理・更新等に当たり、兼用工作物や占用物件が存在する施設等については、工事内容や実施時期等について事前に十分な調整を行うなど、効率的に実施する。

さらに、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用することで、有用な新技術の開発・導入・普及を後押しする。

（2）基準類の整備

各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性を踏まえ、各々、法令や要領、基準、マニュアル等の基準類を全体として過不足なく、整合性をもって体系的に整備する必要がある。

このため、国は、各施設の特性に応じ、メンテナンスサイクルを構築し、継続、発展させる上で不可欠な事項について、各インフラの管理者の対応の指針となる基本的な考え方や、必要な基準類を策定し、各インフラの管理者に提供する。これを踏まえ、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性に鑑み、維持管理・更新等に必要な基準類を整備する。

また、メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた新たな知見やノウハウは、各インフラを管理・所管する者の間で相互に共有を図り、それらを基準類に反映することで、維持管理・更新等に係る取組の更なる高度化を図る。

その際、同種・類似の施設については、各インフラを管理・所管する者の間で連携を図るほか、各施設の利用状況や重要度等に応じて点検体制や実施ルール等の管理水準を設定するなど、効率化に向けた取組も推進する。

（3）情報基盤の整備と活用

各インフラを管理・所管する者は、メンテナンスサイクルを継続し、発展させていくため、維持管理・更新等に係る情報を収集・蓄積する。さらに、それらを分析・利活用するとともに、広く国民に発信・共有することで、取組の改善を図る。

〔収集・蓄積〕

各インフラを管理・所管する者は、建設当初の状態^{※1}、経年劣化や疲労に影響を及ぼす要因^{※2}、強度・機能の回復・向上に係る取組の履歴^{※3}、最新の状態^{※4}等について、その利活用も念頭に置きながら、情報の収集・蓄積を推進する。

※1 施設の諸元（建設時期、構造形式、施設規模、建設費用、施工者等）等

※2 利用状況、気象条件、災害履歴 等

※3 修繕・更新の履歴（対策の実施時期・内容・費用、施工者等）等

※4 点検・診断の履歴（劣化・損傷状況、健全性）等

情報の収集に当たっては、現在の手法に加え、センサーヤ ICT 等の新技術も活用し、情報の高度化、作業の省力化、コスト縮減を推進するとともに、得られた情報については、各インフラを管理・所管する者で相互に共有すること等を通じ、情報のビッグデータ化を図る。その際、蓄積される情報の質を確保することが重要であることから、国は、劣化・損傷レベルの判定等の判断を要する事項について、実施主体によらず一定の水準が確保されるよう、各施設の特性に応じた尺度で評価される仕組みを構築する。

さらに、情報の蓄積に当たっては、利活用が容易となるよう、国は、電子化、フォーマットの統一はもとより、既存のデータベース等を最大限活用しつつ、3 次元の形状データや施設の様々な属性を一体的にわかりやすい形式で管理できるシステム（Construction Information Modeling (CIM) 等）の導入や、GIS と衛星測位を活用した地理空間情報（G 空間）との統合運用についても検討し、将来的には、得られた情報を自動で解析し、修繕や更新の時期、内容を明示するシステムを構築するなど、より汎用性の高いシステムを目指す。

また、設計や施工時に作成・活用した図面等の図書や記録について、各施設の特性等も踏まえつつ、供用期間中の保存を義務付けることなどについても検討する。

〔分析・利活用〕

各インフラを管理・所管する者は、メンテナンスサイクルの発展につなげるため、以下の観点から利活用を推進する。

- ・設計・施工時に検討・把握した維持管理上の留意事項等の継承による、効果的な維持管理の実施、作業の効率化

- ・事故等が発生した場合における、同種・類似のリスクを有する施設の特定、予防的な対策の実施
- ・安全の確保や、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る上で有効な知見・ノウハウの基準等への反映や、過去に講じた対策や新技術の導入効果の分析等による、対策の高度化
- ・インフラの資産価値の評価等、国際的な標準化の動きへの対応

〔発信・共有〕

各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等の必要性や重要性に対する国民の理解を促進するとともに、老朽化が進むインフラの安全性に対する不安を払拭し、併せて、民間企業等における研究開発等の取組を促すため、必要な情報について広く発信し、共有化を図る。

国は、これらの取組が円滑かつ効率的・効果的に図られるよう、各施設の特性等を踏まえつつ、維持管理・更新等に係る各データベース等とも連携しながら、情報プラットフォームを構築するとともに、情報の取扱いのルールを明確化し、メンテナンスサイクルの取組を進める中でその改善・充実を図る。

（4）新技術の開発・導入

〔老朽化対策における技術開発・導入の重要性・必要性〕

予算の制約のある中で、インフラの老朽化対策を進め、インフラの安全性・信頼性を確保するためには、維持管理・更新等に係る費用の低減を図りつつ、目視等のこれまでの手法では確認困難であった損傷箇所等も的確に点検・診断・対処することが重要であり、そのためには、技術開発や新技術の導入を積極的に推進することが必要である。

〔技術開発・導入の方向性〕

国は、技術開発を効果的・効率的に進めるため、技術開発に対する社会ニーズと、これに関連する技術シーズを的確に把握するとともに、これらのマッチングを図る。

さらに、技術開発の成果を速やかに社会的な成果へとつなげ、メンテナンスサイクル全体の底上げを図るため、研究段階における実証実験等の実施や、実用化段階における試行の実施等について、関連する事業・施策とも連携しながら、一連の取組を円滑かつ強力に推進する。

具体的には、ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術研究開発を進め、それらを積極的に活用するとともに、既存の技術や他分野の技術についてもその有用性を認識し、有効に活用する。さらに、その結果を速やかに評価し、有用な技術に

について基準等に反映することで、現場への導入を加速させる。評価の結果、課題がある場合には、改善点等を明らかにし、更なる技術の改善につなげる。

（5）予算管理

各インフラの管理者は、厳しい財政状況下においても、必要な維持管理・更新等を適切に行えるよう、新技術の導入等によりコスト縮減を図りつつ、行動計画や個別施設計画に基づき投資することで、必要予算の平準化を図る。

その際、既存インフラのみならず、今後新たに整備されるインフラも含め、総合的かつ計画的見地から維持すべきインフラの機能の適正化を図り、それらを賢く使うことで、維持管理・更新等に係るインフラ投資の効率化を図る。

また、費用や効果に関する知見の蓄積を図るとともに、人口減少・少子高齢化の進展等の社会情勢の変化等に鑑み、必要に応じて受益と負担のあり方等についても再考し、必要な取組を推進することで、投資の持続可能性を確保する。

（6）体制の構築

全てのインフラにおいてメンテナンスサイクルを確実に実行するため、各施設の特性に応じて、人員・人材等を確保することが必要である。

① 国

国は、自らが管理・所有するインフラについて、全国各地で発生する劣化や損傷、災害等に迅速に対応するとともに、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者の技術力の維持・向上が図られるよう、本省と地方支分部局、更には研究機関等が、適切な役割分担の下、一体となって取組を進める体制を構築する。

その際、新技術の開発・活用や、民間等の様々な主体との連携強化を図りつつ、組織・人員の再配置を行うことで、職員の技術力の維持・向上を図る。

〔資格・研修制度等の充実〕

インフラの安全を確実に確保するためには、一定の技術的知見に基づき基準類を体系化するとともに、それらを正確に理解し、的確に実行することが不可欠である。さらに、今後、新技術の開発・導入に伴い、メンテナンス技術の高度化が期待され、それらを現場での確に活用し、最大限の効果を発揮させることが重要である。

このため、国は、維持管理・更新等に係る様々な知見やノウハウの集約を図るとともに、資格制度の充実や、外部有識者を交えた

教育・研修制度を活用するなどにより、各インフラの管理者の技術力の底上げを図る。また、高度な技術力を有する技術者から成る組織の創設等により、管理者が実施する点検・診断等を踏まえて必要となる専門的な対応を行うなど、国や地方公共団体等の管理者の違いにかかわらず、その機能を發揮させるための新たな制度についても検討する。

〔技術開発・導入を推進するための体制強化〕

技術開発・導入の重要性に鑑み、国等の研究機関の機能を強化するとともに、民間で開発された新技術や新材料等について、その普及が促進されるよう、国は、評価や認証に係る制度の充実や、標準化に向けた取組を推進する。

また、各インフラに共通する課題については、産学官や関係省庁の連携を強化し、社会ニーズ及び技術シーズを踏まえた的確な研究開発を推進する。適切な役割分担の下で、現場と一体となって取組を推進することで、分野を超えた技術の統合、融合、組合せを実現し、効果の向上を図る。

なお、具体的な取組内容等については、行動計画において研究開発、実証、導入などの各段階に対応した新技術の活用推進に係る計画を明記することで、取組を着実に推進する。

〔地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援〕

国は、自らが保有する知見やノウハウを必要とする地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者に対し、常時相談に応じることができるよう、本省や地方支分部局、研究機関に相談窓口を設置するとともに、資格・研修制度の充実、講習会の実施等により、国が有する技術的知見やノウハウを提供する。

また、高度な技術力を要する施設の修繕・更新など、必要性が認められるものについては、国による代行制度の活用や技術者の派遣、地方公共団体等の先進事例の収集・共有等、国・都道府県・市区町村等の各インフラを管理・所管する者が相互に連携して対策を講じる仕組みを構築する。

② 地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者

人口規模や産業構造、地形、気象条件等は地域毎に様々であり、これに呼応し、施設の種類、規模、健全性等も地域によって異なる。各インフラの管理者は、各々の置かれた状況に応じ、自らの判断により維持すべきインフラの機能を適正化し、適切な管理を行うための体制を整えることが重要である。

一方、維持管理・更新業務を担当する技術職員が不在、若しくは不足している団体も存在する等、現状の体制は必ずしも十分とは言えないとの指摘もあり、厳しい財政状況の下、インフラの老朽化が進行しているにも関わらず、維持管理・更新等の必要な対策が講じられない事態も発生する恐れがある。

このような現状を開拓するためには、各インフラの管理者は自らの責務に鑑み、維持管理や更新、統廃合等を含めた取組実態を再確認するとともに、積極的に国の支援制度や民間のノウハウ、新技術等を活用しつつ、インフラの健全性の把握や、必要な対策等を進めることが必要である。

その取組を進める中で、維持管理や更新、統廃合等における課題を明確化し、組織・人員の維持管理・更新部門への適正な配置について検討するほか、インフラ全体を総合的かつ計画的に管理するための体制を組織全体で構築することが重要である。必要な技術職員がいない場合には、必要とするノウハウのアウトソーシングを図るなどにより、人員・人材の両面から体制を構築することも検討していく必要がある。

③ 維持管理等の担い手

財政制約の高まりや、関係予算の縮減に伴い、維持管理等の担い手となる地域の建設産業が疲弊している。また、若年入職者の減少もあり、ノウハウや技術の継承に支障が生じ、将来の施工力の低下が懸念されている。このため、各インフラの管理者と一体となって、将来にわたってインフラの維持管理・更新等に取り組んでいくよう、対策を講じる必要がある。

一方、地域貢献を目的とする活動に対する市民意識の高揚が見られる。限られた人材・予算で膨大なインフラの維持管理・更新等が求められる状況下、これらの積極的な活用が必要である。

○民間企業

点検・診断、修繕、更新等を実行するためには、それらを担う建設産業における人材の確保・育成及びノウハウの蓄積、技術力・技能の向上が不可欠である。加えて、維持管理・更新等に係る業務の採算性の確保に向けた取組が必要である。

このため、建設企業が維持管理・更新等の担い手となる上で不可欠な入札契約に係る諸制度の改善等を図り、適正な協力関係を構築する。

また、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、インフラの維持管理・更新等の効率化、サービスの質的向上、

財政負担の軽減が図られる事業については、PPP/PFI の積極的な活用を検討することとする。

〔入札契約制度等の改善〕

維持補修工事は、施設毎に構造形式や劣化・損傷の状況等が異なることから、新設工事と比べて多くの労力を要し、人件費や機材のコストも割高になる場合がある。また、既存の施設の中には、老朽化対策を実施する上で必要となる構造形式等の情報が保存されていない施設も存在しており、このような施設の対策実施に当たっては、目視、非破壊検査等により状態を把握した上で設計を行っているものの、施工段階において設計と現場条件が異なり、手戻りが生じるケースも発生している。

このため、現場条件に見合った適切かつ計画的な発注や、それらを実現するための入札契約制度の改善を推進する。

具体的には、工種や施工条件に応じた積算基準の見直しを図るとともに、調査・設計・施工の各段階の連携による発注や、あらかじめ工事材料等について単価を契約で定める単価・数量精算方式の活用、発注者支援のための新たな仕組みの活用など、入札契約制度の見直しを推進する。

さらに、地方公共団体等が事業の特性に応じてこれらの入札契約方式を適切に選択し運用できるよう、国が支援していく。

〔技術者・技能者的人材確保・育成〕

インフラを安全に安心して利用し続けるようにするために、維持管理・更新等の担い手となる建設産業が持続的に発展し、将来にわたって建設企業の施工力や維持・修繕を含めた工事の品質等を確保することが不可欠である。

このため、企業にとって「ヒト・モノ・カネ」の投資に値する魅力的な環境整備を図るとともに、将来を担う技術者・技能者の確保・育成に向けた取組を推進する。

具体的には、積算基準や入札契約制度の見直しにより業務の採算性の確保を図るほか、地域や施設毎に求められる技術・技能が異なる状況に鑑み、それらの習得を地域が一体となって後押しする取組や、資格制度の充実等を推進する。

併せて、技能労働者の待遇改善を図るため、各自が保有する施工力に係る資格や研修履歴、工事経験等の情報を ICT 技術により管理・蓄積・活用する仕組みの構築を始めとした取組についても、関係者とともに検討する。

○市民団体等

各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性等を踏まえつつ、インフラの維持管理の担い手としての役割を期待されている地域の市民団体等の活用を検討する。

活用が可能な施設にあっては、情報提供や人材・資機材の活用ルール等を明確化するなどにより、市民団体等による維持管理を推進する。

(7) 法令等の整備

各インフラを管理・所管する者が共通して取り組むべき事項や、必要な制度等については、各インフラを構成する各施設の特性等を踏まえつつ、法令等で定めることにより、その責務を明確化することが重要である。

このため、国は、基準類の体系的な整備や必要施策の制度化を検討する中で、機会を捉えて必要な法令等を整備するとともに、各インフラを管理・所管する者は、その体系の中で、自らの工夫や判断が求められる内容について、必要な基準、制度等を整備するものとする。

VII. 国と地方公共団体の役割

インフラの維持管理・更新等は、一義的に法令等に基づき、各インフラの管理者の責任の下で行われるべきものである。しかしながら、現状では、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保を自ら行うことが困難な管理者も存在しており、国等が必要な支援を実施しつつ、インフラに求められる安全や機能を確保し、国民生活や社会経済活動を支えていく必要がある。

また、技術力の向上やメンテナンス産業の発展に資する取組は、産学界との連携の下、国・地方公共団体等が一体となって推進する必要がある。

〔国の役割〕

国は、インフラの安全や求められる機能を確保する上で必要な事項を各インフラの法令等において明確化するとともに、それらの確実な実施を図るため、管理の実態等を踏まえつつ、必要な体制や制度等を構築する。自らが管理・所有するインフラについては、他の各インフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理する。

また、各インフラを管理・所管する者に対しては、本基本計画の考え方等に基づき、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じた行動計画及び個別施設計画を策定するよう要請する。さらに、その確実な実行に向け、各インフラの管理者に対し、

維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保について必要な支援を実施する。

あわせて、維持管理・更新等を進める中で蓄積したデータやノウハウを、各インフラを管理・所管する者や産学界等と共有し、新技術の開発等のメンテナンスの高度化に向けた取組を進めるとともに、それらの成果を積極的に活用するなどにより、我が国のメンテナンス産業の発展を全面的に支援していく。

〔地方公共団体の役割〕

地方公共団体は、自らが管理・所有するインフラについて、国が構築した体制や制度等も活用し、国やその他の各インフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理するとともに、出資等を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定等を要請するなどにより、インフラの安全や必要な機能を確保することが求められる。

その際、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じて、インフラの維持管理・更新等を総合的かつ計画的に行なうことが重要である。

また、データやノウハウの蓄積など、メンテナンスの高度化に向けた国の取組に協力し、国全体としての技術力の向上や、メンテナンス産業の発展に協力していくことも求められる。

VII. 産学界の役割

産業界では、これまで、様々な分野において、センサーヤデータ解析などの個別の要素技術の開発・活用が進展している一方、それらをインフラの維持管理・更新等に活用する取組は始まったばかりである。

また、大学や研究機関等においても、これまで、維持管理・更新等に関する取組は個別性が高い課題との認識の下、専門分化が進んできた。その結果、主に施設分野毎、管理者毎に知識と技術が蓄積され、相互の情報共有が十分とは言えない状況にあり、今後、更なる成熟化や体系化が求められている。

このような現状を踏まえ、今後は、これまで以上に産学官の連携を図り、適切な役割分担の下、取組を進めていく必要がある。

〔「産」の役割〕

これまで産業界が自らの技術開発等の取組を通じて蓄積した知見やノウハウはもとより、今後、各インフラを管理・所管する者が取組を進める中で蓄積し、共有化を図っていく情報も最大限活用しながら、

インフラの安全性や信頼性の向上、維持管理・更新業務の効率化に資する新技術の開発が進められることが求められる。

さらに、これらの取組によって生み出される我が国の先進的なメンテナンス技術で世界の市場を開拓し、世界の最前線で活躍する人材を育成することが期待される。

〔「学」の役割〕

維持管理・更新等に係る知見やノウハウについて、これまでに蓄積された情報に加え、今後、各インフラを管理・所管する者により蓄積、共有化が図られる情報を含め、体系化が図られることが求められる。

その中で、経年劣化や疲労等が施設に及ぼす影響の評価や、それらを踏まえた対策の検討、さらには対策による効果や耐用年数の評価等、メンテナンス技術の発展や、より計画的で効果的な維持管理・更新等の実現へとつながる研究開発が進むことが期待される。

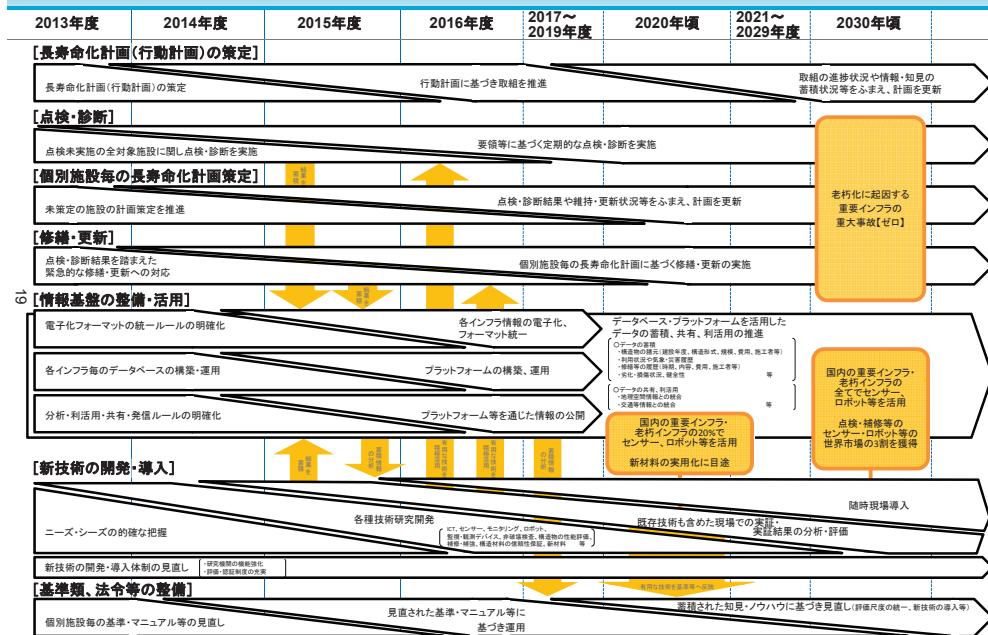
さらには、これらの取組を通じて、高度な技術力を有する技術者を社会に輩出することが期待される。

VIII. その他

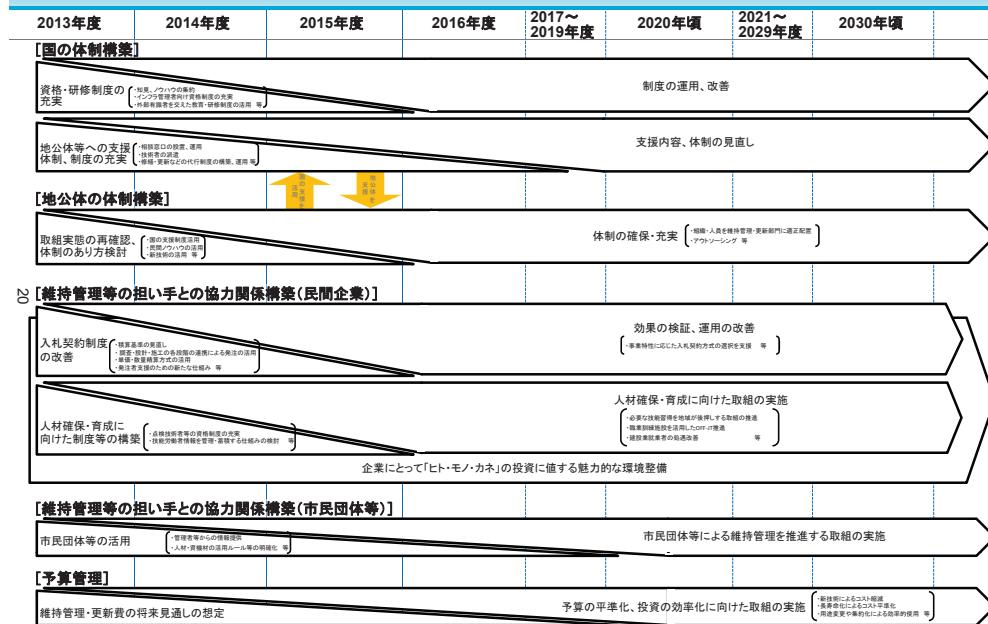
〔フォローアップ〕

本基本計画の実効性を確保するため、国は、各インフラを管理・所管する者の取組状況を把握、公表することとする。その結果に基づき、必要に応じ、追加的な対策を検討する。

インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)



インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)



総財務第74号
平成26年4月22日

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いします。

各都道府県財政担当部
各都道府県公共施設マネジメント担当部
各都道府県市区町村担当部
各指定都市財政担当局
各指定都市公共施設マネジメント担当局

御中

総務省自治財政局財務調査課

公共施設等の適正管理の更なる推進について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、平成29年9月30日時点で、全ての地方公共団体の99.4%にあたる1,777団体において策定済みとなり、現在は、個別施設計画を策定し、また、これらの計画に基づいた具体的な取組を進めていく段階に入っています。

こうした中、総務省では、各地方公共団体における取組を一層推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債」について、平成30年度から、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化事業を追加することとしたところです。また、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に推進できるよう、長寿命化事業等について、財政力に応じて交付税措置率を引き上げることとしたところであり、各地方公共団体においては、これらの措置を活用し、公共施設の老朽化対策等に着実に取り組んでいただきたいと考えています。

すでに、平成30年2月27日付けで「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂し、同日付けで事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」（以下「平成30年2月27日付け事務連絡」という。）を発出したところですが、公共施設等の適正管理をより効率的に進めるためには、長寿命化対策等の効果額を示すことが重要であると考えています。

については、当該改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「改訂指針」という。）に基づき、総合管理計画の推進のための取組を実施するに当たっては、下記のことに御留意いただくよう、改めてお願いします。

なお、平成30年2月27日付け事務連絡について、当該事務連絡中、第一の

一及び二の部分並びに別紙1については、本事務連絡（別紙1及び別紙2を含む。）の内容に代えさせていただくことを申し添えます。

各都道府県及び各指定都市におかれでは、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれでは、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本事務連絡について速やかに御連絡いただき、その趣旨を周知いただくようお願いします。

記

第一 改訂指針に基づく総合管理計画の策定・改訂等について

一 総合管理計画の推進体制等について

- 1 総合的かつ計画的に公共施設等を管理することができるよう、全序的な取組体制について総合管理計画に記載することとしているが、総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全序的な体制を構築して取り組むこと。具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けるなどが想定されること。（第一二（2）全序的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 関係）
- 2 総合管理計画の進捗管理を着実に行うため、P D C A サイクルの推進方針を総合管理計画に記載することとしているが、総合管理計画に定めたP D C A サイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、P D C A サイクルの確立に努めること。（第一二（5）P D C A サイクルの推進方針 関係）

二 総合管理計画の充実について

- 1 総合管理計画は、中期的な取組の方向性を明らかにするものであるが、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不斷の見直しを実施し順次充実させていくこと。（第二二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実 関係）
- 2 総合管理計画に記載すべき事項について、現在の総合管理計画に記載していない地方公共団体においては、記載事項について検討を行い、内容の充実を図ること。特に、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやその財源、数値目標等については、総合管理計画の進捗状況等を評価しながら効果的に対策を推進していくために重要であることから、まだ定め

ていない場合には、速やかに検討を行うこと。

- 3 公共施設等の現況及び将来の見通しの一項目として、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを総合管理計画に記載することとしているが、経年や団体間の比較可能性を高める観点から、30年程度以上の期間に亘り、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに示すこと。その際、個別施設計画の策定の進捗に合わせ、当該個別施設計画で定めた具体的な取組の効果を反映したものとするとともに、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載し、長寿命化対策等の効果額を示すこと。

また、当該団体としての現状や課題に対する基本認識を検討するためにも、中長期的な経費の見込みに対し充当可能な地方債・基金等の財源の見込みについても、総合管理計画に記載すること。

具体的には、各地方公共団体においては、別紙1及び別紙2を参考に、中長期的な経費の見込み等を総合管理計画に記載すること。

なお、中長期的な経費の見込みを含めた総合管理計画の改訂状況等については、各地方公共団体の毎年度末の状況を調査・公表する予定としていること。

（第一一（3）公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等 関係）

- 4 総合管理計画において、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の一つとして、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載することとしているが、ユニバーサルデザインの具体的な内容については、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）において、ユニバーサルデザインの街づくりについての考え方方が示されているところであり、この考え方を踏まえたものとすること。（第一二（4）⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針 関係）

（問合せ先）

- ・全体について
　　総務省自治財政局財務調査課
　　担当： 小谷理事官、成瀬事務官 TEL 03-5253-5647
- ・中長期的な経費の見込みについて
　　総務省自治財政局財務調査課
　　担当： 小谷理事官、成瀬事務官 TEL 03-5253-5647
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針について
　　総務省自治財政局財務調査課
　　担当： 大宅課長補佐、宮野係長 TEL 03-5253-5647

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(30年以上の例)

別紙1

【経費の見込みの記載について】						
(1) 総合管理計画の初年度を起点とした30年以上の期間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該期間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。						
(2) (1)のうち、総合管理計画の初年度を起点とした10年間の経費についても、別紙2を参考に記載すること。						
(3) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」との見込み額を記載すること。						
(4) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体)の見込みも記載すること。						
(5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。						
(6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。						

【平成〇年度から〇年間】

今後〇年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

	維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去〇年平均)
普通会計	建築物(a)						
	インフラ施設(b)						
公営事業会計	建築物(c)						
	インフラ施設(d)						
計(a+b)							
計(c+d)							
建築物計(a+c)							
インフラ施設計(b+d)							
合計(a+b+c+d)							

【備考】

※ 建築物: 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※ インフラ施設: 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。

※ 維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検、調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものとし、例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に実行する点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの塗装の補修等を行うこと。

※ 改修: 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものとし、例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(10年間の例)

別紙2

【経費の見込みの記載について】

- 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」との見込み額を記載すること。
- 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体)の見込みも記載すること。
- 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充当可能な財源の見込み(地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等)を記載すること。
- そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成〇年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

	維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去〇年平均)
普通会計	建築物(a)							
	インフラ施設(b)							
公営事業会計	建築物(c)							
	インフラ施設(d)							
計(a+b)								
計(c+d)								
建築物計(a+c)								
インフラ施設計(b+d)								
合計(a+b+c+d)								

【備考】

※ 建築物: 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※ インフラ施設: 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。

※ 維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検、調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものとし、例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に実行する点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの塗装の補修等を行うこと。

※ 改修: 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものとし、例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

総財務第6号
令和3年1月26日

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

御中

総務省自治財政局財務調査課長
(公印省略)

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての
留意事項について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、令和2年3月31日時点で、全地方公共団体の99.9%にあたる1786団体において策定済みとなり、また、個別施設計画についても、令和2年10月13日に開催されたインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、令和2年度末には、ほとんどの施設類型で8割以上の策定率となる見込みとの調査結果が示されました。

このような中、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」（令和元年6月21日閣議決定）等も踏まえつつ、令和3年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要です。

総務省としても、これまで、公共施設等総合管理計画に関し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日付け総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知（平成30年2月27日付け総財務第28号同課長通知により改訂））。以下「指針」という。）、同日付け事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」（以下「平成30年2月通知」という。）、同年4月25日付け事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」（以下「平成30年4月通知」という。）などにより、見直しに当たっての留意点等についてお示ししてきたところですが、今般、総合管理計画の見直しに際し、記載事項の考え方等について、改めて周知いたします。

貴団体におかれましては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨を周知いただくようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

記

第一 総合管理計画の見直しについて

一 総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方

これまでに総合管理計画については、指針等において、「総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」としているところであるが、その策定を要請してきた平成26年度から平成28年度以降、一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に、総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

総合管理計画の記載事項については、これまでに指針等によりお示ししてきたところであるが、改めて、見直しに当たっての考え方について、以下のとおりお示しするので、ご留意いただきたい。（カッコ内は指針等における該当箇所）

なお、以下に示す事項以外の事項についても、指針等も踏まえつつ、各団体の判断により、公共施設マネジメントの推進に必要な事項を記載すること。

1 必須事項

① 基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- ・ 計画策定年度及び改訂年度
- ・ 計画期間（指針P.2 第一 二 (1)）
- ・ 施設保有量（指針P.2 第一 一 (1)）
- ・ 現状や課題に関する基本認識（指針P.2 第一 二 (3)）
- ・ 過去に行った対策の実績

- ・ 施設保有量の推移
 - ・ 有形固定資産減価償却率の推移（指針 P. 7 第三 六）
- ② 維持管理・更新等に係る経費（指針 P. 2 第一 一 (3)、平成 30 年 4 月通知）
- 以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。
- ・ 現在要している維持管理経費
 - ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
 - ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
 - ・ 対策の効果額
- ※ 見込みについては、少なくとも 10 年程度の期間
- ③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
- 以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。
- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針（指針 P. 2～4 第一 二 (4)）
 - ・ 全序的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針（指針 P. 2 第一 二 (2)、P. 4 第一 二 (5)）
- 2 記載が望ましい事項
- ① 数値目標（指針 P. 4、5 第二 三、平成 30 年 4 月通知 第一 二 2）
- 以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等の評価に資することから、盛り込むことが望ましいこと。
- ・ 計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標
 - ・ トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等
- ② 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（指針 P. 4 第一 三）
- この事項は、総合管理計画が、個々の施設や施設類型（道路、学校、病院等）をまたいだ優先順位や整備方針の検討に資する計画であることを踏まえ、盛り込むことが望ましいこと。
- ③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用（指針 P. 7 第三 六）
- 地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について
- 盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。
- ④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
- この事項は、用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却等を行うことは、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に資することから、盛り込むことが望ましいこと。
- 3 団体の状況に応じて記載する事項
- ① 広域連携（指針 P. 5 第二 六）
- 団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、複数団体の連携による取組も積極的に推進することが重要であり、必要に応じ、広域連携の取組について盛り込むことが望ましいこと。なお、令和 2 年度から、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業について、複数団体が連携して実施する取組における実施主体を拡充していること。
- ② 地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方
- 都市計画等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることは重要であり、その団体の実情に応じて、盛り込むことが望ましいこと。
- 第二 その他
- 総合管理計画の見直しの検討に当たっては、以下の点についても留意されたいこと。
- 一 総合管理計画の見直しに係る財政措置
- 令和 3 年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））について、特別交付税措置を講じることとしたこと。
- 二 「地方団体の経営・財務マネジメント強化事業」の創設
- 令和 2 年 12 月 24 日総財公第 147 号、総財務第 124 号「地方団体の『経営・財務マネジメント強化事業』の創設について（周知）」のとおり、来年度より、総務省と地方公共団体金融機関の共同事業として、団体の状況や要請に応じ、総合管理計画の見直しも含めた政策テーマについて、アドバイザーを派遣する事業を創設することとしたところであるため、活用いただきたいこと。

三 公共施設等適正管理推進事業債の今後のあり方

令和3年度までを事業期間とする公共施設等適正管理推進事業債の令和4年度以降のあり方については、地方公共団体における総合管理計画の見直し状況等も踏まえつつ、検討する予定であること。

なお、令和3年度までに建設工事に着手した事業については、令和4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしたこと。

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

御中

総務省自治財政局財務調査課長
(公印省略)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）については、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」（令和元年6月21日閣議決定）や「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知。以下「令和3年1月通知」という。）等を踏まえ、各地方公共団体において、令和3年度中の見直しを進めていただいたところです。

また、見直し後の総合管理計画に基づき、令和4年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長とともに、対象事業の拡充を行いました。

このような状況も踏まえ、令和4年度以降も、各地方公共団体において、見直し後の総合管理計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日策定（平成30年2月27日改訂））について、必要な見直しを行い、別添のとおり改訂しました。

また、今後の総合管理計画の見直しに当たっての留意事項や、総合管理計画に基づく取組等に係る財政措置等については、下記のとおりです。

貴団体におかれでは、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれでは、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

第一 総合管理計画の見直しに当たっての留意事項

令和 3 年度中に、令和 3 年 1 月通知を踏まえた総合管理計画の見直しを完了した地方公共団体については、令和 4 年度以降も、今般の改訂後の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（以下「指針」という。）等を踏まえ、各地方公共団体における公共施設等の脱炭素化の推進方針や、総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施する点検・診断の結果を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていくこと。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず総合管理計画の見直しの完了が令和 4 年度以降となる地方公共団体については、適切に見直しを進め、令和 5 年度末までに見直しを完了させること。見直しの際に盛り込むべき記載事項等については、指針によるほか、令和 3 年 1 月通知と同様の考え方によること。

なお、総合管理計画の見直しの状況等について、今後フォローアップを実施する予定であることにご留意いただきたいこと。

第二 総合管理計画に基づく取組等に係る財政措置等について

一 公共施設等適正管理推進事業債の延長・拡充

令和 4 年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいくよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和 8 年度まで 5 年間事業期間を延長し、長寿命化事業の対象施設に空港施設及びダム（本体、放流設備等）を追加するとともに、脱炭素化事業（事業期間は令和 7 年度まで）を新たに追加することとしたこと。

脱炭素化事業については、総合管理計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画。以下「実行計画（事務事業編）」という。）の双方に基づいて行われる事業が対象となること。ただし、総合管理計画又は実行計画（事務事業編）について、令和 4 年度中に策定又は改訂を予定している場合には、協議等手続の時点で策定又は改訂が完了していないときでも、総合管理計画又は実行計画（事務事業編）の策定又は改訂に係る検討状況を記載した簡易な計画を作成することにより、総合管理計画又は実行計画（事務事業編）の策定又は改訂に代えることができるものとしたこと。

二 総合管理計画の見直しに係る財政措置

市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））に対する特別交付税措置を令和 5 年度まで延長することとしたこと。

三 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の継続

「令和 4 年度の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」に係る派遣申請の照会について（第 1 次）」（令和 4 年 2 月 28 日付け総財公第 30 号・総財務第 11 号・地公機調第 149 号総務省自治財政局公営企業課長・財務調査課長・地方公共団体金融機構地方支援部長通知）のとおり、公共施設マネジメントの専門知識等を有するアドバイザーの派遣により、総合管理計画の見直し・実行を支援することとしていること。

特に、課題達成支援事業の対象となっている市区町村については、都道府県市区町村担当課からの積極的な働きかけを要請したところであるが、今後、申請状況についてフォローアップを実施する予定であることにご留意いただきたいこと。

【問い合わせ先】

- ・ 総務省自治財政局財務調査課
担当 佐藤係長、高野主査、神田事務官
TEL : 03-5253-5647

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

御中

総務省自治財政局財務調査課長
(公印省略)

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について

公共施設等総合管理計画については、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」(令和4年4月1日付け総務第43号総務省自治財政局財務調査課長通知)等を踏まえ、各地方公共団体において見直しを進め、公共施設等の適正管理の取組を進めていただいているところです。

今般、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において、「公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(平成26年4月22日策定(令和4年4月1日改訂))について、必要な見直しを行い、別添のとおり改訂しました。

貴団体におかれましては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村(指定都市を除く。)に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【問い合わせ先】

総務省自治財政局財務調査課
担当 佐藤係長、岡主査、倉下事務官
TEL: 03-5253-5647

平成26年4月22日
(平成30年2月27日改訂)
(令和4年4月1日改訂)
(令和5年10月10日改訂)

総務省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靭化(ナショナル・レジリエンス)にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する」とされたところです。

平成25年11月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)に記載すること。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析し、記載すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。(3)の中長期的な経費の見込みは、30年

程度以上の期間について、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕ⁱⁱ、改修ⁱⁱⁱ及び更新^{iv}等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに記載することが望ましいが、少なくとも 10 年程度の期間について記載すること。

- (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

- (1) 計画策定期間、改訂年度及び計画期間

計画策定期間、改訂年度及び計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画

（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、計画期間については「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも 10 年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

- (2) 全序的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全序的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全序的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計画の策定期間の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全序的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。

- (3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本

的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP^v/PFI^{vi}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

- ① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

- ② 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{vii}の考え方を取り入れる、トータルコスト^{viii}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新の方針については、⑧統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

- ③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

- ④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

- ⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

- ⑦ 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に即して策定期間、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画）の内容を踏まえ、公共施設等の計画的

な改修等による脱炭素化の推進方針について記載すること。

⑧ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討に当たっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑨ 数値目標

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。

⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の活用の考え方について記載することが望ましいこと。

⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

用途廃止された資産や売却可能資産等の活用や処分に関する基本方針について記載することが望ましいこと。

⑫ 広域連携

複数団体による広域連携の取組について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画、公営企業における経営戦略等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携の考え方について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

⑮ P D C A サイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、P D C A サイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて記載することが望ましいこと。また、個別施設計画の記載事項と

重複する内容については、当該個別施設計画における該当箇所（記載頁数等）を記載することで足りること。

第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、以下の事項について所要の検討を行なうことが適当であること。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し、策定・改訂をされたいこと。

また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定・改訂段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましいこと。

四 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討に当たっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

五 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めしていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

六 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画を策定し、計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を進めていくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するに当たっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」について

「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされているが、総合管理計画は、この行動計画に該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定に当たっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施されており、個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等については、総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhyou/kobetu-keikaku_manual-guideline/index.html）に掲載しているので、参考にされたいこと。

二 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について

各地方公共団体における総合管理計画の策定・改訂に当たっては、先進団体の事例や各団体の総合管理計画の主な記載事項等をとりまとめた一覧表等を総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhyou.html>）に掲載しているので参考にされたいこと。

三 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について

公共施設等適正管理推進事業債において、総合管理計画に基づく集約化・複合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていること。

四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効

果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

ⁱ公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。

ⁱⁱ維持管理・修繕…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

ⁱⁱⁱ改修…公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものという。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

^{iv}更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。^vPPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

^{vi}PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

^{vii}予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）

^{viii}トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

各都道府県河川関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市河川関係所管課
各指定都市財政担当課

御中

事務連絡
令和7年4月1日

国土交通省水管管理・国土保全局 治水課
河川環境課 流水管理室
総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における
河川管理施設に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、河川管理施設に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 制度概要

(1) 対象施設

河川管理者が管理する堤防、ダム等の河川管理施設

(2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、以下の事業とする。

- ① 排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修
- ② 樋門・樋管等の小規模な施設において、その施設単独で実施する国庫補助事業の要件を満たさない規模（事業費が概ね5千万円未満）の改修（更新を含む）
- ③ 護岸・堤防の改修
- ④ 国庫補助事業の要件を満たさない規模（事業費が概ね4億円未満）のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備並びにダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備、係船設備、管理棟、昇降設備、照明設備、水質保全設備等）の改修（更新を含む）

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 国土交通省が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。

② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示された事業であること。

(4) 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%*

* 交付税措置率=−0.5X+0.7 (X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

(5) 措置期間：令和8年度まで

2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続（別紙1参照）

- (1) 施設管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業（河川管理施設に係る事業）の事業計画（長寿命化対策の内容）について、国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市町村が施設管理者の場合の(1)～(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

河川管理施設に係る事業（ダム事業を除く）

国土交通省水管管理・国土保全局治水課

課長補佐 石井、流域調査係長 下館

TEL 03-5253-8455 (内線 35612、35583)

ダム事業

国土交通省水管・国土保全局河川環境課流水管理室

課長補佐 三浦、ダム管理係長 青木

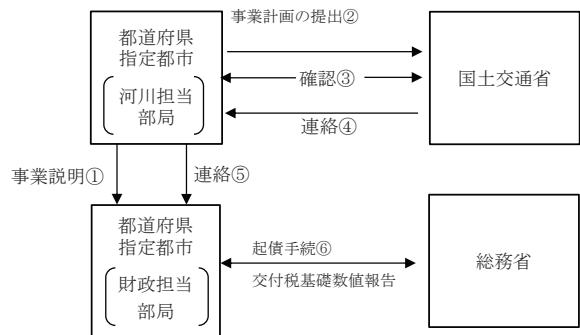
TEL 03-5253-8449 (内線 35492、35494)

地方債制度関係

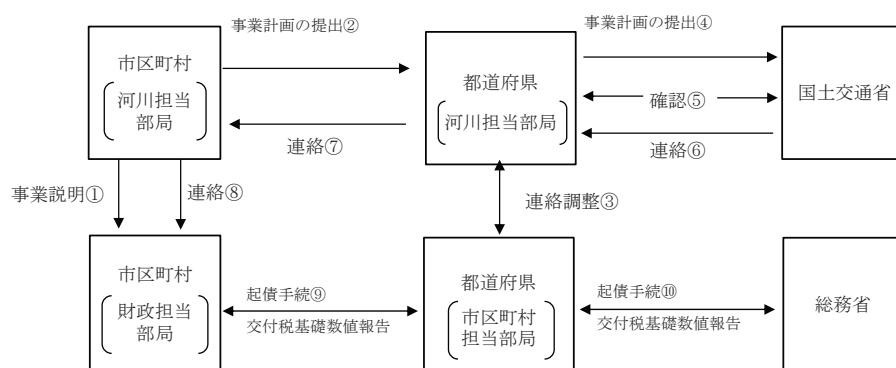
総務省自治財政局調整課 早勢

TEL 03-5253-5619

(都道府県・指定都市が施設管理者の場合)



(市区町村が施設管理者の場合)



公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）のうち河川管理施設に係る事業に
関する照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

- 国土交通省水管理・国土保全局治水課（河川事業関係）
TEL : 03-5253-8455 (内線35612)
- 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室（ダム事業関係）
TEL : 03-5253-8449 (内線35492)
- 北海道開発局建設部地方整備課 TEL : 011-709-2311
(内線5675 [河川]、5674 [ダム])
- 東北地方整備局河川部地域河川課 TEL : 022-225-2171
(内線3821 [河川]、3826 [ダム])
- 関東地方整備局河川部地域河川課 TEL : 048-600-1903
(内線3821 [河川]、3826 [ダム])
- 北陸地方整備局河川部地域河川課 TEL : 025-370-6768
(内線3821 [河川]、3826 [ダム])
- 中部地方整備局河川部地域河川課 TEL : 052-953-8257
(内線3826 [河川]、3821 [ダム])
- 近畿地方整備局河川部地域河川課 TEL : 06-6942-4407
(内線3826 [河川]、3828 [ダム])
- 中国地方整備局河川部地域河川課 TEL : 082-221-9231
(内線3821 [河川]、3826 [ダム])
- 四国地方整備局河川部地域河川課 TEL : 087-811-8318
(内線3821 [河川]、3826 [ダム])
- 九州地方整備局河川部地域河川課 TEL : 092-476-3524
(内線3821 [河川]、3828 [ダム])
- 沖縄総合事務局開発建設部河川課 TEL : 098-866-1911
(内線3641 [河川]、3771 [ダム])

各都道府県砂防担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

御中

事務連絡
令和7年4月1日

国土交通省水管理・国土保全局 砂防部 保全課 土砂災害対策室
総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における
砂防関係施設に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、砂防関係施設（砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設をいう。以下同じ。）に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれましては貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1. 制度概要

- (1) 対象施設
砂防関係施設
- (2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、国庫補助事業の要件を満たさない砂防関係施設の改修事業とする（長寿命化計画の個別施設計画に位置づけられている施設のうち、概ね10年間の年次計画に位置づけられていない総事業費が1億円未満となる施設に係るもの）。

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 国土交通省が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画（維持管理計画）※において明示された事業であること。

※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間にについて、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と

実施時期、対策費用）が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。また、個別施設計画の策定単位を地方公共団体等として設定し、個別施設計画が完成していない場合であっても、事業を行う個別の施設について、インフラ長寿命化基本計画において求められている必要事項を記載した資料を国土交通省に提出し、確認を受けることでこの要件を満たすこととする。

(4) 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%※

※ 交付税措置率=−0.5X+0.7 (X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

(5) 措置期間：令和8年度まで

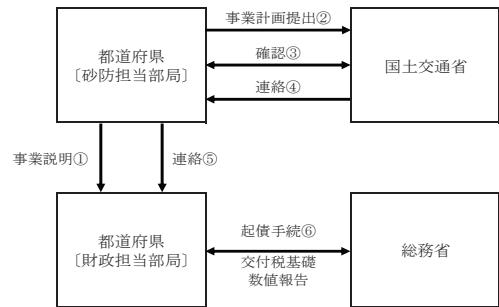
2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続（別紙1参照）

- (1) 施設管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業（砂防関係施設に係る事業）の事業計画（長寿命化対策の内容）について、国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市区町村が施設管理者の場合の(1)～(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

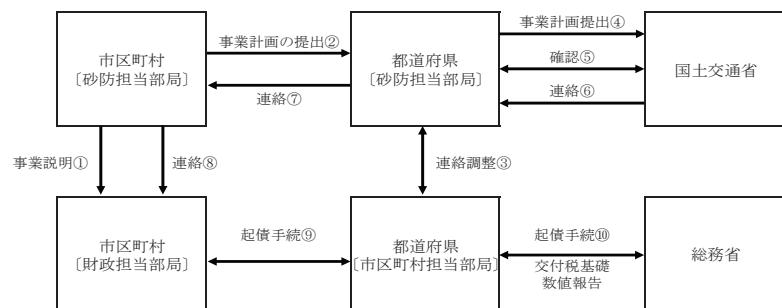
（お問合せ先）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室
課長補佐 山上、砂防技術係長 濱崎
TEL 03-5253-8470（内線 36232）
総務省自治財政局調整課 早勢
TEL 03-5253-5619

【都道府県が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）のうち砂防関係施設に係る事業に関する照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

○国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室

TEL : 03-5253-8470 (内線36232)

○北海道開発局建設部地方整備課 TEL : 011-738-0230 (内線: 5675)

○東北地方整備局河川部地域河川課 TEL : 022-225-2024 (内線: 3831)

○関東地方整備局河川部地域河川課 TEL : 048-600-1903 (内線: 3831)

○北陸地方整備局河川部地域河川課 TEL : 025-380-6768 (内線: 3826)

○中部地方整備局河川部地域河川課 TEL : 052-953-8257 (内線: 3821)

○近畿地方整備局河川部地域河川課 TEL : 06-6942-4407 (内線: 3641)

○中国地方整備局河川部地域河川課 TEL : 082-511-6244 (内線: 3636)

○四国地方整備局河川部地域河川課 TEL : 087-811-8318 (内線: 3636、3641)

○九州地方整備局河川部地域河川課 TEL : 092-476-3524 (内線: 3626)

○沖縄総合事務局建設開発部河川課 TEL : 098-862-1457 (内線: 3631)

事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県海岸行政担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市海岸行政担当課
各指定都市財政担当課

御中

農林水産省農村振興局整備部	防災課
農林水産省水産庁漁港漁場整備部	防災漁村課
国土交通省水管理・国土保全局	海岸室
国土交通省港湾局	海岸・防災課
総務省自治財政局	調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における
海岸保全施設に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、海岸保全施設に係る事業については、農林水産省及び国土交通省並びに総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 制度概要

(1) 対象施設

海岸管理者が管理する海岸保全施設

(2) 対象事業

対象施設において、地方単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、国庫補助事業の要件を満たさない規模（都道府県が行うものにあっては事業費が概ね5千万円未満、市町村が行うものにあっては事業費が概ね2千5百万円未満）の以下の事業とする。

① 堤防等の改修

② 水門・陸閘等の改修（更新を含む）

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 農林水産省農村振興局、水産庁又は国土交通省が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示された事業であること*。

* 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間にについて、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。

(4) 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%*

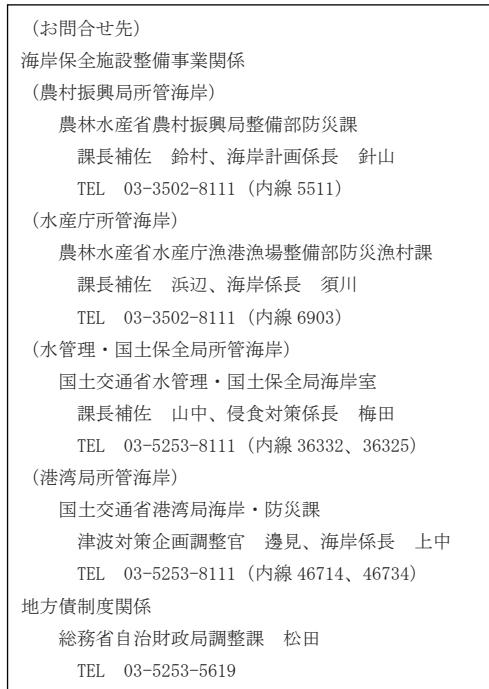
* 交付税措置率=−0.5X+0.7 (X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

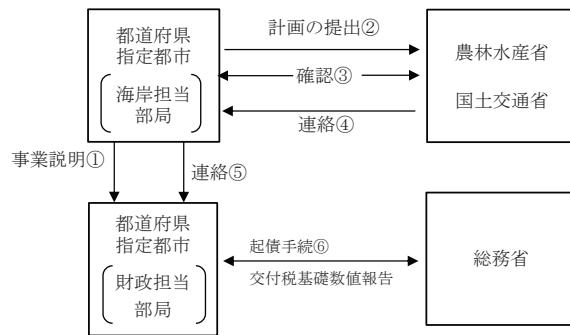
(5) 措置期間：令和8年度まで

2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続（別紙1参照）

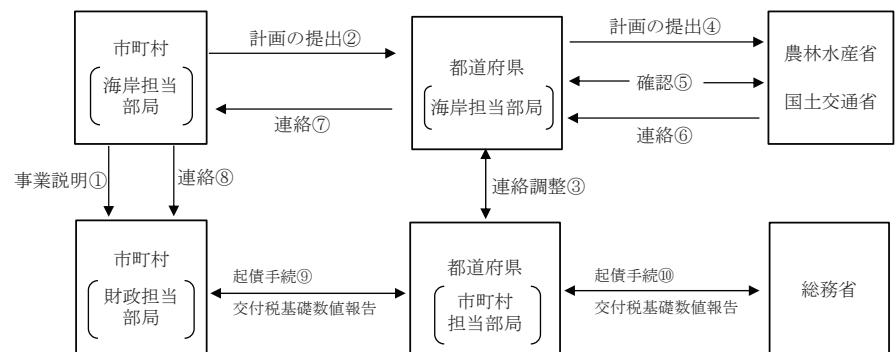
- (1) 海岸管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業（海岸保全施設に係る事業）の事業計画（長寿命化対策の内容）について、農林水産省又は国土交通省に提出する。
- (2) 農林水産省及び国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 農林水産省及び国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、海岸管理者に連絡する。
- (4) 海岸管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市町村が海岸管理者の場合の(1)～(4)の手続については、都道府県を経由して行う。



(都道府県・指定都市が海岸管理者の場合)



(市町村が海岸管理者の場合)



公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）のうち海岸保全施設に係る事業に関する照会に係る農林水産省及び国土交通省の支分部局等一覧

(農林水産省農村振興局所管海岸)

○農林水産省農村振興局整備部防災課 TEL: 03-3502-8111 (内線5511)

○東北農政局農村振興部防災課 TEL: 022-262-1394
 ○関東農政局農村振興部防災課 TEL: 048-740-0053
 ○北陸農政局農村振興部防災課 TEL: 076-232-4727
 ○東海農政局農村振興部防災課 TEL: 052-223-4640
 ○近畿農政局農村振興部防災課 TEL: 075-414-9562
 ○中国四国農政局農村振興部防災課 TEL: 086-224-9424
 ○九州農政局農村振興部防災課 TEL: 096-300-6524
 ○沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 TEL: 098-866-1652

(農林水産省水産庁所管海岸)

○農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
 TEL: 03-3502-8111 (内線6903)

(国土交通省水管理・国土保全局所管海岸)

○国土交通省水管理・国土保全局海岸室
 TEL: 03-5253-8111 (内線36325)
 ○北海道開発局建設部地方整備課 TEL: 011-738-0230
 ○東北地方整備局河川部地域河川課 TEL: 022-225-2171
 ○関東地方整備局河川部地域河川課 TEL: 048-600-1903
 ○北陸地方整備局河川部地域河川課 TEL: 025-380-6768
 ○中部地方整備局河川部地域河川課 TEL: 052-953-8257
 ○近畿地方整備局河川部地域河川課 TEL: 06-6942-4407
 ○中国地方整備局河川部地域河川課 TEL: 082-511-6245
 ○四国地方整備局河川部地域河川課 TEL: 087-811-8318
 ○九州地方整備局河川部地域河川課 TEL: 092-476-3524
 ○沖縄総合事務局建設開発部河川課 TEL: 098-866-1911

(国土交通省港湾局所管海岸)

○国土交通省港湾局海岸・防災課
 TEL: 03-5253-8111 (内線46734)
 ○北海道開発局港湾空港部港湾計画課 TEL: 011-709-2311
 ○東北地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 022-716-0003
 ○関東地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 045-211-7415
 ○北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 025-370-6604

○中部地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 052-209-6322
 ○近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 078-391-8361
 ○中国地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 082-511-3905
 ○四国地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 087-811-8330
 ○九州地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 092-418-3358
 ○沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課 TEL: 098-866-0031

各都道府県港湾担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市港湾担当課
各指定都市財政担当課

御中

事務連絡
令和7年4月1日

国土交通省港湾局 計画課
技術企画課
総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における
港湾施設に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、港湾施設に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 制度概要

- (1) 対象施設
港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設）
- (2) 対象事業
対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、国庫補助事業の要件を満たさない規模（1件当たりの事業規模が、都道府県及び指定都市が行うものにあっては2億円未満、市区町村が行うものにあっては900百万円未満）の改修事業（腐食対策、沈下対策、コンクリート劣化対策、埋没対策等）とする。
- (3) 事業要件
次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - ① 国土交通省が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。
 - ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画（維持管理計画）※において明示された事業であること。

※ なお、本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対

象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。

- (4) 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%※
※ 交付税措置率=0.5X+0.7 (X=財政力指数)
ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起す年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。
- (5) 措置期間：令和8年度まで

2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続（別紙1参照）

- (1) 地方公共団体は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業（港湾施設に係る事業）の事業計画（長寿命化対策の内容）について、国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市区町村の場合の(1)～(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

＜事業の実施に関すること＞

国土交通省港湾局計画課 古澤

TEL 03-5253-8111 (内線 46335)

国土交通省港湾局技術企画課 下谷

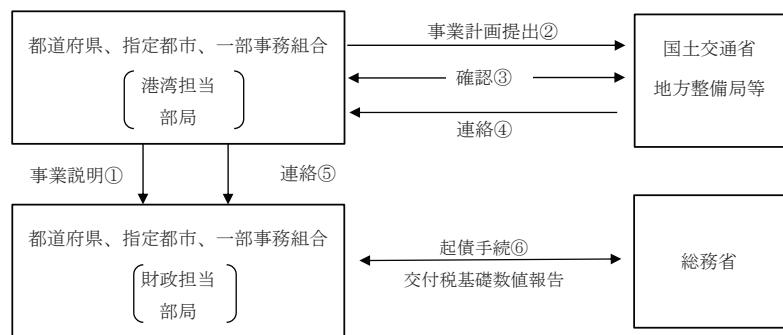
TEL 03-5253-8111 (内線 46838)

＜事業債の制度に関すること＞

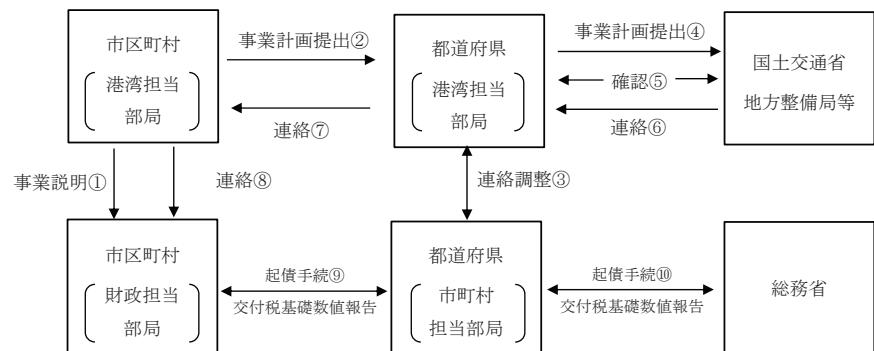
総務省自治財政局調整課 松田

TEL 03-5253-5619

(都道府県、指定都市、一部事務組合の場合)



(市区町村の場合)



公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）のうち港湾施設に係る事業に関する照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

- 国土交通省港湾局計画課 TEL: 03-5235-8111 (内線46335)
- 国土交通省港湾局技術企画課 TEL: 03-5235-8111 (内線46838)
- 北海道開発局港湾空港部港湾計画課 TEL: 011-709-2137
- 東北地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 022-716-0003
- 関東地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 045-211-7415
- 北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 025-370-6604
- 中部地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 052-209-6322
- 近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 078-391-8361
- 中国地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 082-511-3905
- 四国地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 087-811-8330
- 九州地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 092-418-3358
- 沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課 TEL: 098-866-1906

各都道府県林務担当課
各都道府県財政担当課

事務連絡
令和7年4月1日

林野庁森林整備部 治山課
森林利用課
総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における
治山施設に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、治山施設に係る事業については、林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

記

1. 制度概要

① 対象施設

治山施設（保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設及び山林施設災害復旧事業又は山林施設災害関連事業により整備された施設）

② 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、以下の事業とする。

① 機能強化対策

次のアからウのいずれかに該当するものとする。

ア 全体計画の工事規模が国庫補助事業の要件を満たさない規模（1,500万円未満）であること。

イ 山地災害危険地区及びなだれ危険箇所（以下、「山地災害危険地区等」という。）以外にあるものであること。

ウ 山地災害危険地区等であって、直接被害を与えるおそれのあるものが人家等10戸未満の集落であること（主要公共施設がある場合を除く。）。ただし、以下の（i）及び（ii）を除く。

（i）山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるもの又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるもの。

れのあるもの

（ii）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき指定された激甚災害に対して行う災害関連緊急治山事業又は災害関連緊急地すべり防止事業若しくは治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域であるもの

② 老朽化対策

次のア、イのいずれかに該当するものとする。

ア 1施工箇所の事業費が国庫補助事業の要件を満たさない規模（年度計画200万円未満）であること。

イ 1級河川、2級河川以外の河川又は地区であって、次のいずれかの保護に該当することであること。ただし、①ウ（i）及び（ii）を除くものとする。

- ・ 人家等（10戸未満）
- ・ 農地（10ha未満）
- ・ ため池（「防災重点農業用ため池」又は指定予定のため池以外であって貯水量3万m³未満）
- ・ 用排水施設（関係面積100ha未満）
- ・ 渔場（受益戸数20未満）
- ・ その他国庫補助事業の機能強化・老朽化対策事業の対象とならないもの

③ 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

① 林野庁が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。

② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画※において明示された事業であること。

※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間にについて、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。

④ 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%*

* 交付税措置率=−0.5X+0.7 (X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

⑤ 措置期間：令和8年度まで

2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続（別紙参照）

（1）都道府県は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業（治山施設に係る事業）の事業計画を、林野庁に提出する。

（2）林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1.（2）の対象事業及び1.（3）の

事業要件に該当することを確認する。

- (3) 林野庁は、(2)の確認が完了したときは、都道府県に連絡する。
- (4) 都道府県は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。

(お問合せ先)

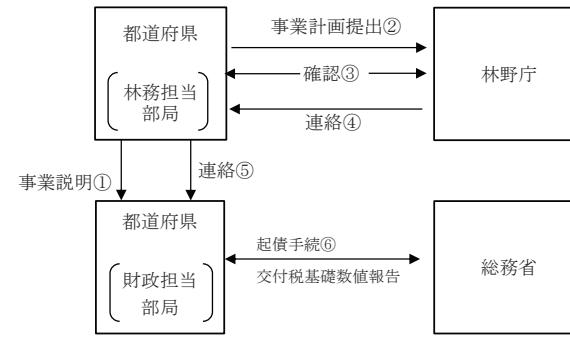
<長寿化対策の実施に関すること>

林野庁治山課 中島、前田
TEL 03-6744-2308 (直通)

林野庁森林利用課 白井
TEL 03-3502-0048 (直通)

<事業債の制度に関すること>

総務省自治財政局調整課 早勢
TEL 03-5253-5619 (直通)



各都道府県水産基盤整備担当主務課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市水産基盤整備担当主務課
各指定都市財政担当課

御中

事務連絡
令和7年4月1日

水産庁漁港漁場整備部 計画・海業政策課
事業課
総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における
漁港施設に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、漁港施設に係る事業については、水産庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれでは、適切に対応されるようお願いします。

なお、都道府県におかれでは、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 制度概要

① 対象施設

第1種又は第2種漁港であって、1港あたりの港勢が次のいずれにも該当するもの

- ・利用漁船の実隻数が50隻程度未満
- ・登録漁船隻数が50隻程度未満
- ・陸揚金額が1億円程度未満

② 対象事業

地方単独事業として実施される漁港施設（外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）、漁港施設用地（用地護岸及び人工地盤に限る。）、荷さばき所等（衛生管理に資するものに限る）、漁港浄化施設、漁港環境整備施設（水域施設に接する護岸に限る））に係る長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）

③ 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 水産庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえて実施される事業であること。

② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示された事業であること^(**)。

※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。

④ 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%*

* 交付税措置率=−0.5X+0.7 (X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

⑤ 措置期間：令和8年度まで

2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続（別紙参照）

- ① 漁港管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業（漁港施設に係る事業）の事業計画（長寿命化対策の内容）について、水産庁に提出する。
- ② 水産庁は、当該年度の地方単独事業について、1.②の対象事業及び1.③の事業要件に該当することを確認する。
- ③ 水産庁は、②の確認が完了したときは、漁港管理者に連絡する。
- ④ 漁港管理者は、③の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- ⑤ 市町村が漁港管理者の場合の①～④の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

＜長寿命化対策の実施に関すること＞

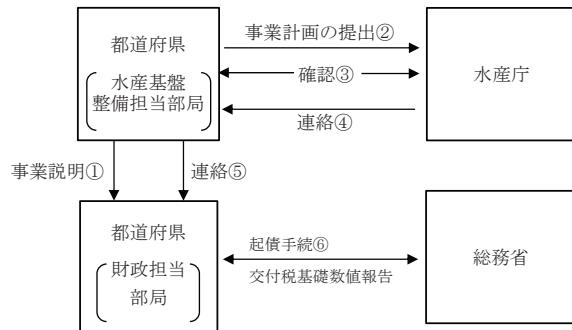
水産庁漁港漁場整備部事業課 梅津、大野
TEL 03-3502-8111（内線 6880）

水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課 齊藤、鈴木
TEL 03-6744-2387（内線 6843）

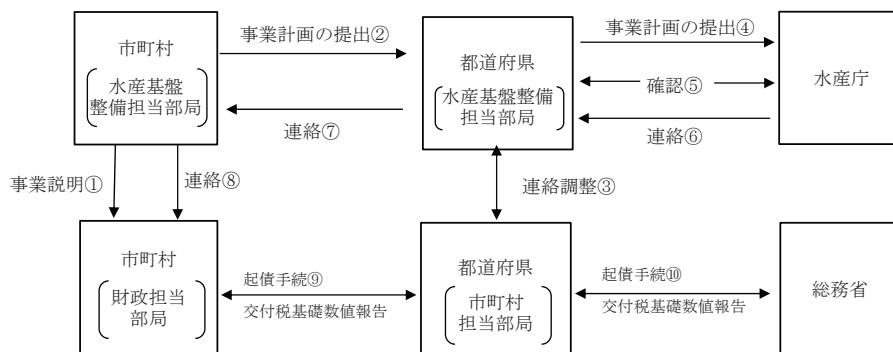
＜事業債の制度に関すること＞

総務省自治財政局調整課 早勢
TEL 03-5253-5619

(都道府県が漁港管理者の場合)



(市町村が漁港管理者の場合)



各地方農政局農村振興部設計課
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

農林水産省農村振興局整備部 設計課
総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における農業水利施設等
に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、農業水利施設、農道及び地すべり防止施設に係る事業（以下「本事業」という。）については、農林水産省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれでは、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれでは、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 制度概要

(1) 対象事業

地方単独事業により実施する次の老朽化対策*

- ① 農業水利施設（水路、機場、ため池等）のうち、受益面積が概ね20ha未満（ため池については概ね2ha未満）の施設の改修事業
 - ② 受益面積が概ね50ha未満の農道（橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等）の改修事業
 - ③ ②に掲げる以外の農道に対する国庫補助事業の要件を満たさない規模（総事業費が3千万円未満）の改修事業
 - ④ 地すべり防止施設（総事業費800万円未満）の改修事業
- * 事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの

(2) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 農林水産省が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画（長寿命化計画）*において明示された事業であること。

※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。

- (3) 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%
 ※ 交付税措置率=−0.5X+0.7 (X=財政力指数)
 ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。
- (4) 措置期間：令和8年度まで

2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続

- (1) 本事業については、補助事業の実施状況その他の地域の状況を踏まえ計画的に実施されることが重要であることから、市区町村は本事業を農業農村整備事業管理計画（平成3年6月24日付け3構改D第400号通知に基づき市区町村が策定する計画）（以下「事業管理計画」という。）に記載する。
- (2) 都道府県が実施する本事業については、都道府県と市区町村が必要に応じ相互に連絡調整を行い、市区町村が策定する事業管理計画に記載する。
- (3) 都道府県及び市区町村は、上記(1)及び(2)における本事業の内容を予め農林水産省に提出した上で、本事業に係る起債届出・協議等を行う。

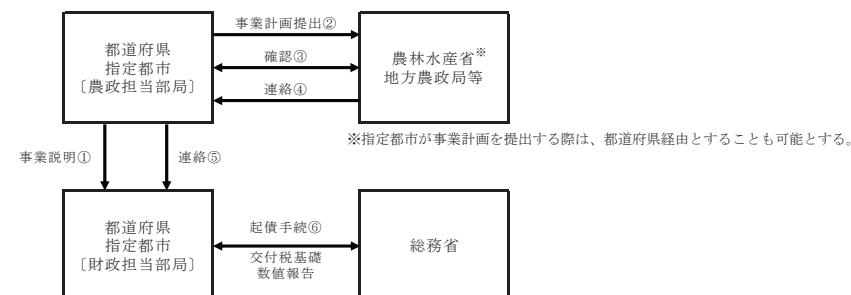
(お問合せ先)
 農林水産省農村振興局整備部設計課 饗庭、森
 TEL 03-3595-6338
 総務省自治財政局調整課 早勢
 TEL 03-5253-5619

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）のうち農業水利施設等に係る事業に関する照会に係る農林水産省の支分部局等一覧

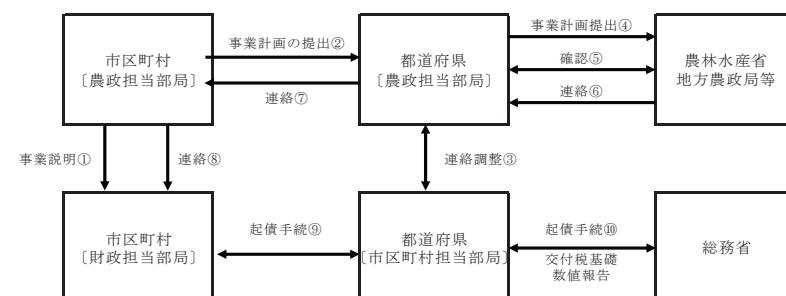
- 農林水産省農村振興局整備部設計課 TEL: 03-3595-6338
- 東北農政局農村振興部設計課 TEL: 022-221-6277
- 関東農政局農村振興部設計課 TEL: 048-740-0534
- 北陸農政局農村振興部設計課 TEL: 076-232-4722
- 東海農政局農村振興部設計課 TEL: 052-223-4634
- 近畿農政局農村振興部設計課 TEL: 075-414-9513
- 中国四国農政局農村振興部設計課 TEL: 086-224-9419
- 九州農政局農村振興部設計課 TEL: 096-300-6403
- 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 TEL: 098-866-1652

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）のうち農業水利施設等に係る事業の手続き

【都道府県・指定都市が実施する場合】



【市区町村が実施する場合】



各都道府県林務担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市林務担当課
各指定都市財政担当課

御中

事務連絡
令和7年4月1日

林野庁森林整備部 整備課
森林利用課
総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における
林道に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、林道に係る事業については、林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県におかれでは、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれでは、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 制度概要

(1) 対象施設

林道施設のうち、林道台帳に記載された橋梁、トンネル及びその他重要な施設

(2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、1箇所の事業費が国庫補助事業の要件を満たさない規模（40万円未満）であること。

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

① 林野庁が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。

② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画[※]において明示された事業であること。

※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画におい

て個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。

(4) 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%*

* 交付税措置率 = -0.5X + 0.7 (X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

(5) 措置期間：令和8年度まで

2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続（別紙参照）

(1) 都道府県は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業（林道に係る事業）の事業計画を、林野庁に提出する。

(2) 林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の事業要件に該当することを確認する。

(3) 林野庁は、(2)の確認が完了したときは、都道府県に連絡する。

(4) 都道府県は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。

(5) 市町村が実施する場合の(1)～(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

<長寿命化対策の実施に関する事>

林野庁整備課 長岡、池田

TEL 03-6744-2303 (直通)

林野庁森林利用課 白井

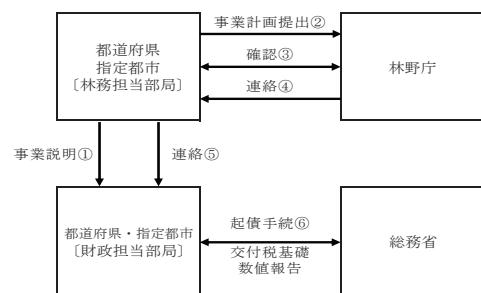
TEL 03-3502-0048 (直通)

<事業債の制度に関する事>

総務省自治財政局調整課 早勢

TEL 03-5253-5619 (直通)

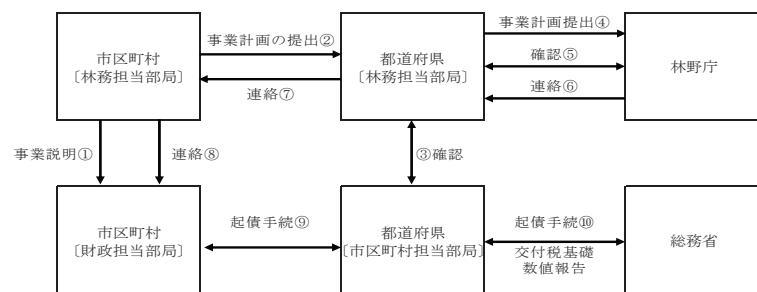
【都道府県・指定都市が実施する場合】



各都道府県財政担当課
各都道府県都市公園担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市都市公園担当課

御中
国土交通省都市局 公園緑地・景観課
総務省自治財政局 調整課

【市区町村が実施する場合】



公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における
都市公園施設に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、都市公園施設に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 制度概要

(1) 対象施設

都市公園法施行令第31条各号に掲げる公園施設

(2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、国庫補助事業の要件を満たさない以下の事業とする。

- ① 2ha未満の都市公園における公園施設の改築（ただし、遊戯施設の改築を除く）
- ② 公園施設の改築で、総事業費が3千万円（都道府県が行うものにあっては6千万円）×事業年数未満であるもの。

(3) 事業要件

- ① 国土交通省が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示された事業であること。

(4) 措置内容：充当率 90%、元利償還金に対する交付税措置率 30～50%*

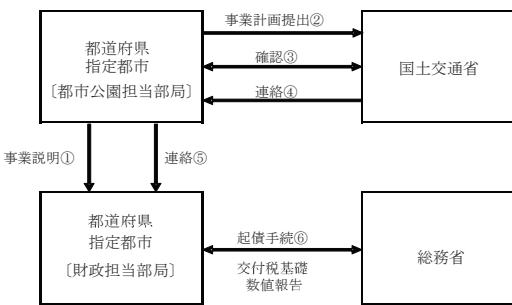
* 交付税措置率 = $-0.5X + 0.7$ (X = 財政力指数)

ただし、財政力指数が 0.8 を超えるときは交付税措置率を 0.300 とし、0.4 に満たないときは 0.500 とする。なお、財政力指数は、本事業債を起す年度前 3 年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

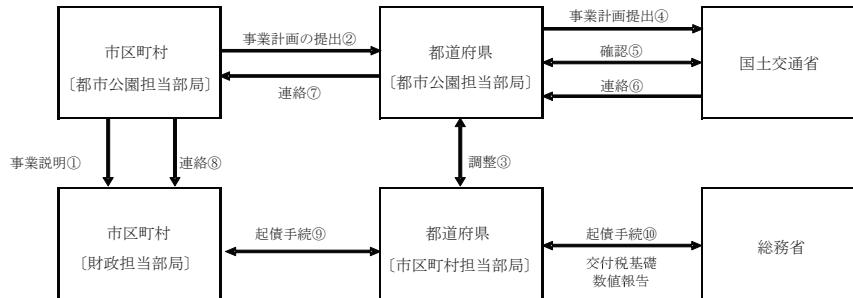
(5) 措置期間：令和 8 年度まで

2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続（別紙 1 参照）
- (1) 施設管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業（都市公園施設に係る事業）の事業計画（長寿命化対策の内容）について、国土交通省に提出する。
 - (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1. (2) の対象事業及び 1. (3) の事業要件に該当することを確認する。
 - (3) 国土交通省は、(2) の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
 - (4) 施設管理者は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
 - (5) 市区町村が施設管理者の場合の(1)～(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

【都道府県・指定都市が実施する場合】



【市区町村が実施する場合】



(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>

国土交通省都市局公園緑地・景観課 石川、前迫
TEL:03-5253-8111 (内線 32953)

<事業債の制度に関すること>

総務省自治財政局調整課 長坂
TEL:03-5253-5619 (直通)

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）のうち都市公園施設に係る事業に関する
照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

○国土交通省都市局公園緑地・景観課

TEL : 03-5253-8111 (内線32953)

○北海道開発局事業振興部都市住宅課

TEL : 011-709-2311 (内線5868)

○東北地方整備局建設部都市・住宅整備課

TEL : 022-225-2171 (内線6172)

○関東地方整備局建設部公園利活用推進センター

TEL : 048-613-7529 (内線6764)

○北陸地方整備局建設部都市・住宅整備課

TEL : 025-280-8755 (内線6171)

○中部地方整備局建設部都市整備課

TEL : 052-953-8573 (内線6178)

○近畿地方整備局建設部都市整備課

TEL : 06-6942-1141 (内線6172)

○中国地方整備局建設部都市・住宅整備課

TEL : 082-221-9231 (内線6171)

○四国地方整備局建設部都市・住宅整備課

TEL : 087-851-8061 (内線6171)

○九州地方整備局建設部都市整備課

TEL : 092-471-6331 (内線6171)

○沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課

TEL : 098-866-1910 (内線3226)

各都道府県道路担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市道路担当課
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省道路局 総務課

企画課

環境安全・防災課

総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における
道路事業の取り扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、道路事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれでは、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれでは、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 制度概要

(1) 対象道路

一般国道、都道府県道及び市町村道のうち、地方公共団体において道路の適正な管理を実施するため、特に長寿命化対策を推進する必要がある地域内の道路とする。

(2) 対象事業

対象道路において単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、補助事業等（社会資本整備総合交付金事業を含む。）と一体として実施される以下の事業（適債性のある事業に限る。）とする。

① 補装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）※簡易アスファルト補装（全層を対象）を含む

② 小規模構造物（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）の補修・更新

③ 法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 国土交通省が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画[※]において明示された事業であること。

※ 既に同種・類似の計画（長寿命化修繕計画、防災カルテ等）を策定している場合には、当該計画をもって個別施設計画に代えることとして差し支えない。

また、個別施設計画の策定単位を地方公共団体単位等として設定し、個別施設計画が完成していない場合であっても、事業を行う個別の施設について、インフラ長寿命化基本計画において求められている必要事項を記載した資料を国土交通省に提出し、確認を受けることでこの要件を満たすこととする。

(4) 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%[※]

※ 交付税措置率=−0.5X+0.7 (X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

(5) 措置期間：令和8年度まで

2. 計画の策定（別紙1参照）

- (1) 地方公共団体は、既存の道路計画（社会资本総合整備計画等）との整合を図りつつ、補助事業等と単独事業を組み合わせることが効果的な事業について、国土交通省が定める様式により、補助事業等とあわせた計画を策定する。
- (2) 計画の策定に当たっては、補助事業等と単独事業の適切な役割分担を図ることとし、単独事業の事業費は、各計画ごとに補助事業等と概ね同等程度までとする。
- (3) 地方公共団体は、策定した計画を国土交通省に提出する。
- (4) なお、市区町村に係る計画の策定に当たっては、都道府県と市区町村が必要に応じ相互に連絡調整を行い、市区町村と都道府県の連名による計画又は市区町村のみによる計画とし、都道府県を経由して提出する。
- (5) 対象道路の選定及び計画策定の主務は、地方公共団体の道路担当部局が行う。

3. 事業の実施（別紙1参照）

- (1) 地方公共団体は、当該年度の単独事業の実施箇所及び事業内容について、補助事業等の申請に併せて国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、補助事業等の通知と併せて、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3)の連絡を踏まえ、単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市町村道に係る(1)～(4)の手続きについては、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

国土交通省道路局環境安全・防災課

担当：神宮（内線38-132）、鵜木（内線38-135）

TEL 03-5253-8111（代表）

総務省自治財政局調整課 早勢

TEL 03-5253-5619

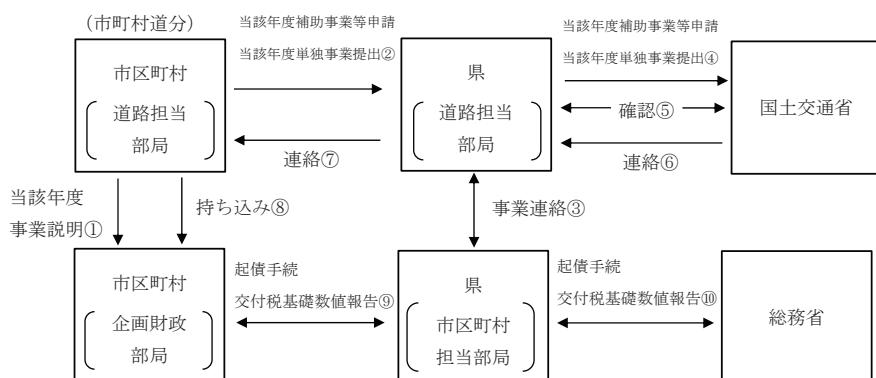
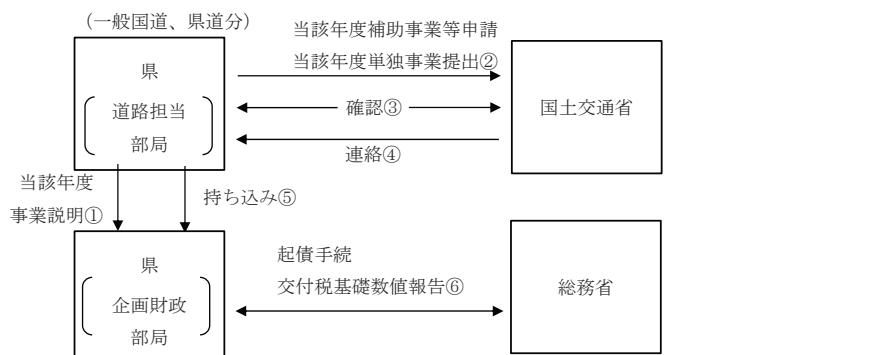
公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における道路事業の手続き

[計画の策定]



注 市区町村の計画は県を経由して国土交通省に提出すること。

[各年度における公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における道路事業の手続き]

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）のうち道路事業に関する
照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

- 国土交通省道路局環境安全・防災課 TEL : 03-5253-8111
(内線38132, 38135)
- 北海道開発局建設部地方整備課 TEL : 011-709-2311 (内線5672)
- 東北地方整備局道路部地域道路課 TEL : 022-225-2171 (内線4611)
- 関東地方整備局道路部地域道路課 TEL : 048-600-1346 (内線4611)
- 北陸地方整備局道路部地域道路課 TEL : 025-280-8880 (内線4611)
- 中部地方整備局道路部地域道路課 TEL : 052-953-8119 (内線4611)
- 近畿地方整備局道路部地域道路課 TEL : 06-6942-1141 (内線4611)
- 中国地方整備局道路部地域道路課 TEL : 082-221-9231 (内線4611)
- 四国地方整備局道路部地域道路課 TEL : 087-851-8061 (内線4611)
- 九州地方整備局道路部地域道路課 TEL : 092-471-6331 (内線4611)
- 沖縄総合事務局開発建設部道路建設課 TEL : 098-866-0031
(内線4353)

事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県立地適正化計画担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市立地適正化計画担当課
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省都市局 都市計画課
総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（立地適正化事業）の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債のうち、立地適正化事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 対象事業：

立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業（＊）を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

（＊）立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施するこ
とが補助率嵩上げ等の要件とされている以下の国庫補助事業

- ・都市構造再編集中支援事業（都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内）
- ・都市再生区画整理事業（都市機能誘導区域内）
- ・市街地再開発事業（都市機能誘導区域内）
- ・防災街区整備事業（都市機能誘導区域内）
- ・都市・地域交通戦略推進事業（都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内）
- ・宅地耐震化推進事業（都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内）

（国庫補助事業を補完する地方単独事業の事業例）

- 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業
- 国庫補助事業の対象となる事業について単独事業として実施するもの

（国庫補助事業と一体となって実施する地方単独事業の事業例）

○国庫補助事業の要件を一部満たさない事業

〔都市構造再編集中支援事業〕

- ・同種の誘導施設を複数整備する場合の2件目以降の事業（補助要件：同種の誘導施設は1市町村一つまで）

〔都市・地域交通戦略推進事業〕

- ・事業規模1億円未満の事業（補助要件：1億円以上）

2. 計画の策定

- （1）市区町村は、都市再生特別措置法に基づき作成・公表した立地適正化計画の内容に即して、立地適正化事業に関する計画を策定する。
- （2）市区町村は、都道府県を経由して、策定した計画をあらかじめ国土交通省に提出した上で、起債届出・協議等を行う。
- （3）立地適正化事業に関する計画の策定・提出に係る詳細については、別途通知する。

3. 事業の支援

公共施設等適正管理推進事業債（立地適正化事業）の対象とする。

4. 期間

令和8年度まで

（お問合せ先）

国土交通省都市局都市計画課 岩間

TEL 03-5253-8409

総務省自治財政局調整課 長坂

TEL 03-5253-5619

各空港所在都道府県空港担当課
各空港所在市町村空港担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

御中

事務連絡
令和7年4月1日

国土交通省航空局航空ネットワーク部 空港計画課
空港技術課
総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における
空港施設に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、空港施設に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 制度概要

(1) 対象施設

地方公共団体が管理する空港施設のうち以下の施設
基本施設：滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、空港用地
附帯施設：排水施設、護岸、道路、橋
その他の施設：気象観測施設（コミュニター空港に限る）

(2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、国庫補助事業の要件を満たさない規模（1件当たりの事業規模が、地方管理空港及び特定地方管理空港において行われるものにあっては1億円未満、コミュニター空港において行われるものにあっては5千万円未満）の改修事業（舗装劣化対策、腐食対策等）とする。

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

① 土国交通省が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施さ

れる事業であること。

② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画（維持管理・更新計画書）において明示された事業であること。

④ 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%※

※ 交付税措置率=−0.5X+0.7 (X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

⑤ 措置期間：令和8年度まで

2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続（別紙参照）

(1) 地方公共団体は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業（空港施設に係る事業）の事業計画（長寿命化対策の内容）について、空港整備補助事業に係る予算要求資料の提出と併せて国土交通省に提出する。

(2) 土国交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の事業要件に該当することを確認する。

(3) 土国交通省は、(2)の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。

(4) 地方公共団体は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。

(5) 市の場合の(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

＜事業の実施に関すること＞

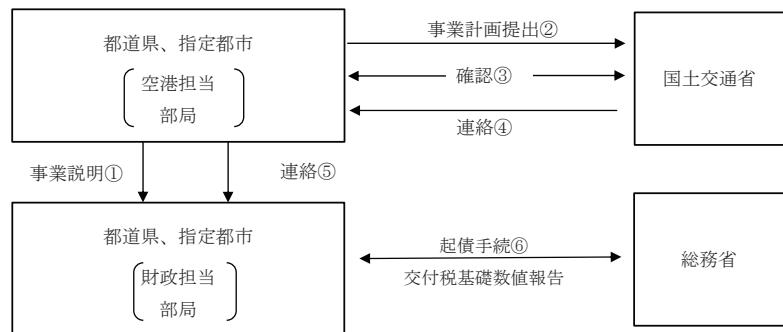
国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課 助成係 飯塚
TEL 03-5253-8111 (内線 49233)

国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課 土木係 高橋
TEL 03-5253-8111 (内線 49504)

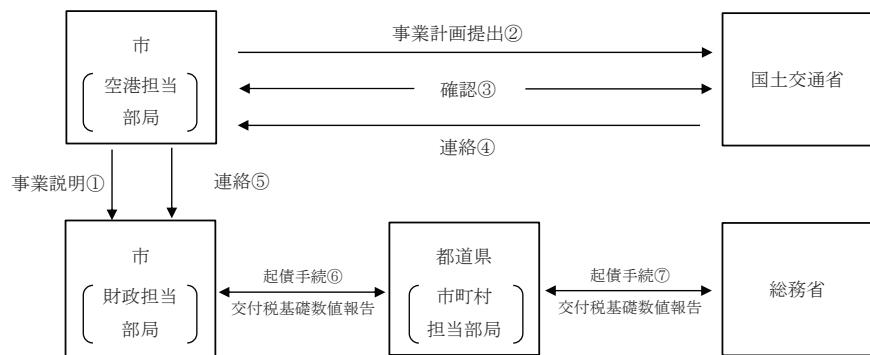
＜事業債の制度に関すること＞

総務省自治財政局調整課 松田
TEL 03-5253-5619

(都道県、指定都市の場合)



(指定都市を除く市の場合)



消防災第122号
平成26年3月28日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公印省略)

消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について（通知）

消防団の拠点施設は、消防防災用車両や資機材の収納場所であり、災害時は消防団員の参集場所や活動の拠点等として、平常時は消防団員の教育・訓練の場や各種会議の実施場所等として活用されており、消防団の活動にとって重要な役割を果たしております。

消防庁では、東日本大震災の教訓や「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」の制定をはじめとして、消防団を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、大規模災害時に備え、地域の自主防災組織や住民等との連携強化に資する地域の防災及びコミュニティの拠点施設としての標準的な考え方について整理しました。

なお、整備に当たっては、防災拠点施設（地域防災センター等）及び消防団の拠点施設の機能強化を図るための整備事業が、引き続き、平成26年度から平成28年度まで緊急防災・減災事業債の対象とされること、また、地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫の整備事業が新たに消防防災施設整備費補助金の対象とされるなど財政措置の充実を図っているところです。

については、下記の考え方を参考に、拠点施設の整備や機能強化に努めていただくとともに、各都道府県におかれましては、市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して、積極的に助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発するものであることを申し添えます。

記

1 趣旨

各市町村が地域防災の拠点施設を整備するに当たって参考となるよう、「標準的に整備することが必要な施設」と「付加的に整備することが望ましい施設」とに整理するとともに、「設置場所」に関する留意事項を取りまとめたもの。

2 標準的に整備することが必要な施設・機能

(1) 地域防災の拠点施設

- ① 大規模災害において災害活動が長期化する中、活動に専念するための拠点機能の必要性
 - ・ 団員数に応じた十分なスペースを備えた待機室や広間等の整備

- (台所や収納場所に加え、団員 1 人当たり 1m^2 ～ 1.5m^2 程度を目安として必要なスペースを確保)
 - ・ 発災直後の初動対応に必要な期間の活動に必要な非常用備蓄物資や発電機等の整備
- ② 安全管理対策、救助活動及び他機関との連携等に係る団員への教育・訓練の充実及び自主防災組織や地域住民等への防災指導の充実
 - ・ 消防学校等で教育・訓練を受けた団員が他の団員に対し行う教育・訓練や自主防災組織等及び地域住民向けの教育・訓練に活用できる研修室の整備
 - (待機室や広間と兼ねができるものとし、団員に対し、教育・訓練をスクール形式等で行うことを想定した十分なスペースを確保)
- ③ 「消防団の装備の基準」の改正に基づく、安全装備品や救助資機材等の充実
 - ・ 消防団が使用する車両や新たな資機材の収納場所の整備
 - (整備される車両に応じた車庫スペースの確保及び平成 26 年 2 月 7 日消防庁告示第 2 号による改正後の「消防団の装備の基準（昭和 63 年消防庁告示第 3 号）」に基づく個人装備や資機材が格納できる十分なスペースを確保)
- ④ 情報収集や他機関との情報共有のための機能
 - ・ 無線機器等及び災害現場からの情報を収集し共有するための設備の整備
- ⑤ 女性消防団員の増加
 - ・ 女性用トイレ・更衣室の設置
 - (更衣室の設置が困難な場合は、間仕切り等で仕切りを行う)
- ⑥ 自主防災組織等や地域住民と連携した災害対応の重要性
 - ・ 住民や自主防災組織向けの備蓄物資や資機材を収納する備蓄スペースの整備
 - ・ 自主防災組織等の会議や研修のための研修室の整備
- ⑦ 市町村等の防災部局との連携強化
 - ・ 市町村の防災拠点施設の整備

(2) 消防団拠点施設

上記①から⑤を参照

- 3 必要に応じて、付加的に整備することが望ましい施設・機能
- ① 火災予防啓発活動等の準備に資する女性消防団員等の活動スペース
 - ② 大規模災害時の寝泊まりや、地域住民の緊急避難場所となり得るスペース、シャワー等の機能（困難な場合は、エアーテントや寝袋の整備）

なお、トイレについては、住民の利用が可能なよう、出入口を外側に設けることも検討。

4 設置場所

- ① 大規模災害時に、拠点機能を維持するための設置場所
 - ・ 想定される災害による影響が比較的少ない場所
 - ・ 沿岸部については、津波浸水想定地域を避け、高台に設置
 - ・ 周辺に、危険を及ぼす恐れのある建築物・工作物などがないこと
 - ・ 拠点施設への延焼を避けるため、木造住宅密集地域の近隣を避けること
 - ・ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所
 - ・ 水利の確保の観点から、貯水槽等に隣接した場所

- ② 訓練等を行うに当たっての利便性の確保
 - ・ 訓練スペースや宿泊場所（テントの設置）の確保のため、広場や（防災）公園に隣接した場所
- ③ 自主防災組織との連携（消防団の拠点施設のみの整備）
 - ・ 自主防災組織の拠点や備蓄倉庫に隣接した場所
 - 一方で、設置場所については、通常の火災等の場合には、即座に消火等の対応をするには、団員の住居や勤務先に近い方が利便性が高いこともあり、拠点施設の整備に当たっては、これらの項目を考慮しつつ、適切な場所に設置することが望ましい。

5 地域防災の拠点施設の管理方法

災害時の自主防災組織等との連携や消防団による防災指導の充実強化の観点から、地域の実情に応じ、施設全体を共同で管理することが望ましいこと。

＜参考＞

「地域防災の拠点施設」イメージ図

備蓄スペース (地域住民向けの 食料や資機材の 保管庫) ※ 消防防災施設整備費 補助金においては30m ² 以上	消防防災用車両の収納スペース		
	資機材の収納スペース		
情報機器			男性用 更衣室
待機室、広間、 研修室等			男性用 トイレ
台所や収納場所に加え、団員1人 当たり1m ² ～1.5m ² 程度を目安 又は ・団員に教育・訓練をスクール形式 等で行なうことを想定した十分な スペースを確保			女性用 更衣室
自主防災組織等の 活動スペース 等			女性用 トイレ

「消防団拠点施設」イメージ図

消防防災用車両の収納スペース		
資機材の収納スペース		
シャワー等	情報機器	男性用 更衣室
		男性用 トイレ
		女性用 更衣室
		女性用 トイレ
女性消防団 員等の活動 スペース等	待機室、広間、 研修室等	
付加施設		

消防消第53号
令和3年3月9日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部

消防庁消防・救急課長
(公印省略)

消防学校における実践的訓練施設の整備の推進について

全国の消防本部において、職員の大量退職及びこれに伴う新規採用者の大幅な増加がみられる中で、今後、職員に対する教育訓練がこれまで以上に必要になることを踏まえ、「消防学校における教育訓練に関する検討会報告書（以下「報告書」という。）」（平成27年3月25日公表）において、実践的訓練施設の充実が求められました。

この報告書の提言を受け、消防学校の教育訓練の更なる充実を図る観点から、「消防学校の施設、人員及び運営の基準」（昭和46年消防庁告示第1号）が改正され、実践的訓練施設が同基準に新たに位置づけられました。

この改正を踏まえ、「消防学校の施設、人員及び運営の基準及び消防学校の教育訓練の基準の一部改正について」（平成27年3月31日付け消防消第59号消防庁次長通知）において、実践的訓練施設の計画的整備を推進することとされています。

実践的訓練施設のうち、模擬消火訓練装置（Advanced Fire-fighting Training system（以下「AFT」という。））、実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）については、平成29年度から令和2年度まで防災対策事業債（充当率75%、交付税措置率30%）の対象となっているところですが、令和3年度以降も、引き続き、防災対策事業債の対象となることが決定しました。また、令和3年度からは指定都市消防学校に整備するものについても対象となります。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、AFT及びホットトレーニングについて防災対策事業債を積極的に活用することで早期に整備し、消防職員の消火現場での対応能力向上を図り、消防防災体制の充実に一層努めていただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発するものであることを申し添えます。

【抜粋】消防学校における教育訓練に関する検討会報告書（平成27年3月）

記

1 対象期間

令和3年度から当面の間

※措置期限は定められていません。

2 事業対象

全ての消防学校

※令和3年度からは、指定都市消防学校も含まれます。

3 その他

(1) 模擬消火訓練装置（A F T）

プロパンガスバーナー等によって、火炎を発生させ訓練室内で火災を模擬するとともに、消火作業時の放水をセンサーが感知し、火勢を制御する消火訓練システムであり、燃料供給を調節することにより、火炎高、成長速度、再発生等火炎を自在にコントロールでき、実際の火災に近い環境を再現できる装置をいう。

(2) 実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）

内部の燃焼部分で燃焼用部材（木材・パレット等）を燃焼させ、熱気と煙を発生させることにより、実際の火災と同等の熱環境、濃煙、中性帯等を体験できる装置であり、火災性状を初期から観察し、最盛期になるまでの火災の状況及び熱環境を体験できる装置（コンテナを訓練用に改装したものが一般的）をいう。

イ 標準的な施設・設備について

(ア) 見直しの方向性

抜本的な見直しの必要はないが、標準的な施設・設備等について必要性を精査する。

(イ) 見直しの内容

図表8から、「講堂」や「展示室」など教育訓練施設として施設等の基準に定めているものの、必要性が低いと考えられるものについて、施設等の基準から除き、各消防学校の実情に合わせて見直すこととする。

また、宿泊施設の中の「娯楽室」は、学校施設の名称としてはなじまないとの意見があつたことから、適切な表現に見直しを行う。

ウ 実践的訓練施設について

模擬消火訓練装置（Advanced Fire-fighting Training system）、実火災体験型訓練施設（ホットトレーニング）、震災訓練施設等の実践的訓練施設については、全国消防学校長会等においても調査や議論が行われてきたところである。現在、多くの消防学校が保有している訓練施設は、施設等の基準に定める標準的な訓練施設であるが、複雑多様化する現状の災害活動に対しては、実践的訓練施設の活用が有効であるとの意見が多くある。

調査結果においても、実践的訓練施設の整備は少数の学校にとどまり、整備を求める意見がある。必要性が高いとされた実践的訓練施設は、図表1-1のとおりで、特に、模擬消火訓練装置（Advanced Fire-fighting Training system）、実火災体験型訓練施設（ホットトレーニング）、震災訓練施設の整備を求める学校が多かった。

このことから、今回の施設等の基準の見直しに当たっては、実践的訓練施設を「標準的に備えるべき施設」として位置づけることとすべきである。

ただし、施設を有効活用する観点から、消防学校間の連携による利用を念頭において記述とすることが求められる。

現在、施設・設備等の老朽化等により消防学校の再整備を検討している、あるいは今後、検討予定の都道府県及び指定都市については、効果的かつ効率的に訓練を行うために、実践的訓練施設の整備を視野に入れながら整備計画を策定または検討いただくことが望まれる。なお、どのような施設を導入するかの検討に際しては、費用対効果、特にランニングコストなどは重要な要素となることから、既に整備済みの消防学校の状況を確認しながら、より良いものとなるよう検討すべきである

また、今後は消防学校間の連携や都道府県内における緊急消防援助隊の活動拠点としての連携などにより、教育訓練に必要な施設を確保するとともに、施設等の有効活用に取り組むことが求められる。

なお、実践的訓練施設の整備については多くの消防学校が、その必要性を認識しているところであるが、各学校における実践的訓練施設の計画的整備を推進するためには、国の支援措置の拡充も求められる。

連絡先
消防庁消防・救急課 教養係
永峯、若杉
電話：03-5253-7522
E-mail：shokuin@soumu.go.jp

(図表1 1 必要性が高いと考えられる実践的訓練施設)

回答あり	30校	※複数回答可	
回答なし	24校		
(単位:校)			
訓練施設の名称	施設概要	回答数	理由
模擬消火訓練装置(AFT)	プロパンガスバーナー等によって火炎を発生させ訓練室内で火災を模擬するとともに、消火作業時の放水をセンサーが感知し、火勢を制御する消火訓練システム。燃料供給を調節することにより、火炎高、成長速度、再発生等火炎を自在にコントロールでき、実際の火災に近い環境を再現できる施設。	13	火災件数の減少と共に、火災現場における活動経験の少ない職員が増えていることから、実火災に近い状態で消火技術訓練を行うことにより経験不足を補う必要性が高まっており、実火災を模擬体験できる施設が必要である。ほか同様の意見
実火災体験型訓練施設(ホットトレーニング)	内部の燃焼部分で燃焼用部材(木材ハーレット等)を燃焼させ、熱気と煙を発生させることにより、実際の火災と同等の熱環境、濃煙、中性帯等を体験できる。また、火災性状を初期から観察し、最盛期になるまでの火災の状況及び熱環境を体験できる施設。コンテナを訓練用に改装したものが一般的。	10	実火災における効果的な消火方法、緊急回避方法などを訓練により体験的に身に付けさせることができる施設が必要である。ほか同様の意見
震災訓練施設	地震等大規模災害時の倒壊建物を想定した敷地に瓦礫救助訓練施設と救急救助訓練施設を組み合わせるなど、閉鎖空間における救助(CSR)、閉鎖空間における医療(CSM)の訓練ができる施設。	9	南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が懸念されている現在、狭隘空間からの救助技術習得のための訓練施設が必要である。ほか同様の意見
模擬火災訓練家屋	一般住宅を模した訓練用家屋で、三連ばしごの取扱いや火災を想定した注水及び検索訓練など臨場感のある実践的な消防活動訓練を行うことができる。可動式のものを複数組み合わせることもできる。	5	火災件数の多い一般木造住宅における火災防ぎよ技術を体験的に身に付けさせる施設が必要である。ほか同様の意見
水難救助訓練施設	円筒形の潜水用プールで床を上下に移動させて水深設定の変更や、気泡発生装置により漏水環境を再現するなど様々な環境を想定した水難救助訓練を行うことのできる施設。	4	大規模、複雑多様化する災害・事故等への対処能力の強化が課題となる中、近年発生頻度が高いガラ豪雨による河川等氾濫現場の救助活動を想定した訓練施設が必要である。ほか同様の意見
街区訓練場	移動可能な複数のユニットハウス(アパート、住宅等)により、実際の町並みを模した街区を構成し、多種多様な建物構造、条件下での消火・救助訓練を行うことのできる施設。	3	火災経験の減少を補完し、より組織的かつ実践的に放水及び排煙等の活動訓練及び複数部隊を指揮統制するための訓練が行える施設が必要である。ほか同様の意見
実火災訓練施設	施設内にて模擬家屋や車両、模擬オイルタンクを燃焼させ、実際の火災を想定した訓練を実施できる施設。	3	実災害を模擬体験することで消防戦術を習熟させること、また、泡消火剤や燃焼した煙を処理できる訓練施設が必要である。ほか同様の意見
高温多湿訓練施設	温風暖房機及び水噴霧加湿装置により、高温多湿空間を作り出せる施設。	2	火災現場に近い高温多湿の環境において訓練を行える施設が必要である。ほか同様の意見
耐熱耐煙訓練室	ジェットヒーター及び煙発生装置を用いて、室内を高温・濃煙にし、建物内での消防活動や建物内からの救助・救出訓練が行える施設。	2	実災害を想定し、高温・濃煙の中への空気呼吸器を着装した室内進入が体験できる施設が必要である。ほか同様の意見
高層訓練塔複合訓練施設	高層の訓練塔を活用し、高層建築物火災対応訓練や、梯子車架梯訓練、塔内には濃煙熱気訓練室、可動式の間仕切り壁を利用した迷路避難訓練室、実火による消火訓練室、ケラマ雨による都市型水害にも対応するため地下にある堅坑・横坑訓練室を床面より1.2m程度の高さまで水没させることができる設備など、総合的な訓練を行うことのできる施設。	1	近年、施設の高層化、複合化が進み災害形態も多種多様化する中、地下施設を含め立体的な訓練施設において実災害を模擬体験させる訓練施設が必要である。
全天候型屋内訓練施設	積雪時や雨天時において、屋内に車両などを入れて各種訓練を実施できるほか、2階部分を使用した渡過訓練や登はん、降下訓練などの救助訓練も行うことのできる施設。	1	積雪寒冷地のため、屋外で訓練を実施するには、非常に不便であることから、全天候型の屋内訓練施設が必要と考えられる。
山岳救助訓練施設	山岳斜面や傾斜地での転落事故を想定した訓練のできる施設。	1	山岳地帯が存在する地域性などから、山岳現場を想定した訓練を行うことのできる施設が必要である。
複合型救助訓練施設	山岳、高層、水難等の現場を想定した訓練を行うことのできる複合的な訓練施設。	1	山岳、高層、水難等の現場を想定した複合的な訓練施設が必要と考える。訓練施設を個別に整備するよりも、複合的に建築することにより、コストカットが可能。
鉄道車両	実際の鉄道車両を設置し、救助器具を使用した持ち上げ、車両下からの救助等実践的な訓練のできる施設。	1	鉄道会社への出向研修を行っているが、現役車両を使用するため車両持ち上げ等の制限があるので、実災害同様に持ち上げることのできる訓練用車両が必要と考える。
		56	

(N=54校)

(図表1 2 模擬消火訓練装置 (Advanced Fire-fighting Training system))

火炎や煙を発生させ、実際の火災現場と同じような状況下で、訓練者が熱や煙の実体験を通じた訓練が可能となる。



プロパンガスバーナーによって火炎を発生



適正な箇所に、適正な時間、放水を行うと火炎は自動消火される

※写真は、「実践的訓練施設一覧 (平成23年6月 全国消防学校長会発行)」より引用

(図表1 3 実火災体験型訓練施設 (ホットトレーニング設備))

消防隊員を高温の室内に進入させ、火災性状、中性帯の形成状況及び放水による熱気環境の変化等を体験することが可能となる。



施設全景



コンテナ内部で部材を燃焼



内部進入状況

※写真は、「実践的訓練施設一覧 (平成23年6月 全国消防学校長会発行)」より引用

(図表1 4 震災訓練施設)

大規模災害時の倒壊建物(ガレ)を想定した敷地に瓦礫救助訓練施設と救急救助訓練施設を組み合わせており、閉鎖空間における救助(CSR)、閉鎖空間における医療(CSM)の訓練が可能となる。



※写真は、「実践的訓練施設一覧 (平成23年6月 全国消防学校長会発行)」より引用

○消防学校の施設、人員及び運営の基準

(昭和四十六年四月十九日)

(消防庁告示第一号)

改正 平成一〇年一二月二一日消防庁告示第 七号
 同 一五年一一月一九日同 第 四号
 同 二七年 三月三一日同 第 七号

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十六条第四項の規定に基づき、消防学校の施設、人員及び運営の基準を次のように定める。

消防学校の施設、人員及び運営の基準

第一章 総則

～省略～

(校舎等)

第三条 消防学校は、別表第一を基準として、校舎等の施設を備えるものとする。

～省略～

別表第一(第三条関係)

(平一〇消防告七・全改、平二七消防告七・一部改正)

区分	名称	
教育訓練施設	教室	普通教室、大教室、各種実験室、視聴覚教室又はこれと同程度の設備を有する教室
	講堂	講堂
	資料室	図書室
	消防訓練場	訓練場、訓練塔、放水訓練用施設、水難救助訓練用施設、消火訓練施設、屋内訓練場、 <u>実践的訓練施設</u>
	体力錬成施設	体力錬成施設
管理施設		
宿泊施設		
宿泊施設	学生寮	寄宿自習室、共用室、洗面・洗濯室、浴場
	食堂等	食堂、調理室、調理職員控室
その他		
車庫、洗浄乾燥施設、その他地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの		

備考

- 一 実践的訓練施設とは、実災害の現場と類似した状況を再現して訓練を行うことのできる施設をいう。
- 二 実践的訓練施設については、複数の消防学校が共同して整備し、使用し、又は維持管理することができる。

各 都 道 府 県 知 事
 各 指 定 都 市 市 長

殿

消防 消 第 5 9 号
 平成27年3月31日

消防 庁 次 長
 (公印省略)

消防学校の施設、人員及び運営の基準及び消防学校の教育訓練の基準
 の一部改正について(通知)

平成27年3月31日消防庁告示第7号により消防学校の施設、人員及び運営の基準(昭和46年消防庁告示第1号)が、平成27年3月31日消防庁告示第8号により消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)が別紙のとおり、それぞれ改正されました。

貴職におかれましては、消防学校の教育訓練の重要性にかんがみ、下記の事項に御留意の上、関係規程等に係る所要の整備を行い、改正後の基準の実施に遺漏のないようお願い申し上げます。

また、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対し、この旨を通知の上、周知徹底されるようお願い申し上げます。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

全国の消防本部においては、職員の大量退職及びこれに伴う新規採用者の大幅な増加がみられており、専門的知識や経験を積んだベテラン層の消防職員の減少や経験の浅い若年層の消防職員の急速な増加により、災害対応力の低下が懸念されている。

また、災害の態様が複雑多様化していることに加えて大規模化の様相を強めており、大規模な自然災害等の発生に伴う緊急消防援助隊派遣時の活動も含め、より高度な活動が求められている。さらに、高齢者施設や有床診療所での火災など、これまでに経験のない様の火災の発生を受けた消防法令等の改正に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいく。

別表第一

<改正案>

区分		名称
教育訓練施設	教室	普通教室、大教室、各種実験室、視聴覚教室又はこれと同程度の設備を有する教室
	講堂	講堂
	資料室	図書室
	消防訓練場	訓練場、訓練塔、放水訓練用施設、水難救助訓練用施設、消火訓練施設、屋内訓練場、実践的訓練施設
	体力鍛成施設	体力鍛成施設
管理施設		校長室、職員室、講師控室、宿直室、医務室、会議室
宿泊施設	学生寮	寄宿自習室、共用室、洗面・洗濯室、浴場
	食堂等	食堂、調理室、調理職員控室
その他		車庫、洗浄乾燥施設、その他地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの

備考

- 一 実践的訓練施設とは、実災害の現場と類似した状況を再現して訓練を行うことのできる施設をいう。
- 二 実践的訓練施設については、複数の消防学校が共同して整備し、使用し、又は維持管理することができる。

<現行>

区分		名称
教育訓練施設	教室	普通教室、大教室、各種実験室、視聴覚教室
	講堂	講堂
	資料室	図書室、展示室
	消防訓練場	訓練場、訓練塔、放水訓練用施設、水難救助訓練用施設、消火訓練施設、屋内訓練場
	体力鍛成施設	体力鍛成施設
管理施設		校長室、職員室、講師控室、宿直室、医務室、会議室
宿泊施設	学生寮	寄宿自習室、娯楽室、洗面・洗濯室、浴場
	食堂等	食堂、調理室、調理職員控室
その他		車庫、洗浄乾燥施設、その他地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの

このような背景の下、消防職員の知識・技術の更なる向上が求められるところであり、消防学校における教育訓練の更なる充実を図ることを目的に、消防学校の施設、人員及び運営の基準及び消防学校の教育訓練の基準を改正した。

今回の改正を受け、各都道府県及び消防学校を設置する指定都市においては、改正後の消防学校の施設、人員及び運営の基準に基づいて、教員数の確保及び実践的訓練施設の計画的整備を推進するとともに、改正後の消防学校の教育訓練の基準に基づき、効率的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。

なお、教育訓練機会の確保、限られた人材（教員等）や教育訓練施設の効率的・効果的な活用などの観点から、消防学校間の連携をさらに推進することが求められる。

第2 消防学校の施設、人員及び運営の基準の主な改正内容

1 校舎等（第3条関係）

備えるべき校舎等の設備を定める別表第一において、実際の災害を想定した実践的訓練を行うことのできる施設である実践的訓練施設を加え、複数の消防学校が共同して整備し、使用し、又は維持管理することとしても差し支えないこととしたこと。
なお、想定している実践的訓練施設の具体的施設は、模擬消火訓練装置、実火災体験型訓練施設、震災訓練施設等であること。

2 教材及び教具（第4条関係）

備えるべき教材及び教具を定める別表第二において、警防教育教材及び教具の一部としてN B C 災害対応訓練用資機材を、救急教育教材及び教具の一部として訓練用人形及び自動体外式除細動器を加えたこと。

3 消防学校の教員数（第7条関係）

従前の年間平均在籍学生数に基づく算定方式から、学生数が最も多くなる時期（以下「最繁忙時の学生数」という。）に基づく算定方式に改めたこと。

これは、在籍学生数の変動が大きい消防学校において、学生の安全管理等を行うに充分な人員を確保する観点から、各消防学校の最繁忙時の学生数に学生数一人当たりに必要な標準的な職員数を乗じた数に、消防学校の規模による補正係数で補正した数を基準とすることとしたこと。

4 実施計画（第10条関係）

教育訓練実施計画の策定に当たっては、特定の時期に複数の教育訓練が過度に重複しないよう平準化に努めるよう留意することとしたこと。

5 教育技術の向上等（第13条関係）

教育訓練の内容によっては、必要に応じ、消防学校の教員以外の者で消防に関する相当の学識経験を有するものの協力を得て、効果的な教育訓練を行うよう努めるとしたこと。

6 教育実施上の留意事項（第14条関係）

消防情第106号
平成29年4月3日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災情報室長
(公印省略)

市町村防災行政無線(同報系)等の戸別受信機の整備に係る財政措置の拡充について

災害時において住民等の生命を守るために、市町村から住民等に対し、避難情報等の災害関連情報が迅速かつ確実に伝達されなければなりません。その重要性は、昨年4月の熊本地震、8月の台風第10号による岩手県等の水害、12月の糸魚川大規模火災等の災害においても、改めて認識されたところです。

市町村防災行政無線(同報系)は、緊急時において災害関連情報を住民等に対し直接伝達できる重要な手段であり、戸別受信機の整備は、屋外拡声子局(スピーカー)からの音声が大雨等の天候や建物の構造等により屋内の住民等に聞こえない場合があるという課題を解決するためにも、有効であると考えられます。

市町村防災行政無線(同報系)の戸別受信機については、これまで、屋外スピーカー等と一体でデジタル化する場合は緊急防災・減災事業債の対象とともに、戸別受信機のみを追加整備する場合は特別交付税措置の対象とするなど、その整備を促進してきたところです。

この度、比較的安価に整備可能と考えられる仕組み(地域振興波(367~385MHz帯)等)を活用した戸別受信機の整備についても、新たに財政措置の対象とすることとしましたので、下記の事項に留意し、財政的理由等によりデジタル方式による整備が困難な場合には、地域の実情に応じてこれらの手段を活用するなど、戸別受信機の整備に向けて積極的に取り組んでいただくようお願いします。

このことについて、貴都道府県内の市町村にもこの趣旨を速やかに周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発するものであることを申し添えます。

記

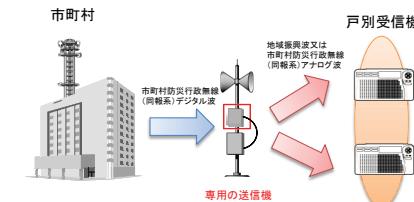
1 比較的安価に整備可能と考えられる仕組み(地域振興波等)を活用した戸別受信機の整備

(1) 仕組み

親局から屋外拡声子局等までは市町村防災行政無線(同報系)のデジタル方式等^{※1}

で整備するが、屋外拡声子局等に接続された送信機から地域振興波(367~385MHz帯)又は市町村防災行政無線(同報系)アナログ波により、戸別受信機へ災害関連情報を伝達する仕組み(図参照)

※1 市町村防災行政無線(同報系)のデジタル方式の代替となるMCA陸上移動通信システム等の他の手段と接続している場合を含む。



【図】システムイメージ

(2) 留意点

- ア 地域振興波又は市町村防災行政無線(同報系)アナログ波の周波数については割り当てが困難な地域があり得るため、事前に管轄の総合通信局等に相談すること。
- イ 地域振興波を使用する場合、主として自治会の情報等を伝送することが必要となること。また、屋外拡声子局等に接続された送信機には無線従事者が必要となる。詳細は、管轄の総合通信局等に相談すること。
- ウ 地域振興波は、デジタル方式である場合は、戸別受信機側に音源データを保有させること等の対応をしている場合を除き、サイレン等に必要な音質が確保されない場合があること。

2 財政措置

住民への災害関連情報の伝達を目的とした地域振興波等を活用した戸別受信機の整備について、①その整備経費及び運用経費の合計が、市町村防災行政無線(同報系)のデジタル方式の場合よりも安価である場合であって、②十分な耐災害性を有するよう、地震対策、停電対策及び浸水対策について、所要の措置を講ずる場合に限り、下記のとおり財政措置の対象となる。

- (1) 地域振興波を活用した戸別受信機を整備する場合は、市町村防災行政無線(同報系)のデジタル方式等^{※2}と接続し、地域振興波の送信機、戸別受信機等を一体で整備する場合には、緊急防災・減災事業債の対象となる。

※2 市町村防災行政無線(同報系)のデジタル方式の代替となるMCA陸上移動通信システム等の他の手段と接続している場合を含む。

- (2) 市町村防災行政無線(同報系)アナログ波を活用した戸別受信機を整備する場合は、市町村防災行政無線(同報系)の親局、屋外拡声子局等のデジタル化に合わせて市町村防災行政無線(同報系)アナログ波の送信機、戸別受信機等を一体

で整備する場合に限り、緊急防災・減災事業債の対象となる※3。

※3 なお、既に親局、屋外拡声子局等がデジタル化されている場合は、市町村防災行政無線（同報系）アノログ波の送信機、戸別受信機等を一体で整備する場合に、防災対策事業債（充当率75%、交付税算入率30%）の対象となる。

消防情 第 29 号
平成 31 年 2 月 19 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

(連絡先)
消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室
担当：鈴木、城門、三浦
電話：03-5253-7526
FAX：03-5253-7536

消防庁国民保護・防災部防災情報室長
(公印省略)

防災行政無線の機能強化に関する緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について

平成30年7月豪雨による災害では、気象状況の悪化等により、屋外スピーカーを用いた防災行政無線等からの音声が聞き取りづらい場合があることが課題となったことから、中央防災会議防災対策実行会議「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告書（平成30年12月26日公表）において、今後実施すべき取組として、豪雨時でも聞こえやすい屋外スピーカーなど、技術革新により開発の進む新たな伝達手段を含め、多様な伝達手段の導入を促す取組を強化することが提言されたところです。

この報告書等を踏まえ、防災行政無線について、アノログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合に加え、既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化については、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしました。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、下記の事項に留意の上、地域の実情に応じて災害時の情報伝達体制の更なる強化を図るよう速やかに周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 防災行政無線の機能強化について

防災行政無線について、アノログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合は緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象（事業期間は2020年度まで）としているところであるが、これに加え、既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」については緊急防災・減災事業債の対象とする。

消防国第33号
消防運第17号
消防情第102号
令和6年3月27日

2 機能強化の例

(1) 音達を改善した屋外スピーカーへの機能強化

既設のスピーカーと比べて、距離による音の減衰等が少ない高性能スピーカーに機能強化する場合

(2) 視覚効果付き屋外スピーカーへの機能強化

ア 既設の屋外スピーカーにパトライトを設置し、放送時に点灯させることができるようにする場合

イ 既設の屋外スピーカーに大型表示盤を設置し、放送内容を表示させができるようにする場合

(3) 屋外スピーカーの停電対策による機能強化

ア 既設の屋外スピーカーにバッテリーを設置し、停電時の使用可能時間を確保する場合

イ 既設の屋外スピーカーにソーラーパネルを設置し、停電時の使用可能時間を確保する場合

3 留意点

- (1) 「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」の対象は、屋外スピーカーの機能強化に限らない。
- (2) 既にデジタル化された防災行政無線の屋外スピーカー等に「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」を行う際に、これと一体的に戸別受信機の配備を行う場合は緊急防災・減災事業債の対象となる。
- (3) 防災行政無線（同報系）の代替として利用される、FM放送、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、280MHz帯電気通信業務用ページヤー、V-Lowマルチメディア放送を活用した情報伝達手段についても「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」については緊急防災・減災事業債の対象とする。

(連絡先)
消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室
担当：岡澤、城門、矢野
電話：03-5253-7526
FAX：03-5253-7536

各都道府県防災・国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部 国民保護室長
国民保護運用室長
防災情報室長

全国瞬時警報システムと連携する情報伝達手段の多重化の推進について（通知）

平素から、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の運用及び整備に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、令和6年1月の能登半島地震等の大規模な自然災害が度々発生するとともに、北朝鮮によるミサイル発射事案が頻発するなど、我が国を取り巻く環境は非常に厳しさを増しています。このため、一人でも多くの住民に必要な情報が瞬時に伝達できるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化（以下「Jアラート連携手段の多重化」という。）が一層重要な課題となっており、これまで、「全国瞬時警報システムの情報伝達手段の多重化の推進について」（令和4年3月9日付け消防国第46号・消防運第13号・消防情第136号）等により御協力をお願いしているところです。

貴都道府県におかれましては、災害情報伝達手段全体の多重化と並行して、Jアラート連携手段の多重化が着実に推進されるよう、貴都道府県内の市町村に対し、下記1の留意事項の周知及び必要な助言を行っていただくよう、お願いします。また、Jアラート連携手段の多重化については、下記2のとおり地方財政措置を講じていますので、あわせて周知いただくよう、お願いします。

また、今後、能登半島地震における被害等を踏まえた災害情報伝達手段の適切な運用及び整備に係る留意事項については、別途周知する予定です。

なお、本通知は、消防組織法（昭和2年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 Jアラート連携手段の多重化に係る留意事項

- (1) Jアラートと連携する情報伝達手段が1手段のみの市町村においては、速やかに、新たな情報伝達手段の整備及びJアラートとの連携を進められたいこと。
- (2) Jアラートと連携する情報伝達手段を複数整備している市町村においても、可能な限り多くの情報伝達手段を整備し、Jアラートとの連携を進められたいこと。

- (3) 市町村防災行政無線（同報系）若しくは同等の機能を有するその他の情報伝達手段を整備していない、又は整備済みにもかかわらずJアラートと連携していない市町村においては、その整備及びJアラートとの連携を進められたいこと。
- (4) (3)に掲げるもののほか、新たに整備し、Jアラートと連携する情報伝達手段の選択に当たっては、一人でも多くの住民に必要な情報が瞬時に伝達できるようにするという観点から、各情報伝達手段や地域の特性等を十分に考慮されたいこと。
- (5) (1)から(4)におけるJアラート連携手段の多重化については、「Jアラート運用マニュアル2024」（令和6年4月消防庁国民保護室）を参照の上、推進されたいこと。

2 Jアラート連携手段の多重化に関する地方財政措置

- (1) 市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化、機能強化及び代替整備※や携帯電話網等を活用した情報伝達システムの整備に要する経費については、緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）の対象（事業期間は令和7年度まで）としていること。

※同報系の「代替」として整備するFM放送、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、280MHz帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した同報系システムを整備する場合

- (2) デジタル方式の市町村防災行政無線（同報系）の戸別受信機を配備するために要する経費については、特別交付税措置（措置率70%）の対象としていること。また、これと同等の機能を有するその他の装置※を配備するために要する経費についても、特別交付税措置（措置率70%）の対象としていること。

※FM放送を活用した同報系システムの屋内受信機（自動起動ラジオ）、MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システムの屋内受信機、市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システムの屋内受信機、280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システムの屋内受信機、地上デジタル放送波を活用した同報系システムの屋内受信機、携帯電話網等を活用した情報伝達システムの個別端末等

- (3) Jアラートと連携していない情報伝達手段を新たに連携するために要する経費については、緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）の対象（事業期間は令和7年度まで）としていること。

以上

【連絡先】《Jアラート連携手段の多重化について》
消防庁国民保護・防災部国民保護室・国民保護運用室
関根係長、吉田、吉井、岸、佐藤
電話：03-5253-7551 電子メール：renraku-jalt@soumu.go.jp

《地方財政措置（1）及び（2）について》
消防庁防災情報室 荷見、山口、工藤
電話：03-5253-7526 電子メール：bgm-boujo@m1.soumu.go.jp

《地方財政措置（3）について》
消防庁国民保護・防災部国民保護室 山本
電話：03-5253-7550 電子メール：m10.yamamoto@soumu.go.jp

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁国民保護・防災部防災情報室長
(公 印 省 略)

消防救急デジタル無線の更新・維持について（通知）

消防救急デジタル無線は消防救急活動における主たる通信連絡手段であり、このうち、共通波については緊急消防援助隊等の消防機関相互の応援活動における通信連絡手段として不可欠なもので、特に近年では自然災害が激甚化・頻発化し、商用通信網が使用不可となる状況も度々発生していることから、消防救急デジタル無線等の通信連絡手段の重要性が増しています。

一方、「消防救急デジタル無線共通仕様書第1版」（平成21年9月）に基づき、各消防本部において消防救急デジタル無線設備の整備が行われてきましたが、初期の整備から10年以上が経過し、設備の更新も検討される時期となってきています。

つきましては、消防救急活動における確実な通信体制を確保するため、消防救急デジタル無線の更新・維持について、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、管内の都市開発の進展による通信環境の変化などを踏まえた通信環境の改善や、近年の技術動向を踏まえた端末・システムの改良などの機能強化を伴う更新を行う場合には、下記のとおり地方財政措置を講じることとしています。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知くださいますようお願いします。

本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 消防救急デジタル無線の機能強化（例）

①通信環境の改善

地域状況の変化による通信環境の悪化等に対応するための措置

- ・基地局・中継局の増設、出力変更、アンテナ改良
- ・基地局間の干渉を防止するための措置
- ・基地局選択や端末捕捉に係る機能の改良 等

消防消第99号
令和4年3月31日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長

②端末・システムの改良

消防救急活動のより円滑な実施に資するための措置

- ・データ通信機能など新たな機能の付加
- ・スピーカ、ディスプレイ等の改良や、端末の操作性向上
- ・端末・システムのメンテナンス性の向上 等

消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について（通知）

2. 地方財政措置

消防救急デジタル無線について、通信環境の改善や端末・システムの改良等の機能強化を伴う更新を行う場合は、緊急防災・減災事業債の対象となること（令和4年度以降）。

なお、緊急防災・減災事業債の対象は、上記1に例示するものに限らない。

災害対応におけるドローンの活用については、近年頻発化している大規模水害や昨年7月に発生した熱海市土石流災害において、その有効性が改めて確認されました。

また、大規模災害に限らず、常時発生する災害（火災、捜索救助、NBCや多数傷病者等の特異災害等）に対してもドローンの俯瞰的視点からの情報収集は非常に有用です。

消防庁では、平成30年1月に「消防防災分野における無人航空機の活用の手引き（以下「手引き」という。）」を作成するとともに、災害対応ドローン運用推進事業の展開等により、消防本部におけるドローンの活用を推進し、令和3年6月現在で全国の消防本部において、383本部（52.9%）がドローンを活用しております。

こうした状況にあって、災害対応ドローンの更なる活用推進を図るため、航空法改正の動向や地方財政措置も含めた消防庁の取組や、これまでに蓄積された消防本部における活用事例などを盛り込み、手引きを改訂しました。

また、消防本部が下記の要件を満たした災害対応ドローンの整備を進めることが重要であり、その場合の機体等（災害対応に有効な機能を備えるために必要な機材も含む。）の調達経費（機能強化を伴う更新含む。）について、下記のとおり令和4年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしています。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して周知するとともに、適切に助言していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 地方財政措置

消防本部における以下の要件を満たした災害対応ドローンの整備については、緊急防災・減災事業債の対象となること（令和4年度以降）。

(1) 必須要件（標準的に備える必要のある機能）

- ドローンの機体及び搭載するカメラは防水性能等級3以上を備えること。
- 動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること。

(2) 任意で付加する機能（必要に応じて付加的に備えることが望ましい機能）

- 熱画像撮影機能
 - 暗所撮影機能
 - 高倍率ズーム機能
 - ドローンが撮影した画像や映像をリアルタイムに伝送する機能
 - プログラムによる自立制御飛行（自動航行）機能
 - 物件の搬送、投下機能
- など

2 手引きの改訂

別紙「消防防災分野におけるドローン活用の手引き＜第2版＞」のとおり。

3 その他

手引き中に記載している航空法改正により新たに創設されるドローンの登録制度、機体認証制度及び操縦ライセンス制度については、今後、所管省庁より詳細が示される予定ですので、隨時、情報提供します。

消防庁 消防・救急課 警防係
担当 池田課長補佐 平田係長
電話 03-5253-7522 FAX 03-5253-7532

消防消第102号
令和4年3月31日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長

消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）に定める消防の広域化の推進期限（令和6年4月1日）に向け、各都道府県におかれでは消防の広域化及び連携・協力の推進に努められているものと存じます。

消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備については、これまで防災対策事業債の対象としていたところ、取組の更なる推進を図るため、令和4年度から新たに緊急防災・減災事業債（以下「緊防債」という。）の対象とすることとしました。

緊防債の対象となる消防用車両等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に規定する消防ポンプ自動車、救急自動車、救助工作車及び指揮車以外の車両等（具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等をいう。）であり、当該車両等の新設又は機能強化を伴う更新の場合となりますので、各都道府県におかれでは、このことに留意の上、消防の広域化及び連携・協力の推進に一層取り組まれるようお願いいたします。

この趣旨については、貴都道府県内の市町村（消防事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても併せて周知いただくとともに、消防の広域化及び連携・協力に取り組む市町村に対する支援につき積極的なご対応をお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁消防・救急課
担当：高荒課長補佐、渡辺係長、亀澤事務官
電話：03-5253-7522
E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災情報室長
(公印省略)

「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」の一部改正について

災害時においては、住民等へ確実な情報伝達をすることが重要であり、市町村防災行政無線（同報系）は、市町村における防災情報伝達の要となる情報伝達手段であることから、消防庁では、その整備（デジタル化や機能強化、代替手段の整備を含む。）を推進してきたところです。

このうち、市町村防災行政無線（同報系）の代替手段の一つとして位置づけられていたV-Lowマルチメディア放送を活用した災害情報伝達手段については、サービス提供事業者によるサービスが終了したところです。これに代わる新しい情報伝達手段として、地上デジタル放送波を活用した同報系システムが開発されており、同様に災害情報伝達手段として活用できる手段となっています。

このため、「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」（平成28年4月1日付け消防情第96号。以下「96号通知」という。）を一部改正し、V-Lowマルチメディア放送を活用した災害情報伝達手段に代わり、地上デジタル放送波を活用した同報系システムについて記載するとともに、その整備等に当たっては下記のとおり地方財政措置を講じることとしています。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、下記の事項に留意の上、引き続き、地域の実情に応じ、災害情報伝達手段の多重化・強靭化に取り組むように周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 96号通知の一部改正について

- 1 96号通知を別紙のとおり改正する。
- 2 改正後の96号通知を別添として参考に添付する。

第2 その他（留意点等）

改正後の96号通知に記載のとおり、地上デジタル放送波を活用した同報系システムの整備については、緊急防災・減災事業債の対象となる（令和4年度以降）。

(連絡先)
消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室
電話：03-5253-7526
E-Mail：bgm-boujo@ml.soumu.go.jp
(地上デジタル放送波を活用した同報系システムに係る事項)
担当：金子、安達、高田
(地方財政措置に係る事項)
担当：上田、中森、赤木

「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」(平成 28 年 4 月 1 日付け消防情第 96 号。) の一部を次のように改める。

本文中「V-Low マルチメディア放送」を「地上デジタル放送波」に改める。

3 を次のように改める。

3 地上デジタル放送波を活用した同報系システム

(1) 仕組み

既存の地上デジタル放送事業者が所有する放送設備等を活用し、放送用電波を用いて IP パケットを一斉送信し、屋外スピーカーや屋内受信機等から音声、文字情報等を住民に伝達する仕組み

(2) 留意点

ア 当該仕組みを利用するためには、市町村から放送事業者までの情報伝達設備、屋内受信機及び屋外拡声装置を整備し、放送事業者とあらかじめ契約等を締結する必要があること。

イ 放送事業者の設備を利用するため、契約等に基づき利用料の負担があり得ること。

ウ 放送事業者との契約等においては、設備の維持管理が適正に行われること及び長期的に契約等が運用されることを確認しておくこと。

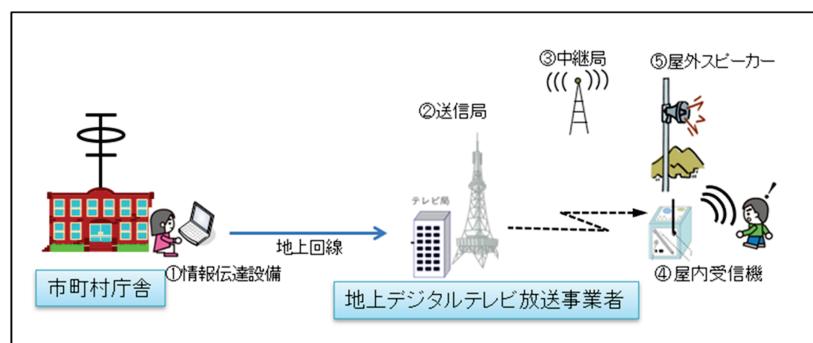
5 財政措置中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）」に、「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画」に改める。

別紙 2 中「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画」に改める。

別紙 2 中「V-Low マルチメディア放送を活用した情報伝達手段」を次のように改める。

地上デジタル放送波を活用した同報系システム

＜システム構成イメージ＞



＜緊急防災・減災事業債の対象範囲＞

対象設備	対象範囲
①情報伝達設備(操作端末、サーバー、ネットワーク回線等) 市町村庁舎等に設置され、防災情報を入力、送信するためのもの	対象
②送信局(親局)(電波送信アンテナ等) 放送事業者が整備し、地上デジタル放送の電波を送信するもの	放送事業者が整備するものであるため対象外
③送信局(中継局)(電波を再送信するアンテナ等) 放送事業者が整備し、防災情報を地域住民に伝達するため、親局から送出された放送電波を中継するもの	放送事業者が整備するものであるため対象外
④屋内受信機 各世帯等に整備される受信機で、防災情報を受信すると最大音量で鳴動する等の機能を付加しているもの(①又は⑤と一体で整備する場合に限る。)	一部対象 防災機能を付加するための割り増しの経費が対象
⑤屋外拡声装置 防災情報を受信し屋外拡声装置から音声放送するもの	対象

※ 過疎地域に指定された市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業又辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う事業の場合には、①、④及び⑤全てについて全額が過疎対策事業債又は辺地対策事業債の充当が可能

消防情第96号
平成28年4月1日

改正 令和4年4月消防情第176号

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災情報室長
(公印省略)

災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について

昨今の水害や土砂災害においては、避難勧告等や防災気象情報が、住民に対し十分に伝達できていない、大雨の際には屋外からの音声が聞こえにくいなどの課題が挙げられており、迅速かつ確実な情報伝達のための取組が一層求められています。

市町村防災行政無線（同報系）については、緊急時において住民に情報伝達できる重要な設備であります。財政的理由等により、市町村防災行政無線（同報系）を早期に整備することが困難な場合には、MCA陸上移動通信システム又は市町村デジタル移動通信システム（以下「MCA陸上移動通信システム等」という。）に屋外拡声機能を設けることにより市町村防災行政無線（同報系）の代替として利用することも可能となっています。

今般、新たな情報伝達手段の開発等に伴い、280MHz帯電気通信業務用ページャー、FM放送又は地上デジタル放送波（以下「280MHz帯電気通信業務用ページャー等」という。）を活用した情報伝達手段についても、市町村防災行政無線（同報系）を早期に整備することが困難な場合には、一定の要件を満たし、市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するときは、MCA陸上移動通信システム等と同様に、市町村防災行政無線（同報系）を代替するものとして利用することも可能となることから、下記の事項に留意するとともに、地域の実情に応じ、これらの手段も活用して災害時の情報伝達体制の更なる強化を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した情報伝達手段

（1）仕組み

電気通信業務用ページャー（いわゆるポケットベル）を活用して、市町村から防災情報を送信し、屋内受信機（防災情報を受信すると自動起動するもの。以下同じ。）や屋外拡声装置から音声や文字により情報伝達する仕組み

（2）留意点

- ア 当該仕組みを利用するためには、市町村から無線を運用する電気通信事業者までの情報伝達設備、280MHz帯の電波を送出する送信局、屋内受信機及び屋外拡声装置を整備し、送信局を電気通信事業者に貸し付けるとともに電気通信事業者とあらかじめ契約等を締結する必要があること。なお、既に電気通信事業者において送信局を整備している地域においては、当該設備の整備は要しない。
- イ 電気通信事業者の設備を利用するため、契約等に基づき利用料の負担があり得ること。
- ウ 電気通信事業者との契約等においては、設備の維持管理が適正に行われること及び長期的に契約等が運用されることを確認しておくこと。

2 FM放送を活用した情報伝達手段

（1）仕組み

FM放送を用いて、市町村から防災情報を送信し、割り込み放送を行って、屋内受信機や屋外拡声装置から音声により情報伝達する仕組み

（2）留意点

- ア 当該仕組みを利用するためには、市町村から放送事業者までの情報伝達設備（緊急時に割り込み放送するためのもの。以下同じ。）、屋内受信機及び屋外拡声装置を整備し、放送事業者とあらかじめ契約等を締結する必要があること。
- イ 放送事業者が計画的に整備する送信局だけでは必ずしも市町村の全域をカバーしていない場合もあることから、カバーエリアを事前に確認する必要があること。また、放送事業者の送信局のカバーエリア外において利用するためには、放送事業者との協議の上、市町村が送信局（中継局）を整備し、放送事業者に貸し付ける必要があること。
- ウ 放送事業者の設備を利用するため、契約等に基づき利用料の負担があり得ること。
- エ 放送事業者との契約等においては、設備の維持管理が適正に行われること及び長期的に契約等が運用されることを確認しておくこと。

3 地上デジタル放送波を活用した同報系システム

（1）仕組み

既存の地上デジタル放送事業者が所有する放送設備等を活用し、放送用電波を用いてIPパケットを一斉送信し、屋外スピーカーや屋内受信機等から音声、文字情報等を住民に伝達する仕組み

（2）留意点

- ア 当該仕組みを利用するためには、市町村から放送事業者までの情報伝達設備、屋内受信機及び屋外拡声装置を整備し、放送事業者とあらかじめ契約等を締結する必要があること。
- イ 放送事業者の設備を利用するため、契約等に基づき利用料の負担があり得ること。
- ウ 放送事業者との契約等においては、設備の維持管理が適正に行われること及び長期的に契約等が運用されることを確認しておくこと。

4 市町村防災行政無線（同報系）の代替として認められる要件

280MHz 帯電気通信業務用ページャー等を活用した情報伝達手段については、次の要件を満たし、市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するときは、市町村防災行政無線（同報系）を代替するものとして利用することも可能となること。

- (1) 市町村防災行政無線（同報系）又はその戸別受信機が整備されていない地域において、280MHz 帯電気通信業務用ページャー等を活用した情報伝達手段を整備する場合であって、当該情報伝達手段の整備経費及び運用経費の合計が市町村防災行政無線（同報系）の場合よりも安価であること。
- (2) 十分な耐災害性を有するよう、地震対策、停電対策及び浸水対策について、別紙1を参考に所要の措置を講ずること。

5 財政措置

上記4の要件を満たし、市町村防災行政無線（同報系）の代替として認められる 280MHz 帯電気通信業務用ページャー等を活用した情報伝達手段については、別紙2のとおり、緊急防災・減災事業債（防災対策事業債を含む。以下同じ。）の対象となる。

なお、MCA陸上移動通信システム等については、従前のとおり、「MCA陸上移動通信システム及び市町村デジタル移動通信システムによる地域住民への災害情報等伝達体制の整備について」（平成19年8月17日付け消防情第193号消防庁防災情報室長通知）に基づき、一定の要件を満たす場合に限り、対象となる。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）により過疎地域に指定された市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）により辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う事業については、過疎対策事業債又は辺地対策事業債の対象となる。

6 その他

- (1) 280MHz 帯電気通信業務用ページャー等を活用した情報伝達手段は、比較的新しい仕組みであることから、当面の間、本通知により当該情報伝達手段を整備する場合においては、事前に消防庁に相談されたい。
- (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機及び自動起動機については、多様な伝達手段と連携することが可能であるため、280MHz 帯電気通信業務用ページャー等を活用した情報伝達手段との接続性の確保にも配慮する必要がある。

別紙1

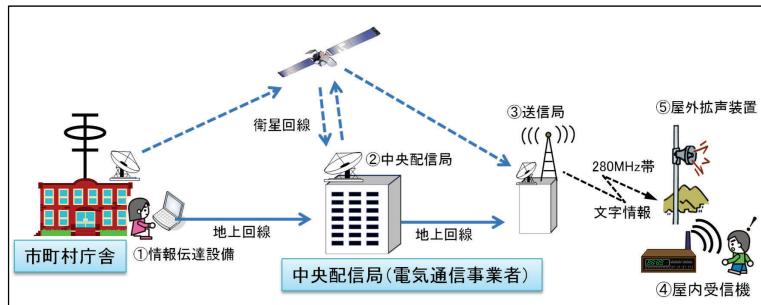
必要な地震対策、停電対策及び浸水対策

地震対策	耐震措置	地域防災計画上の災害想定としている地震により機能停止に陥らない措置を講ずること。 対策例：主要な通信設備や電源設備を設置している庁舎等の耐震化（建築基準法の新耐震基準等）、設備等の固定（基礎ボルトやストッパー等）、配線や配管の搖れによる破損対策（フレキシブル管や余長確保等）
	伝送路が無線により構成	地震動等により通信断とならないよう庁舎から送信局（親局・中継局）までの主な伝送路が、無線回線及び有線回線（二重化）又は無線回線で構成されていること。
停電対策		非常用電源を確保すること。 対策例：主要な通信設備が、48時間以上稼働できる容量の非常用電源を設置。加えて、最悪の想定も考慮し、迅速な電源供給や燃料補給等の対策も実施。
浸水対策		洪水、津波、高潮などによる浸水想定区域においては、主要な通信設備や電源設備が浸水により機能停止に陥らない措置を講ずること。 対策例：想定される浸水高よりも高い位置へ設置又は浸水防止措置

別紙2

280MHz 帯電気通信業務用ペッシャーを活用した情報伝達手段

＜システム構成イメージ＞



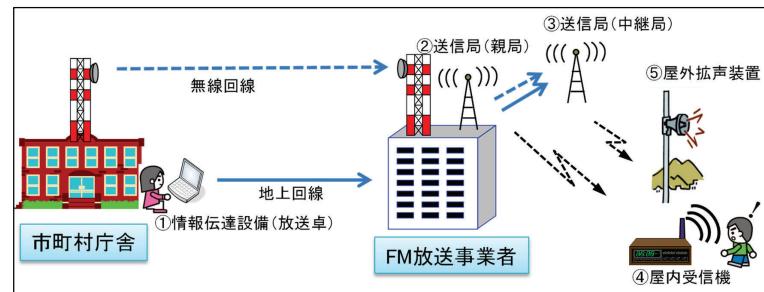
＜緊急防災・減災事業債の対象範囲＞

対象設備	対象範囲
①情報伝達設備(操作端末、サーバー、ネットワーク回線等) 市町村庁舎等に設置され、防災情報を入力、送信するためのもの	対象
②中央配信局(管制設備等) 市町村からの情報を一元的に配信し、システム全体を監視するもの	電気通信事業者が整備するもので あるため対象外
③送信局(電波送信アンテナ等) 市町村が整備、電気通信事業者に長期貸与し、280MHz 帯の電波を送出するもの	対象
④屋内受信機 各世帯等に整備される受信機で、防災情報を受信する と電源オフの場合でも自動起動するよう機能を付加して いるもの(①、③又は⑤と一体で整備する場合に限る)	一部対象 防災機能を付加するための割り増し の経費が対象
⑤屋外拡声装置 防災情報を受信し屋外拡声装置から音声放送するもの	対象

※ 過疎地域に指定された市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業又
辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う事業の場合には、①、③～⑤まで全てに
ついて全額が過疎対策事業債又は辺地対策事業債の充当が可能

FM 放送を活用した情報伝達手段

＜システム構成イメージ＞



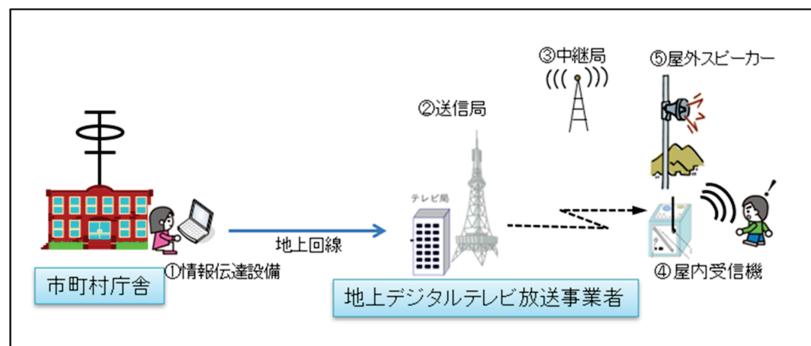
＜緊急防災・減災事業債の対象範囲＞

対象設備	対象範囲
①情報伝達設備(操作端末、サーバー、ネットワーク回線等) 市町村庁舎等に設置され、防災情報を入力、送信するためのもの	対象
②送信局(親局)(電波送信アンテナ等) 放送事業者が整備し、FM 放送の電波を送信するもの	放送事業者が整備するものであるため対象外
③送信局(中継局)(電波を再送信するアンテナ等) 防災情報を地域住民に伝達するため、放送事業者が計画的に整備する送信局ではカバーできないエリアにおいて、市町村が整備し、放送事業者に長期貸与するもの	一部対象 1／2の経費が対象
④屋内受信機 各世帯等に整備される受信機で、防災情報を受信すると電源オフの場合でも自動起動するよう機能を付加しているもの(①、③又は⑤と一体で整備する場合に限る)	一部対象 防災機能を付加するための割り増しの経費が対象
⑤屋外拡声装置 防災情報を受信し屋外拡声装置から音声放送するもの	対象

※ 過疎地域に指定された市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業又
辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う事業の場合には、①、③～⑤まで全てについて
全額が過疎対策事業債又は辺地対策事業債の充当が可能

地上デジタル放送波を活用した同報系システム

＜システム構成イメージ＞



事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県防災担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市防災担当課
各指定都市財政担当課

消防庁国民保護・防災部防災課
総務省自治財政局地方債課

緊急防災・減災事業債における地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンに係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急防災・減災事業のうち、地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンに係る事業については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県及び指定都市におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

（1）対象設備

災害対応ドローン（ドローンと一体的に機能を発揮するドローン格納庫を含む）

（2）対象事業

地方公共団体の災害対策本部の事務局を担う部局（以下「防災部局」という。）が物資輸送等の災害対応のために活用することを目的として策定する「地方公共団体災害対応ドローン整備・運用事業計画」（「ドローンによる消防防災力の強化に向けた取り組みについて（通知）」（令和7年4月1日付け消防消第85号消防庁消防・救急課長、消防災第48号消防庁国民保護・防災部防災課長通知 別添参照）に基づき実施される地方単独事業

＜緊急防災・減災事業債の対象範囲＞

対象設備	対象範囲
①情報伝達設備（操作端末、サーバー、ネットワーク回線等） 市町村庁舎等に設置され、防災情報を入力、送信するためのもの	対象
②送信局（親局）（電波送信アンテナ等） 放送事業者が整備し、地上デジタル放送の電波を送信するもの	放送事業者が整備するものであるため対象外
③送信局（中継局）（電波を再送信するアンテナ等） 放送事業者が整備し、防災情報を地域住民に伝達するため、親局から送出された放送電波を中継するもの	放送事業者が整備するものであるため対象外
④屋内受信機 各世帯等に整備される受信機で、防災情報を受信すると最大音量で鳴動する等の機能を付加しているもの（①又は⑤と一緒に整備する場合に限る。）	一部対象 防災機能を付加するための割り増しの経費が対象
⑤屋外拡声装置 防災情報を受信し屋外拡声装置から音声放送するもの	対象

※ 過疎地域に指定された市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業又辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う事業の場合には、①、④及び⑤全てについて全額が過疎対策事業債又は辺地対策事業債の充当が可能

(3) 財政措置

緊急防災・減災事業債（充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%）

2 緊急防災・減災事業債における手続（別紙参照）

（1）地方公共団体の防災部局は、「地方公共団体災害対応ドローン整備・運用事業計画」を消防庁国民保護・防災部防災課に提出する。

（2）消防庁は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。

（3）消防庁は、（2）の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。

（4）地方公共団体は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う。

（5）市区町村（指定都市を除く。）が実施する場合の（1）～（3）の手続きについては、都道府県を経由して行う。

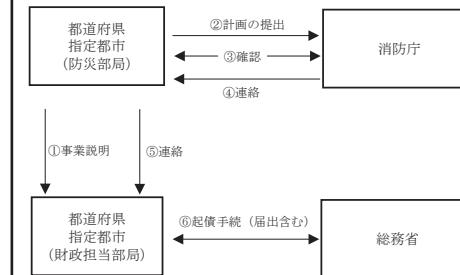
また、同計画の提出から確認完了の連絡まで1か月程度を要することから、各地方公共団体においては（4）の起債届出・協議等を踏まえ、期間に余裕をもって提出すること。

なお、（4）の起債届出・協議等については、地方債同意等基準等に従い手続きを行うこと。

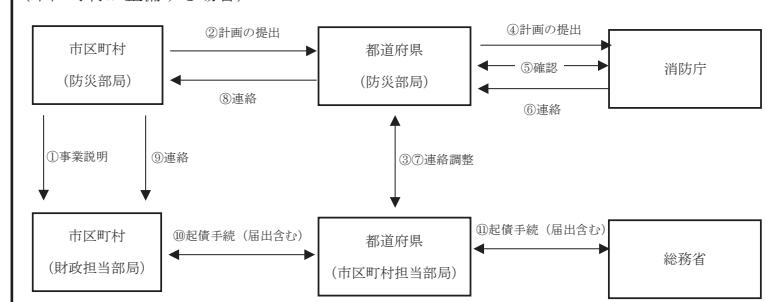
担当 消防庁国民保護・防災部防災課
震災対策専門官 木村（聖）
震災対策係 木村（将）、三原、青木
電話：03-5253-7525

○緊急防災・減災事業債における手続の流れ

（都道府県・指定都市が整備する場合）



（市区町村が整備する場合）



事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県消防防災担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市消防防災担当課
各指定都市財政担当課

】 御中

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
消防庁消防・救急課
総務省自治財政局地方債課

緊急防災・減災事業債における高機能消防指令センターの整備に係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急防災・減災事業債のうち、協議等手続の時点では広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画の策定に至っていない消防本部による高機能消防指令センターの整備に係る事業については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

（1）対象施設

「消防指令システムの標準仕様書等の策定に伴う財政措置について（通知）」（令和6年4月1日付け消防防災第75号・消防情第97号・消防消第95号）（以下「通知」という。）の別添1の別紙のうち、資料種別S7（指令制御装置の整備を伴う場合は資料種別S3及び資料種別S7。以下「標準仕様書」という。）に基づく消防指令システムの整備を伴う高機能消防指令センター

（2）対象事業

情報収集能力の向上や他機関との連携強化を図ることを目的として、協議等手続の時点

では広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画の策定に至っていない消防本部が策定する「消防の広域化又は連携・協力に向けた計画」（通知別添2参照）に基づき実施する地方単独事業

（3）財政措置

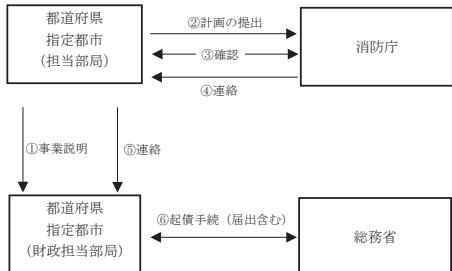
緊急防災・減災事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）

2 緊急防災・減災事業債における手続（別紙参照）

- （1）地方公共団体（消防本部）は、広域化又は連携・協力の実施に向けた関係団体の合意内容（広域化等の実施時期、関係本部名を含むもの）を記載した「消防の広域化又は連携・協力に向けた計画」、及び根拠となる協議体の規約、関係団体間の合意文（首長間・消防長間）又はその他合意が確認できる書類を、消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室に提出する。
- （2）消防庁は、当該年度の地方単独事業について、広域化又は連携・協力に向けた具体的な取組が行われていることを確認する。なお、消防庁は必要に応じて地方公共団体（消防本部）に対してヒアリングを行う。
- （3）消防庁は、（2）の確認が完了したときは、都道府県を通じて地方公共団体（消防本部）に連絡する。
- （4）地方公共団体（消防本部）は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う。
- （5）市区町村（指定都市を除く。）が実施する場合の（1）～（3）の手続きについては、都道府県を経由して行う。
また、同計画の提出から確認完了の連絡まで1か月程度を要することから、各地方公共団体におかれましては（4）の起債届出・協議等を踏まえ、期間に余裕をもって提出すること。
なお、（4）の起債届出・協議等については、地方債同意等基準等に従い手続を行うこと。

担当 消防庁国民保護・防災部
防災課 防災情報室
担当：森田、新宮、久米、布施木、近藤
電話：03-5253-7526

(都道府県・指定都市が整備する場合)



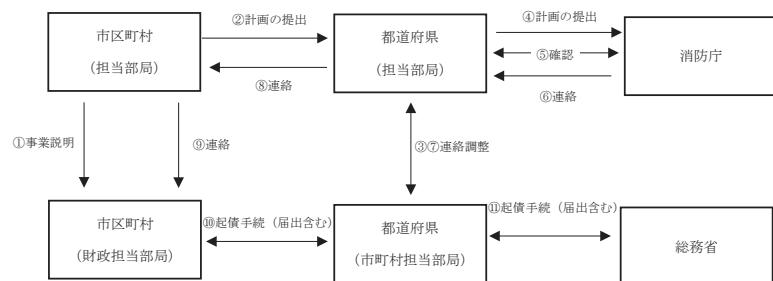
各都道府県林務担当課
各都道府県財政担当課

御中

林野庁森林整備部治山課
林野庁森林整備部森林利用課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
治山施設に係る事業の取扱いについて(周知)

(市区町村が整備する場合)



(留意事項)

- 消防事務を処理する一部事務組合等については、「市町村」を「一部事務組合等」と読み替えて適用する。ただし、一部事務組合等の事務を代表して行う市町村が定められている場合には当該市町村が手続を行うなど、当該一部組合等における取決めに従って手続を行うこと。

令和7年度地方債同意等基準(令和7年総務省告示第135号)等に定める緊急自然災害防止対策のうち、治山施設に係る事業(以下「本事業」という。)については、林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

治山施設(保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設)

(2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、都道府県が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業(国庫補助の要件を満たさない事業を対象)。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

○ 復旧治山事業

次のア、イのいずれかに該当するものとする。

- ア 1級河川、2級河川上流以外の河川又は地区で、人家等(10戸未満)、農地(10ha未満)、ため池(貯水量3万m³未満)、用排水施設(関係面積100ha未満)、漁場(受益戸数20未満)又はその

他国庫補助事業の復旧治山事業の対象とならないものの保護であること。

イ 1 施行箇所の事業費が国庫補助事業の要件を満たさない規模（全体計画 7,000 万円未満）であること。

○ 予防治山事業

次のア、イのいずれかに該当するものとする。

ア 1 級河川、2 級河川上流以外の河川又は地区で、人家等（10 戸未満）、農地（10ha 未満）、ため池（「防災重点農業用ため池」又は指定予定のため池以外であって貯水量 3 万 m³ 未満）、用排水施設（関係面積 100ha 未満）、漁場（受益戸数 20 未満）又はその他国庫補助事業の予防治山事業の対象とならないものの保護であること。

イ 1 施行箇所の事業費が国庫補助事業の要件を満たさない規模（全体計画 山腹 2,500 万円未満、溪流 4,500 万円未満かつ年度計画 山腹 800 万円未満、溪流 1,500 万円未満）であること。

○ 保安林整備事業（保安林総合改良事業）

次のア、イのいずれかに該当するものであって、治山施設の整備（地方単独事業に限る。）と併せて実施する森林の改良整備（被害木の除去対策（伐採、集積、燻蒸、薬剤処理等）を含む。）も対象とするものとする。

ア 地区で、人家等（10 戸未満）、農地（10ha 未満）、ため池（貯水量 3 万 m³ 未満）、用排水施設（関係面積 100ha 未満）、漁場（受益戸数 20 未満）又はその他国庫補助事業の保安林総合改良事業の対象とならないものの保護であること。

イ 1 施行箇所の事業費が国庫補助事業の要件を満たさない規模（年度計画 200 万円未満）であること。

(3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和 3 年度から令和 7 年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

(1) 都道府県は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、林野庁に提出する。

(2) 林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1 (2) の対象事業に該当することを確認する。

(3) 林野庁は、(2) の確認が完了したときは、都道府県に連絡する。

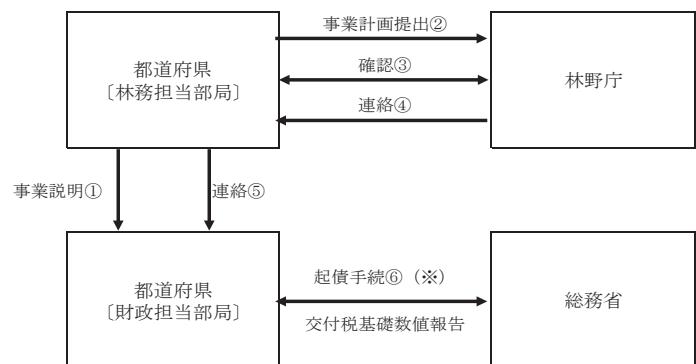
(4) 都道府県は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても 1 (2) の対象事業に該当することの確認を行う。）。

(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>	
林野庁森林整備部治山課	中島、前田
TEL:03-6744-2308 (直通)	
林野庁森林整備部森林利用課	白井
TEL:03-3502-0048 (直通)	
<事業債の制度に関すること>	
総務省自治財政局地方債課	森
TEL:03-5253-5629 (直通)	

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県が実施する場合】



(※)届出を含む

各都道府県砂防担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部保全局土砂災害対策室
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
砂防関係施設に係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急自然災害防止対策のうち、砂防関係施設に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

- 砂防設備（砂防堰堤、床固工等）
 - 地すべり防止に係る施設（横ボーリング工、集水井工等）
 - 急傾斜地崩壊防止（雪崩防止含む）に係る施設（法枠工、擁壁工等）
- ※ 市区町村については、急傾斜地でその崩壊により居住者その他の者に危害のおそれのあるもの（急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない区域を含む。）。

(2) 対象事業

- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される

地方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

- 砂防事業
事業費が概ね1億円未満のもの。
- 地すべり対策事業
事業費が概ね1億円未満のもの。
- 急傾斜地崩壊対策事業
事業費が概ね7千万円未満のもの。

② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた総合流域防災事業（情報基盤の整備）については、①に関わらず、国庫補助事業の要件を満たす事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和6年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。

（3）財政措置

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

（4）事業期間

令和3年度から令和7年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- （1）地方公共団体は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（1（2）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
- （2）国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。
- （3）国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- （4）地方公共団体は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- （5）市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

＜事業の実施に関すること＞

国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室
課長補佐 山上、砂防技術係長 濱崎
TEL:03-5253-8470（内線36233）

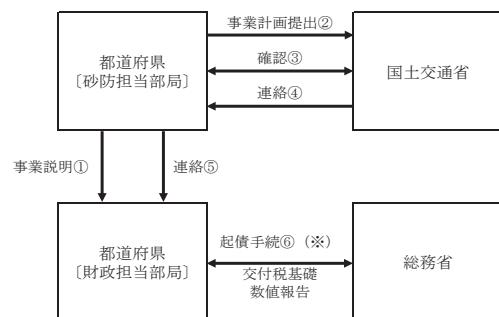
＜事業債の制度に関すること＞

総務省自治財政局地方債課 森
TEL:03-5253-5629（直通）

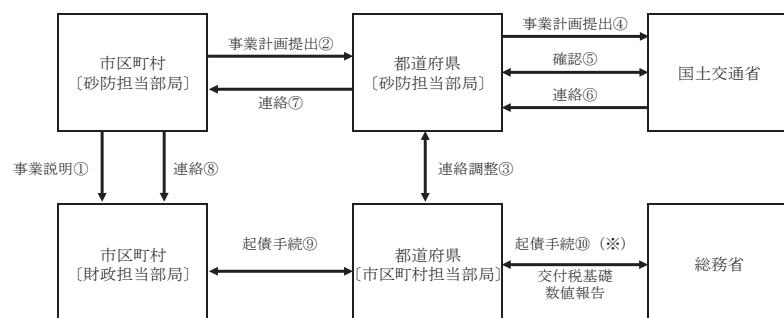
(別紙)

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県が実施する場合】



【市区町村が実施する場合】



(※)届出を含む

各地方農政局農村振興部設計課
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

} 御中

農林水産省農村振興局整備部設計課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
農業水利防災に係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、農業水利防災に係る事業（以下「本事業」という。）については、農林水産省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれでは、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれでは、貴管内の市区町村（指定都市除く。）及び一部事務組合に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

① 農業水利防災

農業水利施設（ため池、機場、水路等、安全対策施設を含む）

② 地すべり

地すべり防止施設、その他地すべりを防止するための施設

③ 急傾斜地崩壊、特殊土壤

急傾斜地帯若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壤地帯における排水施設、防風施設、土留工、その他農用地の侵食、崩壊を防止するための施設

④ 淹水防除

排水機場、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水路、堤防、排水管理に必要な施設、その他湛水被害を防止するための施設

⑤ 地盤沈下対策

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域における農業用排水施設、農道及びこれらに関連する施設

⑥ 農道防災

農道（橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等）

（2）対象事業

① 国庫補助の要件を満たさない事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業のうち、国庫補助の要件を満たさない事業

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

ア 農業水利防災

総事業費が200万円未満であること。

イ 地すべり

総事業費が7,000万円未満（地すべり防止施設対策事業長寿命化対策については、800万円未満）であること。

ウ 急傾斜地崩壊、特殊土壤

受益面積がおおむね10ha未満であること。

エ 湛水防除

総事業費が200万円未満であること。

オ 地盤沈下対策

総事業費が200万円未満であること。

カ 農道防災

次のいずれにも該当するものであること。

（ア） 総事業費がおおむね800万円未満であること。

（イ） 防災受益面積がおおむね30ha未満の農道であること。

② 国庫補助の要件を満たす事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた総事業費200万円以上の農業水利防災（1（2）③「防災重点農業用ため池の整備」を除く）、湛水防除、地盤沈下対策事業については、①に関わらず、以下の要件を満たす事業も対象とする。

ア 農業水利防災

・農業水利施設については、受益面積がおおむね100ha未満であること

イ 湛水防除

・次のいずれかに該当するものであること。

（ア）受益面積がおおむね30ha未満であること。

（イ）総事業費がおおむね5,000万円未満であること。

ウ 地盤沈下対策

・受益面積がおおむね20ha未満であること。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和7年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。

③ 防災重点農業用ため池の整備

地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で、総事業費4,000万円未満の防災重点農業用ため池の整備

（3）財政措置

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

（4）事業期間

令和3年度から令和7年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

（1）地方公共団体は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、農林水産省（北海道にあっては農林水産本省、沖縄県にあっては沖縄総合事務局、その他は地方農政局とする。以下同じ。）に提出する（1（2）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。

（2）農林水産省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。

（3）農林水産省は、（2）の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。

（4）地方公共団体は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。

（5）市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>

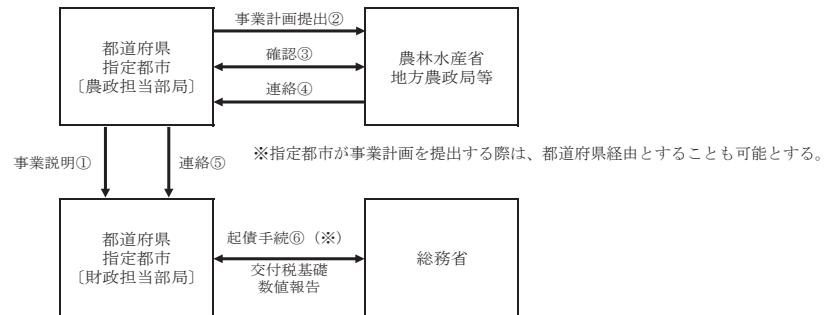
農林水産省農村振興局整備部設計課 館庭、森
TEL:03-3595-6338

<事業債の制度に関すること>

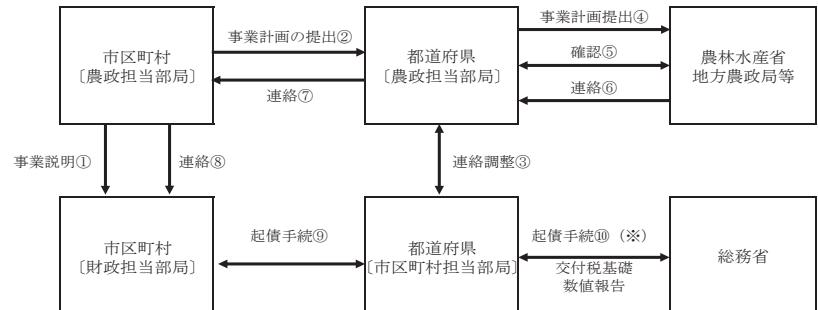
総務省自治財政局地方債課 森
TEL:03-5253-5629

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が実施する場合】



【市区町村が実施する場合】



○事業の実施に関する照会に係る農林水産省の支部部局等一覧

農林水産省農村振興局整備部設計課	TEL:03-3595-6338
東北農政局農村振興部設計課	TEL:022-221-6277
関東農政局農村振興部設計課	TEL:048-740-0534
北陸農政局農村振興部設計課	TEL:076-232-4722
東海農政局農村振興部設計課	TEL:052-223-4634
近畿農政局農村振興部設計課	TEL:075-414-9513
中国四国農政局農村振興部設計課	TEL:086-224-9419
九州農政局農村振興部設計課	TEL:096-300-6403
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	TEL:098-866-1652

事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県河川関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市河川関係所管課
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局治水課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水企画室
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
河川に係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、河川に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

(2) 対象事業

① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

○河川改修

・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事

- 業費 10 億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修
 - 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費 4 億円未満の準用河川に係る河川改修
- 普通河川に係る河川改修
 - 雨水貯留浸透施設の整備
 - 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業の対象工事とならない 500 m³未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備、3,000 m³未満の容量の溜め池の整備
 - 二線堤の築造
 - 洪水氾濫域減災対策協議会において策定した地域全体の減災計画に位置付けのない二線堤の築造
- イ ダムに関する事業
 - ダムに係る改良等
 - 総事業費が概ね 10 億円未満の洪水吐、ゲート等洪水放流設備及び低水放流設備の改良又は新設、排砂バイパスの設置等による堆砂対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、緊急性の高い施設改良等
 - 総事業費が概ね 4 億円未満のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備、ダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備等）の改良（ダム周辺設備の新設を含む）及び貯水池周辺（地すべり等）の地山安定のための工事等
 - 総事業費が概ね 1.5 億円未満のダム直下の河道改良工事等
 - 総事業費が概ね 1.5 億円未満の貯砂ダム等の設置工事等
- ② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和 6 年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定に代えることができるものとする。
- ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業
 - 流域に関する対策（例：防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設の整備等）等）

- ・ 準用河川に係る河川改修
- ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）
- イ ダムに関する事業
 - ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）
- (3) 財政措置
 - 充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%
- (4) 事業期間
 - 令和 3 年度から令和 7 年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）
- 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（1（2）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
 - 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。
 - 国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
 - 施設管理者は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても 1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
 - 市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

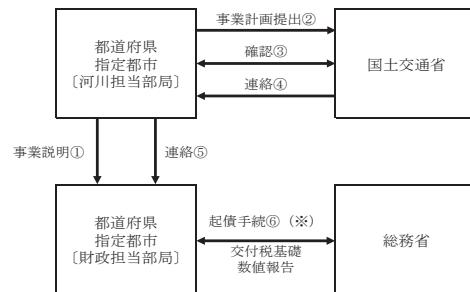
＜事業の実施に関すること＞
(河川に係る事業（ダム事業を除く。）)
国土交通省水管理・国土保全局治水課
課長補佐 石井、補助河川係長 下館
TEL:03-5253-8455 (内線 35612、35583)

（ダム事業）
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水企画室
課長補佐 三浦、ダム管理係長 青木
TEL:03-5253-8449 (内線 35494)

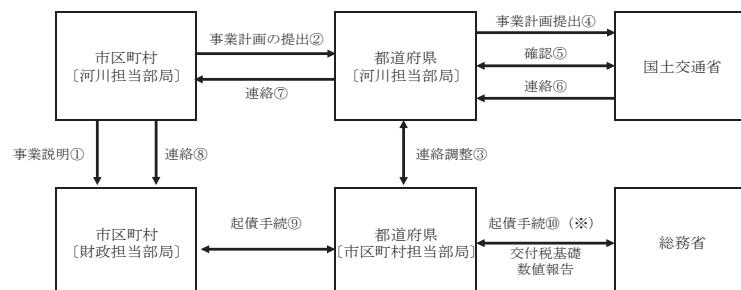
＜事業債の制度に関すること＞
総務省自治財政局地方債課 森
TEL:03-5253-5629 (直通)

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む

各都道府県林務担当課
各指定都市財政担当課
各都道府県市区町村担当課

御中

林野庁森林整備部治山課
林野庁森林整備部森林利用課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
林地崩壊防止事業等の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、林地崩壊防止事業等（以下「本事業」という。）については、林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれでは、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれでは、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

林地崩壊（土砂の流出、なだれ含む。）及び地すべりによる災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止する施設

(2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、市区町村が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき市区町村が実施する地方単独事業。なお、林地崩壊及び地すべりによる災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止する施設の整備（地方単独事業に限る。）と併せて実施する場合は、森林の改良整備（被害木の除去対策（伐採、集積、燻蒸、薬剤処理等）を含む。）も対象とする。

(3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(別紙)

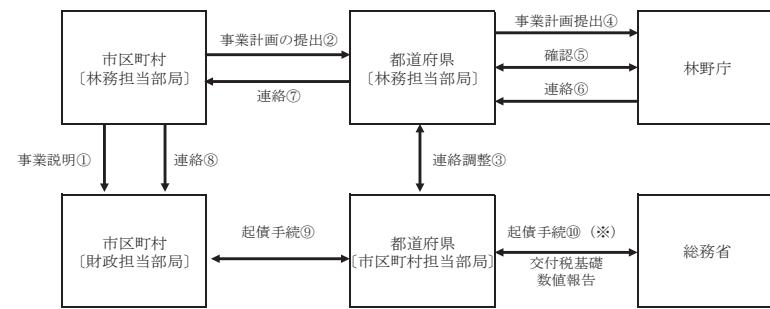
(4) 事業期間

令和 3 年度から令和 7 年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- (1) 市区町村は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、林野庁に提出する。
- (2) 林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1 (2) の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 林野庁は、(2) の確認が完了したときは、市区町村に連絡する。
- (4) 市区町村は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても 1 (2) の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- (5) (1) ~ (4) の手続については、都道府県を経由して行う。

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続



(※) 届出を含む

（お問合せ先）

<事業の実施に関すること>

林野庁森林整備部治山課 中島、前田

TEL:03-6744-2308（直通）

林野庁森林整備部森林利用課 白井

TEL:03-3502-0048（直通）

<事業債の制度に関すること>

総務省自治財政局地方債課 森

TEL:03-5253-5629（直通）

事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県海岸行政担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市海岸行政担当課
各指定都市財政担当課

農林水産省農村振興局整備部防災課
農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
国土交通省水管理・国土保全局海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
海岸保全施設に係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、海岸保全施設に係る事業（以下「本事業」という。）については、農林水産省、国土交通省及び総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

（1）対象施設

海岸管理者が管理する海岸保全施設

（2）対象事業

① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

○ 高潮対策・侵食対策に係る事業のうち、総事業費が、以下に該当するもの。

離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円未満

内地 1億円未満

○ 海岸耐震対策に係る事業のうち、海岸保全施設の新設又は改良で、総事業費が以下に該当するもの。

都道府県が行うもの 5千万円未満

市区町村が行うもの 2千5百万円未満

○ 津波・高潮危機管理対策に係る事業のうち、海岸保全施設の新設又は改良で、総事業費が以下に該当するもの。

都道府県が行うもの 5千万円未満

市区町村が行うもの 2千5百万円未満

② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた海岸事業（情報基盤の整備）については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和6年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。

（3）財政措置

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

（4）事業期間

令和3年度から令和7年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

（1）海岸管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、農林水産省又は国土交通省に提出する（1（2）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。

（2）農林水産省又は国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。

（3）農林水産省又は国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、海岸管理

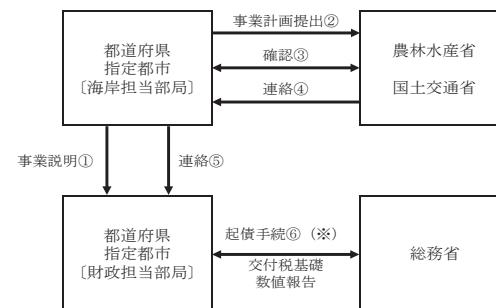
者に連絡する。

- (4) 海岸管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- (5) 市区町村が実施する場合の(1)～(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

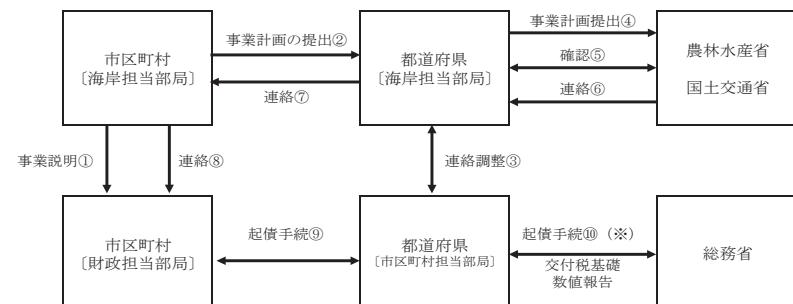
(別紙)

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が海岸管理者の場合】



【市区町村が海岸管理者の場合】



(※) 届出を含む

(お問合せ先)
<事業の実施に関すること>
(農村振興局所管海岸)
農林水産省農村振興局整備部防災課
課長補佐 鈴村、海岸計画係長 針山
TEL 03-3502-8111 (内線 5511)
(水産庁所管海岸)
農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
課長補佐 浜辺、海岸係長 須川
TEL 03-3502-8111 (内線 6903)
(水管理・国土保全局所管海岸)
国土交通省水管理・国土保全局海岸室
課長補佐 山中、侵食対策係長 梅田
TEL 03-5253-8111 (内線 36332、36325)
(港湾局所管海岸)
国土交通省港湾局海岸・防災課
津波対策企画調整官 邊見、海岸係長 上中
TEL 03-5253-8111 (内線 46714、46734)
<事業債の制度に関すること>
総務省自治財政局地方債課 森
TEL:03-5253-5629 (直通)

事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県道路関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市道路関係所管課
各指定都市財政担当課

国土交通省道路局総務課
国土交通省道路局企画課
国土交通省道路局環境安全・防災課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
道路防災に係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、道路防災に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。
なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

一般国道、都道府県道及び市区町村道のうち、地方公共団体において災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に緊急に実施する必要がある地域内の道路とする。

(2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」と連携して実施される以下

の地方単独事業。

- ① 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
(例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等)
 - ② 道路施設（小規模構造物等）の予防保全のための対策
(例：防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層（積雪寒冷特別地域における凍上災害の予防・拡大防止対策については表層、基層及び路盤）に係る対策等)
 - ③ 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
(例：橋梁・道路の洗掘・流失対策)
 - ④ 道路における無停電設備等に関する対策（※）
(例：機械設備の整備、道路照明のLED化等)
 - ⑤ 大雪時の車両滞留危険箇所に関する対策（※）
(例：防雪施設、消融雪施設、除雪機械等の整備等)
- ※ 令和2年度までに実施していた事業と同等のもの
- (3) 財政措置
充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%
- (4) 事業期間
令和3年度から令和7年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- (1) 道路管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する。本事業が社会資本総合整備計画に含まれている場合には、当該要素事業の廃止等の整備計画の変更をあわせて行う。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、道路管理者に連絡する。
- (4) 道路管理者は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- (5) 市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

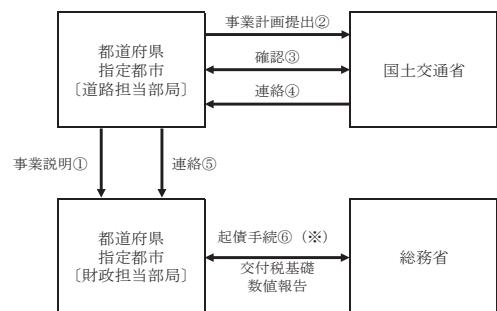
（お問合せ先）

＜事業の実施に關すること＞
国土交通省道路局環境安全・防災課 神宮、鵜木
TEL:03-5253-8495（直通）

＜事業債の制度に關すること＞
総務省自治財政局地方債課 森
TEL:03-5253-5629（直通）

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

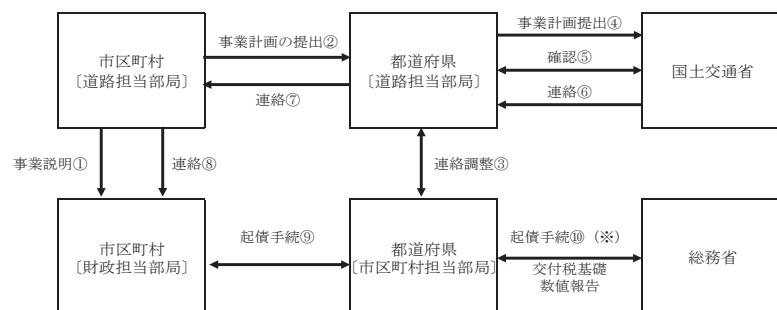
【都道府県・指定都市が道路管理者の場合】



各都道府県港湾担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市港湾担当課
各指定都市財政担当課

御中
国土交通省港湾局計画課
国土交通省港湾局海岸・防災課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

【市区町村が道路管理者の場合】



(※)届出を含む

緊急自然災害防止対策事業債における
港湾防災に係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、港湾防災に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）及び一部事務組合に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

港湾施設（水域施設、外郭施設（護岸については廃棄物埋立護岸、緑地護岸を含む）、係留施設、臨港交通施設、旅客施設及び荷さばき施設（地方財政法施行令第46条第1項第7号に規定する港湾整備事業に係る施設を除く。））

(2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地

方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（別紙）

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

- 1件あたりの事業規模が、都道府県及び指定都市が行うものにあっては2億円未満、市区町村が行うものにあっては90百万円未満の改修事業
- 浸水被害を生じさせるおそれがある場合の浚渫及び竹木等の除去作業

（3）財政措置

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

（4）事業期間

令和3年度から令和7年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- （1）地方公共団体は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する。
- （2）国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。
- （3）国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- （4）地方公共団体は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- （5）市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

＜事業の実施に関すること＞

国土交通省港湾局計画課 古澤

TEL:03-5253-8111（内線 46-335）

国土交通省港湾局海岸・防災課 佐野

TEL:03-5253-8111（内線 46-736）

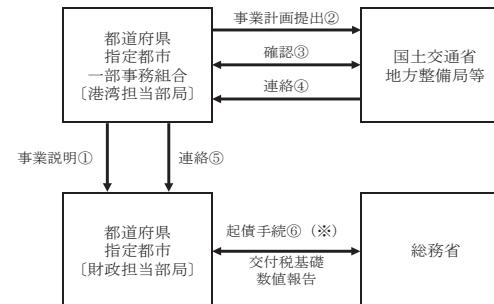
＜事業債の制度に関すること＞

総務省自治財政局地方債課 森

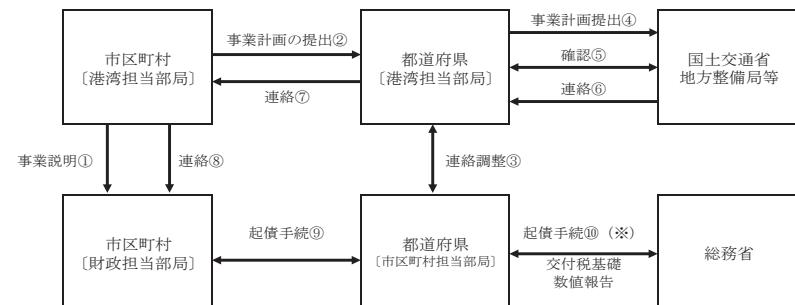
TEL:03-5253-5629（直通）

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県、指定都市、一部事務組合の場合】



【市区町村の場合】



（※）届出を含む

○事業の実施に関する照会に係る国土交通省の支部部局等一覧

北海道開発局港湾空港部港湾計画課	TEL : 011-709-2137
東北地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL : 022-716-0003
関東地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL : 045-211-7415
北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL : 025-370-6604
中部地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL : 052-209-6322
近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL : 078-391-8361
中国地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL : 082-511-3905
四国地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL : 087-811-8330
九州地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL : 092-418-3358
沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課	TEL : 098-866-1906

事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県水産基盤整備担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
漁港防災に係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、漁港防災に係る事業（以下「本事業」という。）については、水産庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれでは、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれでは、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に掲げる漁港施設

(2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

○ 漁港施設整備事業（新設）

1 漁港当たりの計画事業費が5億円以下であること。

○ 漁港施設整備事業（改良）

1 漁港当たりの計画事業費が5千万円未満であること。

○ 浸水被害を生じさせるおそれがある場合の浚渫及び竹木等の除去作業

(別紙)

(3) 財政措置

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

(4) 事業期間

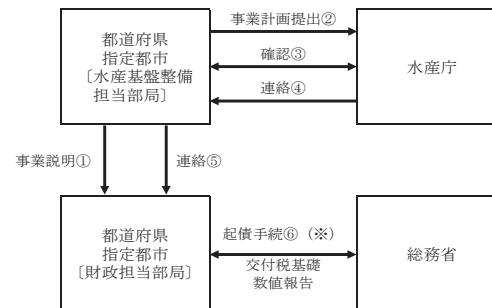
令和3年度から令和7年度

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

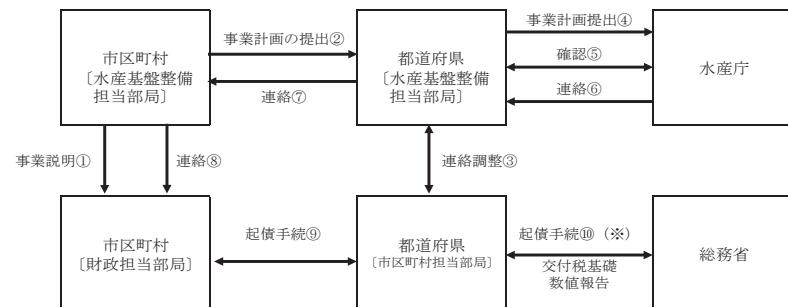
2 緊急自然災害防止対策事業債における手続 (別紙参照)

- (1) 漁港管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、水産庁に提出する。
- (2) 水産庁は、当該年度の地方単独事業について、(1) (2) の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 水産庁は、(2) の確認が完了したときは、漁港管理者に連絡する。
- (4) 漁港管理者は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う(総務省においても(1) (2) の対象事業に該当することの確認を行う。)。
- (5) 市区町村が実施する場合の(1)～(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

【都道府県・指定都市が漁港管理者の場合】



【市区町村が漁港管理者の場合】



(※) 届出を含む

(お問合せ先)

<事業の実施に關すること>

水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課

齊藤・鈴木

TEL:03-6744-2387 (内線 6843)

<事業債の制度に關すること>

総務省自治財政局地方債課 森

事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県林務担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

御中

林野庁森林整備部整備課
林野庁森林整備部森林利用課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
林道防災に係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、林道防災に係る事業（以下「本事業」という。）については、林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

（1）対象施設

林道（橋梁、トンネル、路面、小規模構造物、法面・斜面対策工等）

（2）対象事業

① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助の要件を満たさない例）

○ 林道全般

・地域森林計画に計画が記載されていない

- ・改良効果指数が0.9未満
- ・利用区域面積が50ha未満（林業専用道は10ha未満）
- 林道整備事業（林業生産基盤整備道整備）
 - ・効率的施設区域内又は生産基盤強化区域内等に設置されていない
- 林道整備事業（山村強靭化林道整備）
 - ・地域防災計画等において代替路として位置づけられていない

② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた事業のうち、林業・木材産業循環成長対策の路網の機能強化の要件を満たす事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす場合であっても対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和7年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。

（3）財政措置

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

（4）事業期間

令和3年度から令和7年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- （1）地方公共団体は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、林野庁に提出する（1（2）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
- （2）林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。
- （3）林野庁は、（2）の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- （4）地方公共団体は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- （5）市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

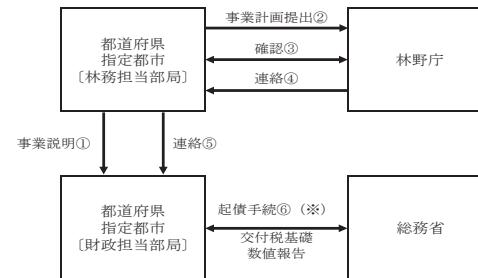
<事業の実施に関すること>
農林水産省林野庁森林整備部整備課 長岡、池田
TEL:03-6744-2303 (直通)
農林水産省林野庁森林整備部森林利用課 白井
TEL:03-3502-0048 (直通)

<事業債の制度に関すること>
総務省自治財政局地方債課 森
TEL:03-5253-5629 (直通)

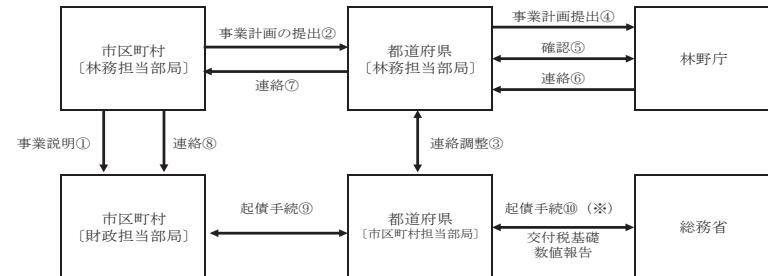
(別紙)

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が実施する場合】



【市区町村が実施する場合】



(※)届出を含む

事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県財政担当課
各都道府県都市公園担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市都市公園担当課

御中

国土交通省都市局公園緑地・景観課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
都市公園防災に係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急自然災害防止対策のうち、都市公園防災に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれでは、適切に対処されるようお願いします。
なお、各都道府県におかれでは、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

（1）対象施設

都市公園法施行令第31条各号に掲げる公園施設

（2）対象事業

① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される以下の地方単独事業（国庫補助（社会資本整備総合交付金等における都市公園事業、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業等）の要件を満たさない事業を対象）。

ア 施設整備

都市公園法施行令第31条各号に掲げる公園施設の整備

イ 用地取得

都市公園の用地の取得

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

○ 都市公園事業

- ・ 公園面積が2ha（三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は1ha）未満であること
- ・ 総事業費が2.5億円（都道府県事業は5億円）未満であること 等

○ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

- ・ 総事業費が30百万円（都道府県事業は60百万円）×計画年数未満であること

② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の「豪雨対策」の対象となる事業に限る）で流域治水プロジェクトに位置付けられた（※）事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和6年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。

（3）財政措置

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

（4）事業期間

令和3年度から令和7年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

（1）地方公共団体は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（1）（2）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。

（2）国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1）（2）の対象事業に該当することを確認する。

（3）国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。

（4）地方公共団体は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・

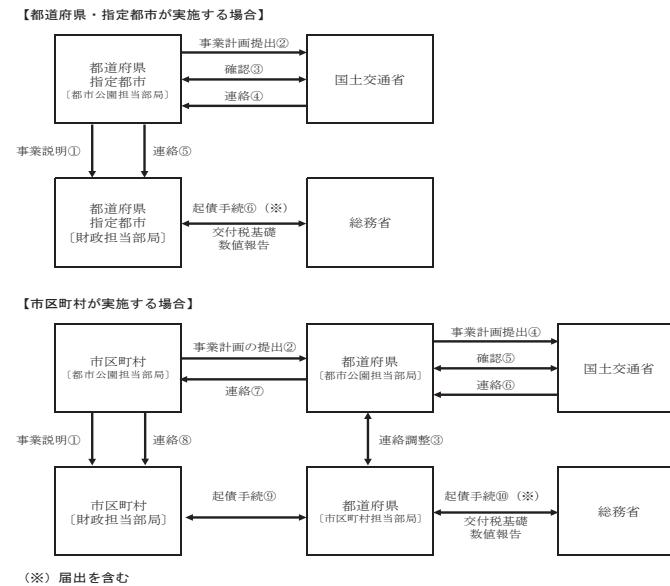
協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。

（別紙）

（5）市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

（お問合せ先）
＜事業の実施に関すること＞
国土交通省都市局公園緑地・景観課 石川、前迫
TEL:03-5253-8419（直通）
＜事業債の制度に関すること＞
総務省自治財政局地方債課 森
TEL:03-5253-5629（直通）



事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県下水道関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市下水道関係所管課
各指定都市財政担当課

国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課
総務省自治財政局準公営企業室

緊急自然災害防止対策事業債における
下水道に係る事業の取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、下水道に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

（1）対象施設

- ① 雨水公共下水道（下水道法（昭和33年法律第79号（以下「法」という。））第2条第3号ロに規定するもの。以下同じ。）及び都市下水路（法第2条第5号に規定するもの。以下同じ。）に係る管渠、ポンプ施設、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設等
- ② 公共下水道（法第2条第3号イに規定するもの。以下同じ。）に係るポンプ施設（雨水に係るものに限る。）、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設

（2）対象事業

- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される

地方単独事業（国庫補助の要件を満たさないものに限る。）で、（1）①に掲げる施設の整備事業。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

- 雨水公共下水道
 - ・ 口径300mm未満のもの（町村の場合）
- 都市下水路
 - ・ 事業費が概ね3億円未満のもの

② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に問わらず、（1）①に掲げる施設の整備事業のうち、国庫補助の要件を満たすもの及び（1）②に掲げる施設の整備事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市町村の事業及び令和6年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。

- 雨水公共下水道
- 都市下水路
- 公共下水道（浸水対策）

（3）財政措置

充当率100%（公共下水道は（2）の対象事業の実施に要する経費についての下水道事業会計への一般会計繰出金に充当）、元利償還金に対する交付税措置率70%

（4）事業期間

令和3年度から令和7年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- （1）施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（1）（2）（3）については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
- （2）国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、（1）（2）の対象事業に該当することを確認する。
- （3）国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。

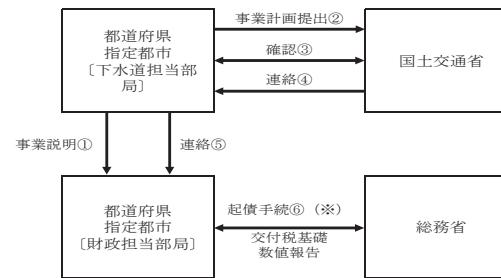
(別紙)

- (4) 施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- (5) 市町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

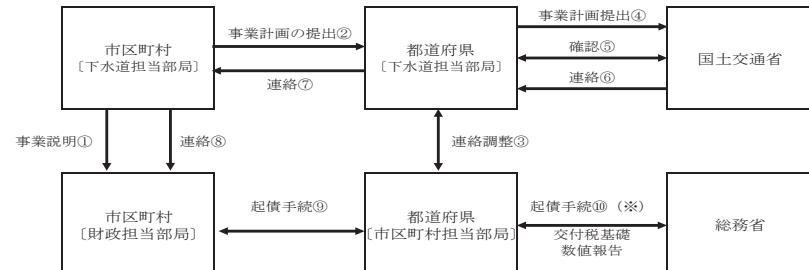
（お問合せ先）
<事業の実施に關すること>
(雨水公共下水道、都市下水路、公共下水道)
国土交通省水管・国土保全局下水道事業課
課長補佐 川島、計画調整係長 鈴木
TEL:03-5253-8430（直通）（内線 34242、34235）
<公共下水道事業の対象施設に關すること>
総務省自治財政局準公営企業室 朝比奈
TEL:03-5253-5642（直通）（内線 23457）
<事業債の制度に關すること>
総務省自治財政局地方債課 森
TEL:03-5253-5629（直通）

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む

事務連絡
令和7年4月1日

各都道府県河川関係所管課
各都道府県農政担当課
各都道府県林務担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市河川関係所管課
各指定都市農政担当課
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水企画室
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室
国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室
農林水産省農村振興局整備部設計課
林野庁森林整備部治山課
林野庁森林整備部森林利用課
総務省自治財政局地方債課

緊急浚渫推進事業債における取扱いについて（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急浚渫推進事業債に係る事業については、国土交通省、農林水産省及び林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれでは、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれでは、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

（1）対象施設

- ・一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川
- ・ダム（河川管理施設）
- ・砂防設備
- ・治山施設
- ・農業用ため池、農業用ダム及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設
であって堤体を有しないもの（クリーク・調整池・遊水池等）
- ・農業用排水路（排水が流入している用水路を含む）

（2）対象事業

地方財政法第33条の5の11に規定する浚渫に関する個別計画（河川維持管理計画等）に基づき、地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業

※個別計画への具体的な記載事項等については、該当する施設の別添資料1～5を参照すること。

※農業用ため池、農業用排水路等については、公共的団体が所有又は管理する施設において、公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成も対象

（3）対象経費

- 土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む）
- 附帯工事費（仮設道路の設置費（借地費含む）等）
- 除去した土砂等の運搬・処理費用（土砂等仮置きのための借地費含む）
- 土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等）

（4）対象期間

令和7年度～令和11年度まで

2 緊急浚渫推進事業債の起債における手続（別紙参照）

（1）地方公共団体は、個別計画を国土交通省・農林水産省・林野庁に提出する。

（2）国土交通省・農林水産省・林野庁は、当該年度の地方単独事業について、
（1）の対象事業に該当することを確認する。

（3）国土交通省・農林水産省・林野庁は、（2）の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。

（4）地方公共団体は、（3）の連絡を踏まえ、総務省（下記担当者宛）へ個別計画を提出の上、事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）

なお、個別計画は「令和7年度起債協議書、起債協議等一覧表、起債届出書及び届出地方債一覧表等の提出について（第1次分）」で指定する提出期限の10日前までに提出する。第2次分以降についても同様に、起債協議書等の提出期限の10日前までに提出する。既に提出した個別計画の記載内容（事業量・実施期間等）に変更がある場合には随時変更して差し支えないが、起債にあたり（1）及び（4）の提出を行う際には、必ず変更のうえ提出するものとする。

（5）市町村が実施する場合の（1）～（4）の手続きについては、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>

(河川) 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

河川保全企画室 内田、龍野

TEL:03-5253-8448 (直通)

(ダム) 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

流水企画室 三浦、青木

TEL:03-5253-8449 (直通)

(砂防) 国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課

土砂災害対策室 山上、濱崎

TEL:03-5253-8470 (直通)

(治山) 林野庁森林整備部治山課 中島、前田

TEL:03-6744-2308 (直通)

(農業用ため池等)

農林水産省農村振興局整備部設計課 饗庭 (あいば) 、森

TEL:03-3595-6338 (直通)

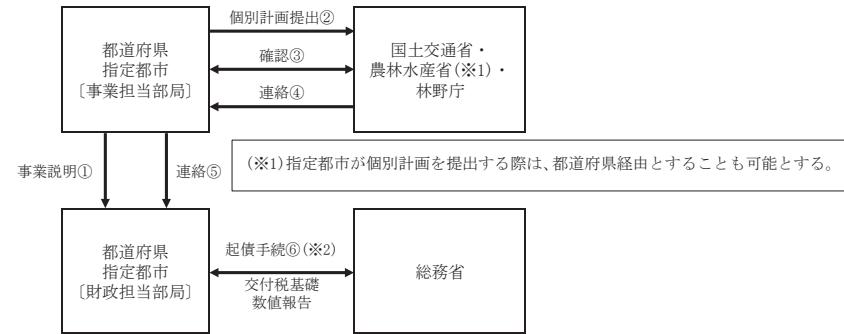
<事業債の制度に関すること>

総務省自治財政局地方債課 柳、森

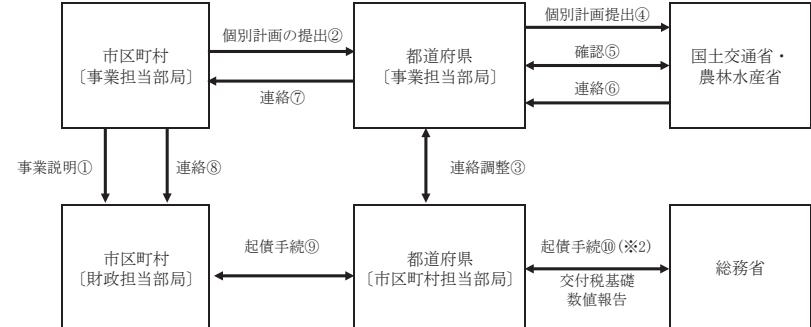
TEL:03-5253-5629 (直通)

緊急浚渫推進事業債における事業の手続

【都道府県・指定都市が事業を実施する場合】



【市区町村が事業を実施する場合】



別添 1

河川維持管理計画等の記載事項

1 河川維持管理計画への位置付け

緊急浚渫推進事業債を活用する河川にあっては、「河川砂防技術基準維持管理編（河川編）」を参考に、4の事項を河川維持管理計画に定めるものとする。

※ 「緊急浚渫推進事業債」の対象となる河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川である。

2 計画への位置付けに係る特例

地方自治体は、4の事項を定めた（別紙1）「堆積土砂管理計画」を作成することによって河川維持管理計画への位置付けに代えることができるものとする。

※ なお、4の事項を全て記載した河川維持管理計画以外の計画を既に策定済みの場合には、当該計画をもって「堆積土砂管理計画」に代えることができるものとする。

3 市町村における特例

市町村が管理する準用河川及び普通河川に係る浚渫事業については、年度内の起債協議等申請にあたり総務省へ提出する前に、計画を作成することを前提として、作成未了であっても緊急浚渫推進事業債を財源として活用予定の浚渫事業を実施できるものとする。

4 河川維持管理計画等に定める事項

（1）浚渫を実施する区間区分

浚渫（土砂の撤去、樹木伐採等）を実施する河川区間区分について、適切な維持管理を計画的に行うため、必要に応じて氾濫形態、河川背後地の状況、人口・資産（家屋、農地等）の状況、河道特性等を考慮の上、以下の例を参考に設定し、記載する。

- [例] 区間区分の影響度に応じた設定
- A) 維持管理上特に重要な区間
 - B) 維持管理上重要な区間
 - C) A, B区間以外の区間

※ なお、河川特性・地域特性等から、必要に応じて区間内をさらに細分又は大別し記載することができる。

※ 区間区分については、当該河川に係る全区間区分を記載する必要はなく、浚渫を緊急に実施する必要がある区間のみを特定して記載すれば足りる。

※ 市町村が管理する準用河川及び普通河川については、河川延長が短い等の事情により、複数の区間区分を設定することが困難な場合には、当該河川全体を維持

管理上の区間区分として設定することができるものとする。

※ 区間区分については、具体的な区分を記載することに代え、具体的な箇所が分かる図面等を添付する方式も可とする。

（2）当該実施区間区分における浚渫の防災・減災上の緊急性

当該実施区間区分における浚渫の防災・減災上の緊急性について、（1）で設定した区間区分の影響度（影響度設定の考え方を記載）や河道の阻害状況（堆積土砂率等）を踏まえて適切に区分の上記載する。

※ 例えば「重点」（3か年程度で緊急的に実施）、「優先」（5か年程度で緊急的に実施）等に区分することができる。

※ 市町村が管理する準用河川及び普通河川については、河川延長が短く影響度等が同一等の場合には、複数の区分は設定せず、例えば「緊急」（3か年程度で緊急的に実施）等の設定も可とする。

（3）確保（維持）すべき河道の目標

確保（維持）すべき河道の目標は、河川の現状や河川整備計画等の当面の目標を踏まえて、浚渫を実施すべき河川の区間区分毎に下記を参考に設定のうえ記載することを基本とする。

例①現況河道の流下能力を維持する。

例②現況河道の河道断面（断面積）を維持する。

※ ここで、確保（維持）すべき目標とは、上下流バランス等を考慮した一連区間において確保することを基本とし、河道断面（洪水を流す器）確保の基本である堤防の高さ・形状については現況断面を維持することを目標とする。

※ 現況河道とは、維持管理計画または河川整備計画等の計画策定期のものを基本とするが、策定された計画等がない河川においては過去の整備状況等を参考に個別に設定できるものとする。

（4）浚渫の事業量の目標

浚渫を実施するにあたり目標とする事業量（例：土砂:○○○m³）を記載する。

※ なお、浚渫予定事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定などの簡便な調査により事業量見込みを記載すれば足りることとし、施工時等において精査するものとする。

（5）浚渫の実施期間

事業実施期間は令和7年度～令和11年度までの期間で記載する。

(6) 河道の状態把握（巡視、点検、調査等）

河川の状態把握の手法、頻度等は、区間区分、維持管理目標等に応じて設定のうえ、可能な範囲で記載する。

注1) 浚渫の実施にあたっては、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を図るものとし、必要に応じて環境の保全・創出に関する助言を有識者に求めるものとする。

注2) 浚渫の実施にあたっては、発生する土砂等の掘削・運搬・処分等については、築堤・道路等の公共事業での再利用や、建設発生土情報交換システム・官民マッチングシステム等への登録など、より緊密な情報共有によって有効活用・コスト縮減に積極的に取り組むとともに、浚渫発生土砂情報の公表に努めるものとする。また、発生する土砂等の処分等については、宅地造成及び特定盛土等規制法（（昭和36年法律第191号）等関係法令を遵守し、適切に処理すること。

注3) 河川の維持管理にあたっては、さらなる効率化、あるいは改善を促進するための新たな取り組みにも努めるものとする。

（参考）「河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）より抜粋

「河川維持管理計画」

河川維持管理計画は、河川の概要、河川維持管理上留意すべき事項、河川の区間区分、河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標、河川の状態把握の手法及び頻度、具体的な維持管理対策、地域連携等、効率化・改善に向けた取り組み等を定めることを基本とする。

河川維持管理の目標や実施内容を定めるにあたって、その頻度や密度は河川の区間毎の特性に応じたものとする必要がある。

河川の状態把握は、設定された目標を達成するため、河川巡視、点検等により、治水・利水・環境の機能に支障を及ぼすおそれのある状態や、河川管理上の不法行為等の把握のために行われるものである。

個別施設毎の長寿命化計画等（ダム）の記載事項

1 個別施設毎の長寿命化計画への位置付け

緊急浚渫推進事業債を活用するダムにあっては、「河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）」及び「ダム貯水池土砂管理の手引き（案）」を参考に、3の事項について個別施設毎の長寿命化計画に定めるものとする。

2 計画への位置付けに係る特例措置

地方自治体は、3の事項を定めた（別紙2）「堆積土砂管理計画」を作成することによって個別施設毎の長寿命化計画への位置付けに代えることができるものとする。

※ なお、3の事項を全て記載した個別施設毎の長寿命化計画以外の計画を既に策定済みの場合には、当該計画をもって「堆積土砂管理計画」に代えることができるものとする。

3 個別施設毎の長寿命化計画に定める事項

※ 「堆積土砂管理計画」については、土砂掘削を実施する施設を記載すること。

（1）土砂掘削を実施する施設の概要

管理開始経過年数、年平均堆砂量、主な出水における堆砂状況などについて簡潔に記載する。

（2）洪水調節容量及び余裕量

洪水調節容量及び余裕量を記載する。

（3）当該実施施設における土砂掘削の緊急性

洪水調節容量内の余裕に対する堆砂率が15%以上である施設を土砂掘削の緊急性のある施設とし、現在の堆砂率を踏まえ緊急性を記載する。あわせて、目標とする堆砂率（洪水調節容量の余裕に対する堆砂率15%未満）も記載する。

（4）土砂掘削の事業量の目標

土砂掘削を実施するにあたり目標とする事業量（例：土砂:○○○千m³）を記載する。

※ なお、土砂掘削予定事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定などの簡便な調査により事業量見込みを記載すれば足りることとし、施工時等において精査するものとする。

(5) 土砂掘削の実施期間

事業実施期間は令和7年度～令和11年度までの期間で記載する。

(6) コスト縮減や土砂還元等への取組状況

コスト縮減のための取組について、実施・検討状況を記載。また、下流河川への土砂還元等の掘削土砂を活用した取組について、実施・検討状況及び課題を記載。

注) 掘削の実施にあたり発生する土砂等の処分等については、宅地造成及び特定盛土等規制法((昭和36年法律第191号)等関係法令を遵守し、適切に処理すること。また、関係機関で緊密な情報共有を行うことにより、他の公共事業への再利用等の有効活用・コスト縮減に取り組むとともに、浚渫発生土砂情報の公表に努めるものとする。

(参考)「河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)」より

4.2 堆砂対策

<考え方>

堆砂対策は、貯水池容量や取水・放流機能の保持、貯水池上流端部の堆砂に起因する浸水対策等を目的として行う。堆砂対策は、貯水池流入土砂の軽減対策、貯水池流入土砂の通過対策、及び貯水池堆砂の排除対策に大別されるが、必要に応じて、それらの対策を組み合わせて行う。対策工法は、堆砂の将来予測、対策の目標、管理堆砂面の設定、施工性、土砂処分方法等について詳細に検討し選定することが重要である。下流河川の環境改善を含む総合的な土砂管理の観点から、排除土砂は、その量や性状について検討した上で、必要に応じて、下流河川への土砂還元に努めることが重要である。

(個別施設毎の長寿命化計画における記載例)

○○ダム維持管理方針	
1. 健全度評価及び維持管理方針	
4) 今後の維持管理の方針	
項目	維持管理の方針
④ 個別の課題に対する対応	<p>【その他のダム施設】</p> <p>○○ダムでは、年平均約〇m³の堆砂が流入するとともに、このうち〇年台風第〇号による出水では約〇m³の堆砂が流入した。今後〇年以内に堆砂量が〇千m³を超過する可能性がある。</p> <p>・今和〇年度現在、洪水調節容量内の堆砂が〇千m³であり、余裕の〇%を堆砂が占めている状況である。</p> <p>・洪水調節容量〇千m³のうち、〇千m³の余裕量を見込んでいる。</p> <p>・そのため、今和〇年度～〇年度の〇年間で〇千m³の土砂掘削を行い、洪水調節容量の余裕に対する堆砂率を〇%未満にする。</p> <p>・その他の取組として、流入する堆砂抑制のため、今和〇年度より、貯砂ダム設置検討を開始する。</p>

別添3

個別施設毎の長寿命化計画等(砂防)の記載事項

1 個別施設毎の長寿命化計画への位置付け

緊急浚渫推進事業債を活用し、除石を実施する砂防設備(砂防堰堤、溪流保全工等)にあっては、「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)」を参考に3の事項について個別施設毎の長寿命化計画に定めるものとする。

※ 3の事項については全ての砂防設備について定める必要はなく、緊急的に除石を実施する必要がある砂防設備についてのみ定めれば足りる。

2 計画への位置付けに係る特例措置

地方自治体は、3の事項を定めた(別紙3)「堆積土砂管理計画」を作成することによって個別施設毎の長寿命化計画への位置付けに代えることができるものとする。

※ なお、3の事項を全て記載した個別施設毎の長寿命化計画以外の計画を既に策定済みの場合には、当該計画をもって「堆積土砂管理計画」に代えることができるものとする。

3 個別施設毎の長寿命化計画に定める事項

※ 「堆積土砂管理計画」については、除石を実施する施設を記載すること。

(1) 除石を実施する施設における影響度区分

除石を実施する施設について、適切な維持管理を計画的に行うため、対象施設の周辺の保全対象(人家、公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所等)の有無を鑑み、下記を参考に影響度区分を設定し、記載する。

区分A: 土砂災害により特に甚大な被害が想定される箇所

区分B: 土砂災害により甚大な被害が想定される箇所

区分C: 区分A, B以外の箇所

※ なお、地域特性等から必要に応じて区分をさらに細分又は大別し記載することができる。

(2) 当該実施施設における除石の防災・減災上の緊急性

当該実施箇所における除石の防災・減災上の緊急性について、(1)で設定した区分の影響度（影響度設定の考え方を記載）や堆砂状況を踏まえて適切に区分の上記載する。

※ 例えば「重点」（3か年程度で緊急的に実施）、「優先」（5か年程度で緊急的に実施）等に区分することが考えられる。

(3) 管理目標

砂防設備の機能及び性能を維持・確保するための管理目標は施設毎に下記を参考に定量的に設定のうえ記載することを基本とする。

- ・ 砂防堰堤、遊砂地、床固工、流木捕捉工等については計画捕捉（堆積）量を確保する。
- ・ 溪流保全工等については現況河道の流下能力を確保する。

※ なお、現況河道は過去の整備状況等を参考に個別に設定できるものとする。

(4) 除石の事業量の目標

除石を実施するあたり目標とする事業量（例：土砂：○○○m³）を記載する。

※ なお、除石予定事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定などの簡便な調査により事業量見込みを記載すれば足りることとし、施工時等において精査するものとする。

(5) 除石の事業期間

事業実施期間は令和7年度～令和11年度までの期間で記載する。

※ 除石の実施にあたり発生する土砂等の処分等については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等関係法令を遵守し、適切に処理すること。また、関係機関で緊密な情報共有を行うことにより、他の公共事業への再利用等の有効活用・コスト縮減に取り組むとともに、浚渫発生土砂情報の公表に努めるものとする。

個別施設計画等（治山施設）の記載事項

1 個別施設計画への位置付け

「緊急浚渫推進事業債」を活用する治山ダムにあっては、3の事項を個別施設計画に定めるものとする。

※ 個別施設計画は5年間から10年間を目安に計画期間を設定

2 特例措置

地方自治体は、3の事項を定めた（別紙4）「堆積土砂管理計画」を作成することによって個別施設計画への位置付けに代えることができるものとする。

※ なお、3の事項を全て記載した個別施設計画以外の計画を既に策定済みの場合には、当該計画をもって「堆積土砂管理計画」に代えることができるものとする。

3 個別施設計画に定める事項

※ 「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン（平成28年3月28日）」を踏まえ、個別施設計画における「別表1 個別施設計画整理表」に記載する。

※ 「堆積土砂管理計画」については、排土を実施する施設を記載すること。

(1) 対象施設

事業の対象とする治山施設とその所在地について記載する。

(2) 防災上及び減災上の緊急性

①山地災害危険地区に存するものであり、かつ、②堆積した土砂が治山ダム設置時の計画勾配を超え排土の緊急性のある施設について、危険地区や堆積土砂の状況を踏まえ、緊急性を記載する。

(3) 管理目標

治山ダムの機能及び性能を維持・確保するための管理目標は、施設毎に堆積土砂を治山ダム設置時の計画勾配以下とするために、定量的に設定することを基本とする。

(4) 事業費及び財源

事業が計画的に実施されるように、事業実施期間中の各年度に計画している事業費及びその財源を区分ごとに記載する。なお、過年度の事業費及び財源は、実績に修正する。

※ なお、土砂撤去等の総事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定などの簡便な調査により推定され得る事業量を見込んで記載するものとし、施工時等において精査するものとする。

(5) 事業量

事業が計画的に実施されるように、事業実施期間中の各年度に計画している事業量を記載する。なお、過年度の事業量は、実績に修正する。

※ なお、土砂撤去等の総事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定などの簡便な調査により推定され得る事業量を見込んで記載するものとし、施工時等において精査するものとする。

(6) 排土の実施期間

事業実施期間は令和7年度～令和11年度までの期間で記載する。

※ 排土の実施にあたり発生する土砂等の処分等については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等関係法令を遵守し、適切に処理すること。また、関係機関で緊密な情報共有を行うことにより、他の公共事業への再利用等の有効活用・コスト縮減に取り組むとともに、浚渫発生土砂情報の公表に努めるものとする。

個別施設計画等（農業用ため池等）の記載事項

1 個別施設計画への位置付け

緊急浚渫推進事業債を活用する農業用ため池等（農業用ため池、農業用ダム及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク・調整池・遊水池等）及び農業用排水路（排水が流入している用水路を含む）にあっては、3の事項について個別施設計画*に定めるものとする。

※ 特例措置として、地方自治体は（別紙5）「堆積土砂管理計画」等により3の事項を全て記載した計画を定めることによって、個別施設計画への位置付けに代えることができる。

2 特例

市町村が実施する浚渫事業及び公共的団体が実施する浚渫事業で市町村が負担又は助成を行う事業については、年度内の起債協議等申請にあたり総務省へ提出する前に計画を作成することを前提として、作成未了であっても緊急浚渫推進事業債を財源として活用予定の土砂掘削等を実施できるものとする。

3 個別施設計画に定める事項

※ 「堆積土砂管理計画」については、土砂掘削等を実施する施設を記載すること。

(1) 分類

浚渫の対象施設を「ため池」、「農業用ダム」、「クリーク」、「その他貯水施設」、「農業用排水路（排水が流入している用水路を含む）」から選択して記載

(2) 施設名

施設の名称及び所在地を記載

(3) 所有者

施設の所有者を記載

(4) 管理者

施設の管理者を記載

(5) 事業主体

浚渫事業の事業実施主体を記載

(6) 防災上・減災上の緊急性

当該施設の危険度区分（想定される被害や農地の防災保全の観点等）や堆砂率等を踏まえて、緊急性を記載する。

＜参考＞危険度区分及び堆砂率の基準については下表を目安とする（堆砂率の状態把握については目視等の現地確認による簡単な調査も可とする。）

土地改良施設の浚渫に係る危険度区分及び堆砂率基準の目安

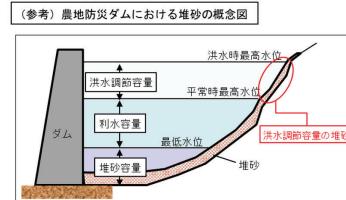
【農業用ため池、クリーク等】	
危険度の区分	
区分	内 容
a区分	決壊・溢水した場合に、特に甚大な人的被害や農地への被害が想定される箇所 (①想定浸水区域に家屋や公共施設、避難路や拠点施設等が存在すること、かつ②防災受益面積が10ha以上あること)
b区分	決壊・溢水した場合に甚大な被害が想定される箇所 (①想定浸水区域に家屋や公共施設等が存在すること、かつ②防災受益面積が5ha以上あること)
c区分	a、b区分以外の箇所

※ 施設ごと（又は施設のまとまりごと）に危険度の区分を設定
※ 防災受益面積とは、洪水や農業用ため池の決壊等によって農地や農業用施設等が流出し、漏水、溢水による農作物被害を受ける地域（直接被害）と、農業用施設が被害を受け、取水不能となることにより農作物被害を受ける地域（間接被害）の合計面積

※ 1「重点」：3か年程度で対策実施、「優先」：5か年程度で対策実施。
※ 2 「危険な状態」とは、構造物周辺の堆砂等による堆砂率20%未満で、あとも流水下能力が維持できない状態
※ 3 c区分は、危険な状態の場合のみ「優先」

【農業用ダム（農地防災ダム及びかんがい用ダム）】

堆砂率の基準	
(参考) 農地防災ダムにおける堆砂の概念図	
対象	農地防災ダム
堆砂率の基準	洪水調節容量の3%を上回る堆砂



【農業用排水路】

危険度の区分	
堆砂率の基準	
危険度の区分	
a区分	溢水した場合に、特に甚大な人的被害や農地への被害が想定される区域 (①想定浸水区域に家屋や公共施設、避難路や拠点施設等が存在すること、かつ②防災受益面積が10ha以上あること)
b区分	溢水した場合に、甚大な人的被害や農地への被害が想定される区域 (①想定浸水区域に家屋や公共施設等が存在すること、かつ②防災受益面積が5ha以上あること)
c区分	a、b区分以外の区域

※ 施設ごと（又は施設のまとまりごと）に危険度の区分を設定
※ 防災受益面積とは、洪水や農業用ため池の決壊等によって農地や農業用施設等が流出し、漏水、溢水による農作物被害を受ける地域（直接被害）と、農業用施設が被害を受け、取水不能となることにより農作物被害を受ける地域（間接被害）の合計面積

(7) 管理目標（土砂撤去事業量）

管理目標は、対象施設の機能及び性能を維持・確保するために必要とされる土砂撤去事業量等を定量的に設定することを基本とする。

※ なお、土砂撤去事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定などの簡便な調査により推定され得る事業量を見込んで記載するものとし、施工時等において精査するものとする。

(8) 事業費及び財源

浚渫事業が計画的に実施されるように、事業実施期間中の各年度に計画している事業費及びその財源を区分ごとに記載する。なお、過年度の事業費及び財源は、実績に修正する。

※ なお、事業費の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定などの簡便な調査による推定値から算出した額を記載し、施工時等において精査するものとする。

(9) 事業量

浚渫事業が計画的に実施されるように、事業実施期間中の各年度に計画している事業量を記載する。なお、過年度の事業量は、実績に修正する。

※ なお、土砂撤去等の総事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定などの簡便な調査により推定され得る事業量を見込んで記載するものとし、施工時等において精査するものとする。

(10) 実施期間

事業実施期間は令和7年度～令和11年度までの期間で記載する。

※ 浚渫の実施にあたり発生する土砂等の処分等については、宅地造成及び特定盛土等規制法（（昭和36年法律第191号）等関係法令を遵守し、適切に処理すること。また、関係機関で緊密な情報共有を行うことにより、他の公共事業への再利用等の有効活用・コスト縮減に取り組むとともに、浚渫発生土砂情報の公表に努めるものとする。

同意等基準・運用要綱・質疑応答集等

○令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）（適正管理関係抜粋）

第二 協議団体に係る同意基準

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

（一）一般会計債

（6）一般単独事業

（7）公共施設等適正管理推進事業

公共施設等適正管理推進事業については、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等における次に掲げる地方単独事業等を対象とするものとする。

ア 集約化・複合化事業

イ 長寿命化事業

ウ 転用事業

エ 立地適正化事業

オ ユニバーサルデザイン化事業

カ 除却事業

なお、令和2年度地方債同意等基準（令和2年総務省告示第127号）第二の二の1の（一）の（6）の（7）のカに定める「市町村役場機能緊急保全事業」については、令和2年度までに実施設計に着手した事業を引き続き対象とするものとする。

○令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）（防災・減災対策関係抜粋）

第二 協議団体に係る同意基準

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(2) 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業

防災・減災・国土強靭化緊急対策事業については、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づく補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに5か年加速化対策に基づく独立行政法人水資源機構の行う農業農村整備事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものとする。

○令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）（防災・減災対策関係抜粋）

第二 協議団体に係る同意基準

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(6) 一般単独事業

(6) 緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、防災基盤の整備事業及び公共施設又は公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等（地財法第33条の5の14に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備を含み、機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。

(8) 緊急自然災害防止対策事業

緊急自然災害防止対策事業については、緊急自然災害防止対策事業計画において緊急に行うべき事業として位置づけられた災害発生予防及び災害拡大防止に係る地方単独事業を対象とするものとする。

(9) 緊急浚渫推進事業

緊急浚渫推進事業については、地財法第33条の5の11の規定に基づき、同条に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置づけられたしゆんせつ及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。

○令和7年度地方債同意等基準運用要綱(適正管理関係抜粋)

第一 協議等手続に関する事項

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(6) 一般単独事業

⑥ 公共施設等適正管理推進事業

ア 集約化・複合化事業は、集約化・複合化施設整備事業及び集約化・複合化等に伴う除却事業であり、具体的な取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(ア) 集約化・複合化施設整備事業

a 集約化・複合化を行おうとする施設に係る個別施設計画(当該地方公共団体における公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、建築物にあっては全体として延床面積が減少するもの、非建築物にあっては全体として維持管理経費等が減少すると認められるものであること。

b 集約化・複合化による統合前の施設の廃止が、集約化・複合化による統合後の施設の供用開始から5年(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画(以下「立地適正化計画」という。)に基づき施設の集約化・複合化を行う場合にあっては10年)以内に行われるものを対象とするものであること。

c 公用施設や公営住宅、公営企業施設等(以下「公用等施設」という。)を整備する事業は、対象とならないものであること。

d 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業(集約化・複合化する施設を有しない地方公共団体が事業の実施主体となる場合を含む。)についても、当該事業が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項に規定する連携協約や協定等(以下「連携協約等」という。)に基づいて行われる場合には、対象となるものであること。

e 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれるものであること。

○令和7年度地方債同意等基準運用要綱(適正管理関係抜粋)

(1) 集約化・複合化等に伴う除却事業

- a 集約化・複合化又は機能廃止(集約化・複合化又は建替えを行わずに施設の機能を廃止するものをいう。)(以下「集約化・複合化等」という。)に伴い施設の除却(地財法第33条の5の8に規定する公共施設等の除却)を行うものであって、当該施設に係る個別施設計画に位置付けられた事業であること。ただし、既存建物を撤去しなければ、施設の新增築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合は、第一の一の2(4)によるものであること。
- b 集約化・複合化(統合後の施設の整備を行うものに限る。)に伴う除却である場合においては、統合後の施設について、建築物にあっては全体として延床面積が減少するもの、非建築物にあっては全体として維持管理経費等が減少すると認められるものであること。
- c 集約化・複合化(統合後の施設の整備を行うものに限る。)に伴う除却である場合においては、集約化・複合化による統合前の施設の廃止が、集約化・複合化による統合後の施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の集約化・複合化を行う場合にあっては10年)以内に行われるものを対象とし、機能統合(集約化・複合化であって統合後の施設の整備を行わないものをいう。)又は機能廃止に伴う除却である場合においては、除却対象である既存施設の除却が、当該施設の供用廃止から5年以内に行われるものを対象とするものであること。ただし、令和6年度以前に実施した集約化・複合化等に伴い施設の除却を行う事業については、この期間に問わらず、対象となるものであること。
- d 公用等施設を除却する事業は、対象とならないものであること。
- e 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化に伴う施設の除却を行う事業についても、当該事業が連携協約等に基づいて行われる場合には、対象となるものであること。
- f 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれるものであること。

イ 長寿命化事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

- (ア) 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物並びに道路、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設、林道、漁港施設、農業水利施設、農道及び地すべり防止施設((ウ)において「道路等」という。)に係る長寿命化事業を対象とするものであること。
- (イ) 公公用の建築物については、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に掲げる耐用年数をいう。)を超えて公用用の建築物を使用するために行う改修事業を対象とするものであること。
- (ウ) 道路等については、インフラ長寿命化計画(「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に基づき、維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として所管省庁が策定することとされている計画をいう。)等を踏まえて実施される改修事業を対象とするものであること。
- (エ) 公用等施設の改修事業は、対象とならないものであること。
- (オ) 対象となる事業について、改修前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出すること。

ウ 転用事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

- (ア) 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業を対象とするものであること。
- (イ) 転用後の施設が公用等施設である事業は、対象とならないものであること。
- (ウ) 対象となる事業について、転用前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。

エ 立地適正化事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

- (ア) 立地適正化計画に基づく事業であって、都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域で実施することが補助率かさ上げ等の要件となっている国庫補助事業を補完する事業((ウ)において「補完事業」という。)及び当該国庫補助事業と一体的に実施される事業を対象とするものであること。
- (イ) 公用等施設を整備する事業は、対象とならないものであること。
- (ウ) 補完事業については、対象となる事業について、事業実施前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。

オ ユニバーサルデザイン化事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

- (ア) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に基づく公共施設又は公用施設のバリアフリー改修事業であり、具体的には次の事業を対象とするものであること。

a バリアフリー法第25条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業

b バリアフリー法第10条に規定する道路移動等円滑化基準、第13条に規定する都市公園移動等円滑化基準及び第14条に規定する建築物移動等円滑化基準等に適合させるための改修事業

- (イ) (ア)以外の公共施設又は公用施設のユニバーサルデザイン化のための改修事業(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて実施される公共施設又は公用施設の改修事業)についても対象とするものであること。

- (ウ) (ア)b及び(イ)については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。

(I) 公営住宅や公営企業施設等を整備する事業は、対象とならないものであること。

カ 除却事業については、地財法第33条の5の8に規定する公共施設等の除却を行う事業を対象とするものであること。

キ 資金は、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金とすること。また、集約化・複合化事業(ア(ア)のうち国庫補助事業として実施される事業に限る。)については、財政融資資金も充てができるものであること。

ただし、ア(イ)及びカに係る資金は、民間等資金とし、償還年限は、原則として10年以内とすること。

○令和7年度地方債同意等基準運用要綱(防災・減災対策関係抜粋)

第一 協議等手続に関する事項

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(2) 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業

ア 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業の対象事業に係る継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業については、事業内容に応じてそれぞれ他の事業債の対象とするものであること。

イ 国営、都道府県営及び団体営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」(平成3年5月31日付け構改D第389号農林水産省農村振興局長通知)において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。

ウ 資金は、財政融資資金又は民間等資金とすること。

第一 協議等手続に関する事項

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(6) 一般単独事業

⑤ 緊急防災・減災事業

ア 緊急防災・減災事業については、次に掲げる事業を対象とするものであること。

(ア) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

a 消防団拠点施設等(災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設)

b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地(夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設)

c 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材(非常用電源及、トイレカー及び可搬式の燃料給油機)

d 緊急時に避難又は退避するための施設(津波避難タワー、活動火山対策避難施設等)

e 避難路・避難階段(避難経路や緊急車両の進入経路等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む。(地方公共団体の補助金を限度とする。))

f 次の公共施設又は公用施設において、防災機能を強化するための施設(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るものを含む。(地方公共団体の補助金を限度とする。))

(a) 指定避難所

(b) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設

(c) 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。)

(d) 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設

(e) 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等

g 指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設(トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調(断熱性確保のための工事を含む。)、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、要配慮者を滞在させるための居室等。社会福祉法人が避難者のために整備する社会福祉施設及び学校法人が避難者のために整備する学校施設に係るものを含む。(地方公共団体の補助金を限度とする。))

- h 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設(地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)(危機管理担当執務室を含む。)、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等)
 - i 応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両
 - j 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設(仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等)
 - k 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
 - l 緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
 - m 緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられた消防本部、消防署、出張所及び消防学校における女性専用施設(浴室、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面所等)
 - n 消防団に整備される施設(消防団活動を行うにあたり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等)のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備(消防団車両の増強、初期消火資機材の増強や救助活動等を行うために必要な車両の整備、ドローンの整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備等)
 - o 消防水利施設
 - p 初期消火資機材
 - q 消防本部又は防災部局に整備される災害対応ドローン(水中ドローン及び物資輸送用ドローンを含む。)
- (イ) 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある情報網の構築
- 消防防災情報通信施設のうち、次の事業を対象とする。
- a 消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新
 - b 防災行政無線のデジタル化及びデジタル化された防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化
 - c 全国瞬時警報システム(Jアラート)の新型受信機の整備及び情報伝達手段の多重化
 - d 防災情報システムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設
 - e 「地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的な整備の推進について」(令和3年1月22日付け消防情第30号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知)に基づき、都道府県が実施する以下の(a)から(c)までの要件の全てを満たす、都道府県と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムに係る整備事業等(同衛星通信システム整備事業に対する市町村が実施する追加的整備事業及び負担金を含む。)
 - (a) 災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保できること
 - (b) 災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやり取りできるだけの十分な回線容量を常に確保すること
 - (c) 被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワークであること
 - f 災害時オペレーションシステム

(ウ) 施設の大宗が浸水想定等区域内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設又は公用施設の移転

a 次の施設の移転を対象とする。

(a) 施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設(社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園等)の移転

(b) 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等の移転

b 庁舎については、原則として次に定める面積及び m^2 当たり単価に基づき算定した額を上限として、起債対象事業費を算出すること。

(a) 面積

入居職員数 × 職員一人当たり面積(35.3 m^2)と移転前面積を比較して大きい方

(b) m^2 当たり単価

501千円

c 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。

d 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること(庁舎の用地費については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。)。

e 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること(庁舎のかさ上げに要する経費等については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。)。

(エ) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの(消防広域化重点地域に指定されたものに限る。)が実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」に基づき、消防の連携・協力をを行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業

a 広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築(一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。)ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。

b 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備

c 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

d 連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備

e 連携・協力実施計画に基づき必要となる訓練施設の整備

f 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備(「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項」(令和4年3月31日付け消防消第102号消防庁消防・救急課長通知)に掲げる消防用車両等に限る。)

(オ) 大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設又は公用施設の耐震化

次の施設の耐震化(社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るものを含む。(地方公共団体の補助金を限度とする。))を対象とする。なお、原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについて対象とするものであること。

a 指定避難所

b 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設

c 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。)

d 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設

e 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等

f 地震による倒壊の危険性が高い庁舎(Is値0.3未満)であって、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設

イアで対象としている事業を、防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、社会资本整備総合交付金(離島広域活性化事業に限る。)及び奄美群島振興交付金を受けて実施する場合も、緊急防災・減災事業の対象とするものであること。

ウアで対象としている事業のうち、高機能消防指令センターの整備に係る事業については、標準仕様書に基づく消防指令システムの整備を伴うものに限り、対象とするものであること。なお、令和5年度までに基本設計が完了した消防指令システムの整備を伴うものについては、令和7年度以降も引き続き緊急防災・減災事業の対象とするものであること。

エア(ア)g及び(イ)(eを除く。)で対象としている事業のうち、⑪ア(ア)及びイに該当する地方単独事業については、緊急防災・減災事業の対象となるものであること。

オ 資金は、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金とすること。

ただし、エにかかる資金は、民間投資金とし、償還年限は、原則として5年以内とすること。

第一 協議等手続に関する事項

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(6) 一般単独事業

(7) 緊急自然災害防止対策事業

ア 緊急自然災害防止対策事業については、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するための治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災(防災重点農業用ため池(防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)第2条の2に規定するもの)の防災工事を含む。)、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾防災、漁港防災、農道防災、林道防災、都市公園防災、下水道(fに定める事業に限る。)及び道路防災(gに定める事業に限る。)に係る国庫補助の要件を満たさない地方単独事業を対象とする。

ただし、流域治水プロジェクト(「流域治水プロジェクトの推進について」(令和2年6月10日付け国水河計第17号国土交通省水管・国土保全局河川計画課長通知)及び「二級水系における流域治水プロジェクトの推進について」(令和2年10月27日付け国水河計第39号国土交通省水管・国土保全局河川計画課長通知)に基づき策定されるものをいう。以下同じ。)又は流域治水計画(流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画をいう。以下同じ。)に基づき行う事業でaからfに掲げるもの及び道路防災に係る事業に限り、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

a 流域に関する対策(防災・安全交付金の流域貯留浸透事業(雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等)、総合流域防災事業(二線堤・移動式排水施設・情報基盤の整備)等)

b 準用河川に係る河川改修

c 農業水利防災(ため池・機場・水路等。安全対策施設を含む。)、湛水防除(排水機場・排水樋門・遊水池等貯留施設・排水路・堤防・排水管理に必要な施設等)、地盤沈下対策(農業用排水施設等)(原則、公共事業の要件を満たす事業を除く。)

d 林道防災のうち林業・木材産業循環成長対策の路網の機能強化の要件を満たす事業

e 都市公園防災(都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業における豪雨対策の要件を満たす事業)

f 下水道(雨水公共下水道事業、都市下水路事業及び公共下水道事業(公共下水道事業(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号イに規定するもの)については、浸水対策のうち、流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき行う、ポンプ施設(雨水に係るものに限る。)、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設の整備事業に係る一般会計から公営企業会計に繰り出した経費に限る。))

g 道路防災のうち防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策と連携して実施される以下の事業

(a) 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策(落石防止柵・植生工・モルタル吹付工・排水工・土留工等)

(b) 道路施設(小規模構造物等)の予防保全のための対策(防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層(積雪寒冷特別地域における凍上災害の予防・拡大防止対策については表層、基層及び路盤)に係る対策等)

(c) 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策(橋梁・道路の洗掘・流失対策)

(d) 道路における無停電設備等に関する対策(機械設備の整備、道路照明のLED化等)

(e) 大雪時の車両滞留危険箇所に関する対策(防雪施設・消融雪施設・除雪機械等の整備等)

イ 流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき都道府県又は指定都市が行う一級河川又は二級河川に係る事業(河川改修及びダムを除く。)を対象とした緊急自然災害防止対策事業債に係る資金については、財政融資資金を優先的に配分すること。

ウ イに定める事業以外の事業を対象とした緊急自然災害防止対策事業債に係る資金については、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金とすること。

⑧ 緊急浚渫推進事業

緊急浚渫推進事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

ア 地財法第33条の5の11に規定する河川、ダム、砂防設備、治山事業により設置された施設及び農業用ため池並びに省令附則第2条の16に規定する農業用排水路等において、地財法第33条の5の11に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置付けられたしゆんせつ及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。

イ 資金は民間等資金とし、償還年限は原則として10年以内とすること。

適正管理関係 取扱い三段表

地 方 債 同 意 等 基 準	運 用 要 約	(参 考) 質 疑 応 答 集
<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>二 協議に当たっての事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、2に掲げる事業の対象となるものを除く。）。</p> <p>(-) 一般会計債</p> <p>(6) 一般単独事業</p> <p>(7) 公共施設等適正管理推進事業</p> <p>公共施設等適正管理推進事業については、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等における次に掲げる地方単独事業等を対象とするものとする。</p>	<p>第一 協議等手続に関する事項</p> <p>二 対象事業に関する事項</p> <p>1 通常収支分</p> <p>協議等手続の対象となる事業区分（通常収支分）の対象事業の取扱いについては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>(-) 一般会計債</p> <p>(6) 一般単独事業</p> <p>(6) 公共施設等適正管理推進事業</p>	<p>Q15-1 国庫補助を受けて実施する事業について、公共施設等適正管理推進事業の取扱いはどうなりますか。</p> <p>A15-1 国庫補助を受けて実施する事業については、集約化・複合化事業のみが対象となります。</p> <p>Q15-2 公共施設等適正管理推進事業の期間はいつまでですか。</p> <p>A15-2 令和8年度までです。</p> <p>Q15-3 集約化・複合化事業等を実施する場合に必要となる「個別施設計画」については、記載項目等の具体的な内容をどのように検討して策定すればよいでしょうか。</p> <p>A15-3 「個別施設計画」の具体的な内容については、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）や当該施設を所管する省庁が示す指針・ガイドラインを踏まえ、策定してください。</p> <p>なお、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、インフラ長寿命化基本計画において「各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をも</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
ア 集約化・複合化事業	<p>ア 集約化・複合化事業は、集約化・複合化施設整備事業及び集約化・複合化等に伴う除却事業であり、具体的な取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>(ア) 集約化・複合化施設整備事業</p> <p>a 集約化・複合化を行おうとする施設に係る個別施設計画（当該地方公共団体における公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、建築物にあっては全体として延床面積が減少するもの、非</p>	<p>って、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。」とされていることを踏まえ、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となります。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となります。</p> <p>ただし、インフラ長寿命化基本計画に、「この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。」こととされていることにご留意ください。</p> <p>Q15-4 義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業に該当する事業や、既存のスポーツ施設の改修事業については、公共施設等適正管理推進事業の対象となりますか。</p> <p>A15-4 当該事業が、法定耐用年数を超えて義務教育施設又はスポーツ施設を使用するためには個別施設計画に位置付けられた改修事業である場合や、ユニバーサルデザイン化のための改修事業であって、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するためには策定する計画に位置付けられている事業等である場合には、それぞれ、長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業の対象となります。</p> <p>Q16-1 公共施設等適正管理推進事業の「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化施設整備事業」における「集約化事業」、「複合化事業」は、それぞれどのような事業が対象ですか。</p> <p>A16-1 「集約化事業」は、既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する事業であって、当該既存の公共施設に係る個別施設計画に位置付けられたものが、「複合化事業」は、既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する事業であって、当該既存の公共施設に係る個別施設計画に位置付けられたものが、それぞれ対象となります。</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>建築物にあっては全体として維持管理経費等が減少すると認められるものであること。</p> <p>b 集約化・複合化による統合前の施設の廃止が、集約化・複合化による統合後の施設の供用開始から5年（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）に基づき施設の集約化・複合化を行う場合にあっては10年）以内に行われるものを対象とするものであること。</p> <p>c 公用施設や公営住宅、公営企業施設等（以下「公用等施設」という。）を整備する事業は、対象とならないものであること。</p> <p>d 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業（集約化・複合化する施設を有しない地方公共団体が事業の実施主体となる場合を含む。）についても、当該事業が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する連携協約や協定等（以下「連携協約等」という。）に基づいて行われる場合には、対象となるものであること。</p> <p>e 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれるものであること。</p>	<p>Q16-2 建築物における「全体として延床面積が減少する事業」とは、具体的にどのような事業が対象となりますか。</p> <p>A16-2 統合した施設の延床面積の合計が、統合前の対応する施設の延床面積の合計よりも小さくなる事業が対象となります。</p> <p>したがって、全体として延床面積が減少しない場合には、当該事業の全部が本事業の対象とならないことに留意する必要があります。</p> <p>Q16-3 非建築物における「全体として維持管理経費等が減少すると認められる事業」について、具体的にどのような事業が対象となりますか。</p> <p>A16-3 グラウンド等の非建築物の集約化等を行う事業であって、事業計画や集約化等を行った前後の施設の状況等を踏まえ、将来にわたる維持管理・更新等にかかる経費の見込みが、集約化等を行わなかった場合と比較して少なくなると認められるものが対象となります。</p> <p>なお、建築物と非建築物の集約化等については、集約化等の前後における延床面積や将来にわたる維持管理・更新等にかかる経費を勘案し、公共施設の適正管理に資すると認められる場合には対象となります。</p> <p>Q16-4 複数の公共施設を複合化する事業において、個別の公共施設としては延床面積が増加する（建築物）又は維持管理経費等が増加すると認められる（非建築物）ものの、施設全体として延床面積が減少する又は維持管理経費等が減少すると認められる場合には、「複合化事業」の対象となりますか。</p> <p>A16-4 施設全体の事業費が対象となります。</p> <p>Q16-5 集約化又は複合化による統合前の施設を転用する場合、転用部分は延床面積（建築物）又は維持管理経費等（非建築物）の減少の要件に関して、どのように取り扱われますか。</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>A16-5 統合前の施設を転用する場合、当該転用部分については延床面積又は維持管理経費等の減少の要件において考慮しません。</p> <p>ただし、統合前の施設を転用する場合であっても、他施設を廃止した上で当該統合前の施設に移転する場合には、当該廃止分は延床面積又は維持管理費経費等の減少の要件において考慮します。</p> <p>Q16-6 集約化又は複合化による統合前の施設を統合後の施設の建設着工前に廃止した場合、当該廃止分は延床面積(建築物)又は維持管理経費等(非建築物)の減少の要件に関して、どのように取り扱われますか。</p> <p>A16-6 統合後の施設の建設着工前に統合前の施設が廃止された場合であっても、当該統合前の施設の廃止以前から「集約化事業」又は「複合化事業」としての事業計画が存在している場合など、統合前の施設の廃止と統合後の施設の建設が一体的に行われているものと認められる場合には、当該統合前の施設の廃止分は延床面積又は維持管理経費等の減少の要件において考慮します。</p> <p>Q16-7 「集約化・複合化事業」においては、集約化・複合化による統合前の施設の廃止について、統合後の施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の集約化・複合化を行う場合にあっては10年)以内に行われるものを対象としていますが、この「廃止」とは、どのような状態にすることを指すのでしょうか。</p> <p>A16-7 「廃止」とは、単に機能を廃止する用途廃止ではなく、除却、転用や他の団体・民間等への売却等により、従前の公共施設として直ちに供用することができない状態にすることを指します。</p> <p>Q16-8 「集約化・複合化事業」において、集約化・複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の集約化・複合化を行う場合に</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>あつては10年)以内に廃止できなかつた場合には、どのように対応する必要がありますか。</p> <p>A16-8 集約化・複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の集約化・複合化を行う場合にあつては10年)以内に廃止することが困難となつた場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。</p> <p>Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。</p> <p>A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。</p> <p>なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。</p> <p>Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化施設整備事業」の対象となりますか。</p> <p>A16-10 集約化・複合化により整備する施設に統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合においては、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り、対象となります。</p> <p>Q16-11 1つの公共施設内に本棟と別棟を有しており、本棟と別棟を集約化する場合には、「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化施設整備事業」の対象となりますか。</p> <p>A16-11 「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化施設整備事業」では、複数の公共施設を集約化する場合を対象としており、1つの公共施設内で集約化する場合は対象となりません。</p> <p>Q16-12 集約化・複合化による統合前の施設の除却についても、「集約化・複合化事業」の対象</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>事業費に含まれますか。</p> <p>A16-12 集約化・複合化による統合前の施設の除却については、当該施設が現存する敷地での建替えを行う場合など、当該事業による統合後の整備事業費の一部として捉えることができる場合は、「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化施設整備事業」の対象事業費に含まれます。</p> <p>また、当該施設が現存する敷地での建替えを行わない統合前の施設の除却については、公共施設等適正管理推進事業の「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象となります。</p> <p>Q16-13 普通財産である施設の集約化事業は「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化施設整備事業」の対象となりますか。</p> <p>A16-13 地方自治法第238条第4項において、普通財産とは、「公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」である行政財産以外の公有財産であると規定されていることから、基本的に公共用に供しないものであり、「公共施設」には該当しないため、「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化施設整備事業」の対象となりません。</p> <p>Q16-14 「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化施設整備事業」において、本体施設の附属的な施設（学校における校庭、グラウンドにおける管理棟等）の整備は、どのように取り扱われますか。</p> <p>A16-14 本体施設が「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化施設整備事業」の要件を満たす場合には、本体施設の利用や機能の発揮のために必須と考えられる附属的な施設の整備費も含めて対象事業費に含まれます。</p> <p>Q16-15 同意等基準運用要綱第一の二の1の(一)の(6)の⑥のアの(ア)のdに、「複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業（中略）についても、当該事業が地方自治法（中略）第252条の2第1項に規定す</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>る連携協約や協定等(中略)に基づいて行われる場合には、対象となるものであること。」との記述がありますが、当該「協定等」とは、地方自治法に基づくものに限られず、地方公共団体間の任意の協定も含まれると考えてよいでしょうか。</p> <p>A16-15 任意の協定等も含まれます。</p> <p>Q16-16 「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化施設整備事業」において、集約化・複合化する施設を有しない地方公共団体が連携協約・協定等に基づいて実施する複数団体の連携による集約化・複合化事業の事業主体となる場合、総合管理計画・個別施設計画への事業の位置づけについてどのように行うべきでしょうか。</p> <p>また、連携協約・協定等による集約化・複合化後の新施設について、関係団体による区分所有としないため、当該新施設を所有しないこととなる地方公共団体は、当該新施設を総合管理計画・個別施設計画に位置づける必要がありますか。</p> <p>A16-16 集約化・複合化する施設を有しない地方公共団体が複数団体の連携による集約化・複合化事業の実施主体となる場合にあっては、連携協約・協定等に当該事業への参画を位置づけるとともに、総合管理計画・個別施設計画において、集約化・複合化後の新施設について位置づけを行う必要があります。</p> <p>なお、その際、集約化・複合化する施設が存在しないために記載できない項目については、連携協約・協定等において事業への参画が位置づけられていることを踏まえ、連携協約・協定等を結ぶ他団体の総合管理計画・個別施設計画に位置づけられていることをもって確認することとします。</p> <p>また、連携協約・協定等による集約化・複合化後の新施設を所有しないこととなる地方公共団体についても、当該新施設については計画への記載を不要とし、連携協約・協</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>(イ) 集約化・複合化等に伴う除却事業</p> <p>a 集約化・複合化又は機能廃止（集約化・複合化又は建替えを行わずに施設の機能を廃止するものをいう。）（以下「集約化・複合化等」という。）に伴い施設の除却（地財法第33条の5の8に規定する公共施設等の除却）を行うものであって、当該施設に係る個別施設計画に位置付けられた事業であること。ただし、既存建物を撤去しなければ、施設の新增築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合は、第一の（一）の2(4)によるものであること。</p> <p>b 集約化・複合化（統合後の施設の整備を行うものに限る。）に伴う除却である場合においては、統合後の施設について、建築物にあっては全体として</p>	<p>定等において当該団体の集約化・複合化事業への参画が位置付けられていることを踏まえ、集約化・複合化事業実施後に新施設を所有することとなる地方公共団体の総合管理計画・個別施設計画に位置づけられることをもって確認することとします。</p> <p>Q16-17 同意等基準運用要綱第一の二の1の(イ)の(6)のアにおいて、公営企業債の「病院事業・介護サービス事業」の対象として記載されている「一般行政病院等」は、公共施設等適正管理推進事業債の「集約化・複合化事業」の対象にもなりますか。</p> <p>A16-17 一般行政病院等とは、主として一般行政上の目的から経営され、一般会計により経理されている病院、診療所等のことであり、同意等基準運用要綱第一の二の1の(イ)の(6)のアの(ア)のc及び(イ)のdにおいて公共施設等適正管理推進事業債の対象外とされている「公営企業施設」には当たらないものであることから、「集約化・複合化事業」の対象となります。</p> <p>Q16-18 集約化・複合化による統合後の施設の整備を実施する場合における、統合前の施設の除却については、公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）を活用して統合後の施設の整備を実施する場合にのみ、「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象となるのでしょうか。</p> <p>A16-18 集約化・複合化による統合後の施設の整備について、公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）を活用せずに、国庫補助を受けて実施する場合や他の事業債を活用して実施する場合であっても、「集約化・複合化等に伴う除却事業」の要件を満たす場合は、統合前の施設の除却について対象となります。</p> <p>Q16-19 「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象となる「機能統合」、「機能廃止」は、それぞれどのようなものですか。</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>延床面積が減少するもの、非建築物にあっては全体として維持管理経費等が減少すると認められるものであること。</p> <p>c 集約化・複合化（統合後の施設の整備を行うものに限る。）に伴う除却である場合においては、集約化・複合化による統合前の施設の廃止が、集約化・複合化による統合後の施設の供用開始から5年（立地適正化計画に基づき施設の集約化・複合化を行う場合にあっては10年）以内に行われるものを対象とし、機能統合（集約化・複合化であって統合後の施設の整備を行わないものをいう。）又は機能廃止に伴う除却である場合においては、除却対象である既存施設の除却が、当該施設の供用廃止から5年以内に行われるものを対象とするものであること。ただし、令和6年度以前に実施した集約化・複合化等に伴い施設の除却を行う事業については、この期間に関わらず、対象となるものであること。</p> <p>d 公用等施設を除却する事業は、対象となるないものであること。</p> <p>e 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化に伴う施設の除却を行う事業についても、当該事業が連携協約等に基づいて行われる場合には、対象となるものであること。</p> <p>f 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれるものであること。</p>	<p>A16-19 「機能統合」は、既存の同種又は異なる種類の施設について特段整備を実施せずに統合し、1以上の既存の施設を廃止とともに、廃止施設の機能を統合後の施設が有することとなるものです。「機能廃止」は、施設の利用に係る需要の減少などにより施設や機能の統合、建替えを実施せずに既存施設及びその機能を廃止するものです。なお、既存施設を別の場所に移転建替するものについては、同じ機能を移転しているものであって、機能の統合や廃止が行われていないため、機能統合及び機能廃止には該当しません。</p> <p>Q16-20 「機能統合」又は「機能廃止」に伴い施設の除却を行う場合に、統合前の施設又は機能を廃止する施設について、延床面積（建築物）又は維持管理経費等（非建築物）の減少に関しては、どのように取り扱われますか。</p> <p>A16-20 「機能統合」又は「機能廃止」に伴い施設の除却を行う場合、施設の整備を特段実施せずに、既存施設を除却することから、当然に延床面積（建築物）又は維持管理経費等（非建築物）は減少しているものとして取り扱います。</p> <p>Q16-21 「集約化・複合化等に伴う除却事業」について、1の集約化・複合化等に伴い、廃止する施設が複数ある場合に、対象となる施設数に上限はありますか。</p> <p>A16-21 「集約化・複合化等に伴う除却事業」の要件に合致する事業であれば、1の集約化・複合化等に伴い複数の施設を除却する場合であっても、施設数に上限なく対象となります。</p> <p>Q16-22 「集約化・複合化等に伴う除却事業」を行うにあたり、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画にはどのようなことを記載すればよいでしょうか。</p> <p>A16-22 「集約化・複合化等に伴う除却事業」を実施する場合には、当該除却事業が集約化・複</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>合化等に伴うものであることを明確にするため、公共施設等総合管理計画に集約化・複合化等の方針を記載するとともに、個別施設計画において、集約化・複合化等に伴う除却の実施内容等(集約化・複合化等に係る対象施設、実施時期並びに内容及び除却に係る対象施設等)について具体的に記載することが必要です。</p> <p>Q16-23 令和6年度以前に集約化・複合化等を実施した施設の除却を行うにあたり、既に集約化・複合化による統合後の施設の供用開始又は既存施設の供用廃止から5年超経過しており、除却しようとする施設の個別施設計画を定めていませんが、除却する施設について個別施設計画を新たに策定する必要がありますか。</p> <p>A16-23 令和6年度以前に集約化・複合化等を実施した施設について「集約化・複合化等に伴う除却事業」を実施する場合についても、除却する施設に係る個別施設計画において、集約化・複合化等に伴う除却の実施内容等を具体的に記載する必要があります。しかし、除却しようとする施設が既に供用廃止しており、当該施設に係る個別施設計画を策定していない場合であって、新たに個別施設計画を策定することが困難な場合は、個別施設計画に記載すべき内容を公共施設等総合管理計画に記載していれば、当該記載箇所を、除却しようとする施設に係る個別施設計画とみなして対象とすることが可能です。</p> <p>なお、令和6年度以前に集約化・複合化等を実施したものについては、個別施設計画に記載する集約化・複合化等に伴う除却の実施内容等が、施設の統廃合を定めた当時の再編計画等(任意のものを含む。)や施設の供用開始・供用廃止の時期等を定めた条例等の内容と合致していることが必要です。</p> <p>Q16-24 「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>象にならない施設の除却に関する事業にはどのようなものがありますか。</p> <p>A16-24 「集約化・複合化事業」のうち「集約化・複合化施設整備事業」の対象とならない庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は、「集約化・複合化等に伴う除却事業」においても対象となりません。また、公共施設であっても、移転建替に伴う除却や、統合後の施設について集約化・複合化等の前よりも延床面積（建築物）又は維持管理経費等（非建築物）が増加する場合における統合前の施設の除却、施設の一部を減築（延床面積の減少を伴う改築を行うこと。）するものなどについては対象となりません。</p> <p>Q16-25 公共施設と複合施設を集約化・複合化することに伴い当該複合施設を除却する場合に、当該複合施設の除却は「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象となりますか。</p> <p>A16-25 集約化・複合化に伴い複合施設を除却する場合は、当該複合施設のうち対象施設である公共施設に係る部分に限り、「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象となり、庁舎等の対象外施設に係る部分については対象となりません。（ただし、当該複合施設が現存する敷地に新たな施設を整備することに伴う除却の場合の取扱いは、Q16-12 のとおり。）</p> <p>また、公共施設と庁舎等の対象外施設の共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。</p> <p>なお、統合後の施設における公共施設に係る部分の延床面積が、集約化・複合化を行う前の公共施設の延床面積の合計よりも増加している場合は、当該複合施設の除却については対象となりません。</p> <p>Q16-26 附属施設（学校のプール、グラウンドにおける管理棟等）のみを除却する場合や、1つ</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>の公共施設内に本棟と別棟を有しており別棟のみを除却する場合は「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象になりますか。</p> <p>A16-26 本体施設の集約化・複合化等を伴わない附属施設のみの除却は、「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象とはなりません。</p> <p>ただし、本体施設の集約化・複合化等を実施せずに附属施設のみを除却する場合であっても、集約化・複合化等による統合後の施設が個別施設計画に位置付けられ、除却する附属施設の機能が統合後の施設の本体機能として集約化・複合化等の対象となっている場合には、対象となります。</p> <p>また、1つの公共施設内に本棟と別棟を有しており別棟のみを除却するような1つの公共施設内での集約化は、集約化事業には該当せず、機能統合及び機能廃止にも該当しないことから、「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象とはなりません。</p> <p>Q16-27 普通財産については、「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象となりますか。</p> <p>A16-27 普通財産は、Q16-13のとおり、「公共施設」には該当しないことから、「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象となりません。ただし、集約化・複合化等に伴って、公共施設を供用廃止し普通財産に変更したものについては、原則として対象となります。</p> <p>なお、集約化・複合化による統合後の施設の供用開始以前に、統合前の施設を供用廃止して普通財産とした場合においては、当該統合前の施設の供用廃止以前から「集約化事業」又は「複合化事業」としての事業計画が存在しているなど、統合前の施設の供用廃止と統合後の施設の整備が一体的に行われているものと認められる場合には、普通財産となった統合前の施設の除却についても「集約化・複合化等に伴う除却</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>事業」の対象となります。</p> <p>Q16-28 複数の地方公共団体が連携して行う集約化・複合化等に伴い、他の地方公共団体が所有する公共施設の除却を行う場合について、当該施設を所有しない地方公共団体が当該施設を所有する地方公共団体に対し、除却に要する経費に係る負担金等を支出する場合に、当該負担金等は「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象となりますか。</p> <p>A16-28 他の地方公共団体が所有する公共施設の除却に対して負担金等を支出する場合については、当該負担金等は対象となりません。地方公共団体は、自らが所有する公共施設の除却について、本事業を活用することができます。</p> <p>Q16-29 「集約化・複合化等に伴う除却事業」について、同意等基準運用要綱第一の二の1の(二)の(6)のアの(イ)のcのただし書きについては、具体的にどのようなものが対象となりますか。</p> <p>A16-29 公共施設の除却事業が、集約化・複合化に係る施設整備に伴う除却である場合は、令和6年度以前に統合後の施設を供用開始しているものが対象となり、機能統合又は機能廃止に伴う除却である場合は、令和6年度以前に既存施設を供用廃止しているものが対象となります。</p> <p>Q16-30 「集約化・複合化等に伴う除却事業」の実施に際し、公共施設を除却した後の土地の売却により収入が見込まれる場合には、当該事業の対象事業費から当該収入見込額を控除する必要がありますか。</p> <p>A16-30 「集約化・複合化等に伴う除却事業」の対象事業費から、公共施設を除却した後の土地の売却収入見込額を控除する必要はありません。ただし、地方交付税措置の算定においては、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象となります。</p>

地 方 債 同 意 等 基 準	運 用 要 約	(参 考) 質 疑 応 答 集
イ 長寿命化事業	<p>イ 長寿命化事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>(ア) 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物並びに道路、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設、林道、漁港施設、農業水利施設、農道及び地すべり防止施設 ((ウ)において「道路等」という。) に係る長寿命化事業を対象とするものであること。</p> <p>(イ) 公共用の建築物については、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に掲げる耐用年数をいう。）を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業を対象とするものであること。</p> <p>(ウ) 道路等については、インフラ長寿命化計画（「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）に基づき、維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として所管省庁が策定することとされている計画をいう。）等を踏まえて実施される改修事業を対象とするものであること。</p> <p>(エ) 公用等施設の改修事業は、対象となるものであること。</p> <p>(オ) 対象となる事業について、改修前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。</p>	<p>Q17-1 公共施設等適正管理推進事業のうち公共用の建築物に係る「長寿命化事業」は、どのような事業が対象ですか。</p> <p>A17-1 法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために必要な個別施設計画に位置付けられた改修事業が対象となります。</p> <p>Q17-2 「法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために必要な改修事業」とは、具体的にどのような事業が対象となるのでしょうか。</p> <p>A17-2 「法定耐用年数」を超える使用目標年数が定められた公共用の建築物について、当該使用目標年数まで使用するために必要な対策として、個別施設計画に位置付けられた改修事業が対象となります。</p> <p>このため、当該建築物に係る個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として「法定耐用年数」を超える「使用目標年数」が定められている必要があることに留意する必要があります。</p> <p>Q17-3 既に「法定耐用年数」を超えて使用している建築物についても、「長寿命化事業」の対象となりますか。</p> <p>A17-3 既に「法定耐用年数」を超えて使用している建築物に係るものであっても、「使用目標年数」まで使用するために必要な改修事業を行う場合には、「長寿命化事業」の対象となります。</p> <p>Q17-4 電気設備の改修等の建築物の躯体自体を対象としない事業であっても、「長寿命化事業」の対象となりますか。</p> <p>A17-4 建築物の躯体自体を対象としない附属設備の改修等であっても、当該建築物を「使用目標年数」まで活用するために不可欠な改修事業として個別施設計画に位置付けられた適債事業であれば、「長寿命化事業」の対象となります。</p> <p>具体的には、空調設備等の附属設備の改修</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>については、当該設備が設置される施設について、躯体本体に係る改修事業等により、法定耐用年数を超えて設定した使用目標年数まで当該施設を使用することを可能とすることが個別施設計画において明らかになっており、施設の法定耐用年数を超えて、当該施設とともに使用され、かつ必要不可欠な附属設備の改修事業である場合には、対象となります。なお、躯体の劣化を防ぐための屋根や外壁等の改修についても、その改修により、法定耐用年数を超えて設定した使用目標年数まで当該施設を使用することを可能とすることが個別施設計画において明らかになっている場合には、対象となります。</p> <p>Q17-5 公共施設等適正管理推進事業のうち道路、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設、林道、漁港施設、農業水利施設、農道及び地すべり防止施設(以下「道路等」という。)に係る「長寿命化事業」は、どのような事業が対象ですか。</p> <p>A17-5 道路等について、各施設の所管省庁が定めるインフラ長寿命化計画等を踏まえ、地方単独事業として実施される改修事業が対象となります。</p> <p>Q17-6 道路等に係る「長寿命化事業」を実施する場合には、どのような点に留意すればよいですか。</p> <p>A17-6 道路等に係る「長寿命化事業」については、あらかじめ、対象施設を所管する省庁が定める様式により策定した計画を当該省庁に提出し、事業内容の確認を得た上で、起債予定額一覧表等を提出してください。</p> <p>Q17-7 河川管理施設に係る「長寿命化事業」において、調整池は対象となりますか。</p> <p>A17-7 調整池のうち、河川管理施設として個別施設計画が策定されている施設については対象となります。</p> <p>Q17-8 「長寿命化事業」の対象となる河川管理施</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>設には準用河川や普通河川に係る施設も含まれるのでしょうか。</p> <p>A17-8 含まれます。</p> <p>Q17-9 土地改良区が管理する施設について都道府県又は市町村が実施する事業や、土地改良区が実施する事業に対する都道府県又は市町村の負担は「長寿命化事業」の対象となりますか。</p> <p>A17-9 対象となります。</p> <p>Q17-10 土地改良区が管理する施設について、当該施設の個別施設計画が当該土地改良区により策定されている場合であっても、「長寿命化事業」の対象となるのでしょうか。</p> <p>A17-10 個別施設計画が土地改良区により策定されていても、「長寿命化事業」を実施する地方公共団体が定める公共施設等総合管理計画に基づく事業である場合には、対象となります。</p> <p>Q17-11 道路等に係る「長寿命化事業」を実施する場合、「個別施設計画」の策定に当たって特に配慮することはありますか。</p> <p>A17-11 施設の点検を行い、その点検結果に基づき改修費用を把握し、優先順位を付けて計画的に改修等の対策を実施するなど点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされている必要があります。</p> <p>Q17-12 長寿命化改修に係る事業費は全て対象となりますか。</p> <p>A17-12 長寿命化改修に伴い施設を増改築する場合等の面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出します。</p> <p>具体的な取扱いとしては、長寿命化改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とします。</p> <p>なお、施設の新設に係る事業費は対象となりません。</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
ウ 転用事業	<p>ウ 転用事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>(ア) 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業を対象とするものであること。</p> <p>(イ) 転用後の施設が公用等施設である事業は、対象とならないものであること。</p> <p>(ウ) 対象となる事業について、転用前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出すること。</p>	<p>Q17-13 他の地方公共団体が所有する公共用の建築物の長寿命化改修に対して、当該施設を所有しない地方公共団体が負担金等を支出する場合に、当該負担金等は「長寿命化事業」の対象となりますか。</p> <p>A17-13 当該公共用の建築物を所有しない地方公共団体が、当該施設を所有する地方公共団体と共同で施設管理を行い、管理者として、施設を所有する団体と連携して連名などで個別施設計画を策定している場合は、当該個別施設計画に位置付けられた長寿命化改修事業に対して負担金を支出する場合も対象となります。</p> <p>Q18-1 公共施設等適正管理推進事業のうち「転用事業」は、どのような事業が対象となりますか。</p> <p>A18-1 個別施設計画に位置付けられた改修により、改修前と異なる事業目的の施設を整備する事業が対象となります。</p> <p>Q18-2 転用前の施設が現に供用されていない場合も「転用事業」の対象となりますか。</p> <p>A18-2 対象となります。</p> <p>Q18-3 転用前の施設が公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は「転用事業」の対象とならないのでしょうか。</p> <p>A18-3 転用後の施設が公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象とはなりませんが、転用前の施設の種別は問わず、転用前の施設がこれらの施設であった場合も転用事業の対象となります。</p> <p>Q18-4 転用に係る事業費は全て対象となりますか。</p> <p>A18-4 転用に伴い施設を増改築する場合等の面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出します。</p> <p>具体的な取扱いとしては、転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とします。</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
エ 立地適正化事業	<p>エ 立地適正化事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>(ア) 立地適正化計画に基づく事業であつて、都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域で実施することが補助率かさ上げ等の要件となっている国庫補助事業を補完する事業((ウ)において「補完事業」という。)及び当該国庫補助事業と一体的に実施される事業を対象とするものであること。</p> <p>(イ) 公用等施設を整備する事業は、対象とならないものであること。</p> <p>(ウ) 補完事業については、対象となる事業について、事業実施前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出すること。</p>	<p>Q18-5 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となりますか。</p> <p>A18-5 対象となります。</p> <p>Q18-6 平成28年度までに既に地域活性化事業(転用事業)により公共施設等の転用事業に着手している場合であっても、改めて個別施設計画を策定しなければ、当該事業は「転用事業」の対象にならないのでしょうか。</p> <p>A18-6 既に地域活性化事業(転用事業)により公共施設等の転用事業に着手している場合、当該事業については、個別施設計画を策定しなくても対象となります。</p> <p>ただし、当該施設についても、速やかに個別施設計画を策定することが望まれます。</p> <p>Q19-1 公共施設等適正管理推進事業のうち「立地適正化事業」は、どのような事業が対象ですか。</p> <p>A19-1 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率かさ上げ等の要件とされている国庫補助事業を補完する事業(以下「補完事業」という。)又は当該国庫補助事業と一体的に実施される事業(以下「一体事業」という。)であって、当該国庫補助事業の要件を一部満たさないがコンパクトシティの形成に資する事業や当該国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を対象とします。</p> <p>Q19-2 居住誘導区域又は都市機能誘導区域で実施することが補助率かさ上げ等の要件となっている国庫補助事業を教えてください。</p> <p>A19-2 「都市構造再編集中支援事業」、「都市再生区画整理事業」、「市街地再開発事業」、「防災街区整備事業」、「都市・地域交通戦略推進事業」及び「宅地耐震化推進事業」の6事業が該当します。</p> <p>Q19-3 立地適正化事業の具体例を教えてください。</p> <p>A19-3 例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市構造再編集中支援事業の国庫補助要

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
オ ユニバーサルデザイン化事業	<p>オ ユニバーサルデザイン化事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>(ア) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく公共施設又は公用施設のバリアフリー改修事業であり、具体的には次の事業を対象とするものであること。</p> <p>a バリアフリー法第25条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業 b バリアフリー法第10条に規定する道路移動等円滑化基準、第13条に規定する都市公園移動等円滑化基準及び第14条に規定する建築物移動等円滑化基準等に適合させるための改修事業</p> <p>(イ) (ア)以外の公共施設又は公用施設の</p>	<p>件のうち「同種の誘導施設は1市町村1つまで」とする要件のみを満たさない事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市・地域交通戦略推進事業の国庫補助要件のうち「事業費1億円以上」要件のみを満たさない事業 <p>等が想定されます。</p> <p>Q19-4 立地適正化事業に係る事業費は全て対象となりますか。</p> <p>A19-4 一体事業に係る事業費は全て対象になります。</p> <p>ただし、補完事業による施設の増改築等であって、事業実施により施設面積が増加する場合においては、事業実施前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出します。</p> <p>具体的な取扱いとしては、立地適正化事業に係る事業費全体について面積按分等を行い、事業実施前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とします。</p> <p>なお、補完事業による施設の新設に係る事業費は対象となりません。</p> <p>Q20-1 「ユニバーサルデザイン化事業」はどのような事業が対象ですか。</p> <p>A20-1 「ユニバーサルデザイン化事業」は、公共施設等総合管理計画等に基づいて行われる事業で、①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第25条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業、②バリアフリー法第10条に規定する道路移動等円滑化基準、第13条に規定する都市公園移動等円滑化基準及び第14条に規定する建築物移動等円滑化基準等（以下「バリアフリー基準」という。）に適合させるための改修事業、③その他の公共施設又は公用施設のユニバーサルデザイン化のための改修事業が対象となります。</p> <p>③その他の公共施設又は公用施設のユニバーサルデザイン化のための改修事業については、「ユニバーサルデザイン 2020 行動</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>ユニバーサルデザイン化のための改修事業（「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて実施される公共施設又は公用施設の改修事業）についても対象とするものであること。</p> <p>(ウ) (ア) b 及び(イ)については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。</p> <p>(エ) 公営住宅や公営企業施設等を整備する事業は、対象とならないものであること。</p>	<p>計画において、ユニバーサルデザインとは「障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方」とされていることを踏まえ、バリアフリー基準には定められていない公共施設又は公用施設の改修事業（車いす使用者用観覧席、段違いカウンターの整備、授乳室や託児室の整備、多言語による案内板の整備、観光施設等における洋式トイレの整備など）も対象となります。</p> <p>Q20-2 「ユニバーサルデザイン化事業」により公共施設又は公用施設を改修する場合には、どのような点に留意すればよいですか。</p> <p>A20-2 A20-1 に記載の①、②、③のいずれの事業についても、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものが対象になるため、現在の公共施設等総合管理計画において、ユニバーサルデザイン化について記載がない場合には、同計画を改訂し、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に、ユニバーサルデザイン化の推進方針（基本的な考え方や取組方針など）を記載し、同方針に基づいて行われる事業が対象になります。</p> <p>その上で、②、③については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられる必要があります。</p> <p>なお、①の移動等円滑化基本構想に基づく事業の場合には、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するための計画を策定しなくても対象となります。Q20-3 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するための計画を策定する場合に、どのような点に留意すればよいですか。</p> <p>A20-3 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画については、公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニ</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>バーサルデザイン化のための具体的な対策内容（対象施設、実施時期、対策内容等）を記載することにご留意ください。</p> <p>Q20-4 公共施設又は公用施設の一部を基準適合させる事業や技術的又は物理的に基準適合させることが困難な場合も対象になりますか。</p> <p>A20-4 施設の一部をバリアフリー基準に適合させる事業を含みます。また、建築物等のバリアフリー改修を行う場合、技術的又は物理的にバリアフリー基準に適合させることが著しく困難な場合には、バリアフリー基準に必ずしも適合しない場合であっても可能な範囲で行う改修事業は対象となります。</p> <p>Q20-5 老朽化したエレベーターやトイレ等の施設を更新する場合にも対象になりますか。</p> <p>A20-5 既に移動等円滑化基準を満たしている又はユニバーサルデザイン化されている施設等を老朽化等により更新する場合は対象になりません。</p> <p>Q20-6 集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事業を行う場合に、当該事業内容の中にユニバーサルデザイン化に係る内容が含まれている場合の取扱いはどうなりますか。</p> <p>A20-6 ユニバーサルデザイン化に係る内容が他の事業の要件も満たしている場合は、要件を満たすいずれの事業としても起債が可能です。ただし、他の事業の要件を満たしていない場合は、ユニバーサルデザイン化事業としてのみ起債することとなりますのでご留意ください。</p> <p>Q20-7 公共施設又は公用施設の新設・建替え等に併せてユニバーサルデザイン化を行う場合は対象になりますか。</p> <p>A20-7 バリアフリー改修事業やユニバーサルデザイン化のための改修事業を対象としており、施設の新設・建替え等は対象となりません。</p> <p>Q20-8 地域活性化事業によりユニバーサルデザ</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
<p>カ 除却事業</p> <p>なお、令和2年度地方債同意等基準（令和2年総務省告示第127号）第二の2の1の（一）の（6）の（7）のカに定める「市町村役場機能緊急保全事業」については、令和2年度までに実施設計に着手した事業を引き続き対象とするものとする。</p>	<p>カ 除却事業については、地財法第33条の5の8に規定する公共施設等の除却を行う事業を対象とするものであること。</p>	<p>イン化事業に着手している場合、継続事業として公共施設等適正管理推進事業のユニバーサルデザイン化事業の対象となりますか。</p> <p>A20-8 地域活性化事業によりユニバーサルデザイン化事業に着手しているものについては、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる事業で、かつ、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられた事業であれば、公共施設等適正管理推進事業のユニバーサルデザイン化事業の対象となります。</p> <p>Q20-9 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画にユニバーサルデザイン化事業として位置づけられていれば、トイレの洋式化はユニバーサルデザイン化事業の対象となりますか。</p> <p>A20-9 対象になります。なお、トイレのユニバーサルデザイン化に当たっては、洋式化だけではなく、車いす使用者用トイレや多目的トイレ等があわせて整備されることが望まれます。</p> <p>Q21-1 公共施設等適正管理推進事業のうち「除却事業」は、どのような事業が対象ですか。</p> <p>A21-1 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。）の除却であって、公共施設等総合管理計画に基づくものが対象となります。</p> <p>Q21-2 倒壊等の危険除去など治安・防災上の理由や景観上好ましくないといった理由による公共施設等の除却は、「除却事業」の対象となりますか。</p> <p>A21-2 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却が「除却事業」の対象となります。</p> <p>したがって、当該計画に危険除去の方針等が記載されており、当該方針等に基づいて行われる公共施設等の除却であれば、対象となります。</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>キ 資金は、地方公共団体金融機構資金又</p> <p>Q21-3 地方公共団体の組合が所有する公共施設等の除却について、当該組合の加入団体が負担金等を支出する場合に、当該負担金等は「除却事業」の対象となりますか。</p> <p>A21-3 地方公共団体の組合が所有する公共施設等の除却に対して負担金等を支出する場合については、当該負担金等は対象となりません。</p> <p>なお、地方公共団体の組合は、自らが所有する公共施設等の除却について、本事業を活用することができます。</p> <p>Q21-4 「除却事業」の対象事業費には、解体撤去に要する経費のほかに何が含まれますか。</p> <p>A21-4 原状回復に要する経費が含まれます。</p> <p>Q21-5 公共施設等を除却した後の土地の売却により収入が見込まれる場合には、「除却事業」の対象事業費から当該収入見込額を控除する必要がありますか。</p> <p>A21-5 「除却事業」の対象事業費から、公共施設等を除却した後の土地の売却収入見込額を控除する必要はありません。</p> <p>なお、地方公共団体の判断により、除却と同一年度に確実に土地の売却を行うことが見込まれている場合に、除却に要する経費から当該売却見込額を控除することや、除却後の土地の売却により実際に収入が得られた場合に、起こした地方債の繰上償還又は減債基金への積立て等に当該収入を用いることは想定されます。</p> <p>Q21-6 公共施設の建物内に、温室や噴水等の附帯施設があり、これら附帯施設のみを除却することを検討していますが、当該附帯施設のみの除却についても「除却事業」の対象となりますか。</p> <p>A21-6 当該公共施設が「除却事業」の対象となる施設である場合は、当該施設と一体となっている施設のみの除却についても、「除却事業」の対象となります。</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>は民間等資金とすること。また、集約化・複合化事業（ア（ア）のうち国庫補助事業として実施される事業に限る。）については、財政融資資金も充てることができるものであること。</p> <p>ただし、ア（イ）及びカに係る資金は、民間等資金とし、償還年限は、原則として10年以内とすること。</p>	

防災・減災対策関係 取扱い三段表

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>二 協議に当たっての事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、2に掲げる事業の対象となるものを除く。）。</p> <p>(-) 一般会計債</p> <p>(6) 一般単独事業</p> <p>⑤ 緊急防災・減災事業</p> <p>緊急防災・減災事業については、防災基盤の整備事業及び公共施設又は公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等（地財法第33条の5の14に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備を含み、機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。</p>	<p>第一 協議等手続に関する事項</p> <p>二 対象事業に関する事項</p> <p>1 通常収支分</p> <p>協議等手続の対象となる事業区分（通常収支分）の対象事業の取扱いについては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>(-) 一般会計債</p> <p>(6) 一般単独事業</p> <p>⑤ 緊急防災・減災事業</p> <p>ア 緊急防災・減災事業については、次に掲げる事業を対象とするものであること。</p> <p>(ア) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <p>a 消防団拠点施設等（災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設）</p> <p>b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地（夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設）</p> <p>c 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（非常用電源、トライレカ一及び可搬式の燃料給油機）</p> <p>d 緊急時に避難又は退避するための施設（津波避難タワー、活動火山対策避難施設等）</p> <p>e 避難路・避難階段（避難経路や緊急車両の進入経路等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るもの</p>	<p>Q14-1 緊急防災・減災事業の期間はいつまでですか。</p> <p>A14-1 令和7年度までです。</p> <p>また、地方公共団体が令和7年度に整備予定の事業に安心して取り組むことができるよう、令和7年度末までに建設工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることとしています。</p> <p>Q14-2 既存の施設・設備の更新は、対象となりますか。</p> <p>A14-2 機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新は、長期的視点に立って、計画的に取り組むべきものであり、緊急性・即効性のある事業を対象とした緊急防災・減災事業の対象ではなく、防災対策事業の対象となります。</p> <p>Q14-3 庁舎や公民館を新設する場合に、地域防災センターを併設したいと考えていますが、緊急防災・減災事業の対象となりますか。</p> <p>A14-3 事業費を按分し、地域防災の拠点施設・消防団拠点施設として整備する部分については、緊急防災・減災事業の対象となります。</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>を含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））</p> <p>f 次の公共施設又は公用施設において、防災機能を強化するための施設（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のために屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るもの）を含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））</p> <p>(a) 指定避難所</p> <p>(b) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設</p> <p>(c) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）</p> <p>(d) 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設</p> <p>(e) 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等</p> <p>g 指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調（断熱性確保のための工事を含む。）、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、要配慮者を滞在させるための居室等。社会福祉法人が避難者のために整備する社会福祉施設及び学校法人が避難者のために整備する学校施設に係るもの）を含む。（地方公共団体</p>	<p>Q14-4 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi等）の整備について、指定避難所とされている学校の普通教室は対象となりますか。</p> <p>A14-4 普通教室については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業の再開に伴い、学校運営上、避難者の移動・明渡しが必要となるため、長期間避難者を収容するスペースとして使用するものではないこと 教育環境の改善の観点から整備すべきものであり、緊急防災・減災事業債ではなく、学校施設環境改善交付金や学校教育施

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>体の補助金を限度とする。))</p> <p>h 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）</p> <p>i 応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両</p> <p>j 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設（仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等）</p> <p>k 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設</p> <p>l 緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等</p>	<p>設等整備事業債により整備すべきであることから対象となりません。</p> <p>なお、特別教室についても、基本的には普通教室と同様の考え方ですが、避難所としての学校施設利用計画などにおいて開放スペースとしてあらかじめ位置付けられるなど、長期間の避難所スペースとしての活用が見込まれる場合には、対象となる可能性があります。</p> <p>Q14-5 緊急防災・減災事業のうち「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」の整備とは、具体的にどのような事業ですか。</p> <p>A14-5 防災対策事業の対象となる緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、車両、ヘリコプター、無人走行放水ロボット、消防艇及びこれらに付随する資機材（以下「車両等」という。）の新規登録のための整備並びに車両等の高性能なものへの更新、新規登録のために整備する車両等を保管する施設の整備な</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>m 緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられた消防本部、消防署、出張所及び消防学校における女性専用施設（浴室、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面所等）</p> <p>n 消防団に整備される施設（消防団活動を行うに当たり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等）のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備（消防団車両の増強、初期消火資機材の増強や救助活動等を行うために必要な車両の整備、ドローンの整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備等）</p> <p>o 消防水利施設</p> <p>p 初期消火資機材</p> <p>q 消防本部又は防災部局に整備される災害対応ドローン（水中ドローン及び物資輸送用ドローンを含む。）</p> <p>(イ) 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある情報網の構築消防防災情報通信施設のうち、次の事業を対象とする。</p> <p>a 消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新</p> <p>b 防災行政無線のデジタル化及びデジタル化された防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化</p>	<p>ど、大規模災害に対応して、機能を強化するための事業のことです。</p> <p>Q14-6 緊急防災・減災事業のうち「消防団の機能強化を図るための施設・設備」の整備とは、具体的にどのような事業ですか。</p> <p>A14-6 防災対策事業の対象となる消防団に整備される施設のうち、東日本大震災を教訓として、津波災害等の大規模災害時において住民の安全に直結する消防団の強化に係るものを対象とし、運用要綱に定めるものほか、消防団拠点施設の増強などの事業のことです。</p> <p>Q14-7 「消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新」とは、どのような事業が、緊急防災・減災事業の対象となりますか。</p> <p>A14-7 「消防救急デジタル無線の更新・維持について」（令和4年1月24日付け消防情第36号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により、次の要件等を満たす場合に対象となります。詳しくは、同通知をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信環境の改善や端末・システムの改良などの機能強化（例：基地局・中継局の増設、基地局選択機能の改良、スピーカ・ディスプレイ等の改良等）を伴う更新であること。 <p>Q14-8 都道府県が整備する防災行政無線のデジタル化も、緊急防災・減災事業の対象となりますか。また、都道府県が防災行政無線のデジタル化を実施する場合に市町村から受益</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>者負担金を徴収する場合、当該市町村における負担金も対象となりますか。</p> <p>A14-8 対象となります。市町村の受益者負担金についても対象となります。</p> <p>Q14-9 デジタル防災行政無線の戸別受信機を整備する場合は、緊急防災・減災事業の対象となりますか。</p> <p>A14-9 デジタル防災行政無線の屋外スピーカ等と一緒に整備する場合については、対象となります。</p> <p>Q14-10 住民への災害関連情報の伝達を目的とした地域振興波又は防災行政無線アナログ波（以下「地域振興波等」という。）を活用した戸別受信機の整備は、緊急防災・減災事業の対象となりますか。</p> <p>A14-10 「市町村防災行政無線（同報系）等の戸別受信機の整備に係る財政措置の拡充について」（平成29年4月3日付け消防情第106号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により、次の要件等を満たす場合には、地域振興波等を活用した戸別受信機についても、地域振興波等の送信機等と一緒に整備する場合については、対象となります。詳しくは、同通知をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備経費及び運用経費の合計がデジタル戸別受信機を整備する場合よりも安価であること。 ・ 各施設が十分な耐災害性（地震対策・停電対策・浸水対策）を有すること。 <p>Q14-11 防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化は、どのような場合が緊急防災・減災事業の対象となりますか。</p> <p>A14-11 既にデジタル化済みの防災行政無線であっても、「防災行政無線の機能強化に関する緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について」（平成31年2月19日付け消防情第29号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により機能強化を行う場合については、対象となります。</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>c 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の整備及び情報伝達手段の多重化</p> <p>d 防災情報システムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設</p> <p>e 「地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的な整備の推進について」（令和3年1月22日付け消防情第30号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）に基づき、都道府県が実施する以下の(a)から(c)までの要件の全てを満たす、都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムに係る整備事業等（同衛星通信システム整備事業に対する市町村が実施する追加的整備事業及び負担金を含む。）</p> <p>(a) 災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保できること</p> <p>(b) 災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやり取りできるだけの十分な回線容量を常に確保すること</p> <p>(c) 被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的</p>	<p>Q14-12 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の整備、情報伝達手段の多重化とは、どのような場合が対象となりますか。</p> <p>A14-12 「全国瞬時警報システムの新型受信機の整備について」（令和7年1月7日付け消防庁国民保護・防災部国民保護室長、国民保護運用室長通知）又は「全国瞬時警報システムと連携する情報伝達手段の多重化の推進について（通知）」（令和6年3月27日付け消防国第33号・消防運第17号・消防情第102号）を踏まえて整備する場合は、対象となります。</p> <p>Q14-13 防災行政無線の代替として「大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設」を整備する場合は、どのような通信施設が、緊急防災・減災事業の対象となりますか。</p> <p>A14-13 「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」（平成28年4月1日付け消防情第96号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により、次の要件を満たす場合には、280MHz帯デジタル無線、FM放送、地上デジタル放送波を活用した同報系システム等についても、防災行政無線の代替として認められているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備対象地域が、デジタル防災行政無線又はその戸別受信機の未整備地域であること。 整備経費及び運用経費の合計が防災行政無線の場合よりも安価であること。 各施設が十分な耐灾害性（地震対策・停電対策・浸水対策）を有すること。 <p>この場合においては、防災・減災対応に必要な施設整備に要する経費に限り、対象となります。</p> <p>Q14-14 既存の防災情報システムの機能拡充に伴うソフトウェアの追加に要する経費は、対象となりますか。</p> <p>A14-14 ソフトウェアの追加に要する経費については、サーバーの設置等と一体的に行う場合</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>なネットワークであること</p> <p>f 災害時オペレーションシステム</p> <p>(ウ) 施設の大宗が浸水想定等区域内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設又は公用施設の移転</p> <p>a 次の施設の移転を対象とする。</p> <p>(a) 施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設（社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園等）の移転</p> <p>(b) 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等の移転</p> <p>b 庁舎については、原則として次に定める面積及びm²当たり単価に基づき算定した額を上限として、起債対象事業費を算出すること。</p> <p>(a) 面積 入居職員数×職員一人当たり面積（35.3m²）と移転前面積を比較して大きい方</p> <p>(b) m²当たり単価 501千円</p> <p>c 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。</p> <p>d 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること（庁舎の用地費については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。</p>	<p>は対象となります。</p> <p>Q14-15 浸水対策等の観点から施設を移転する場合、移転前の延床面積を上限として対象となるのが原則ですが、例外として移転前の延床面積を超えて、緊急防災・減災事業の対象となるケースがあるのでしょうか。</p> <p>A14-15 法令等で面積基準が定められている建物（例：養護老人ホーム）で、法令等の基準ができる前に建築されたものを移転する場合において、延床面積を現在よりも増やさなければ法令等の遵守ができない場合には、移転前の延床面積を超えて対象とすることができます。</p> <p>Q14-16 「浸水想定等区域移転事業」に併せて「災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設」の整備を行う場合、「浸水想定等区域移転事業」の上限面積を超えて、緊急防災・減災事業の対象とすることはできますか。</p> <p>A14-16 対象となります。「災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設」や、「救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設」等の防災・減災対策の機能強化によって面積が増加する場合、当該増加部分については、「浸水想定等区域移転事業」の上限面積を超えて対象とすることができます。</p> <p>Q14-17 浸水想定等区域内にある施設を高台に移転する場合に、通常の用地費以外にも法面の造成工事等が必要となる見込みです。このような高台移転に起因したかかり増しの造成工事も対象となりますか。</p> <p>A14-17 移転前の用地面積を上限とする通常の用地費とは別に、移転に伴う追加工事として対</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>e 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること（庁舎のかさ上げに要する経費等については、b で算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。</p>	<p>象となります。</p> <p>Q14-18 浸水想定等区域内にある施設を移転したいのですが、自治体区域内に高台などの適切な移転先がなく、浸水想定等区域内で建て替えをせざるを得ない状況です。このような場合でも「浸水想定等区域移転事業」の対象となりますか。</p> <p>A14-18 地理的な制約がある中で、かさ上げなどの浸水対策等を講じることにより、高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた浸水対策等の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置付けられていれば、対象となり得ます。この場合のかさ上げなどのためのコストは、通常の建設費や用地費とは別に、浸水対策等のための追加工事費として対象として差し支えありません。</p> <p>Q14-19 浸水想定等区域移転事業における「浸水想定等区域」とは、どのようなものですか。</p> <p>A14-19 浸水想定等区域とは、以下のものが該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波浸水想定区域については、想定される地震・津波災害の軽減を図るため、都道府県が作成し、地域の住民に周知されるとともに防災・減災対策に活用されている津波浸水予測の区域や、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき都道府県が設定した津波浸水想定の区域など ・ 洪水浸水想定区域等については、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条に規定する洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 に規定する雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条に規定する土砂災害警戒区域等の法律上位置付けのある災害想定区域や、市町村が水防法第

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>15条の11の規定に基づき住民等に周知している浸水区域等</p> <p>Q14-20 「津波浸水想定区域移転事業」の起債対象事業費の算出に用いる庁舎の「入居職員」の範囲について教えてください。</p> <p>A14-20 対象となる「入居職員」は、移転後の庁舎の入居職員のうち、地方公共団体定員管理調査(第1表～第3表)の対象となる職員(公営企業会計に属する職員及び庁舎の移転前の時点で津波浸水想定区域外にあった庁舎に所属していた職員は除く。)です。</p> <p>Q14-21 庁舎の移転事業にかかる解体撤去費は対象となりますか。</p> <p>A14-21 既存の建物を撤去しなければ移転ができない場合の解体撤去費については、運用要綱(ウ)bに基づき算出した起債対象事業費内で対象となります。</p> <p>Q14-22 広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画の策定には至っていないが、消防の広域化又は連携・協力を行おうとする消防本部における高機能消防指令センターの整備について教えてください。</p> <p>A14-22 協議等手続の時点では広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画に至っていない場合でも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化又は連携・協力(高機能消防指令センターの共同運用に限る。)の実施に向けた関係団体の合意内容(広域化等の実施時期、関係本部名を含むもの)を記載した「消防の広域化又は連携・協力に向けた計画」及び、 ・根拠となる協議体の規約、関係団体間の合意文(首長間・消防長間)又はその他合意が確認できる書類のいずれか <p>を提出することにより、広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画の策定に代えることができるものとします。詳細については、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について」(令和6年3月27日付け消防情第94号消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>(イ) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」に基づき、消防の連携・協力をを行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業</p> <p>a 広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）</p> <p>ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであるこ</p>	<p>長通知）及び「消防指令システムの標準仕様書等の策定に伴う財政措置について（通知）」（令和6年4月1日付け消防災第75号・消防情第97号・消防消第95号通知）をご参照ください。</p> <p>Q14-23 既に広域化又は連携・協力を実施している消防本部における高機能消防指令センターの整備について教えてください。</p> <p>A14-23 既に広域化又は連携・協力を実施している消防本部については、新たに広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画を策定しなくても、標準仕様書に基づく消防指令システムを導入する場合に「緊急防災・減災事業債」又は「防災対策事業債」の対象となります。詳細については、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について」（令和6年3月27日付け消防情第94号消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長通知）及び「消防指令システムの標準仕様書等の策定に伴う財政措置について（通知）」（令和6年4月1日付け消防災第75号・消防情第97号・消防消第95号通知）をご参照ください。</p> <p>Q14-24 広域消防運営計画等に基づき、近接する署所等を統合して新たに分署を設置する場合や、連携・協力実施計画に基づき必要となる訓練施設を整備する場合、非常備消防の地域を管轄する署所等を新設する場合において、用地費も緊急防災・減災事業の対象となりますか。</p> <p>A14-24 対象となります。</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>と。</p> <p>b 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備</p> <p>c 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築</p> <p>d 連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備</p> <p>e 連携・協力実施計画に基づき必要となる訓練施設の整備</p> <p>f 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備（「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項」（令和4年3月31日付け消防消第102号消防庁消防・救急課長通知）に掲げる消防用車両等に限る。）</p> <p>(オ) 大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設又は公用施設の耐震化</p> <p>次の施設の耐震化（社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るもの）を対象とする。なお、原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについて対象とするものであること。</p> <p>a 指定避難所</p>	<p>Q14-25 社会福祉法人又は学校法人が防災・減災のために行う取組に対する地方公共団体の助成については、どのような場合が、緊急防災・減災事業の対象となりますか。</p> <p>A14-25</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人立の社会福祉施設及び学校法人立の学校施設が指定避難所となっている場合には、防災機能を強化するための施設の整備事業（電源設備の嵩上げ、機械施設等への止水板の設置等）（運用要綱ア(ア)f(a)）、避難者の生活環境の改善に係る施設の整備事業（運用要綱ア(ア)g）及び耐震化事業（運用要綱ア(オ)a）の対象となります。 また、指定避難所となっていない場合であっても、災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉法人立の社会福祉施設及び学校法人立の幼稚園等については、避難路・避難階段の整備事業（運用要綱ア

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>b 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設</p> <p>c 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）</p> <p>d 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設</p> <p>e 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等</p> <p>f 地震による倒壊の危険性が高い庁舎（Is値0.3未満）であって、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設</p> <p>イ アで対象としている事業を、防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業に限る。）及び奄美群島振興交付金を受けて実施する場合も、緊急防災・減災事業の対象とするものであること。</p> <p>ウ アで対象としている事業のうち、高機能消防指令センターの整備に係る事業については、標準仕様書に基づく消防指令システムの整備を伴うものに限り、対象とするものであること。なお、令和5年度までに基本設計が完了した消防指令システムの整備を伴うものについては、令和7年度以降も引き続き緊急防災・減災事業の対象とするものであること。</p> <p>エ ア(ア)g及び(イ)(eを除く。)で対象としている事業のうち、⑪ア(ア)及びイに該当する地方単独事業については、緊急防災・減災事業の対象とするものであること。</p> <p>オ 資金は、地方公共団体金融機関資金又は民間等資金とすること。 ただし、エにかかる資金は、民間等資金とし、償還年限は、原則として5年以</p>	<p>(ア)e)、防災機能を強化するための施設の整備事業（運用要綱ア(ア)f(d)及び(e)）及び耐震化事業（運用要綱ア(オ)d及びe）の対象となります。</p> <p>Q14-26 消防署所等が消防本部と同じ建物となっており、耐震化のために全部改築を行う場合、どの部分が緊急防災・減災事業の対象となりますか。</p> <p>A14-26 耐震化のために全部改築を行う場合、緊急防災・減災事業の対象となるのは、消防署所等に属する部分及び消防本部のうち消防署所等と同等の機能を有していると認められる部分（消防車両の車庫、資機材庫、自主防災組織等の訓練や研修を行うための部屋など、通常は消防署所等に整備されるものであるが消防本部部分に整備されているもの等）が対象となります。</p> <p>Q14-27 同意等基準運用要綱第一の二の1の(一)の(6)の⑤のエにおいて、緊急防災・減災事業債の対象とするものとしている事業とは、具体的にどのようなものですか。</p> <p>A14-27 以下の事業については、サーバーの設置等と一体的に行われるものを対象としてきたところですが、地財法第33条の5の14の情報システム又は情報通信機器に係る地方債の特例の創設に伴い、サーバーの設置</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
<p>⑧ 緊急自然災害防止対策事業</p> <p>緊急自然災害防止対策事業について は、緊急自然災害防止対策事業計画において緊急に行うべき事業として位置付けられた災害発生予防及び災害拡大防止に係る地方単独事業を対象とするものとする。</p>	<p>内とすること。</p> <p>⑦ 緊急自然災害防止対策事業</p> <p>ア 緊急自然災害防止対策事業について は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するための治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（防災重点農業用ため池（防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第2条の2に規定するもの）の防災工事を含む。）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾防災、漁港防災、農道防災、林道防災、都 市公園防災、下水道（fに定める事業に</p>	<p>等と一体的に行うものでなくとも、地財法第33条の5の14に規定する住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システム又は情報通信機器の整備等に係る事業であって、デジタル活用推進計画に位置付けられた地方単独事業であれば、その財源に緊急防災・減災事業債の活用が可能となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所における避難者の生活環境の改善のためのWi-Fiの整備（衛星通信サービスの整備を含む。） ・災害情報の一斉送信のために必要な以下の受信機器の配備（無償貸与により配備する場合に限る。） 市町村防災行政無線の戸別受信機、FM放送の自動起動ラジオ、MCA陸上移動通信システムの屋内受信機、市町村デジタル移動通信システムの屋内受信機、280MHz帯電気通信業務用ページャーの屋内受信機及び放送波を用いた伝達手段の屋内受信機並びに携帯電話網等を活用した情報伝達手段の個別端末 ・防災情報システム（Q13-2の防災情報システムをいう。）の整備 ・災害時オペレーションシステムの整備 <p>Q22-1 緊急自然災害防止対策事業の期間はいつまでですか。</p> <p>A22-1 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の期間である令和7年度までです。</p> <p>また、地方公共団体が令和7年度に整備予定の事業に安心して取り組むことができるよう、令和7年度末までに建設工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることとしています。</p> <p>Q22-2 国の「防災・減災、国土強靭化のための5</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>限る。) 及び道路防災 (g に定める事業に限る。) に係る国庫補助の要件を満たさない地方単独事業を対象とする。</p> <p>ただし、流域治水プロジェクト（「流域治水プロジェクトの推進について」（令和2年6月10日付け国水河計第17号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知）及び「二級水系における流域治水プロジェクトの推進について」（令和2年10月27日付け国水河計第39号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知）に基づき策定されるもの）をいう。以下同じ。）又は流域治水計画（流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画をいう。以下同じ。）に基づき行う事業で a から f に掲げるもの及び道路防災に係る事業に限り、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 流域に関する対策（防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設・情報基盤の整備）等） b 準用河川に係る河川改修 c 農業水利防災（ため池・機場・水路等。安全対策施設を含む。）、湛水防除（排水機場・排水樋門・遊水池等貯留施設・排水路・堤防・排水管理に必要な施設等）、地盤沈下対策（農業用排水施設等）（原則、公共事業の要件を満たす事業を除く。） d 林道防災のうち林業・木材産業循環成長対策の路網の機能強化の要件を満たす事業 e 都市公園防災（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業における豪雨対策の要件を満たす事業） f 下水道（雨水公共下水道事業、都市下 	<p>か年加速化対策」に基づく事業と連携した事業でなければ、対象とならないのでしょうか。</p> <p>A22-2 各地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される事業であれば、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく個別の国直轄・補助事業と直接関連しない事業も対象となります。</p> <p>Q22-3 既存の施設・設備の更新は、対象となりますか。</p> <p>A22-3 既存の施設・設備の更新は、長期的視点に立って、計画的に取り組むべきものであり、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象とした緊急自然災害防止対策事業の対象ではなく、防災対策事業の対象となります。</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	<p>水路事業及び公共下水道事業（公共下水道事業（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号イに規定するもの）については、浸水対策のうち、流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき行う、ポンプ施設（雨水に係るものに限る。）、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設の整備事業に係る一般会計から公営企業会計に繰り出した経費に限る。））</p> <p>g 道路防災のうち防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策と連携して実施される以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策（落石防止柵・植生工・モルタル吹付工・排水工・土留工等） (b) 道路施設（小規模構造物等）の予防保全のための対策（防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層（積雪寒冷特別地域における凍上災害の予防・拡大防止対策については表層、基層及び路盤）に係る対策等） (c) 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策（橋梁・道路の洗掘・流失対策） (d) 道路における無停電設備等に関する対策（機械設備の整備、道路照明のLED化等） (e) 大雪時の車両滞留危険箇所に関する対策（防雪施設・消融雪施設・除雪機械等の整備等） <p>イ 流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき都道府県又は指定都市が行う一級河川又は二級河川に係る事業（河川改修及びダムを除く。）を対象とした緊急自然災害防止対策事業債に係る資金については、財政融資資金を優先的に配分すること。</p>	

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
<p>⑨ 緊急浚渫推進事業</p> <p>緊急浚渫推進事業については、地財法第33条の5の11の規定に基づき、同条に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置付けられたしゆんせつ及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。</p>	<p>ウ イに定める事業以外の事業を対象とした緊急自然災害防止対策事業債に係る資金については、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金とすること。</p> <p>⑧ 緊急浚渫推進事業</p> <p>緊急浚渫推進事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>ア 地財法第33条の5の11に規定する河川、ダム、砂防設備、治山事業により設置された施設及び農業用ため池並びに省令附則第2条の16に規定する農業用排水路等において、地財法第33条の5の11に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置付けられたしゆんせつ及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。</p> <p>イ 資金は民間等資金とし、償還年限は原則として10年以内とすること。</p>	<p>Q23-1 緊急浚渫推進事業の期間はいつまでですか。</p> <p>A23-1 地財法第33条の5の11に規定されるとおり、令和11年度までが事業期間です。</p> <p>Q23-2 緊急浚渫推進事業は、市町村が管理する普通河川も対象となりますか。</p> <p>A23-2 地財法第33条の5の11に規定されるとおり、市町村が管理する普通河川における浚渫事業も対象となります。</p> <p>ただし、当該浚渫事業について、河川維持管理計画や個別施設計画、これらに代わる堆積土砂管理計画(令和7年4月1日付け事務連絡「緊急浚渫推進事業債における取扱いについて(周知)」参照)において実施箇所や防災・減災上の緊急性等を記載する必要があります。</p> <p>Q23-3 緊急浚渫推進事業は、どのような経費が対象となりますか。</p> <p>A23-3 土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用(これらの実施に必要となる測量・設計費を含む)に加え、その附帯工事費(仮設道路の設置費等)、土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費(土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等)、除去した土砂等の運搬・処理費用も対象となります。</p> <p>Q23-4 緊急浚渫推進事業に伴い発生した土砂等の残土処分場の造成費用は対象となりますか。</p> <p>A23-4 除去した土砂等の処理費用として、対象となる。なお発生した土砂について、まずは、工事間での利活用について検討をお願いします。</p> <p>Q23-5 市町村が負担金として県に支出して行う県と市町村による共同事業は緊急浚渫推進</p>

地方債同意等基準	運用要綱	(参考)質疑応答集
		<p>事業の対象となりますか。</p> <p>A23-5 対象となります。その際には県及び市がそれぞれ作成する個別計画(河川維持管理計画等)に、県と市の共同事業であることを明記してください。</p>